The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	女たち／男たちの廃娼運動 ： 日本における性の近代化とジェンダー
Author(s)	林, 葉子
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/23007
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

女たち/男たちの廃娼運動

―日本における性の近代化とジェンダー―

林　葉子

博士学位論文（2007年度）

女たち／男たちの廃娼運動

——日本における性の近代化とジェンダー

大阪大学大学院
文学研究科文化形態論日本学専攻

林　葉子

女たち／男たちの廃娼運動——日本における性の近代化とジェンダー　目次

序章　「底辺女性史」から、ジェンダー史へ ……1

第一章　公娼制度と衛生思想 ……14

第一節　医学知の輸入と黴毒検査　14

第二節　公娼制度の再編過程にみる黴毒の問題　21

第二章　廃娼運動への女性の参加と周縁化 ……31

第一節　群馬の廃娼建議と「衛生」の論理　31

第二節　女たちの廃娼運動のはじまり　35

第三節　廃娼運動における女性の周縁化　38

第四節　日清戦争前後の矯風会における「衛生」　43

第三章　男たちの自由廃業運動 ……58

第一節　「廃娼」と「自由廃業」の相違　58

第二節　法廷闘争としての自由廃業運動　62

第三節　新聞報道の自由廃業運動観　69

第四節　自由廃業を後援する「軍隊」——救世軍の「醜業婦救済」運動　73

第四章　女性廃娼運動団体の確立 ……81

第一節　矯風会軍人課と日露戦争　81

第二節　矯風会の愛国婦人会への対抗意識　87

第三節　「軍人」化する女たち　91

第四節　日露戦争後の「軍隊衛生」と廃娼運動の再燃　94

第五章　性別編成される廃娼運動 ……105

第一節　啓蒙される女たち　105

第二節　男たちの『廓清』の刊行　110

第三節　女たちの廃娼運動の独立　116

終章　廃娼運動——「衛生」と「人権」のはざま ……135

資料、参考一次文献、参考二次文献　140

序章　「底辺女性史」から、ジェンダー史へ

「それを変えるためには、まずそれを知らなければならない。不幸位知りにくいものは無い。それはつねに神秘である。それはギリシャのことわざのように唖である。そのほんとうのニュアンスや原因を把握するためにはとくに内部的分析に馴れていなければならない。そして不幸な人間の場合には一般的にそうではない。たとえその準備ができている場合でも、不幸それ自体がこの思考の活動を妨げる。そして屈辱の結果として、思考の立入りを許さない、沈黙と虚偽に覆われた禁止地帯ができる。不幸な人達が苦情を言う時、かれは殆どつねにほんとうの不幸を明らかにせず偽の訴えをする。それに、深い恒久的不幸の場合には、非常に強い羞恥心が苦情を止めさせる。こうして人間の中の不幸な条件のひとつひとつが沈黙地帯をつくり、人間は島のようにそこに閉じ込められる」

———シモーヌ・ヴェイユ「工場生活の経験」[1]

1　「底辺女性史」という問い

廃娼運動史という歴史叙述の方法に対して、これまでに最も鋭く突きつけられた問いは「底辺女性史」という方法であり、その叙述を支える思想であった。廃娼運動史を書き始めようとする者は、その「底辺女性史」という問いと一度は向き合わなくては、前へ進むことができない。山崎朋子は、廃娼運動史をふくむ「エリート女性史」に批判的なまなざしを向け、そのアンチテーゼとしての「底辺女性史」について、次のように説明している。

> わたしは、エリート女性史を、かならずしもすべて否定しようとするものではない。なぜなら、専門的な学問や技術を身につけた近代エリート女性には、時代を進展させて行く上において彼女らでなくては担えない仕事があるはずだ——というふうに考えるから。けれども、極地に浮かぶ氷山にたとえるならば、いわゆるエリート女性は氷山の海上に突出した部分にすぎず、海中にはその数十倍にもおよぶ巨大な氷塊——労働者・農民階級の女性たちが、重く深くその身を沈めているのである。そして、そういう底辺の女性たちの実態に迫り、その悲しみや喜びの核心をつかんだ史書でなければ、本当の女性史と評価することはできないのだ。従来の女性史にたいするこのような批判をもっとも具体的・効果的におこなうためには、女性通史を書かなければならないのだが、現在のわたしには到底それだけの力はない。そこでわたしは、せめて、エリート女性と対蹠的な生き方をした底辺女性のひとりについてだけでも書き綴っておきたいと思ったのだが〔中略〕そう考えたときわたしの脳裡に浮かび上がってきた女性像こそ、ほかならぬ〈からゆきさん〉だった

のである[2]。〔傍点引用者。以下、特に断り書きがない限り、傍点は引用者によるものである〕

このような「エリート女性史」対「底辺女性史」という対比においては、廃娼運動をおこなった「エリート」たちの歴史ではなく、売春の当事者である「底辺女性」の歴史こそが「本当の女性史」であると見なされている。すなわち、廃娼運動史というかたちで（娼婦ではなく）廃娼運動に歴史記述の対象を定めるという行為自体に、しばしば批判的な視線が注がれているのである。

この「底辺女性史」が提唱された時代的背景としては、上野千鶴子が指摘するように、60 年代からの、色川大吉、安丸良夫、鹿野政直らによる「民衆史」の動きがある[3]。鹿野政直は、聞き書きという手法を用いた「地域女性史」を、「アカデミズム」的な「日本女性史」と対置して、「地域女性史」の方をより高く評価し、次のように述べている。

> 「日本女性史」なら、ともすればいきなり廃娼運動の力説へと赴きがちですが、じつは地域にはそれぞれ「廓」があり、そこでの女性たちを見聞きしたことが、女性問題の体験なりそれへの開眼なりの第一歩になるという、生活者の実感が〔地域女性史の記述には――引用者〕投影されています[4]。

「地域女性史[5]」という視座は必ずしも「底辺」にその調査対象を限定するものではなく「底辺女性史」と同一視することはできないが、その問題関心と手法とは「底辺女性史」と共通する点が多いように思われる。そして、この「底辺女性史」の主張を突きつめて考えるならば、廃娼運動史などという中途半端な歴史ではなく、売春の当事者であるところの〈娼婦たち〉の側から見た歴史をこそ書かねばならない、という結論へと行き着く。買売春についての歴史を知りたいのなら〈娼婦たち〉のもとへ行き、彼女たちの言葉を引き出すことから始めなければならない、というわけである。娼婦の「不幸」を「実感」として理解しえない者に、買売春の歴史など語る資格があるのかという、重い問い。

しかし、私はこの「底辺女性史」という問いかけに対し、あえて次のように応答したい。――「底辺女性史」が限りなく困難な試みだと気づいていながら、そのような試みをこそ「本当の女性史」と定めることは、女性史という後発の学問に自ら足かせをはめる、英雄的自殺行為なのではないか、と。そして、それが困難であるのは「底辺女性史」という試みの前に、次のようないくつもの壁が立ちふさがっているからである。

第一に、どのような存在を「底辺」とみなすか、その基準を定めることの困難である。先述の「『底辺』としての『からゆきさん』」という発想には、「肌の色は黒く、立居振舞の洗練されていない原住民の男たちを客に迎えることにたいしては、おそらく非常な屈辱感を味わったにちがいない[6]」という東南アジアの原住民に対

する感情の問題が含みこまれており、「土人」男性を相手にしなければならないから「底辺」なのだという説明では、結果としてその原住民差別を容認する記述となってしまう。また、「からゆきさん」に限らず、公娼制度下の娼妓の「苦痛」を説明する際に、「〔客が〕醜かろうと禿頭だろうと不具であろうと文句は言えない[7]」という条件が、その「底辺」である理由の一つとみなされるとき、そうした記述は、女性差別を問題化しながら、他方で障害者差別に荷担しているのである。

第二に、そのような「底辺」の定義をめぐる問題があってもなお、仮に〈娼婦たち〉を「底辺」的存在とみなすとして、その〈娼婦たち〉が自ら自分の歴史を書き残すことは難しい。なぜならそれを行うだけの経済力と教育の機会とを得ていたならば、そもそも売春以外の手段で生計を立てられた可能性が高く、それができない存在をこそ「底辺」とみなすという、論理的前提があるからである。

第三に、自らの歴史について語ることが可能な娼婦がいるとしても、その彼女を〈娼婦たち〉の代表と見なしうるかという問題は残る。〈娼婦たち〉は一枚岩ではないからである[8]。時に、公娼は私娼を「夜鷹」「梅毒持ち」と呼んで見下し、元娼妓は「アメリカさんの腕にぶらさがって」いる戦後の女たちを「情けのぅて恥ずかしくって」と嘆く[9]。人は生きる環境が苛酷であるだけ分断されがちであるとすれば、女は単に「母／娼婦」に二分割されるだけでなく、「公娼／私娼」、「遊女／パンパン」等、様々な分断を生きているのだった。

第四に、〈娼婦たち〉自身が自らの歴史を記述しえないとすれば、真の意味では当事者となりえない歴史研究者が、「娼婦たちの側からみた」彼女たちの歴史を「代弁」できるのか、という問題がある。いかに「当事者」に寄り添おうとも、ただ話を聞くだけで「当事者」に成り代わり得るはずもない。冒頭にかかげたヴェイユの考察は、安易に他者の「不幸」を理解できるものとする楽観的態度に対する鋭い警鐘である。

第五に、歴史研究者が娼婦の歴史を「代弁」しようとする際に、取られるであろう方法の代表的なものは「聞き書き」だが、この「聞き書き」という行為そのものが「暴力」となる可能性も考えられる。すなわち娼婦として生きてきたという経験が、その人の心に大きな傷を残しているかもしれないと予想できる場合に、あえてその経験について語らせ、さらには公開するという行為に、倫理的問題はないのかという新たな問いが残る。

「底辺女性史」の提唱者である山崎朋子は、自身の作品のなかで、歴史研究者が当事者を「代弁」する行為の難しさについて繰り返し記述しながらも、自分自身はその困難を乗り越えられたと強調している。たとえば、自分と「おサキさん」（聞き取りの対象である元「からゆきさん」）との関係が母娘関係のように親密であったこと、自分が「おサキさん」の人生について記述することについて「おサキさん」から承認をあたえられたこと、そして調査の過程で、「おフミさん」（もう一人の「からゆきさん」）の遺品である写真類を盗んだ行為についてさえ、「おフミさん」の息子が「知っていながら敢えて許してくれた」のだと記述しており、自らの「代弁」

行為が決して暴力的でなく、当事者たちによって全面的に承認されたものだと主張している。さらに彼女は「『サンダカン八番娼館』と『サンダカンの墓』の本当の著者は、わたしではなくてからゆきさんたちであり、また彼女らによって代表される日本の底辺女性たちである[10]」と述べて、ただ三週間〈おサキさん〉と生活をともにするだけで「当事者として」歴史を語る資格を得たかのごとくである。

しかし、その「代弁」行為の完全性を主張しているのは他ならぬ山崎本人であり、それは自己申告でしかなく、第三者による検証の可能性については「おサキさん」たちが姿を隠している以上、失われてしまっている。仮にその自己申告のとおりに、彼女の「底辺女性史序章」が成功例とみなされるべきものであるとしても、それが「序章」のままで、それから三十年以上が過ぎた現在もなお後に続く歴史研究者が現れていないという事実は、「底辺女性史」と名づけられた実践がきわめて困難であることの証左にほかならない。

同じように「からゆきさん」をテーマとしながら、異なる記述方法と異なるイメージを打ち出した作品として、森崎和江の『からゆきさん』がある。森崎は、山崎のように直接（元「からゆきさん」であった）「おキミさん」の言葉を引き出したりはしない。森崎の友人である「綾さん」の養母が「おキミさん」で、森崎は偶然に「綾さん」から「おキミさん」が元「からゆきさん」であった話を聞かされるのである。「おキミさん」が語る相手は森崎ではなくて自分の娘であり、森崎が「おキミさん」と接することができるのは「いつも綾さんをとおして」である。そして、その「綾さん」の語る「からゆきさん」は〈「狂気」の人〉であった。

「おキミさん」は娘の「綾さん」に「いんばいになるか、死をえらぶか、といわれたら、死ぬんだった。うちは知らんとだったとよ、売られるということが、どげなことか‥‥」と語る[11]。しかし「綾さん」は同時に「おキミだって、いんばいがなんがわるい、なんてケラケラしてることもあったのよ」と森崎に告げる[12]。「いんばい」（淫売）をめぐる「おキミさん」と「綾さん」の語りは揺れ動きながらも、「いんばい」に関わったことが「おキミさん」をどこまでも追いつめ、精神科での入院を余儀なくさせ、さらには娘の「綾さん」までも苦しめてゆく様子が「綾さん」の語りによって明らかにされてゆく。「所帯もち」の「綾さん」は、ある日、自分の中絶手術に「女の大先生」である森崎を立ちあわせようとして、医師に「いんばいをみせてやってよ」〔傍点原文〕と頼み、結局、その中絶手術の見学を拒んだ森崎に、手術後の病室で、次のように語る。

> あたしが狂ったとでも思ったのでしょう。でも母はね、あたしと二人になると、もっともっと狂うのよ。母は、からゆきだったのよ。売られた女よ。／あなた、売られるということ、少しはわかった？　一代ですまないことなのよ。売られた女に溜まったものは、その子の代では払いのけられそうもないわよ、どこまでいっても。あたし、わからないの。売られなかった女というものが少しもわ

からないの。‥‥あたし、あなたのようになりたいのよ。あなたはねえ、あたしの、あたしのかわりに生きている、もう一人のあたしよ‥‥[13]〔傍点原文〕

「綾さん」は別の場面で「いんばいっていうのは特別なことではないわね。ふつうの夫婦の間にだって、淫を売るってことはいくらもあるわね」とも語っている[14]。こうした語りの中で、「いんばい」と「ふつうの夫婦」が緩やかにつながり、「からゆきさん」と「所帯もち」がつながり、そして「女の大先生」である森崎も「もう一人のあたし」となって重ね合わされてゆく。ここには「エリート」対「底辺」という構図にみられるような分割され固着された関係性ではなく、「いんばい」すなわち〈娼婦たち〉とは「もう一人のあたし」にすぎないことが示されている。

もし「底辺」を、自分の外側に求めて彷徨い歩くならば、いつまでもその「底辺」にたどりつくことはできないだろう。人が「底辺」と出会いうる一片の可能性が残されているとすれば、それは〈わが内なる「底辺」〉と向かい合う時のみである。

2　廃娼運動史は「女性史」か

また廃娼運動史を、先行研究がほとんどすべてそうだったように「女性史」としてのみ捉えることにも問題がある[15]。本文中に示すように、廃娼運動への参加者には男性も多かったのであり[16]、廃娼運動雑誌において語られてきたことは「女性」に限らず「性」そのものであった。それにもかかわらず、これまで廃娼運動が「女性史」として語られてきたことの背後には、「性」＝「女性」という強固な思いこみがあるのではないだろうか。荻野美穂は「性」を歴史研究の対象として扱うときに陥りがちなこの問題について、次のように指摘している。

> 身体とか性といった新しい問題を歴史研究の対象として取り入れようとする場合、男＝普遍、女＝特殊、という知の枠組み、あるいは女のみを性的、肉体的なものと見なしてきた従来の感覚のもとでは、とかく身体＝女の身体と理解されてしまうおそれがある。あるいは、妙な表現だが女のほうが男より「身体度」の高い存在だと思いこまれてしまう。〔中略〕女の身体は新奇でエキサイティングなテーマとしてもてはやされ、ねめまわされる。これは「女の身体を問題にしてきた歴史を問題にする」という形をとってはいるが、結局そこで対象化されているのはあいも変わらず「他者」の身体、男にとっての客体としての女の身体なのであって、男自身の身体性には解析の目は向けられず、身体＝女という前提は微動だにしない[17]。

廃娼運動雑誌においても、やはり「男にとっての客体としての女の身体」としての娼婦像が論じられることが多かったのだが、そこには同時に「男自身の身体性」を問う語りも見られた。しかし、歴史研究者が廃娼運動を記述するときには、その

男性身体についての語りには注目せず、娼婦という「女の身体」をめぐる議論に専ら焦点があてられ、それゆえに「廃娼運動史」はこれまで「女性史」であり続けたのである。たしかに廃娼運動史にも「女性史」としての側面が見られないわけではない。しかし、廃娼運動が男の社会運動でもあり、「性」が男のものでもあるからには、廃娼運動史は「女たち／男たちの廃娼運動」として書き直されなければならない。また廃娼論における男性身体をめぐる語りについても分析しなければならない。

さらに、冒頭に論じた「沈黙」と「不幸」との関係について考慮に入れるならば、言説の内容だけでなく、言説の不在にも着目する必要がある。そして、誰がいつ語り始めたか、その言説の配置を見ることによって、当時の「解放」のありようを記述することができる。「不幸」が語りえないものであり「不幸」との距離が近いほど「沈黙と虚偽」に覆われていくのだとすれば、沈黙こそは「不幸」の証であった。たとえば娼妓たちには自前の情報発信機関を持つことが長らく許されず、それゆえ、彼女たち自身の声は隠されていた。彼女たちの声は、新聞記事、廃娼運動雑誌、存娼運動雑誌等にわずかに取り上げられることがあっても、それらが各メディアのバイアスから自由であったとはいえず[18]、また娼妓に限らず、女たちの沈黙は、それが深ければ深いほど、彼女たちの「不幸」を証拠立てていた。しかし逆に、次のように言うこともできる。彼女たちが言葉を持ち、語る場を持つことができたとき、彼女たちは自らの「不幸」から一歩遠ざかったのである。「不幸」は語りえないものならば、逆に、語りはじめたという事実が、彼女たちの「解放」への第一歩を跡づけているといえる。

廃娼と存娼の対立はまさに性に関わる議論であり、それらの言説を分析する上で、論者の性差への着目は不可欠である。娼妓は女性に限られていたため、またその娼妓を買う人は男性に限られていたため、個々の論者の女性あるいは男性としての経験が、言説の内容自体に少なからず反映していることが容易に推測できるからである。つまり、廃娼や存娼の言説を分析する際には、それを論じる側と、論じられる対象との、双方をめぐる「性差にかんする知[19]」としてのジェンダーに着目する必要がある。しかし「女」としての経験も一様ではないため、性差への着目が不可欠だといっても、個々の言説の意味を論者の性別によってのみ説明することは不可能である。同時代に生き、同じく「女」と名指されていても、娼妓たちの経験と廃娼運動の女たちの経験とでは、大きく異なっていた。それならば、この女たちのあいだに見られる差異について、たとえば「階級」概念に基づく説明を付け加えてみるならば、不足を補うことができるだろうか？――その答えは否である。同じように貧しさから売春をしていても「公娼」の経験と「私娼」の経験とでは異なっており、差異は、そこにも存在する。ジョーン・スコットは、女たちの経験を記述しようとする場合に陥りやすい危険性として「『女たちはその体験の結果、状況や関係性に応じた道徳的選択をおこなう』といった記述から、『女は女だからこのように考え、選択する』という方向に議論が移ってしまう」傾向があることを指摘して、後者の

「非歴史的な見方」を批判しているが[20]、同様に「女は女だから、このような廃娼論を説いた」とか、「彼女はこの階級に属していたから、買売春についてこのように論じた」と説明するならば、そのような説明もまた「非歴史的」だとの批判を免れ得ないであろう。スコットがいうように「私たちは、二項対立のもつ固定的で永続的な性格を拒否し、性差の条件を真に歴史化し脱構築する必要があ[21]」り、ジェンダーのみならず「階級」や「人種」についても、同じことが言える。そして廃娼運動の言説に向き合う私たちに必要な作業は、この「歴史化」なのである。

廃娼と存娼の対立点は、買売春を国家が制度化しなければならないほどに男性の性欲は統御困難なものであるか否かという問題であり、もし統御困難であれば、それをいかに管理すべきかという問題であり、あるいは、女性には男娼が不要で男性には娼妓が必要だという考えの背後にある二重基準の問題性であった。その対立は「性を所有したいという欲望、性に到達したい、性を発見し、解放し、言説に表わし、真理として表明したいという欲望」としての「性に対する欲望」（ミシェル・フーコー）[22]の発現である。そして、公娼制度の前提として想定されている「男」や「女」のイメージは、廃娼派の言説によって絶えず攪乱され、揺らぎ、決して固定化されることはなかったのである。たしかに娼妓は黴毒検査によって定期的にその性器を医師によって診察されていたのだから、女性の性器としての膣を持たない者が娼妓として登録されることは原則的には無かったと考えられ、その意味において、娼妓が「女」であるということは、イメージの問題であるだけでなく、身体の問題であった。また、性について語る者たちがいる一方で、語ることを禁止された人々が存在し、その言説の配分は性的身体と深く関連づけられながら決定されていた。しかし私たちは、性の歴史としての廃娼運動史をたどることによって、「男」や「女」をめぐる「知」がいかに短期間のうちに移り変わっていったのかを知るのと同時に、その「知」がいかに当時の人々の生を強く束縛し〈生きられた身体の経験〉へと結びついていったのかということも確認することができるだろう。

3　廃娼運動の担い手の性差について

ここで、先行研究においては廃娼運動の担い手の性差についてどのような認識が持たれてきたか、その変遷について簡単にたどっておきたい。なぜなら、近年において、廃娼運動は「婦人運動」として語られがちであり、その偏ったイメージはいつごろ形成されたのかを確認しておく必要があるからである。

廃娼運動史研究の歴史は古く、すでに戦前に出版された廃娼運動史として、運動の当事者でもあった伊藤秀吉が『日本廃娼運動史』と『紅燈下の彼女の生活』を 1931 年に著している。また沖野岩三郎の『娼妓解放哀話』（初版は 1930 年）も、基礎的文献といえるだろう。しかしこれらの作品は廃娼運動を「婦人運動」とはとらえていない。廃娼運動史に関連して「市民的婦人運動」という呼称を最初に用いたのは井上清の『日本女性史』（1948 年）である[23]。ただし井上は、廃娼運動＝「市民的

婦人運動」と論じたのではなく、単に「後年の日本の市民的婦人運動家には、矯風会に関係のあったひとが多い[24]」と記述したのであるが、この「市民的」という呼称は『青鞜』の関係者に対して用いられていることから[25]、平塚らいてうらの「市民的女性解放運動」と矯風会とを同質のグループとみなし、「無産女性運動」に対比させて、その「ブルジョア的」性格を批判するという意図があったと考えられる。

ここで井上によって示された「市民的女性運動」対「無産女性運動」という枠組み、およびその「市民的女性運動」に矯風会を含める見解は、井上女性史以後、必ずしも常に踏襲されてきたわけではない。「市民的婦人運動家」のラベルを貼られた当事者の平塚らいてうは、当時の女性運動を「市民的」対「無産」と二分化して捉えることを明確に否定しているし[26]、しばしば「無産女性運動」の代表者のように論じられる山川菊栄本人もまた、そうした単純な二分化や、平塚らの運動と矯風会とをまとめて「市民的」と呼ぶような歴史観は示していない[27]。また矢島楫子らと同郷の高群逸枝は、矢島ら矯風会の中心人物たちを「実学連女性たち」と呼び、この人々の性質は「後に出てくる市民女性的な自覚の前提となるものであり、同時にそれを阻止する要素をももっているものであるとおもう」と述べて、矯風会の運動と「市民女性的」運動との相違について論じている[28]。

しかし、それでもなお、井上と同様に矯風会を「市民的」とみなす見解は、比較的新しい歴史研究にも、しばしば見られるものである。たとえば石月静恵は「両大戦間期の女性運動を概観したとき、女性団体としては、市民的女性団体と無産女性団体という二つの潮流が存在していた」と論じ[29]、「市民的女性運動」として新婦人協会と矯風会を、「無産女性運動」として婦人同盟を挙げている。廃娼運動の「市民的」性格については、鈴木裕子が、より具体的に「社会科学的分析の視点が軽視・無視されがち」で「芸娼妓がおかれていた社会の仕組みや制度について根本的に変えていこうとする発想は希薄だった」と論じている[30]

さらに藤目ゆきは、矯風会のみならず廃娼運動そのものの問題性をもっぱら「市民的女性運動」の問題とみなし、廃娼運動はその「階級性」ゆえに、「下層社会の女性と連帯することはなかったし、売春問題を無産階級の失業問題としてみる視点ももたなかった」と断じた。また藤目の廃娼運動批判は、「女性運動家」と「女性団体」に向けられているが[31]、その理由は示されていない。そもそも、その女たちの廃娼運動が男たちの運動とどのように異なるのかが明らかにされなければ「女性」に批判を集中させる理由も説明し得るはずがないのだが、この廃娼運動＝「市民的女性運動」という見方が、近年の廃娼運動論においては定着した観がある。

廃娼運動が「女性運動」であるとか、「階級」への関心や「社会科学的」視点が欠けているとか、「売春問題を無産階級の失業問題としてみる視点ももたなかった」という認識は、以下、本論文において具体的に例証するように、明らかな誤りである。廃娼運動の主要メンバーには社会主義者もいて、法学者、政治学者、弁護士、医師、学校長、海外の廃娼事情に精通する者等、多様な人物が存在した。そしてその多様性は廃娼運動の一つの特徴だったのだから、廃娼運動に参加した人々の

中にも貧困の問題に無頓着な人物がいないわけではないが、概して廃娼論は、社会科学的関心のもとに論じられ、貧困層に着目してきたといえるだろう。たとえば本論文では、存娼論のみならず廃娼論が「衛生」概念と深い関わりを持つことについて明らかにするが、近世的な経験知としての「養生」とは異なり、制度化、施設による隔離、予防、外部からの強制、啓蒙、といった特徴をもつ「衛生」概念[32]を常に意識して行われていた廃娼運動は、社会調査をその運動方法の主軸の一つとしており[33]、その調査を通じて、貧困の問題が意識されていた。しかしこの「衛生」との関わりは、〈男たちの廃娼運動〉により強くあらわれた傾向であったから、廃娼運動＝「市民的女性運動」とみなしている限りは、廃娼運動の衛生論とのつながりは見えづらいのである。しかし〈女たちの廃娼運動〉においても、矯風会に「工女課」が設けられ、また矯風会の廃娼運動のリーダーであった久布白落実が最初から「階級」論として廃娼論を展開していたことにも明らかなように、買売春問題は結局のところ貧困問題だといった認識が示されることは珍しくなかった。

4　廃娼論のなかの男性論

また、廃娼運動史をジェンダー史としてとらえようとする場合、廃娼論を論じる側の性差に着目するだけでなく、論じられる対象、すなわち〈売春をする／しない女〉および〈買春をする／しない男〉について、言説分析を行う必要がある。しかし、これまでの廃娼運動史研究は、廃娼論における〈売春する／しない女〉すなわち〈娼婦／母（主婦）〉というテーマについては論じても、廃娼運動が〈買春する／しない男〉をどのようにとらえてきたのかという点については、断片的にしか論じてこなかった。「底辺女性史」という認識においては、もっぱら関心の中心は「底辺女性」としての〈娼婦たち〉に置かれるからであろう。

しかし近年、日本においても「男性史」という方法が注目されるようになり、廃娼運動史の近接領域においても〈男らしさ〉の思想史が拓かれつつある。「男子の貞操」の言説史を分析した渋谷知美は、その最初に巖本善治による論説「男子の貞操」(1896年）を挙げているが[34]、本稿第二章第三節でも述べるように、すでに1889年の巖本の論説中には、男性に「貞操」を求める主張がみられるのであり、そのような巖本が初期の廃娼運動のリーダーであったことは、単なる偶然の一致ではない。また「男性史」として父性論を分析した海妻径子が、巖本の「ホーム」論と「良夫賢父」論との共通性を論じ、また父性論を展開した一條忠衛の著述が廃娼運動雑誌である『廓清』に数多く掲載されているのを指摘していることは[35]、廃娼運動に新たな〈男らしさ〉のありかたを模索する動きがみられたことを示唆するものである。こうした点につき、黒川みどりが「男性史」の観点から廃娼運動に言及して「通常廃娼を説くことは、事実上の『一夫一婦』を全うすることを自己に課すことにほかならず〔中略〕それは既存の〈男らしさ〉からの脱却の重要な第一歩にほかならなかった[36]」と指摘しているのは卓見である。赤川学は「性欲の自己統御を『文明化』

の進展や『男らしさ』の確証と結びつけるような言説は、管見の限りでは、日本ではほとんど存在しない[37]」と論じているが、実際には、廃娼論の一部に、たしかにそのような言説は存在する。廃娼派と存娼派の対立はしばしば「戦争」にたとえられ、そこでは性欲の自己統御を志す男たちが「勇壮なる義兵」すなわち〈男らしい男〉として表象されて、その「義兵」たちによる「廃娼戦争」が「文明化」のための「戦争」だと論じられたのであった。

5　性の近代化とジェンダー

本稿では、この廃娼運動史を〈性の近代化〉の歴史と位置づけ、記述してみたい。そして〈性の近代化〉とは、当時用いられていた言語に即して言えば「衛生」化である。廃娼運動は単に売春を道徳的に非難する言説にとどまらず、売春および買春行為について記録し、それらについての統計を示し、分析し、そうした行為を社会においてどう管理すべきか、またその背後にあるはずの人々の欲望にどのような水路を与えるべきかということを、さまざまな立場から論評した多様な言説の束である。

伊藤秀吉は『日本廃娼運動史』の中で「すべての民衆運動は封建時代には存在しない。廃娼運動も亦一個の民衆運動である以上、封建時代にあり得る筈はない。故に廃娼運動史は明治以後に始まるのである[38]」と述べているが、単に売春を非難して売春婦を排斥しようとするような動きならば、すでに明治以前にも見られる。たとえば宇佐美ミサ子が論じたような、江戸時代の街道の宿駅における飯盛女設置反対運動は、その一例であろう。しかしそのような飯盛女排斥運動と廃娼運動の異なる点は、廃娼論が「衛生」の論理に依拠して論じられ始めたという点にある。つまり飯盛女設置反対運動における反対理由は、役人と旅籠屋経営者との汚職への批判や、村の若者たちの風俗紊乱（怠惰になり、経済的に困窮する等）への懸念であるが[39]、こうした汚職批判や風俗問題への懸念は明治以降の廃娼論にも見られないわけではないにせよ、それら以上に近代の廃娼運動において重視されたのは、衛生論、すなわち性病の管理・統御であった。近世的な「養生」が次第に「衛生」へと置き換えられていく近代化の過程において、性病の問題は当時の人々の最大の関心事の一つであり、存娼派のみならず廃娼派の人々も、性病問題を注視していた。

たしかに廃娼運動は、国家の制度としての公娼制度を支持する者たちへの対抗勢力であって、一見、体制を破壊する反権力闘争のようにも見える。そして実際、近代公娼制度を支える法に揺さぶりをかけているという点では、国家権力に対抗していく側面があった。しかし、廃娼派の人々が自らの正当性を主張するときに頻繁に引き合いに出したのが軍医・森林太郎（鴎外）の廃娼論であり、彼が当時の代表的な衛生学者であったことに示されているように、廃娼派の人々は公娼制度がその制度の必要性の根拠としている「衛生」の論理とは異質なものとして自らを表出したのではなくて、むしろ自分たちこそ一層正しく「衛生」的であると主張したのだっ

た。そしてその衛生学について森が「人の健康を図る経済学のようなもの[40]」と表現したように、この「衛生」の言説こそ、近代的な〈生―政治学〉の〈権力〉の磁場なのである。廃娼派は、たしかに国家の制度に異議を唱えてはいたものの、それゆえに権力の外部に位置していたと見なされるべき人々ではなくて、公娼制度が衛生の論理によって近代的に編成されてゆくただ中で、自らも「衛生」の論理にのっとり、その言説によって〈生―政治学〉の一端を担っていたと捉えられるべき者たちである。

その廃娼運動が一枚岩ではなく、多様に複雑化していく中で、とりわけ大きな亀裂として〈女たち／男たち〉の分断を経験してきたということが、本稿の主題である。廃娼運動はまさに、その依拠する衛生論との関わりにおいて〈女たち／男たちの廃娼運動〉として現出したのであった。すなわち、これから記述するジェンダー史としての廃娼運動史に私が見出そうとしているのは、近代の〈権力〉と不可分であったジェンダーの、具体的様相なのである。

---

[1]シモーヌ・ヴェイユ『労働と人生についての省察』(黒木義典・田辺保訳、勁草書房、1967年)。

[2] 山崎朋子『サンダカン八番娼館　底辺女性史序章』文春文庫、1975年〔初版は1972年〕、11ー12頁。

[3]上野千鶴子「歴史学とフェミニズム――女性史を超えて」『差異の政治学』岩波書店、2002年、61ー74頁。

[4] 鹿野政直『婦人・女性・おんな――女性史の問い――』岩波新書、1989年、188頁。

[5]廃娼運動史研究の分野においても「地域」に着目すること自体には意味がある。「地域女性史」という観点からの先行研究の代表的なものとしては、森崎和江『買春王国の女たち　娼婦と産婦による近代史』宝島社、1993年、および石月静恵や小野沢あかねの研究等がある。石月が、関西の廃娼運動と深い関わりを持つ岸和田婦人会のメンバーに言及して「彼女らは、『家からの一時的解放』を求めたのではなく、『家庭』の合理的運営をめざした」と述べているのに対して（石月静恵『戦間期の女性運動』東方出版、1996年、115頁)、小野沢は、長野県の廃娼運動史をふまえ「『家』に生きていた禁酒会、婦人会、青年会などの人々」と位置づけており（小野沢あかね「戦間期日本における公娼制度廃止問題の歴史的特質――地域と国際関係の視点から――」歴史学研究会編『性と権力関係の歴史』青木書店、2004年)、地域における廃娼運動の「家」ないし「家庭」をめぐる意識に関しては、今後、より議論を深めてゆくことが、廃娼運動史研究の課題の一つである。

[6] 前掲山崎『サンダカン八番娼館』14頁。

[7] 村上信彦『明治女性史（四)』講談社文庫、1977年、51頁。

[8]鄭暎恵が「マジョリティ」と「マイノリティ」との関係について綴った次のような文章を、ここでは「マイノリティ」を「娼婦たち」と置き換えて読むことも可能である。鄭は、次のように論じている。「『マイノリティ』が『マジョリティ』に向かって、『マイノリティ』として語る時、細心の注意を払わなくてはならない。『マイノリティ』として語ることが、〈聞き手〉によって、ある〈代表性〉を付随されていないか、と。ある『マイノリティ』が何かを表現することが、それ以外の『マイノリティ』の表現を、封じ込める口実となってしまっていないか、と。この問題を超えるためには、『マイノリティ』としてのアイデンティティを揺さぶるしかない。〔中略〕『マジョリティ』に向かって語る時は、必ず、『マイノリティ』どうしの間にもある差異についても語り、『マジョリティ』によるステレオタイ

プ化を許さないこと。だが、まず何よりも肝心なことは、『マジョリティ』に向かって、『マイノリティ』として語らないこと、これにつきる。皮肉なことに、〈語らないこと〉こそが『マイノリティ』を主体たらしめ、〈拒否されること〉が『マジョリティ』をいやがおうでも主体的立場に立たせる」(『〈民が代〉斉唱　アイデンティティ・国民国家・ジェンダー』岩波書店、2003年（初出は1996年)、31頁)。近年のセックス・ワーク論の困難は、こうしたアイデンティティの問題とも関わっていると思われる。すなわち「セックス・ワーカー」として〈娼婦たち〉を自ら定義し直そうとする動きは、その「解決」方法を望まない他の〈娼婦たち〉の自己表現を、遅れたものとして封じ込めかねない、という問題である。

[9] 竹内智恵子『鬼追い　続昭和遊女考』未来社、1990年、193頁、227頁、378〜379頁。同『娑婆恋どり　廓女いま、むかし』未来社、1992年、51頁。

[10]前掲山崎『サンダカン八番娼館』「文庫版あとがき」。

[11] 森崎和江『からゆきさん』朝日新聞社、1980年、123頁。

[12] 同、124頁。

[13] 同、11頁。

[14] 同、118頁。

[15]竹村民郎は「わたくしは『大正』という時代の底辺に生きた女性について書きたいと考えていた。そんなとき、たまたまわたくしは『廓清』という廃娼運動の雑誌を古書展のかたすみに積まれていた古雑誌のなかから発見した」と書く（竹村民郎『廃娼運動　廓の女性はどう解放されたか』中公新書、1982年、214頁)。すなわち廃娼運動が「救済」の対象としていたのが女性（娼婦）であるから廃娼運動史は女性史だという論理である。しかし『廓清』の執筆者はほとんど男性なのであるから（本稿第五章参照)、その男たちの『廓清』は、「女性史」の史料というよりはむしろ「男性の精神史」とでもいうべき側面の強いものである。

[16] たとえば村上信彦は「明治の廃娼運動の主体は女ではなくて男であった」と指摘している。前掲村上『明治女性史（四)』、108〜109頁。

[17] 荻野美穂「身体史の射程――あるいは、何のために身体を語るのか――」『ジェンダー化される身体』勁草書房、2002年、114頁。

[18] 芸娼妓の小新聞への投書については、平田由美『女性表現の明治史　樋口一葉以前』岩波書店、1999年、および曲淵優子「芸娼妓のエクリチュール―近代日本における『女の書く行為』を問う」『千葉大学社会文化科学研究』2002年、参照。曲淵は『仮名読新聞』の投書欄から芸娼妓による投書を引用した上で、『仮名読新聞』には芸娼妓叩きの記事が多く、それゆえ芸娼妓による投書には、記事に対する抗議の声がしばしばあらわれていると論じている。

[19]ジョーン・W・スコット（荻野美穂訳)『ジェンダーと歴史学』平凡社、1992年、16頁。

[20] 同、71頁。

[21] 同、72頁。

[22] ミシェル・フーコー（渡辺守章訳)『性の歴史Ⅰ　知への意志』新潮社、1986年、198頁。

[23]井上清　『日本女性史』三一出版、1948年。

[24] 前掲井上『日本女性史』、275〜276頁。

[25] 前掲書、306頁。

[26] 平塚らいてう『平塚らいてう自伝　元始女性は太陽であった③』大月書店国民文庫、1992年、217〜218頁。

[27] 山川菊栄自身が廃娼論者であり、また彼女は廃娼運動を「ブルジョア女権運動」とみなすことに一貫して反対していた（たとえば山川菊栄『無産者運動と婦人の問題』白揚社、1928年、158〜162頁、同『おんな二代の記』平凡社東洋文庫、1972年、176〜180頁、265〜266頁、271〜276頁)。

[28] 高群逸枝『高群逸枝全集　女性の歴史　二』理論社、1966年、690〜695頁。

[29] 前掲石月『戦間期の女性運動』、20頁。

[30] 鈴木裕子「解説」『日本女性運動資料集成』第8巻、不二出版、1997年。
[31] 藤目ゆき『性の歴史学　公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1997年、32〜33頁、423頁。この論点に関連して重要なことは、廃娼運動研究における史料の用い方である。廃娼運動を「女性運動」として論じた藤目は、この著作の脚註で『廓清』から28回引用しているのに対し、『婦人新報』からの引用は1回のみである（『婦人矯風雑誌』からの引用は5回あるが、1894年のみに集中している）。つまり廃娼運動批判の矛先を「女性運動」に向けながら、藤目が実際に用いたのは女性が執筆することが少なかった『廓清』なのである（本稿第五章参照）。
[32] 「衛生」概念については、ひろたまさき「解説　日本近代社会の差別構造」（『日本近代思想体系22　差別の諸相』岩波書店、1990年）、同『差別の視線　近代日本の意識構造』吉川弘文館、1998年、成田龍一「衛生環境の変化のなかの女性と女性観」（女性史総合研究会編『日本女性生活史4　近代』東京大学出版会、1990年）、同「身体と公衆衛生―日本の文明化と国民化」（歴史学研究会編『講座世界史4　資本主義は人をどう変えてきたか』東京大学出版会、1995年）、瀧澤利行『健康文化論』大修館書店、1998年、鹿野政直『健康観にみる近代』朝日新聞社、2001年、参照。
[33] たとえば、代表的な廃娼運動団体である廓清会が「調査」を一つの目的としていたことは「廓清会規則」第五条に明らかである。そこには次のように記されている。「第五條　本会に調査部を設け左の事項を調査研究す（一）公娼に対する現代思想の研究（二）遊廓其他花柳界の調査（イ）婦女誘拐及び誘拐者（ロ）醜業婦口入業者（ハ）貸座敷業者及び其雇人（ニ）娼妓の出身現状及び成行（三）公娼制度と法規との関係調査（四）公娼制度と衛生との関係調査（五）公娼制度と風紀との関係調査（六）公娼制度と教育との関係調査（七）公娼制度と経済との関係調査（八）公娼制度と公権との関係調査（九）外国人たる醜業婦の状態調査（十）外国に於ける日本醜業婦の調査（十一）内外醜業婦の沿革調査（十二）芸妓酌婦其他類似の稼業者に関する調査（十三）蓄妾、私通、姦通、離婚等に関する調査（十四）婦人問題、貞操問題に対する現状思想の研究」（「廓清会会則」『廓清』第1巻第1号、1911年7月7日）。
[34] 渋谷知美『日本の童貞』文春新書、2003年、53〜57頁。
[35] 海妻径子『近代日本の父性論とジェンダー・ポリティクス』作品社、2004年。
[36] 黒川みどり「男性の自己変革への模索」、阿部恒久ほか編『男性史1　男たちの近代』日本経済評論社、2006年、225〜226頁。
[37] 赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房、1999年、232頁。
[38] 伊藤秀吉『日本廃娼運動史』〔復刻版、原著は1931年〕、不二出版、1982年、23頁。
[39] 宇佐美ミサ子『宿場と飯盛女』同成社、2000年。
[40] 森林太郎「衛生学大意」『鴎外全集』第30巻、岩波書店、1974年。

第一章　公娼制度と衛生思想

第一節　医学知の輸入と黴毒検査

近代日本の公娼制度は近世公娼制のシステムを大きく改変し、再編されたものである[1]。その変容の過程において最も重要な事件は、娼妓に対する黴毒検査[2]の採用と娼妓解放令である。それが、長崎、横浜という開港地に始まることに示されているように、日本における性の近代化は、開国によってもたらされた知の流入に促され、その新たな知には、植民地主義が刻印されていた。日本に開国を迫った欧米諸国、なかでもいち早く産業革命を経て世界最大の海軍力を持ったイギリスは、19 世紀中葉に海外膨脹の決定的段階をむかえ[3]、軍艦と商船とによってインド、シンガポールへ進出し、阿片戦争を経て香港を割譲させた後、日本の港にたどりついたのである。日本の「文明開化」は、それらの港から始まった。

1853 年のペリー来航の後、和親条約、通商条約が、アメリカ、イギリス、オランダ、ロシア、フランスとの間で結ばれると、開港場には外国人遊歩区域が設定され、そうした遊歩道沿いに設けられた外国人休憩所は、やがて私娼の売春宿へと変化していった[4]。もっとも早い時期に開港した箱館では、すでに 1858 年「売女渡世」として外国人相手の遊廓に幕府の公許が出されている[5]。横浜港には 1859 年、新設の港崎遊廓に外国人向けの岩亀楼[6]が、長崎では 1860 年、後述するようにロシア兵向けの露西亜マタロス休息所が設けられている。1867 年に遅れて開港した兵庫でも、その開港の直前に「軍艦商船とも渡来水夫其外軽輩之もの立廻り可申ニ付遊女屋無之候而は却て不取締之儀出来可申も難計[7]」との理由から遊女屋の取建が奉行によって上申され、許可されている。

開港地においては遊廓内に限らず簡単に売春婦が周旋されたために、性病が蔓延していた。イギリスの外務省は極東基地の陸・海軍に影響が及ぶことを懸念し、公使館付医官であったウイリアム・ウィリス William Willis に日本の売春についての報告を求めているが、ウィリスはその報告書において、遊女の 3 分の 1 は身売りの契約期限が切れぬうちに梅毒等の理由で死亡していること、江戸では遊女の約 10 パーセントが梅毒にかかっていると見られるが、横浜では少なくともその患者が 2 倍はいること、日本の田舎では梅毒はまれであるが、都市では 30 歳の男の 3 分の 1 がそれに冒されていること等を記している[8]。開港地に寄港する諸外国は自国の軍隊を守るため、性病の問題を解決するよう、日本に強く求めたのであった。

したがって、国家としての独立さえ危ぶまれる状況にあった日本において、医学は軍事的な要請によって西洋化を促された。また、医学史の先行研究においても指摘されてきたように、日本医学の近代化は富国強兵政策と不可分であった[9]。このことは公娼制度史における黴毒検査制度導入の過程をみても明らかである。その過程における主役は、以下に述べるように、廃娼派の人物も含め、国内外の軍医たちであった。後にいたるまで日本国民の性病が主として軍事的な関心から捉えられていた事実は、戦前の性病についての統計としては、公娼としての娼妓と徴兵検査の際の壮丁についてのものしか残されていないという点[10]によっても確認できるであろう。

軍陣医学は、治療医学よりも予防医学ないし健康管理の医学であるとされる[11]。またその軍陣医学の特徴として「あらゆる意味における合理性の仮借なき追求」および「基準なり標準を設定することがまず要請され、それによって集団の構成員が選択され維持されると同時に、切りすてによる管理も非情に行なわれる」ことが指摘されている[12]。日本の衛生学の草創期に、北里柴三郎、緒方正規とともに衛生学の指導者であった森林太郎（鴎外）は[13]、二期にわたって軍医学校長となり日清戦争時には陸軍軍医監、日露戦争時には第二軍軍医部長、その後、軍医総監・陸軍省医務局長となったが、衛生学を「人の健康を図る経済学のやうなもの[14]」とたとえて、「戦略は人を以て器械となし、此器械を用いて自家の活動即ち戦闘を安排す[15]」、「兵の健康は戦闘力の一要素[16]」、「軍制ハ以テ兵卒ノ健康ヲ衛護スルノ具トナス可ク軍費ハ以テ兵卒ノ健康ヲ増益スルノ資トナス可シ[17]」と論じた。近代日本における買売春の歴史が、こうした「衛生」の論理と深いつながりをもちつつ展開されたこと、そして本稿が紹介する初期の廃娼論もまた、その「衛生」論を土台として論じられているということは、きわめて重要である。またこうした流れが、やがては廃娼運動のうちに優生思想と結びつく動きを生み出していくのである[18]。

買売春の制度が「衛生」の論理によって再編されるときに、娼妓の黴毒検査という形態が採られたことの意味については、慎重に検討されねばならない。後にも述べるように、日本における黴毒検査の制度化にはイギリス海軍が深く関与し、日本の寄港先に黴毒病院を建設させたのであるが[19]、この黴毒病院建設のためのイギリス人軍医の派遣はイギリス本国の「伝染病予防法 Contagious Diseases Acts」（1864 年制定、以下ＣＤ法と略記）に基づいている[20]。娼婦の管理と性病予防を目的としたこのＣＤ法制定の経緯、およびＣＤ法撤廃を求める廃娼運動について分析した荻野美穂は、ＣＤ法に内在する論理として「娼婦、すなわち女の側だけが検診と管理の対象とされ、娼婦を買う当事者であり、娼婦間の、あるいは家庭への性病の媒介者である男は不問に付されたという、性によるダブルスタンダード[21]」を指摘し、「検診がたとえ性病予防という衛生学的な理由から行われたものであっても、娼婦、すなわち女だけにそれが適用され、しかも男性医師がそれを実行するという構図は、その裏側に存在する、女は男のための排泄器でありその部分さえ衛生的であれば問題はないという、完全に女を『もの』として見る発想を露呈させずにはいなかった[22]」ことが、イギリスにおける女たちの廃娼運動を引きおこしたのだと論じている。「衛生」は、一見、ジェンダーに中立的な概念であるかに見えながら、その実践の場においては、女の経験と男の経験とを大きく異なるものにした[23]。この「性のダブルスタンダード」は、後に日本において開始される廃娼運動においても問題化され、やがて〈男たちの廃娼運動〉から〈女たちの廃娼運動〉が分離してゆく端緒となるだろう。

黴毒検査、すなわち娼妓が梅毒に罹患しているかどうかをチェックするためにその性器を検査するという発想は、鎖国時にも唯一開かれていた長崎において、すでに 19 世紀の初めにオランダ人医師ゲルリット・レーンデルト・ハーゲン Gerrit Leendert Hagen によって伝えられている[24]。先行研究は、出島に滞在していたハーゲンによって伝えられた黴毒検査についての知識は、当時、オランダ語の通訳や長崎の医師たちの関心を引いたであろうと論じている[25]。これより以前、18 世紀の後半には、すでに日本において梅毒の唯一の感染

源が娼婦であるという見解が登場している[26]。このことを指摘した鈴木則子は、当時、下級娼婦に梅毒病みが多いというイメージが形成され、そのようなイメージが娼婦に対する蔑視に結びついていたと論じている[27]。黴毒検査が制度として導入される以前の日本社会には、すでに、そうした体制を受け入れるだけの素地ができつつあったのである。

1839 年から 1854 年までの「蘭学の圧迫時代[28]」を経た後、日本における最初の黴毒検査を行った人物として知られるのは、ポンペ・ファン・メールデルフォールト Pompe van Meerdervoort である。ポンペはオランダ海軍の軍医であった。ポンペの家はオランダの旧家であるが、陸軍将校だった父親が勤務中のベルギーで生まれた。彼はユトレヒトの軍医学校で医学を修め、海軍に入り軍医として東インド、スマトラ、モルッカ、ニューギニア各地に勤務した。二等士官に進級後、1856 年、オランダの第二次海軍派遣隊の一員に選ばれ、1857 年から 1862 年まで長崎に滞在していた[29]。

ポンペは医学教育に熱心で、彼の着任によって日本において初めて西欧式の医学が体系的な形式で教授されることになった[30]。ポンペの弟子のうち、もっともポンペの信頼が厚く日本の軍医頭となったのは松本良順であり、彼は日本で軍陣医学を創設し、軍衛生部制度を創設した人物である。ポンペと松本はともに黴毒検査と深い関わりを持った。しかし、両者の公娼制度についてのとらえ方は対照的である。以下に、日本における最初の黴毒検査が行われた経緯について記した上で、ポンペと松本の黴毒検査観を比較してみよう。

日本における最初の黴毒検査は、1860 年、長崎でロシア兵相手の娼婦に対して実施された。松本良順の自伝によれば、長崎港で軍艦の修理をしたいと幕府に願い出たロシアは、長崎での上陸を許されたものの、ロシア艦の艦長は、長崎滞在中の兵士たちが起こす性的トラブルに苦慮していた。

> 兵卒等日々野径を逍遥し、発情の禁じ難き、動もすれば農家の婦女に戯る。艦長これを憂え、花柳の遊びを許さんとするも、梅毒の伝染を恐れ、娼妓の梅毒検査を行われんことを乞う。奉行岡部氏、検査のこと、可はすなわち可なれども、いまだ我が邦に行われざることなれば、遊廓の者、苦情を訴え騒擾を〔起〕さんことを患い、予〔松本――引用者〕を招きてその計を問わる[31]。

ロシア海軍は軍医三名を丸山遊廓に向かわせ、黴毒検査をしたいと申し出たが拒絶された[32]。丸山遊女には一種の権威が付与されていたためであるとされる[33]。丸山遊廓はその後、ロシア人の登楼をも拒絶したため、ロシア艦の提督ビリレフ Birileff は、長崎奉行所に買春のための場所を設置する許可を求めた[34]。それで奉行は松本に相談したのである。松本は奉行の意をくんで、既存の遊廓ではなく、新規にロシア兵が買春するための長屋を設けることを考案した。遊廓花月楼の楼主を呼び、松本は次のように自らの考えを述べた。

> 島原辺の女子の醜美を論ぜず身体強壮なるものを撰び、十人余を購い来たり（ただし平常の倍価を以て購うも可なり）、その長屋において露兵に接せしむべし。敢えて酒食を要せず、その揚代金不廉なるも可なり（臨時の建築費を算すれば、これに対する収

入を計らざるべからず)。その営業の時間は朝巳牌（午前十時）より夕申牌（午後六時）を限りとし、その間正午より一時間を以て午餐休息とし、すなわち兵卒等に各三時間ずつの娯楽を与うべし。しかして隔日に朝辰牌（午前八時）より巳牌に至るの間を以て、梅毒検査を行うこととし、毎日申牌に至らばその娼妓を迎え帰りて旅宿に休息せしむることとし、この宿所はわずかに港を越ゆれば可なり。

ロシア兵のための軍慰安所が、このように日本の軍陣医学の創設者によって考案されたことの意味は重大である。資金力を背景に、島原のような貧困にあえぐ地域に平常の倍の金銭を投下して、「醜美を論ぜず」「酒食を要せず」、つまり遊廓の文化的意味を一切剥ぎ取ったむきだしの性欲処理場を、既存の遊廓とは別個に設置しようと計画されたのが、このロシア兵向けの軍慰安所であった。松本の記述によれば、巨利を得ることになった楼主も、松本に相談を持ちかけた奉行も、ロシア人士官も、皆、喜んでこの松本の案を受けいれたのだといい、ロシア兵の相手をする女性も「収入の多きを喜び、たちまちにして十余人を獲来たれり」とのことである[35]。そしてこの「露西亜マタロス休息所[36]」と名付けられた軍慰安所で、日本における最初の黴毒検査が行われた。最初の二日はポンペが行い、次の日からはポンペの生徒たちが二、三日ごとに交代して行ったのだという。松本自身は黴毒検査のための技術を身につけていなかったと考えられることから[37]、実際に黴毒検査にあたったのはロシアの軍医ではなかったかとの説もあるが[38]、少なくとも松本がその場に立ち会ったことについては先行研究の認めるところである。松本はその最初の黴毒検査の感想として、後に「今回検査法を実地に学び得たれば、他日これを我が国に行わんと私かに喜びたり」と記している[39]。

ところでポンペは帰国後の 1867 年〜1868 年に『日本における五年間――日本帝国とその国民の知識への一寄与――』と題する回想録[40]を著したが、この著作にはポンペの目に映った日本の売春の様態が記され、黴毒検査の必要を説くのと同時に、公娼制度を廃止する必要が説かれている。興味深いことは、日本において最初の黴毒検査を実施したとされるポンペが、廃娼論者であったという点である。ポンペは次のように述べている。

過去において日本に対して友好関係を強制し、また毎日のようにいっそう強制しているヨーロッパの文明国がほんとに立派な仕事をしようと思うならば、幕府を啓蒙して今日の日本の売春制度をやめさせるためにあらゆる手段を試みるべきである。もしそれらの諸国が道理をよくわきまえた人々から軽蔑されることを好まぬのなら、当然そうすべきである。幕府はこのような恥知らずなことに対して何も知らないというような弁解で、責任を逃れることはできない。このことは幾度も幕府にいったことである。私自身も多年幕府とこの問題についていろいろやってみたが、残念にも何の効果も上がらなかった。〔中略〕日本には売春婦が嘆かわしいくらいたくさんいるのである。幕府はそれを保護しており、社会もまたそれを恥と思っていないからである[41]。

ポンペがここで「恥知らず」と論じているのは、日本人娼婦のことではない点に注意す

べきである。ポンペは西欧と日本の文化的違いを強調し、「日本では全然本人の罪ではな[42]」く、「当然軽蔑されるべきは両親である。特に幕府である[43]」と論じた。また、日本における娼婦の親孝行を美談として紹介したうえで、西欧の人々に向けて「みなさんはこのような〔日本の遊女の――引用者〕献身的行為の実例を読んだ後でも、なおかつ日本の遊女を蔑視し、社会の非人であると誰が考えることができるだろうか？」と問いかけ、「外国人たちは彼女たちの犠牲において享楽しているのである。またただの一言も干渉することもなくしてこの奴隷売買を続けさせているのである」と論じて、日本の公娼制度を利用しようとしている西洋諸国の人々を批判している。つまり、この回顧録の中でポンペが批判の矛先を向けているのは、日本人娼婦ではなくて、その娼婦たちを遊廓に売った両親と、遊廓を保護している幕府と、その日本の公娼制度を自ら利用しようとしている西洋諸国の人々である。

このようなポンペの廃娼論が、「キリスト教文明」への期待と同時に、その期待が裏切られたことの失望感からきていることは、ポンペの文中に明らかである。彼の廃娼論は、キリスト教的倫理観に基づきつつ「キリスト教文明」の欺瞞を指摘する形で展開された。彼は次のように論じる。

> われわれはよく一人あるいは数人の宣教師が虐待されたといって、すぐ戦争をするが、ヨーロッパ国民の目の前で行われているこの奴隷売買制度〔すなわち日本の公娼制度――引用者〕については何一つ手を打っていない。キリスト教信者への圧迫を保護する目的でトルコの事件には干渉したけれど、日本では年端もいかない娘について非人道的な圧制が行われているのをそのままに放っておく。それが果して優れたキリスト教徒の使命であろうか？これが果して教養ある文明国民の行為といえるだろうか？誰もこれを主張する者はないだろう。いな、もしこのことに対して何一つ手を打たないならば、もっとも尊い自分の義務を放棄して、人類全体の恥辱となるようなこの奴隷制度を日本に存続させているヨーロッパ諸国民を咎むべきことは当然であろう[44]。

しかしこうして廃娼論を説くポンペは、衛生論者でもあった。彼は、「衛生」の意味を理解していない日本人たちに衛生学を講義し、彼らを市中へ連れ出して「臭い溝、汚物の山や汚い塵の積もったところを見せて、これらのものが人類の衛生上恐るべき害をもたらすことを彼らに説いて聞かせた[45]」。日本人に熱心に衛生論を説くポンペは、幕府に対しても、遊廓内を「衛生」的に保つよう進言した。つまり彼は、黴毒検査の必要を幕府に説いたのである。その際の幕府側とのやりとりについて、ポンペは次のように記している。

> 遊女屋に対しては厳重な医学的監督が必要である。ところが、そのような施設は日本にはまったく見られない。私はこのような見地から幕府に対して、幕府の義務として監督の手を休めてはならぬことを納得さすべくいろいろ手をつくした。けれどもその返事としては、つぎのような答であった。『日本では大変むずかしいことだ。娘たちに衛生を注意して健康に暮らすように強要することはできない。身体はその人のもので、

それに対して誰も何ともいうことのできない財産である。当局だって同じことだ』と。さらに加えて、このようなもっと無味乾燥な理由を長々と持ち出すのが常であった。しかし幕府は、われわれが熱心に申し入れているこの要望に耳を傾けない以上、その大切な義務をみずから放棄しているといわねばならない。年々何千人という家庭が不幸な目に遭っている。そのほかの点ではあんなに美しい島国であるのに、その国では詳しく調べてみると日本人全体がすでに著しい頽廃の特徴を示しているのである。政府の怠慢のために、このもっとも恐るべき不健康の状態が除々ながらますます深刻に拡大しつつある[46]。

ポンペは、公娼制度のもとでの人身売買を「非人道的」だと非難したが、娼妓に対する黴毒検査については「非人道的」行為だとは考えなかったようである。これに対し、日本人は、身売りそのものよりも黴毒検査に対して抵抗感を持った。黴毒検査の必要を説くポンペに対する幕府側の「身体はその人のもので、それに対して誰も何ともいうことのできない財産である」という反論からは、「衛生」概念と相反する当時の日本人の身体観をうかがい知ることができて興味深い[47]。公権力によって個々人の身体が管理されるという様式が、いまだ日本人には理解されなかったのである。そのような日本社会にあって、実際に黴毒検査をされた女性たちは人々の噂となり、検査を受けた本人のみならず親兄弟までもがこれを恥じ入り、遊女としての年限が終わっても結婚は困難だといって嘆いたとのことである[48]。また、この後も長らく娼妓たちは黴毒検査を厭い、中には自殺を試みる者もいた[49]。

ポンペが公娼制度の廃止と同時に「衛生」の観点から黴毒検査の必要を説いたのに対し、その弟子である松本良順は、黴毒検査の導入という点についてのみポンペの意見を受け入れて、公娼制度そのものに対しては、全く逆の姿勢を示した。つまり、ポンペが廃娼論者であったのに対し、松本は存娼論の立場であった。ポンペの帰国後に著された松本の『養生法』(1864年)には、次のように記されている。

下賤のもの百人の中、九十五人は楳毒にかからざるものなし。是其原花街売色に制なき故也。西洋諸国楳毒を恐れて、花街を破却せる事あり。其時却て楳毒の病人増れり。是房事は天性の人欲なる故、花街なければ窃に売色するもの多く、それとしるべからざるゆゑなり。さて其後とに花街をまし毎所厳重に区域を設け、法を立て楳毒院を建て毎一週医官をして惣売女を密に改め、少も毒に感ずる婦人は直に病院に入て治癒を加え治して後出して元に帰らしむ。其故に楳毒はまた激毒に至らずして、速に治し花街毒原を掃除する事を得て大に楳毒の患者減ぜりと云々　○楳毒は人より人に伝り、追々其毒を増し、是が為に生命を損し又其子に伝へて種々さまざまの悪病を生ず。実に楳毒女一人を以て、其毒を発して幾千人におよぼす事をしらず[50]。

すなわち松本は、買春は「天性の人欲」に基づく行為であるから「花街」は必要不可欠なものであり、性病の感染源は娼婦であるから黴毒検査を行うべきであると述べているの

である。またここではすでに「楳毒」が子供へ伝わるものと捉えられている。この松本の記述からは、ポンペの意見にみられたキリスト教的倫理観に基づく買売春の罪悪視や娼妓たちに対する同情的視線は抜け落ちており、ポンペから松本へと伝わったのは、黴毒検査のテクニカルな側面のみであったことが確認できよう。この後、松本は、幕府倒壊の直前の時期に「駆梅のため」と称して西洋医学所付属の遊廓を根津に新設しようと試みたが[51]、この計画そのものは失敗に終わった。しかし彼は、明治新政府においても、兵部大輔・山県有朋に請われて軍医頭となり、軍医制度創設にあたっていることから[52]、後にいたるまで軍陣医学のありかたに多大な影響力を持ったであろうと推測できる。

こうして最も初期の黴毒検査をめぐる言説の中で、その必要性が廃娼・存娼の双方の立場から主張されたという点は重要である。この後も、廃娼論および存娼論には「衛生」の論理が深く関わってゆくのであるが、初期の黴毒検査をめぐって示されたポンペと松本の意見の相違は、この後の廃娼派と存娼派の対立を予見させるものであった。

ところで、日本人による初期の廃娼論として知られているのは津田真道の「廃娼論」(『明六雑誌』1875 年) であり、事実、富国強兵のための「衛生」論が日本人による公娼制度をめぐる言説の中に明確に示されるのは、この津田の「廃娼論」が最初である。津田は 1857 年に蕃書調所に入って洋学者としてスタートしたが、この蕃書調所時代からの洋学者仲間としては、西周や加藤弘之のほか、「廃娼論」との関わりでは後の兵庫県令・神田孝平が重要である。その蕃書調所入所の前年、津田は洋式海軍をめざして長崎に赴き新設の海軍伝習所に入所を計ったが予選にもれている[53]。この長崎海軍伝習所は、1857 年にポンペがカッテンディーケの率いる第二次海軍派遣隊として来日した際の目的地であり、軍医士官として最初に松本良順らに医学教育を始めた場所でもあった。津田はこの海軍伝習所への入所希望を受け入れられず非軍事施設の洋学校に入ったわけだが、その後、幕府海軍の軍艦組の一行に参加して、1862 年、西周とともにオランダに留学した。このオランダ留学前の著作とされる津田の『天外独語』は、儒教流の天命思想、民本思想に基づき、富国強兵論を説き、とりわけ「海軍(フナイクサ)」を重視するものであった[54]。オランダから帰国後、津田は幕府官僚になり、またその後、明治新政府の官僚へと転じており、この新政府官僚としての初期には「人ヲ売買スルコトヲ禁止スヘキ議」(1869 年) において、すでに娼妓の売買を批判している[55]。津田の「廃娼論」はその 6 年後の論説であり、次のような内容であった。

> 夫レ娼妓ノ世ノ風俗ヲ頽荒シ人ノ徳義品行ニ大害ヲ為スハ固ヨリ論ヲ竢ズ〔中略〕蓋国ハ人民ニ頼テ立チ人民ニ頼テ成ル一人ノ貧ハ即全国ノ貧ナリ一民ノ弱ハ即全国ノ弱ナリ今夫レ無智ノ小民娼妓ノ為ニ惑溺シ家産ヲ蕩尽シテ以テ其家ヲ喪ボシ因テ以て黴毒ヲ買ヒ身体衰弱精神昏　ト為ル者枚挙スベカラズ嗚呼其レ今ノ形勢斯ノ如シ国何ヲ以テ貧シカラズ兵何ヲ以テ弱カラザルヲ得ンヤ[56]

この津田の「廃娼論」においては、ポンペに見られた娼妓への感傷的な思い入れは捨象され、娼妓はもっぱら監視の対象としてのみとらえられていることが確認できる。津田に

おける「廃娼」とは、富国強兵のため黴毒を危険視し、娼妓がその黴毒を媒介するものであるとみなし、それゆえに娼妓を社会から排除する行為を意味していた。いわば、排娼論である[57]。他方、娼妓に対する黴毒検査が「衛生上最緊要之事」として全国的に制度化されたのは、この津田の「廃娼論」が発表された翌年の 1876 年のことである。すなわち、この 1876 年頃には、存娼か廃娼かという意見の対立を内包しながらも、「黴毒」を娼妓の問題として、また「健康」および「衛生」の問題としてとらえる見方が、政府において、ほぼ定着したものと考えられる。

しかし政府の黴毒検査の全国的制度化の方針は、突如現れたのではなく、それ以前から徐々に制度化へ向けた動きは見られたのだった。次節においては、黴毒病院建設問題を中心に、1876 年頃までの娼妓をめぐる議論をたどってゆくことで、 日本において存娼および廃娼論が「衛生」論として定着するにいたった経緯について論じたい。

第二節　公娼制度の再編過程にみる黴毒の問題

黴毒検査についての知識は、前述のオランダ、ロシアに続いて、フランス、イギリスからもたらされた。なかでも、黴毒検査を行う機関としての黴毒病院建設の初期の過程においては、イギリスの影響が大きい。日本の開国がアメリカ主導で行われた関係上、開国当初、西洋からの知識の摂取は主として英語が用いられる傾向があり[58]、また維新戦争時には先述のイギリス医官ウイリアム・ウィリスが官軍に請われて負傷兵を治療したという経緯もあって[59]、1870 年に日本の医学の範をドイツにとると決定されるまでは、イギリスの医学が最も重視されていたのである[60]。しかし、もともと日本においては蘭学という形でオランダ語を通じてドイツ医学を輸入してきたためドイツ医学を支持する勢力があり、結果としてそのドイツ派の主張が採用されることになった。それでも、その 1870 年の時点においては、いまだ日本医学におけるイギリス派の力は強かった[61]。

1875 年 6 月、文部省「医務局」が内務省に移管され、国民の衛生に関わる独立した部署として「衛生局」が設けられたが、その衛生局の最初の二年間の業務の報告書として出された『衛生局第一第二報告』[62]には、第二章「衛生事務各項ノ報告」の第五款として「黴毒預防及娼妓検査」という項目が設けられている（第一款「死亡及疾病」、第二款「伝染病」、第三款「種痘」、第四款「病院」、第六款「薬物監督」、第七款「医師薬舗及地方衛生吏」、第八款「鉱泉試験」）。このように「黴毒預防及娼妓検査」が一つの項目として立てられていることから、発足当時の衛生局において黴毒検査が重視されていたことが理解されよう。そして、この第五款「黴毒預防及娼妓検査」には、次のように記されている。

> 黴毒病院ハ慶応三年（西暦一千八百六十七年）九月幕府英国医官ドクトル紐頓（ニュートン）ノ建議ニ依リテ始メテ之ヲ横浜ニ設立シ次テ長崎神戸ニ及ヒ紐頓ヲシテ輪次巡回シテ三院ヲ監督セシム同四年（西暦一千八百七十一年）紐頓病没シ同国海軍医官ドクトル

些値幾之ニ代ル翌年又ドクトル希耳来リテ些値幾氏ニ代ル然レトモ検黴ノ挙ハ特ニ此三港ニ止マリテ未タ自餘ノ地方ニ及ハス九年四月ニ至リ内務省府県ニ布達シ娼妓営業ヲ許スノ地ハ検黴ノ方法ヲ設ケシム〔後略〕

1866 年、イギリスでＣＤ法に拡大・修正が加えられ、兵営所在地すべての娼婦に性病の検診をおこなうことが定められると、横浜もまたその兵営所在地として認定され、翌年、イギリス海軍の軍医ジョージ・ブルース・ニュートン George Bruce Newton が日本へ派遣された。このニュートンの熱心な勧めにより、1868 年、横浜に日本で最初の黴毒病院が建設されたが「英国公使は之に干渉し、院長〔ニュートン――引用者〕は我が政府〔明治新政府――引用者〕より給料を受けず、院務の主権は英国側に属するが如くにして、恰も我が国内に英国病院の存在するの観を呈して[63]」いるという状況であった。その後も開港地である兵庫や長崎への黴毒病院建設をめぐって、ジョージ・ビルニー・ヒル George Brunie Hill らイギリス海軍軍医は日本政府に政治的圧力を加えた。以下に論じる兵庫でも、摩擦が生じている。ニュートンが日本政府に黴毒病院建設を求める際に主張したのは、以下のような論理であった。

夫黴毒ハ、陸軍ト海軍トヲ衰弊セシム。且、其男女ヲ犯スニ由テハ、間々生スル所ノ小児、強壮ナルコト能ハス。皆衰弱ニシテ腺病質ヲ受ケ、國ノ勢威、之ニ由テ逡巡セスンハ非ス。古昔ヨリ国家ニ長タルノ人、医ヲ業トセル者ト共ニ此悪疾ヲ防キテ、其猖獗遏メサル可カラサルコトヲ知リ、各国ノ人亦黴毒ヲ消防スルノ一事ハ国政ノ一端ニシテ頗ル肝要ノ事タルヲ知レリ。故ニ千八百六十七年、仏國巴　ニ於テ国政ヲ会議スルコトアリシニ、此防黴ノ法ヲ講シテ以テ諸国ノ政府ト共ニ此法ヲ行フコトヲ約セリ。即チ都テ遊女娼妓ノ類ハ、一週日間ニ二次若クハ一次時ヲ定メテ之ヲ検査シ、若シ疾アルモノハ、預設セル所ノ病院ニ入レリ其癒ル迄ハ留置テ之ヲ治療スルノ法タリ〔後略、句読点は引用者〕[64]

この黴毒院創建伺が建言されたのは 1871 年 3 月 17 日のことであり、日本で兵部省にかわって陸軍・海軍の二省が設置されるのは 1872 年のことである。ニュートンは娼妓遊女にたいする黴毒検査が日本の陸海軍のためにも役立つと論じて、すでに横浜には設立済みの黴毒院を東京にも建設するよう建言したのである。この建言の文中では、「黴毒」が「小児」に伝わるという点が強調され、そのように子孫へ「黴毒」が伝わっていく結果「皆衰弱ニシテ腺病質ヲ受ケ、國ノ勢威、之ニ由テ逡巡」すると伝えられたのであった[65]。この後、兵庫・長崎の両港に黴毒病院の設置を求める外務省上申に明言されているように、イギリス軍が日本において開港地を中心に黴毒病院建設を求めた目的は「同港滞在英国軍艦水夫共ノ内黴毒伝染困却ノモノ不少」という、まず第一にイギリス軍の抱える問題の解決のためであったが、この黴毒根絶は「外客」としてのイギリス軍人のみならず「御國人ノ幸福」のためでもあると論じられたのである[66]。

先の衛生局報告は「此三港ニ止マリテ未タ自餘ノ地方ニ及ハス」と述べて、黴毒検査が実施されたのは開港地である横浜、長崎、兵庫の三港のみであったと記録しているが、実際には、これら開港地以外の地域においても黴毒検査は行われ始めていた。京都および大阪がその場所であるが、ここで影響力をもったのは、ポンペの後任者でオランダの陸軍軍医・ボードウインである。その黴毒検査実施の経緯について、田中香涯は次のように論じている。

> 明治二年長崎より大阪病院招聘せられた和蘭の陸軍々医ボードウインは日本人の疾病が性病、就中、黴毒に基因すること少からざることを看取して、古来の慣習を破り、検黴の実施を政府当局者に進言したことがあつた。ところが政府の之を採用しないうちに、ボードウインの説に動かされた京都の医師明石博高は祇園一力楼の主人杉浦治郎左衛門を説いて、祇園幸道に療病館といふ養生所を私設し検黴駆黴を行つた。それは実に明治三年の七月で、一個人の手によつて為されたものであるが、開港地以外に検黴を行つたのは京都を以て嚆矢とする[67]。

また当時の日本においては、街道沿いの旅籠における黴毒蔓延も深刻で、小菅県は 1871 年 4 月、「宿駅ニ娼妓ヲ置ヲ害トシ漸々之ヲ禁止セン事」を建議した後、同年 9 月、小菅県管内千住小塚原に黴毒病院を開院している。この小菅県のケースが興味深いのは、黴毒病院の建設が、廃娼論とセットで論じられている点である。小菅県の建議は、次のようなものであった。

> 本県己巳歳病院ヲ設ケシヨリ以来、管内ノ民治療ヲ乞フ者千余人、然シテ其病症ヲ察スレバ黴毒ニ原因スルモノ十ニ七八ナリ、彼黴瘡ノ人身ヲ傷害スル事ハ古今医家論述ノ書アレバ、此ニ多贅セズト雖モ、猶其毒ノ伝染ヨリシテ、骨節疼痛四肢不遂ヲ成シ、或ハ盲トナリ聾トナリ、眉脱ケ、鼻墜チ、膿血ヲ被リ、臭息を吹ク、其醜悪千態万状、親族ニモ疎マレ郷里ニモ歯ヒセラレス、其最哀レムベキハ父母ノ遺毒ニ由テ生来廃疾ヲ為スノ児トス、実ニ懼ルベク悪ムベキノ毒瘡ナリ、今ヤ県下三百七十村ノ人民ヲ以テ此病ヲ患フルモノ三年未満ノ間、数百人ニ及ベル、其禍害ノ生ズル所以ハ他ノ謂レアルニ非ズ、管内千住、草加、越谷其他隣境駅々ノ旅店ニテ、従前飯盛ト呼ビ婦女ヲ傭ヒ公然売色ヲ業トスルモノアルニ由ル、然シテ又此売女アルニ由テ県下ノ民職業ニ怠リ、家財ヲ失ヒ、博徒ニ陥リ、盗賊ニ終ルノ類往々絶ザルトキハ彼旅店営ム所ノ業、人民ノ害トナルハ唯黴毒ノ一偏ノミニ非ズ、此弊宜シク革除スベキ所ニアリ、故ヲ以テ本県此議ニ及ブト云[68]

この建議は、黴毒の病症の「醜悪」さを強調し、「最哀レムベキ」は「父母ノ遺毒ニ由テ生来廃疾ヲ為スノ児」であるとしている。そしてこの黴毒のみならず数々の弊の原因となるところの「飯盛」すなわち娼婦たちに対する嫌悪感が表現され、「人民の害」としての「売色」を禁止しようとする廃娼論が説かれたのである。また、この後の黴毒病院設置の際の

告諭書には、次のように論じられていた。

> 従前逆旅の飯女と唱ふ者、其名は年期奉公に出で其実は人を販鬻する者にて、政の容さゞる所可廃の一也。男女の交接は人倫の大節にして、之を猥りにするは風の正からざる所、可廃の二也。売婦交接の間、一人の黴気衆人に伝染し、康健(からだ)を傷ひ性命を損す、害の甚しき者可廃の三也。然れども因襲の久しき断然之を廃んも亦妨あり、是を以て更に黴毒疫除の方法を設け、先づ害の甚き者を防んとす[69]。

この小菅の黴毒病院設置の告諭書に見られる論理は、飯女の売春は人身売買であり、「人倫」を乱し、黴毒を蔓延させることで人々の「康健(からだ)」(「健康」を誤用したものと考えられる)を損ねるから廃すべきだというものである。その廃娼へと至るまでの措置として、黴毒病院を設置しようというのであった。すでにここには、衛生論に基づく廃娼論の萌芽がみられる。また、いまだキリスト教が広まっていない時期に、廃娼の理由として「男女の交接は人倫の大節」と論じている点は注目に値する。廃娼論といえば、即座にキリスト教のイメージと結びつけられる観があるが、伊藤秀吉も指摘するように、日本における最も初期の廃娼論は、キリスト教ではなくむしろ儒教の道徳思想を根底としたものだと考えられ[70]、そこに「康健」という言説が結合した点に、近代性を見出すことができるのである。

こうした小菅県の動きは一県のみにとどまらず、全国的な動きへと結びついた。同年 4 月 30 日、太政官は小菅県の建議を受けて「人身之健康」に着目する観点から民部省宛て沙汰で次のように「売女渡世」と黴毒とを結びつけて論じた。

> 近来、各地方、売女渡世之者漸次繁殖致シ、其弊害不少、殊ニ黴毒伝染人身之健康ヲ害シ候ニ付、小菅県建言之次第モ有之、風俗人体ニ関係シ尤注意可致事ニ候條、各地方官ニ於テ屹度除害之施設相立候様、其省ヨリ可相達候事〔句読点引用者〕[71]

そして翌月には、民部省から達第 13 号が出されている。

> 近来、各地方、売女渡世ノ者漸次繁殖致シ、其弊害不少、壮年ノ者ハ之カ為メ遊惰奢侈ニ流レ、終ニ産業ヲ破リ、一家退転シ、加之黴毒ノ症ヲ受ケ、身体支離相成候輩モ不少、剰へ其毒ヲ子孫ニ伝フルニ至ル、実ニ憫然ニモ有之、第一淫風盛ニ相成候テハ、土地ノ風俗ヲモ紊シ不容易事ニ付、爾来遊女売婦ノ類新店開業ノ儀ハ堅ク不相成、従来開店ノ向モ人員増殖ヲ可禁止旨、公然布告ニハ不及候得ドモ、各地方官ニ於テ屹度除毒ノ施設相立可申事　但御達相成候写別紙為心得相廻候成〔句読点引用者〕[72]

この民部省達は、「黴毒」と「淫風」の原因を「売女渡世」だとみなし、娼家の新店開業および既存の娼家における人員の増加を禁止し、かつ「除毒ノ施設」すなわち黴毒病院の

設置を進める方針を示したものであった。

この翌年、1872 年 10 月 2 日の娼妓解放令（太政官達第 295 号）をめぐっては、長らくそれが発せられた契機はマリア・ルース号事件だとされていたが、近年の大日方純夫の研究はこの通説を否定し、娼妓解放令の直接の契機は同年 4 月 25 日に司法卿に就任した江藤新平のもとで進められた改革路線であったことを明らかにした[73]。娼妓解放令は外圧にのみ起因するものと短絡することはできないのである。たしかに人身売買の批判は、すでに津田真道の「人ヲ売買スルコトヲ禁止スヘキ議」にみられ、民部省達第 13 号の元となった小菅の廃娼論でも「売女渡世」が人身売買として批判されており、娼妓解放令で突発的に現れたものではない。同年 10 月 2 日、娼妓解放令が「人身ヲ売買致シ終身又ハ年期ヲ限リ其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古来制禁ノ処従来年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ奉公住為致其実売買同様ノ所業ニ至リ以ノ外ノ事ニ付自今可為厳禁事」、「娼妓芸妓等年季奉公人一切解放可致右ニ付テノ貸借訴訟総テ不取上候事」と定めた[74]のに加え、司法省は同年 10 月 9 日の司法省達第 22 号で「娼妓芸妓ハ人身ノ権利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス、人ヨリ牛馬ニ物ノ返弁を求ムルノ理ナシ。故ニ従来同上ノ娼妓芸妓ヘ借ス所ノ金銀並ニ売掛滞金等ハ一切償フベカラサル事[75]」と「牛馬」のレトリックを用いて娼妓芸妓の借金返済を免除することを定めたが、先の津田の「人ヲ売買スルコトヲ禁止スヘキ議」には「奴婢ハ人ヲ牛馬ニ同シウスルモノニテ」と、すでに「牛馬」のレトリックが現れている。「娼妓解放」は外国向けのパフォーマンスに止まらず、その「解放」の論理中にも見られる差別意識を含め、一部であれ民意を反映したものとみなすことができよう。

しかし、この娼妓解放令の翌年には、売春の〈黙認・散在〉路線を主張する司法省と、〈公認・囲い込み〉路線を主張する大蔵省および東京府との確執を経て、後者、すなわち公娼を許可地に囲い込み私娼を撲滅するという路線が、日本国家の対売娼方針として採用されることになった[76]。ただしこの中央の方針を全国化するにあたっては、抵抗する地域も存在したのである。

開港地・兵庫を一例として見てみよう。先述のように兵庫は、横浜に続いて黴毒病院が設置されるべき港として、イギリスが最も注目する場所でもあった。当時の県令・神田孝平は、廃娼論者である津田真道と蕃書調所時代からの洋学者仲間であり、明六社にも席を置いていた。娼妓解放令の前年、兵庫の福原遊廓は、鉄道敷設のために移転を命じられて多くの借金を負ったため、娼妓解放令によって、さらなる打撃をうけていた。それゆえ遊廓は衰退し、私娼が増えたとされている[77]。さらに神田県令は 1873 年 6 月 16 日、貸席営業の地域制限を撤廃した。つまり、この後に国家の方針として採用される集娼制とは逆行する動きを見せていたのである。イギリス海軍医官ヒルは、1874 年 3 月 9 日、兵庫県に対し、横浜にならって黴毒病院を設置するよう呼びかける文中において、横浜では 1872 年 11 月に「売女規則」として娼婦が指定地以外の場所に住んだり泊まったりすることを禁じ、また巡査が「遊歩売色スル婦女」を捕縛しているという例を挙げて「若シ巡査ニテ尚一層勉励シテ厳キ堤防ヲ為サハ横浜中烈キ疾病ノ伝染ヲ圧抑スルニ至ラン」とした上で「今後兵庫ニ於テ売女ノ取締ヲ為スニハ今此地ニテ行フ所ノ方法規則ト左ニ提記スル建言トヲ採

用シテ之ヲ執行アランコトヲ要ス」と論じて、娼婦の取締と黴毒検査を行うよう圧力をかけている[78]。こうした圧力に対し、兵庫県は 1874 年 6 月 13 日、内務省に宛てた上申の中で、イギリスの黴毒検査の要求については「外客ノ為ノミニ非ス専ラ内外人民健康ノ為不可欠要法」と認めつつも「隠売女」すなわち私娼の取り締まりは困難であることを訴えている[79]。つまり、性病を防ぐこと自体は「人民健康」のために必要だとしながらも、〈公認・囲い込み〉路線に対しては異議を申し立てている。

興味深いのは、この時に兵庫県が私娼取り締まりの困難について論じた「両港遊女明許情実[80]」の内容である。ここで兵庫県は 11 もの項目を立てて、なぜ「遊女一切明許」の方針を採ったのかという理由を述べているのだが、それらの中から特に注目したい点を挙げれば、11 の項目のうち、一として「遊女」とそれ以外の女とを判別することの困難を述べ、六として「隠売女」取り締まりのため「ホリス」〔巡査〕に「〔人家へ〕踏込ノ権」を与えれば弊害が生じるであろうことを論じ、七として「隠売女」を買った男性に対する処分をどうするかという問題が生じることを指摘し、八として集娼制が娼妓解放令の趣意に反すると論じ、九として「和姦」と「隠売女」を区別することの困難を述べ、十一として諸外国にも遊女はいるのだから、遊女の存在そのものよりも「禁令ヲ立捕吏不時ニ人家へ侵入シ婦女ヲ捕逐シ刑典ニ処スル」ような行為が、かえって「国辱」だというのである。

兵庫県によるこれらの指摘は、娼妓解放令を唱えながら娼妓を公認し私娼を取り締まる近代公娼制の矛盾と問題点とを鋭く指摘するものであった。しかし内務省は、この兵庫県の主張を一理あると認めながらも、人々が（黴毒検査を行っている）公娼は「健康ヲ保存」されていることを知れば、「健康」を願うのは人情であるため、私娼ではなく公娼の方へと向かうであろうと論じて、兵庫県に黴毒病院建設の指令を下したのであった。

つまり、結果として最も早い時期に黴毒病院が建設された兵庫においても、近代公娼制の〈公認・囲い込み〉路線に対しては異議が唱えられていた。神田孝平は 1876 年 9 月に兵庫県令を退任するにあたって後任者へ職務を引き継ぐための演説を行っているが、その演説記録には、神田の公娼観として「民間万業相資け相益せさる者なし、唯、娼妓の業害あつて益なし、理に於て禁すへく、勢に於て禁すへからさる者とするか故に、本県従来之を処するの法、第一に他の正業同様の権利を付与せす、或ハ税額を増減し、或ハ場所を転移せしめ、或ハ別に束縛の法を設くる等、総て其服不服を問はす務めて其張興を妨け、其害をして可成丈、減縮衰退せしむるを法とす[81]」と記されている。公娼制への異議申し立てと抵抗の論理を広く「廃娼論」と捉えるならば、それは制度の外部からだけでなく、制度を運用する立場にある人々によっても主張されたのである。しかしこの兵庫の事例でも確認できるように、黴毒病院建設、すなわち黴毒検査の制度化そのものは、「健康」のためという名目で、一貫して支持された。

1876 年 4 月 5 日、内務省は、内務省達乙第 45 号により、全国的な黴毒検査の制度化を指示した。そして黴毒の「禍源」とされた娼妓たちは「娼妓黴毒検査規則」によって、その行動の一切が取り締まられてゆく。内務省達乙第 45 号は、次のような内容である。

伝染病毒ノ最酷厲ナルモノハ黴毒ヨリ甚シキモノ無之、其禍源ハ専ラ娼妓売淫ニ起因

スレハ、予防ノ法ハ娼妓黴毒検査之外無之、娼妓貸座敷差許候場所ハ必検査方法施設可致処、其方法モ無之取締不十分ノ向モ不少哉之趣右ハ衛生上最緊要之事ニ付、篤ク注意致シ、速ニ方法施設取締行届候様可致、此旨相達候事〔句読点は引用者〕

これに先だって出された内務省伺（1876 年 3 月 14 日）は、「黴毒」について「其一身ニ止ラス遠ク之ヲ子孫苗裔ニ伝ヘ尪弱多病不具廃疾其原因ヲ黴毒ニ資ラサルモノナク害毒ノ兇悪ニシテ且頑固ナル他ノ伝染諸病ノ比ニアラス[82]」と述べて、この病のみを特別扱いする理由として「子孫苗裔」までも「尪弱多病不具廃疾」にすることを挙げている。またこの内務省伺からは、当時内務省が国内の「黴毒」蔓延の状況について「其猖獗ヲ恣ニシテ其害日一日ヨリ甚シク実ニ衛生上欠ク可ラサルノ勢[83]」ととらえていたことも確認できる。こうした脅威から逃れたいという人々の願望が、娼妓黴毒検査の全国化を推進する原動力であった。

ここまで述べてきた経緯に示されているように、公娼制度の再編の過程では、公娼制度の存続を積極的に支持する者のみならず、廃娼派の人々もまたその近代的再編に少なからぬ関わりを持ったのだった。やがて黴毒検査という方法は廃娼運動の中で批判されるようになるが、本章が論じた時期においては、買売春には否定的見解を持つ人々も、時に黴毒検査そのものについては支持したのである。性病の蔓延に疲弊する当時の人々にとって「健康」という言説は魅力に満ちたものであり、黴毒検査が有効な手段であると信じられ、その実際の効果が確かめられるより前に黴毒検査は全国的に制度化された。「健康」という言説は「富国強兵」を目指す統治者の利益にも合致しており、人々が「一身」のみならず「家」の繁栄のために我が身と子孫との〈強さ〉を求めたその欲望が、国家の〈強さ〉のために強い兵隊を求める「衛生」の論理に接合されたのである。しかし、そのようにして「人民の健康」が追求されてゆく過程で、もっぱら娼婦がスケープゴート化され、彼女たちのみが管理あるいは排除の対象とされることの差別性[84]が廃娼論として論じられるようになるまでには、この後、約十年の歳月を必要としたのである。

---

[1] 明治以前の公娼制度と明治以後のそれとの違いを論じる上で、検黴制度（黴毒検査制度）と娼妓解放令（1872 年）を重視する見方は、すでに 1931 年の伊藤秀吉の著作の中にみられる（伊藤秀吉『紅灯下の彼女の生活』〔復刻版、原著は 1931 年〕、不二出版、1982 年、98 頁）。以後の公娼制度史研究においては、「近代」のとらえ方に若干の違いはあるが、検黴制度と娼妓解放令の重視という点については共通している。近代と近世の違いについて曽根ひろみは、近世公娼制の特質は「公認されたのが個々の娼婦でも娼館でもなく、『傾城屋』『遊女屋』といった営業主が売買春営業を行うことのできる空間・区域＝『傾城商売御免之地』であったという点である」と論じている（同『娼婦と近世社会』吉川弘文館、2003 年、186 頁）。

[2] 娼妓の黴毒検査は「検黴」とも呼ばれている。この「検黴」という語については先行研究が次のように記している。「〔前略〕右文書の中に、陰門開観とあるは、即ち検黴に相当する最初の語である。何れにしても、検黴と称する語は、極めて最近に属しているのであらう。しかし余は未だその出典を明らかにしてゐないから、茲に其年代を詳かにしないが、明治の初年には陰門検査（明治五年東京日々新聞一六二号所載）と云ひ、其後は黴毒検査（衛生局報告明治九年ノ條）若しくは楳毒検査（衛生局報明治十七年ノ條）又は検[illegible]と称した。そして記するに梅或いは楳[illegible]の文字を用ひて未だ

黴毒とは書してない」（正木慶文「日本に於ける最初の検黴に就て」『中外医事新報』第1160号、1930年）。ここに記された「陰門開観」「陰門検査」「黴毒検査」「検黴」の内容は、ほぼ同一であると考えられることから、本稿ではさしあたり「黴毒検査」の語を用いることにする。ただし、引用文に関してはこの限りではない。

[3] 横井勝彦『アジアの海の大英帝国―19世紀海洋支配の構図―』講談社学術文庫、2004年。

[4] 横浜市役所編『横濱市史稿風俗編』丸善、1932年、315～319頁。

[5] 函館市編『函館市史　通説編』第一巻、第一印刷、1980年、395頁。

[6] 港崎遊廓については前掲『横濱市史稿風俗編』、383～538頁、参照。

[7] 「兵庫開港一件」、神戸市役所編『神戸市史　資料三』所収、1971年、265頁。

[8] ヒュー・コータッツィ『維新の港の英人たち』中須賀哲朗訳、中央公論社、1988年、433～434頁。

[9] 『日本科学技術史体系第24巻　医学1』第一法規出版、1965年、9～18頁。

[10] 川上武『現代日本病人史――病人処遇の変遷――』勁草書房、1982年、162頁。

[11] 前掲『日本科学技術史体系第24巻　医学1』、15頁。

[12] 同前。

[13] 伊達一男「衛生学者森鴎外をめぐって―ホフマン教授―」『鴎外全集　月報29』岩波書店、1974年。ここで伊達は、北里、緒方、森の三者のうち、北里と緒方は細菌学の分野が専門であったが、ひとり鴎外だけが衛生学固有の領域で活躍したと論じている。

[14]前掲森「衛生学大意」。

[15]同「大戦学理」『鴎外全集』第34巻、岩波書店、1974年、87頁。

[16] 同「兵役篇」『鴎外全集』第33巻、岩波書店、1974年、222頁。

[17] 同「陸軍衛生教程」『鴎外全集』第28巻、岩波書店、1974年、309頁。

[18] 拙稿「廃娼論と産児制限論の融合―安部磯雄の優生思想について」『女性学』第13号、2006年、参照。また、たとえば森林太郎も『衛生新編』第五版（1914年、『鴎外全集』第32巻所収）の中で「種族衛生学」を論じ、主としてドイツにおける遺伝や淘汰についての理論を紹介している。ここで注目されるのは、軍医としての森が逆淘汰（『衛生新編』中では「反淘汰」）をどうとらえたかという点であるが、彼は戦争が「反淘汰」の一因となるという考え紹介しつつも、「反淘汰中兵ハ兇器ナリト雖、分族ノ発展上未ダ廃スベカラズ」と論じている（同、97頁）。

[19] 大川由美は、日本における黴毒病院設立の経緯について、日英間の外交文書を用いて詳しく分析している。大川由美「近代検黴制度の導入と英国『伝染病予防法』――英国海軍医官G.B.ニュートンを中心に――」『日本歴史』第623号、2000年4月、同「近代検黴制度の導入と梅毒病院――英国公使館から見た日本の梅毒――」（福田眞人・鈴木則子編『日本梅毒史の研究――医療・社会・国家』思文閣出版、2005年、所収）。

[20] 同前。

[21] 荻野美穂「性の衛生学―ヴィクトリア朝の買売春と性病―」（前掲『ジェンダー化される身体』、332頁）。

[22] 前掲書、346頁。

[23] 日本においては、男性たちに対する性病検査が、主として徴兵検査の中で行われた。（娼妓黴毒検査という形式で）女性に対する性病検査が開始された時期と、男性に対する性病検査が開始される時期とのズレや、性病検査の対象が女性の場合は娼妓に限られるが男性の場合は壮丁全員が対象とされた点など、興味深い差異であり、この性病検査におけるジェンダーの問題については、今後の課題としたい。

[24]古賀十二郎『西洋医術伝来史』〔復刻版、原著は1942年〕、医事通信社、1972年、365～368頁。および、同『長崎洋学史　続編』長崎文献社、1968年、17～20頁。

[25] 同前。

[26] 鈴木則子「江戸時代の医学書に見る梅毒観について」（前掲福田・鈴木編『日本梅毒史の研究――医療・社会・国家』、54～60頁）。

[27] 同前。

[28] 宮本忍『医学思想史Ⅲ　日本における近代医学の成立』勁草書房、1975年、258頁。
[29] 沼田次郎「解説」『ポンペ日本滞在見聞記』雄松堂書店、1968年。
[30] 前掲『日本科学技術史体系第24巻　医学1』、20頁。
[31] 『松本順自伝・長与専斎自伝』平凡社東洋文庫386、1980年、24〜25頁。
[32] 前掲『西洋医術伝来史』、371〜374頁。
[33] 前掲「日本に於ける最初の検黴に就て」。
[34] 同前。
[35] 前掲『松本順自伝・長与専斎自伝』、25〜26頁。
[36] 前掲『西洋医術伝来史』、373頁。
[37] 1907年3月18日の『東洋日の出新聞』は「稲佐遊廓の起原と娼妓検黴の開祖」と題する記事の中で、松本からの聞き書きとして、長崎奉行からロシア兵のための娼婦の検黴について相談を持ちかけられた松本が「舶来の書物で検黴の事は知つて居たが未だ之を実験する折の無きを遺憾に思ふて居た位だから面白い実は其相談なら当方から持出したい位だと答へた」と報じている。
[38] 宮崎千穂「日本最初の梅毒検査とロシア艦隊―幕末の長崎港における『ロシア村』形成の端緒―」（前掲福田・鈴木編『日本梅毒史の研究――医療・社会・国家』所収）。
[39] 前掲『松本順自伝・長与専斎自伝』、26頁。
[40] 前掲『ポンペ日本滞在見聞記』は、この回想録を沼田次郎と荒瀬進が日本語訳したものである。
[41] 前掲『ポンペ日本滞在見聞記』335頁。
[42] 前掲書、337頁。
[43] 同前。
[44] 前掲書、342〜343頁。
[45] 前掲書、296頁。
[46] 前掲書、345〜346頁。
[47] 黴毒検査はしばしば狂歌や川柳の題材となったが、そこでは、個々人のきわめて私的な領域と考えられていた性器までもが国家の管理の対象になる「衛生」の新時代への人々の驚きが表現された。「穴かしこ草むす谷の奥までも御世の光のおよびける哉」「開行御代〇〇までも届く世話」（明治11年版『開化新題歌集』および『四季花揃珍々集』（明治12〜14年）からの転載、永見文太郎『検黴制度の沿革』1932年、『買売春問題資料集成〔戦前編第Ⅱ期〕』第26巻〔不二出版、2003年〕所収）。
[48] 前掲正木「日本に於ける最初の検黴に就て」。
[49] 1876年4月10日の『読売新聞』に、次のような記事がある「此間も内藤新宿二丁目の豊倉の娼妓お浪は梅毒の検査に出るくらゐなら死んでしまふと申して剃刀を持出して既に咽喉へつき通すところを漸く人々がおしとめて病院へ参りました」。そしてこの記事は、検査を嫌がる娼妓たちを批判して「其ほど否ならナゼ娼妓の鑑札をいただいて居るので有りましやう」と記している。このように1876年頃になると、娼妓の黴毒検査を厭う心情に対し、新聞が同情ではなく批判を記しているという点に、最初の黴毒検査の頃から少しずつ人々の意識が変化していることがうかがわれる。
[50] 松本良順『養生法』、前掲『日本科学技術史体系第24巻　医学1』所収、41頁。
[51] 前掲『松本順自伝・長与専斎自伝』、42〜45頁。この点につき、後に島田三郎は次のように述べている。「日本に似寄つたる仕組を持つて居つて、婦人の身体を検査する所の手続のある國は何所かと云ふと仏蘭西である、我國で唯今の検査法を施行して居るのは、あれは亡くなられました陸軍々医総監の松本順君が欧羅巴に行つて仏蘭西の制度を見て来て、旧幕の終りの時代に我國に入れたのを、あの維新の後に施したのが、現在我國に行はれて居る身体検査法の初めで、仏蘭西の制度を採つて居るのであります」（同「是れ実地の問題也」『婦人新報』第173号、1911年11月25日）。本章第二節は、黴毒検査制度導入の過程についてイギリスとの関係を中心に論じたが、日本における黴毒検査の制度化が比較的短期間に進められた要因として、イギリスからの外交的圧力のみならず、本章第一節で論じたオランダ、ロシアとの関係や、松本順がフランスから学んだとされる知見を含め、諸外国からの複合的な影響関係が存在したと考えられる。
[52] 石黒忠悳『石黒忠悳　懐旧九十年』博文館、1936年、163〜170頁。

[53] 大久保利謙「津田真道の著作とその時代」、同編『津田真道　研究と伝記』みすず書房、1997年。
[54] 同前。
[55] 津田真道「人ヲ売買スルコトヲ、禁ズベキ議」、前掲『日本近代思想体系22　差別の諸相』所収。
[56] 同「廃娼論」『明六雑誌』第42号、1875年10月。
[57] 第二章脚註8参照。
[58] 前掲石黒『石黒忠悳　懐旧九十年』、132〜139頁。
[59] 同前、および、ローレンス・オリファント、ウイリアム・ウィリス『英国公使館員の維新戦争見聞記』(中須賀哲朗訳)、校倉書房、1974年。
[60]前掲石黒『石黒忠悳　懐旧九十年』。
[61] 同前。
[62] 国立公文書館所蔵、マイクロフィルム。
[63] 前掲『横濱市史稿風俗編』494頁。
[64] 『公文録　明治四年』第38巻、辛未1月〜4月、大学伺〔国立公文書館所蔵、マイクロフィルム〕。
[65] イギリス本国においては、1850年代から先天性梅毒が恐れられ、当時はそれが遺伝性で国民全体の病弱化や質の劣化につながると考えられていた（前掲荻野『ジェンダー化される身体』328頁)。日本において、梅毒が遺伝するという認識を批判し感染性だと指摘する論説は1926年頃に見られる。（志賀亮「遺伝黴毒ノ発生トソノ定義ニ就テ」『東京医事新誌』第2499号、1926年11月)。
[66] 『太政類典』〔国立公文書館所蔵、マイクロフィルム〕。
[67] 田中香涯「鴨の羽根掻き（十八)」『東京医事新誌』第2749号、1931年。
[68] 『民部省日誌　明治四年』1871年4月25日、〔国立国会図書館所蔵、マイクロフィルム〕。
[69] 『新聞集成明治編年史』第1巻、406頁。
[70] 前掲伊藤『日本廃娼運動史』、86〜87頁。また、この小菅県の廃娼運動は、脚註18で述べた江戸期の飯盛女設置反対運動の論理の延長線上にあるものと考えられる。しかしそこに健康論が付加された点に、小菅県のケースの近代性がある。
[71] 『法令全書』明治4年4月30日、太政官第212号、民部省宛て沙汰。
[72] 『法令全書』明治4年5月日欠、民部省達第13号。
[73] 大日方純夫「日本近代国家の成立と売娼問題」総合女性史研究会編『日本女性史論集9　性と身体』吉川弘文館、1998年。
[74] 『法令全書』明治5年10月2日、太政官第295号。
[75] 『法令全書』明治5年10月9日、司法省第22号。
[76] 前掲大日方「日本近代国家の成立と売娼問題」。
[77] 兵庫県警察史編さん委員会『兵庫県警察史　明治・大正編』兵庫県警察本部、1972年、140〜142頁。
[78] 『太政類典』〔国立公文書館所蔵、マイクロフィルム〕
[79] 同前。
[80] 同前。
[81] 「兵庫県令神田孝平事務引継演説」『兵庫県史　史料編　幕末維新2』兵庫県、1998年。
[82] 『衛生門』〔国立公文書館所蔵〕482頁。
[83] 同前。
[84]差別される側の当事者である娼妓たちの一部は、既に早い時期からこうした差別性に気付き、娼妓だけが検査の対象となることに対して異議を唱えることもあったようである。1875年7月4日の『読売新聞』の記事には次のように記されている。「美濃國の或る老人の話しに伊勢の國古市の娼妓が梅毒の検査につき娼妓は勿論おしらべを受けますが中にはお客より梅毒を伝染される事も有りますからお客を検査していただきたいといひ出したが是は尤の事と思はれる夫については客の検査は仲居が致しても済むがどうか互いに検査をして此病に伝染らぬやうにいたしたいものだと申されました」(『読売新聞』第141号)。

第二章　廃娼運動への女性の参加と周縁化

第一節　群馬の廃娼建議と「衛生」の論理

これまで、廃娼運動の発祥の地は群馬であるとされ、その群馬の廃娼運動について先行研究は、最初の廃娼建議を 1879 年 6 月の「貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議」であるとみなし、1880 年 12 月の「請願書」、1882 年 2 月の「伊香保温泉場廃娼ノ義ニ付建議」、同年 3 月の「娼妓廃絶ノ建議」を、群馬における県会および民間の建議活動の史料として重視してきた[1]。この群馬の動きについては「完全なる民衆の廃娼運動であり、而も非常なる困難と戦つて凱歌を奏し、我國唯一の廃娼県たる光栄を荷ひ来つてゐるものであるから、我が廃娼運動史上に、立派に王座を要求する権利あるものである[2]」という高い評価が与えられる一方、その廃娼建議にみられる特徴として「人身売買や売春という行為自体が、人間が生まれながらに持っている基本的人権の見地から断じて許されないものであるとする観念はまったく見られない[3]」こと、またそれが「女性解放運動としてスタートしたものではな」く、「男性を誘惑し『遊徒』に転落させる醜業婦を排除する運動として」始まったこと[4]が指摘されてきた。

実際、この群馬における複数の建議の内容について検討してみると、それが買売春という行為自体を問題化しているのではないことがわかる。「貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議」は「娼妓ヲシテ来客ニ接シ、其情欲ヲ達スルノミニ止メ、酒肴ヲ売リ芸妓ヲ呼ビ歌舞管弦セシムルヲ禁ジ」ることを求める「建議」であった。つまり娼妓よりもむしろ芸妓の存在によって「過多ノ金円ヲ貪ル」ことが問題で、そのような「浪費」が「父子ノ親シミヲ疎ジ」、「夫婦ノ間ニ葛藤ヲ生ジ」、「朋友ノ交リニ信義ヲ失ヒ」、「家産ヲ蕩尽シ」、「放蕩懶惰ニ流レ」、「国律ヲ犯ス等ノ弊害ヲナス」ことにつながると考えたために「貸座敷ノ業ヲ更ムル」ことが求められたのであった。買売春自体は「一時閨房ノ便ヲ得テ欲火ノ発動ヲ薄」することに役立つものとされ、「貸座敷ノ業」を売春のみに制限することは、「其事足リテ其用省ケ一挙両全ヲ得ルノ策」だと論じられているのである。したがって、たとえ「廃娼」という語の定義を「公娼制度の廃絶」と狭く限定してさえ、この建議を「廃娼運動」に含みうるかどうか疑問が残る[5]。

続く「請願書」もまた、買売春そのものよりも、それに伴う様々な「患害」を問題化するものであった。「父子夫婦ヲシテ離散ノ禍ヲ招カシム」こと、「資産ヲ失ヒ生業ヲ墜ス」ことを問題視するその論じ方は「貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議」と同様である。ただしここには「貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議」にはなかった「倫理」という言葉が用いられ、「娼妓賦金ノ如キ之ヲ地方税目中ニ列セズ、特ニ法度外ノモノト為スハ、賤醜ノ業固ヨリ貴重ナル地方税中ニ置クニ忍ビザルヲ以テナリ」との考えが示されたのであった[6]。つまり「最モ世教に患害ヲ来スモノ」としての娼婦を排除すべきだとする排娼論[7]が説かれたのである。この「請願」は県議会からの正

式な建議ではなく請願人 35 名の個人名義によるものであるため却下され[8]、あらためて県議会から県令に宛てて「〔娼妓廃絶の〕請願書」とほぼ同一の内容の「娼妓廃絶ノ建議」が出されることになった。そしてこの建議から約 1 ヶ月後の 1882 年 4 月、県令甲第 27 号として貸座敷営業および娼妓稼廃止の布達が公布された[9]。

「娼妓廃絶ノ建議」を行った人物のうち、先行研究においてその功績が高く評価されているのは、群馬の医師・斎藤寿雄（1847ー1938 年）である[10]。斎藤は医師であり、かつ県会議員であった。彼の父もまた医師であり、彼が医学を学び始めたのは 1861 年、14 歳のときである。1867 年、20 歳のときに小幡藩奥詰医師となり、1869 年、藩主の許可をへて東京に遊学し、1871 年、大学南校に入学。1872 年、父親の死にともない帰郷し甘楽郡医学講習所副所長となった[11]。この後の群馬の検黴（「黴毒検査」と同義、以下では検黴と記す）の開始と、その当時の彼の検黴に対する思いを、斎藤は次のように回顧している。「花柳病の患者が非常に沢山あるものですから、一は風教の為め、一つは国民の健康の為め、窃かに憂て居ました処、明治八年、娼妓貸座敷渡世規則と云ふものが発布され、娼妓には検黴を行ふと云ふ事になりました。之で私は、此規則が実行されたなら花柳病毒は大に減ずるであらう、追ては根滅するであらうと思ひ、検黴と云ふ事を熱心に賛成して、群馬県に於ても十一ヶ所に之を実行することになりました、処が、明治九年十年十一年と三ヶ年を経過した後、花柳病患者は少しも減じない、依然旧の通りである。其時分ですから統計はありませんが、私の処へ治療を受けに来る者の数が少しも減つたとは思はれないのである[12]」〔句読点引用者〕。そこで彼は性病患者が減らないのは「検黴の方法が不完全な為めではあるまいか」と考え、自ら検黴医となって妙義と一之宮の遊廓で検黴にあたった[13]。しかし「今少し有力な方法がありそうなものだ[14]」と考えて、1879 年、群馬県の衛生課長の紹介状を得て、洲崎や吉原等の遊廓で検黴医として検査法を実習したのだという[15]。当時、洲崎遊廓の検黴方法が最も新しい方法だとされていたが、そこで行われていた検黴方法は、「其時より四五十年前独逸で創められた方法」であった[16]。その洲崎や吉原で得た知見を群馬においても活用しようと試みたが「矢張検査の実効を疑はざるを得ないやうにな」り、「公娼は風教に害がある上に斯る実効の疑はしい検黴を以て怪しい保険を附して置くのは反て危険だと思」い[17]、「殆ど思案にくれて居た折柄県会で二三の議員が廃娼論を唱へ出した其れで私は之に賛成した」のだという[18]。つまり斎藤は医師として、最初は検黴に期待し、様々な検黴方法について実地で試行錯誤したのだが、やがて検黴という方法そのものに限界を感じ、1882 年、廃娼運動に身を投じることとなったのである。検黴制度支持から廃娼支持へと立場を変化させながらも、「風教」と「国民の健康」には、一貫して強い関心を持っていた[19]。

「〔娼妓廃絶の〕請願書」にも「娼妓廃絶ノ建議」にも「衛生」や「検黴」についての言及はないため、斎藤の主張を直接「建議」の文面上に確認することはできないが、彼がこの後も群馬県医師会長、日本医師会医政調査会長等の肩書きを持ちながら廃娼派としてあり続けたこと[20]は、とりわけ廃娼運動が「衛生」論との関わ

りで展開してゆく過程において重要な意味を持っていたと考えられる。群馬においては「娼妓廃絶ノ建議」の後、1893 年に廃娼が実現されるまで紆余曲折あり、当時の群馬県知事・佐藤與三は廃娼の延期令というかたちで実質的に廃娼令を骨抜きにすべく動いたが、その動きを内務大臣・西郷従道、警保局長・大浦兼武等に訴えて最終的に佐藤知事を免職へと追い込んだ中心人物も斎藤寿雄であった[21]。

「娼妓廃絶ノ建議」とほぼ同時期に、民間人からの建議として「伊香保温泉場廃娼ノ義ニ付建議」が内務省衛生局長・長與専斎に提出された。伊香保村の木暮篤太郎によるこの廃娼建議は、伊香保温泉場の「妓楼雑居」を問題化し、これを排除しようとするものであった。廃娼の理由としては「温泉ノ地ハ閑雅幽静ニシテ衛生ノ法ヲ守リ、恰モ病院ノ如クナルヲ要ス」るにもかかわらず、妓楼の存在ゆえに「唱歌弾弦昼夜歇マズ」「娼婦・浴客ト同浴スルモノアリ、其不潔ナル言語ノ尽ス所ニアラズ」という状態であること、そして伊香保を訪れた外国人にこの状態を「冷笑」されている現状は「国辱」であることなどが挙げられている。つまり妓楼の「喧囂」と娼婦の「不潔」を「衛生」という観点から問題化し、それを見る外国人の視線を意識して娼婦たちを「国辱」ととらえることにより「廃娼」を唱えたのであった。この廃娼建議を受けて、長與衛生局長は群馬県令であった楫取素彦に照会状を発したが、その照会状中には「右温泉場ノ妓楼ヲ廃スルハ衛生上及ビ風俗上ニ於テ有益ノ儀ニ有之」との意見が示された。つまり長與は、「衛生」と「風俗」の観点から、伊香保の廃娼を支持する意見を群馬県令に書き送ったのである[22]。こうした経緯を経て群馬県令の楫取は、最初の廃娼令として伊香保村の廃娼令を、その後全県下に廃娼令を布達した。日本における廃娼運動の発祥の地とされる群馬の中でも、その運動の成果として最も早く廃娼令が発せられたのがこの伊香保であり、そこで展開された「廃娼」の論理は「衛生」論だったのである。

このような廃娼運動に対抗した存娼派の動きも、その娼妓を正当化する論理は、廃娼派と同様に「倫理風俗」の「維持」、および「衛生」論であった。1882 年 4 月、県令宛てに提出された「娼妓廃ス可カラザルノ建言」は、もし廃娼すれば、「密売淫」が盛んに行われ、強姦や姦通が増えて「淫風」が甚だしくなり、性病が蔓延するのだと論じている。それゆえ「倫理風俗ヲ将ニ壊乱セントスルニ、挽回スルモノハ娼妓ヲ措テ他ニ救薬ノ道ナキナリ」として娼妓の存置が正当化される。すなわち娼妓は「倫理風俗」を破壊するものではなく、むしろそれを維持するのに役立つものだと論じられている。そしてこの「建言」は「望クハ此賦金ヲ以テ一層厳重ニ楳〔ママ〕検ニ従事シ、長ク楳毒ヲシテ社会ニ跡ヲ絶タシメン事ヲ」という提言で結ばれている。つまり娼妓から集めた賦金によって性病の検査体制を強化し、娼婦たちの身体管理を徹底することによって、廃娼ではなく存娼による「衛生」の実現を図るべきだと主張しているのである。伊香保温泉においては、貸座敷営業者による約定の中で、娼妓の行動範囲を制限し、浴客から緩やかに隔離する方針が示された（「本村限貸座敷同業申立約定書」1882 年 12 月）。存娼派は娼婦たちに対して検黴とい

う形の身体管理だけでなく、一般の温泉客と接触しないよう、使用する浴室や立ち入り可能な場所等、行動範囲を制限するかたちで、彼女たちの管理強化を画策したのであった。

こうして廃娼派と存娼派がともに自らの立場を「衛生」との関係で正当化しようとしていたとき、「衛生」の専門家である医師や衛生行政担当者たちは存娼論を支持することが多かった。伊香保村の廃娼令が発せられたのは 1882 年4月のことであるが、それはまさに国家的規模で近代衛生思想の普及が図られつつあった時期である。1877 年をはじめとして大流行したコレラに対処する際、衛生行政は警察力を用いて強制的に処置しようと試みたが、そうした方法は人々の反感を招き、期待した効果は上がらなかった。そのため、大衆を内発的に衛生活動に向かわせる必要があると考えられるようになり、1883 年 2 月、衛生思想の啓蒙を担う団体として設立されたのが大日本私立衛生会である[23]。伊香保の廃娼に関与した長與専斎はその副会頭であったし、医師の中にも先述の斎藤寿雄のような廃娼派の人物も存在したが、大日本私立衛生会の機関誌『大日本私立衛生会雑誌』においては存娼論が全面的に支持されていた。「公衆衛生」の観点から、梅毒の蔓延を防ぐためには公娼制度が必要だと論じられたのである。

その議論の前提には、「最も耐忍し難く鎮圧し難きもの」としての「淫欲」という発想があり[24]、検黴に対する信頼感がある。梅毒は「子孫に遺伝」する病だと考えられており、それゆえにコレラより恐るべき病とされている[25]。ここで論じられる「存娼」論は、あくまでも「公娼」(検黴の制度に従い、税金を納める存在としての) の肯定であって、売春婦全般を許容するのではない。むしろ「密淫売」にはあからさまな敵意が向けられ、ときに私娼は「化物」や「猛悪なる狂犬」にたとえられる[26]。「公娼」を肯定するといっても、それは梅毒予防に役立つ限りで「必要」とされるのであって、遊廓および娼妓という存在は「土地の安寧」を保つための「厠圊」(便所) のようなものだとされている[27]。娼妓の人権については全く顧慮されず「娼妓に全身梅毒の疑ひある者は勿論梅毒性諸症あるときは速に廃業せしめ且つ密淫売を禁じ」るべきだと論じられている[28]。つまり、公認される存在としての娼妓も、いったん不治の病を得たら最後、廃業させられ、私娼になることも禁じられて、生活権を奪われるのである。こうして存娼論が支持された大日本私立衛生会において、後に森林太郎は「医と衛生家とは従来、何れの國にても存娼論の代表者なり」との認識を示しながら、「余は医なり余は衛生家なり而れども余は亦た人なり」と述べて、あえて「衛生家」としての立場を超え、「人」として廃娼論を支持した[29]。すなわち、森がこのように論じた 1890 年頃に至っても「衛生家」にとっての「衛生」とは「廃娼」でなく「存娼」により近いものであり続けたのである。

1880 年代前半の廃娼・存娼をめぐる議論においては、梅毒予防の観点から、娼婦はただ排除されるべき存在としてのみ捉えられ、その娼婦の排除を正当化する論理として用いられたのは「衛生」論であった。廃娼と存娼という、一見、正反対の立場を採っているかに見える主張の中に、共通しているのは排娼論である。この時

期の廃娼派と存娼派の対立は、ただその排除の仕方が、公娼制度そのものの廃止なのか、それとも一般社会から隔離した上での身体管理なのかという、方法上の違いをめぐる対立であったにすぎない。

第二節　女たちの廃娼運動のはじまり

ここまで述べてきた 1880 年代前半期の群馬における廃娼運動は、男たちの運動である。県会における廃娼建議は、その舞台が県会であるために、そもそも政治に直接参加する権利を持たなかった当時の女性たちに入り込む余地はなく、建議に名を連ねた人々はすべて男性である。民間の伊香保の廃娼建議も、その請願者は男性であった。むろん、その男たちの廃娼運動にも、女たちの声なき声が何らかの影響を与えていたと考えることは可能であり、たとえば群馬の廃娼運動の中心人物の一人とされる湯浅治郎[30]については、その母・もよ子の影響が指摘されている[31]。しかし女たちが自ら声をあげて組織的に「廃娼」を唱え始めたのは、1886 年の東京婦人矯風会（以下、矯風会と略記）の結成時である[32]。矯風会は、その会名が示すように、会員を女性に限定した「婦人」団体であった（「婦人矯風会規約」第三条）[33]。

矯風会は、「廃娼」のみを目的とする団体ではなかったが、「廃娼」はその主要な目的の一つと位置づけられていた[34]。そして同時にその矯風会の設立期に強調されたのが「衛生」論である。矯風会の機関誌『東京婦人矯風雑誌』[35]の創刊号において、浅井柞（1843 年ー1906 年）[36]は「矯風会之目的」と題する論説の中で次のように述べている。

> 昔時は即ち未開の世なり。生理の学、衛生の法、得て講ずる者あらず。人間の品位下等にして、利害を計較するの智識に乏しく、区々節倹の一方に偏して滔々流れて止まざるの弊風を歇めんとす、宜なり其目的を達する能わざるを。今や文運旺盛の域に進み、各多少の学理に通じ、能く利害を計較するの力に富み、名誉を重すること珠玉の如く、衛生を尊ぶ君主の如く、一害を発見すれば之を猛省するに吝ならず、假令、女流の口、黄舌の云ふ所と雖も、苟も学理に照らして錯ふ所なくんば、必や翻然之を改むるに至るは、又前日の比にあらず。是余儔が該事業の時機、全く熟したりと信ずるゆゑんなり[37]〔句読点引用者〕

ここでは、かつての「生理の学、衛生の法」を知らない「未開の世」から、「名誉」を重んじ「衛生」を尊ぶ「文運旺盛の域」に至ったという認識が示され、そうした時代の変化を経て、今ようやく女たちの運動を起こす機が熟したのだと論じられている。そしてその時代の変化を示すキーワードが「名誉」と「衛生」であった。「衛生」と同様に強調されるのが「清潔」であり、「万国婦人矯風会は即ち地球上

各国人民の道徳を清潔に矯正すべき為にあらゆる國々の婦人と共に心を同ふし力を合せて此事業を行うにあり[38]」、「幾千婦人の精神を合同し、毫も分離せず、相並び相携ひて、今日太平の敵軍と抗抵戦闘せんとす。其敵軍とは即ち、不摂生と不清潔の二重の邪悪なり[39]」といったかたちで、「清潔」こそが矯風会の目指すものだと論じられたのである。

ここにいう「衛生」および「清潔」とは、たとえば「社会より姦淫の空気を取払はんとには、先、芸娼妓其他、不潔物に関するの文辞を公けの紙面より退去するにあり[40]」といった表現に見られるように、芸娼妓およびそれに関わる事柄を「不潔物」とみなし、それらを排除することを意味する場合もあった。しかし同時に「衛生」や「清潔」という観点から芸娼妓を蔑ろに扱うことに対する批判的な視線も『東京婦人矯風雑誌』には見られるのである。たとえば先述の浅井柞は高知県会の公娼廃止案について言及した文章の中で、次のように述べている。

> 娼妓公許を可とする論者も正に倫理を弁識したるの人類なれば、今日となりては道理上より可とする者はなき程なれ共、未だ頼て以て鉄壁とする所の者は密淫売増加論より衛生上の一点にあり。姑息の見解も亦甚しといふべし〔中略〕老婦等は議会及地方官が稍もすれば可憐の同胞を施政上の犠牲とし器械視するを切歯せずんばあらず[41]

ここには、「衛生」を優先させるがために「可憐の同胞」すなわち娼妓を「器械視」する議会および地方官に対する怒りが表現されている。浅井は、「衛生の法」が尊ばれる時代だからこそ女たちの廃娼運動が可能になったという認識を示しつつも、その同じ「衛生」論が娼妓の「器械視」を正当化する論理ともなりうるということに苛立ち[42]、女性解放にとっての「衛生」論の正負両面の意味の間に引き裂かれている。そして女にとっての「名誉」を「衛生」と両立させることの困難は、浅井個人のみならず、この時期に「廃娼」という課題に向かい合った女たちに共有された問題であった。

浅井がここで娼妓の「器械視」を問題化していること、すなわち彼女が娼妓の人権という観点から廃娼について論じたことの意義は大きい。彼女は先述の「矯風会之目的」に次のように記している。

> 娼婦も等しく之れ人なり、余儔が姉妹同胞にあらずや。よしや暗に風俗を維持するの功要ある者とするも同体の人を以て之が犠牲に供するは、尚、己の病を癒さんと欲して他人の心胆を裂くが如し、不仁も亦甚しと云べし[43]

ここでは娼婦もみな同じ人間であるということ、そして「姉妹同胞」であるという認識が示されている。この浅井の廃娼論とほぼ同時期に発表された植木枝盛の「売

淫公許の事を論ず」[44]と比較すれば、浅井の主張の特徴が一層明らかになる。植木もまた娼婦を「奴隷」視し「器械」視することを批判しているが、その論説中の「第三　娼妓と為る者の身の上に就て論ず」においては「彼等をして生涯其額より売淫者にてありしとの焼印を拭い去ること能はざる大不幸物と為らしむるに忍びざるなり」と、「醜業」が公になることによる娼妓たちの「恥」が問題だと論じている。「秘密の売淫」であれば「心術を悛め」た後には「良民社会に入り難きにあらず」。しかし公に娼妓として登録されてしまえば「『彼は売淫女にて有りし彼は売淫女にて有りし』と世人より打囃さるゝに於ては何時迄も面目を開くこと能はず」。そしてその状態が「気の毒千万」だから公娼制度は廃止すべきだと論じるのである[45]。この植木の論じ方においては、売春行為はもっぱら娼妓本人の問題であり、ゆえに売春という「醜業」は娼妓自身の「恥」である。浅井の主張の中にも売春を「賤業」とする表現はみられるが、彼女の憤りが、女が女であるためにその一部の人々を「施政上の犠牲」にすることもやむなしとされてしまう事実、すなわち県政における〈性の二重基準〉の問題に向けられている点に注目すべきである。「衛生」すなわち梅毒の蔓延を防ぐという目的のもとに、女たちの一部を「犠牲」にする「不仁」な政策に対して、「姉妹同胞」すなわち同じ女として怒りをぶつけているのである。

娼妓たちは「器械」ではなく「人」であり「姉妹同胞」であるというこの主張は、1880 年代前半期における群馬の廃娼運動には見られない視点であった。浅井より早く 1885 年 11 月に、矯風会の設立にも深く関与した巖本善治が、娼妓を「姉妹」として論じ、人権思想に基づく最も先駆的な廃娼論を唱えているが[46]、廃娼運動の女性解放運動としての側面は、この「姉妹同胞」という認識によって拓かれた。同じ人であり、同じ婦人であるという認識が、娼妓らの姿に自分自身を重ね、彼女らの扱いに対する怒りへと転じたのである。しかしそうした同化への志向は、同時に「同性なるがゆえに許しがたい」という感情からの娼婦の排除[47]へ結びつく危険と隣り合わせであった。実際、先行研究にもしばしば指摘されるように、この後の女たちによる廃娼論には、しばしば「不潔物」としての娼婦に対する嫌悪感がみられた[48]。

このように矯風会の女性たちにとっての「衛生」の意味は両義的である。自らの廃娼運動の意義を「衛生」概念を用いて説明しようと試みながらも、しばしば公娼制度を正当化する論理としても用いられる「衛生」論のありかたに人権の観点から反対しなければならない。そしてこの〈女にとっての「衛生」〉という難問に、矯風会風俗部（廃娼運動を中心的に行う部署）の初代部長として取り組んだのが、女医・荻野吟子であった。

荻野吟子（1851 年ー1913 年）は、日本における最初の女医として知られる人物である。彼女が医学を志したきっかけは、最初の結婚（1868 年）の際、夫から淋病をうつされ離婚されたことであった[49]。1884 年に前期医術開業試験に合格し、翌年に開業。1886 年の東京婦人矯風会の発起人の中に彼女の名はないが、1887 年 7 月の矯風会会員名簿にはその名が見られる。同年、荻野は私立大日本婦人衛生会〔以

下、婦人衛生会と略記〕の発起人となっており、1888 年 1 月創刊の『婦人衛生会雑誌』[50]には彼女の署名で「本会設立の主意」という文章を発表していることから、彼女が婦人衛生会の最も中心的な存在であったことをうかがい知ることができる。注目すべきことは、荻野が「衛生」について論じるとき、それが性差を強調した議論であったという点である。彼女は「衛生上の働きに於て男女自ら差異あるが如し、私共の考えには婦人は公衆衛生より自己の衛生即家庭内衛生（料理、育児）に主として関係あるが如し」と論じた[51]。つまり「衛生」概念を、「公衆衛生」と「家庭内衛生」に分化し、「公衆衛生」を男性に、「家庭内衛生」を女性に、性別によって振り分けたのである[52]。

先行研究は、荻野吟子が大日本私立衛生会とは別個に婦人衛生会を創った理由について「公娼是認論を堂々と雑誌に載せている大日本私立衛生会への違和感」ゆえではなかったかと指摘している[53]。そして彼女が自ら、女性にとっての「衛生」の意味を「家庭内衛生」に限定した理由について考えるときにも、大日本私立衛生会の会員たちが「衛生」の立場から存娼論を支持していた前述の事実が想起されねばならないだろう。荻野は、医者として衛生家としての立場を堅持しながら、同時に、廃娼運動を推し進めようとしていた。それゆえに「衛生上の働きに於て男女自ら差異あるが如し」と論じて性差を強調し、限定的な形であれ、衛生概念を女性論に組み入れ、逆に衛生論にも女性の立場からの視点を入れようとしたのではないだろうか。〈女にとっての「衛生」〉という難問と向かい合うとき、彼女が採った戦略は男女の差異の強調であった。「衛生」とは別に「婦人衛生」という概念を新たに創出することによって、かろうじてその新領域の内に女たちの意見を反映させようと試みたのである。しかしこの後「婦人衛生」概念は、次節でも論じるように、廃娼論ではなく禁酒論や看護論の中で用いられることになり[54]、廃娼運動において女性たちは周縁化されていった。

たとえば先述の森林太郎は、廃娼を支持する講演の最後を、廃娼運動の担い手についての、次のような要望を述べることで締めくくっている。「この最醜最穢の事〔存娼／廃娼問題—引用者〕は情操ある家婦、子女を侵して思ひの外なるあしき結果を見むも知るべからず。余は切に此の運動の愈々盛ならむを願へども、又たこれと同時にこの運動の余りに深く婦人社会に入らむことを厭ふものなり[55]」。つまり買売春問題という「最醜最穢」のことに対して女性たちが深く関わっていくならば、それがたとえ「廃娼」というスタンスからの社会運動であっても、女性たちを買売春の「醜」さによって「侵して」しまうと考えられたのである。そしてこうした恐れが、廃娼運動という一つの社会運動において、その担い手の男女の差異を強調し、主要な担い手は男性で、女性はあくまで補佐的な位置にとどまって「家庭内」のことに専念すべきだという発想へとつながっていく。すなわち、廃娼運動そのもののジェンダー化である。

第三節　廃娼運動における女性の周縁化

全国廃娼同盟会が結成された 1890 年は「廃娼運動が最高潮にたっした段階」だとされるが[56]、全国廃娼同盟会（その中心は廃娼壮年義会）の機関誌『廃娼』[57]には、廃娼運動が「男児」の運動として表象されている。女性ではなく男性が廃娼運動の直接の担い手として想定されており、実際、『廃娼』における書き手も男性が多いのである。そしてこのことは、廃娼同盟会を実質的に支えていたとされる巖本善治のジェンダー観とも密接な関係がある。巖本は男女異質同等論を主張し[58]、言論活動、政治活動の担い手は男性で、女性は主に「ホーム」作りを行うべきだと論じていた[59]。また彼は、男性の性欲は「自制」しうるものであると考えており「只だ男性が今日の如く娼楼を必要とするは其天性にあらず自ら欲をほしひまゝにして制するなきが故に即はち然る也と言ふのみ、亦もし男子自ら制するときは彼の女性の清々潔々として美然貞操を守り得るが如くなるに至らんことを言うのみ[60]」と論じていた。そして、「『嗚呼汝等如何に冷罵するか彼の娼妓あるは男子が之を在らしむるに非ずや』とは、トルストイ伯極愛の嘆きなりとす、吾人亦つねに同情の歎あり[61]」と述べて、男性側の変革を求めるのである。『廃娼』に描かれる廃娼運動のイメージは、こうした巖本の主張に寄り添うものであった。

廃娼運動は存娼派との「戦争」として描かれ、廃娼運動家は「勇壮なる義兵」にたとえられる。女性たちに向かっては「卿等が天使の如く優美なる至愛なる純潔なる慰撫奨励の援助を願うのみ」と語りかけ、さらに「卿等が優しき繊手もて鎧の紐を結ひくるゝならバ鬼をも攫むべき壮士は感泣奮進快よく戦場に打死すべし[62]」と論じて、「戦争」としての廃娼運動の前線に位置する男性たちを銃後の女性たちが支えるというイメージを描き出している。

> 此廃娼の軍をして全く其効を収めしめんには、老年諸氏の指揮監督も必要なり、卿らが慰撫奨励の兵糧も又最も必要なり、かくの如きの軍需尽く備つて然る后勇壮なる義兵を放ち、能く其の働きを戦場に逞うすることを得せしむべし[63]

そしてこの「義兵」としての男たちは「有為にして活発にして純潔且高明にして社会の為めに憂ひ人類の為めに憂ひ正義を愛し已れを愛し人を愛する青年諸氏[64]」とも表現された。旧い日本の「老人」たちによって「青年」は「獣慾の奴隷」とみなされがちであるが、その汚名を返上して新しい「青年」イメージをつくろうというのである。「改革は青年の業なり、恥を知るは義人の事なり[65]」。そしてその「義人」こそ、新しい〈男らしさ〉のイメージであった〔図 1〕。

> 彼れ老成人が常に青年を罵つて竪子と呼び青二才と唱ふるにも係らず、社会の主導者となり革命の張本者となり先登者となり下手人となり直直前行顧みず恐れず火の如く風の如くして電光閃裡に破壊し去り建設し来り敢然果然手に従ひ決行して敢て少しも疑凝せざる者は、実にかの無経験にして又無遠慮なる青年

其人にあらずして誰ぞや[66]

そしてこの「青年」たちによって「廃娼」が達成した暁には、文明国としてのイギリスに対抗し「倭男子がアングロサクソン人に負けず却て之を凌駕して東洋に勢ひを振ふ」であろうと論じられるのである[67]。

このように「廃娼戦争」における「義勇なる青年男児」の前線での働きが推奨されるとき、そこから銃後へ後退させられる女たちの悔しさも、雑誌『廃娼』には記録されている。たとえば佐々城豊寿（1853 年〜1901 年）は、次のように論じている。

> 今より当時の事情を省みれば、芸妓を廃すと云へば何となく恥ずかしく心に臆する所ありて人の言ふを嫌ふ所なり、廃娼妓などは、婦人の口より言ふは婦徳を損ずると言ふ如き、言ふに言はれざる一種特別の感情に引かれ、又攻撃を蒙ること一方ならず[68]

つまり佐々城は、彼女の廃娼論が批判された理由を、彼女が女性であるからだと考えている。女性が買売春に言及するのは「恥ずかしく」「婦徳を損ずる」ことだと認識されたために彼女の廃娼論は攻撃されたのだと、彼女自身が追い込まれた状況について分析しているのである。『廃娼』では男性論者による検黴批判が始まったが、それは、検黴という方法、すなわち女性の「陰部」を検査するという行為によって検査される女たちの「廉恥心」が失われることを問題化するものであった。「禽獣」と「人」とを分けるものは「廉恥心」であり、検黴によって「廉恥心」を奪われた娼妓たちは「牛馬」等の「禽獣」に類するものだと表象されたのである[69]。このように「廉恥心」を女性に求める傾向は、女性が検黴というかたちで性器の検査を受けることに対する嫌悪感として表現されたのと同時に、そのような性的事柄を女性が論じることに対する男たちの拒否感としても現れたのであった。

また佐々城はそれまで女性自身による言論活動を重視し、かつ矯風会を廃娼運動中心の組織にすることを主張していた。彼女は、女性が男性に頼らず自ら「婦人真性の志想」を訴えていくべきだと繰り返し論じていた。「婦人真性の志想は男子の知る能はざるもの頗る多かるべし[70]」。長らく痛みに耐えてきた女性たちの想いを、「二千年余尊大驕り極まりたる男子」に理解できるわけがなく、その想いは女性自ら表現しなければならないというのが、彼女の主張であった[71]。しかし彼女が、そのように男性たちに対する不信感をストレートに表現したことが、男女双方の反発を招くことになったのである[72]。矯風会内部の女性たちからもそのラディカルさを批判され、ついには矯風会と実質的に袂を分かつことになった。

『東京婦人矯風会雑誌』においては、かねてから、女性の存在を廃娼運動の前面に押し出す佐々城路線に対して、あくまでも女性は「内を治める」べきだという主

張が掲載されており[73]、佐々城に対して批判的だった内村鑑三の、女性は社会活動よりも家庭を優先させるべきだとの意見も紹介されている[74]。佐々城が矯風会の活動とは別に 1889 年春から婦人白標倶楽部（法律、政治、外交問題の研究会）の活動を開始して以降は、矯風会内部で、いっそうこの路線の対立が強調されるようになった観がある。佐々城と親しかった潮田千勢は、この間の経緯について、次のように述べている

> 二十一年四月に至り『東京婦人矯風雑誌』なる月刊雑誌を発行し、婦人の地位及権利の為に、将た又矯風主義の鼓吹の為に盛に議論を発表し、一方に於ては四方に弁士を派して講壇より絶叫するや、果然反対の声は男子の中より起り来れり、而も最も親善ならざるべからざる牧師教師の中より起れり。曰く「婦人の天職は家政を整へ夫を輔佐すべきものなるに之を外にして公の事業に従事するが如きは実に以ての外のことなり」曰く「婦人の働は所謂縁の下の力持にして夫の内助者たるにあるに、生意気にも紙筆口舌を弄して社会の事業に容喙せんとは‥‥矯風会なる名称はこれ誤にして必ず狂風会なるべし、我が妻は斯る会合に入るを欲せず云々」（内村鑑三氏の如きは京都より極力攻撃の一人なりき）〔中略〕勢此の如くなり来りたれば会員中には此疾風の為に挫折して会を退きし者亦少なからざりし〔中略〕政治的の運動は矯風会の名を以てせしこと少く、多くは矯風会中の有志団体なる白票倶楽部の名を以てなしたりしなり[75]。

佐々城が、矯風会から実質的に排除されることになった経緯については、「鹿鳴館時代の貴婦人に珍しくなかったスキャンダルのために、社会的に葬られ」たのだとして、佐々城のパーソナリティーにその失墜の原因を求める説もある[76]。しかし、そのように単に矯風会周辺の個人的争いの問題としてこのことを捉えるのでは不十分であり、当時の日本社会そのものが、まさにジェンダー秩序を形成するただ中にあったという背景を見るべきではないだろうか。佐々城らが婦人白標倶楽部を結成した翌年の 1890 年 7 月、集会及政社法により女性の政治活動が全面的に禁じられた出来事に象徴されているように、この時期の日本社会全体が女性を政治的活動から排除する傾向にあり、矯風会内部の動きも、そうした社会全体の動向と連動していたと考えられる。たとえば集会及政社法が公布される直前の 7 月 19 日発行の『東京婦人矯風雑誌』に、浅井柞が次のように論じている点は注目に値する。

> 欧米の飛揚たる婦人は、頻りに男女同権を唱えて自ら参政の権を得ん事を熱望せりと雖も、元来、婦人には自ら守るべき区域、勉むべき職務ありて、容易に其範囲を超ゆべからさる者とす。成程一戸主となり他の男子と同じく直接国税を収納し其資格を備たらんには議員となるも選挙人となるも理に於て差支なかるべしと雖も、婦人は其初め、男子と併立して奔走するか為に造り出されたる者にあらず。男子の助手として造りたされたる者なれば、固より

其責任を同ふすべき者にはあらず〔中略〕さるを、世の婦人、動もすれば此の区別を取違て、往に政権上に嘴を容、或は政談に身を委、もしくは夫妻の間其主義の異同を主張し、風波を起し、離別を醸すなど、往々聴所にして忌わしき限りなりと云べし[77]

かねてより浅井は、佐々城とは異なり、急激な改良主義に対する警戒感を示していた[78]。ここの引用部においては、「男子の助手(たすけて)」論が女性の政治からの排除を容認する論理として用いられている点が重要である。矯風会の集会及政社法に対する対応については、首相と司法相に対して政談傍聴禁止の解除を請求する建議書を提出したことが高く評価されているが[79]、当時の矯風会にあっては、女性が直接政治的活動を行うことに対する反発も、相当根強いものであったといえよう。

このように女性が「男子の助手」と位置づけられることによって排除された領域は、政界であり、戦場であり、代言人・医者・学者・説教者・巡査・大工といった職種であった[80]。そうした領域から遠ざけられる代わりに「女王」として君臨しうる場として女たちに示されたのは「家庭教育」であった[81]。そしてそのように論じられた女性観は、誰より先に、廃娼運動や家庭論に関わった女たち自身の生き方を束縛したのである。彼女たちは結婚して子供を持つと、文筆活動を継続することが困難な状況へと徐々に追い込まれていった。

たとえば清水とよ（紫琴、1868 年ー1933 年）は、佐々城豊寿らによる婦人白標倶楽部の会員でもあり[82]、もともと政治的関心の強い女性であった。1890 年に女学雑誌社に入社し、主筆、編集責任者にもなるが、1892 年に古在由直と結婚後、その執筆内容は「家政」記事が中心となり、1894 年には『女学雑誌』の編集記者を辞している。夫の留学中（1895 年ー1900 年）は小説等を書いたが、夫が帰国した翌年の 1901 年、筆を絶った[83]。紫琴の息子・古在由重は、父・古在由直が妻である紫琴に文筆活動の禁止を誓わせたのであろうと推測し、そのことが夫婦間の「ふかい溝」であり続け、言い争いの火種になったと証言している[84]。また竹越竹代（1870 年ー1944 年）は、一時期は矯風会の副会頭ともなった人物であるが、『東京婦人矯風雑誌』や『家庭雑誌』の編集責任者としてのキャリアをなげうって、1895 年には文筆活動を停止している。そしてその文筆活動停止の背後には、夫である竹越三叉が、竹代の帰宅が遅い日には家に鍵をかけて閉め出しをする等の嫌がらせがあったと、竹代自身が回顧している[85]。廃娼運動における男女の差異の強調という戦略は、こうして女たちを言論活動や政治活動としての運動から後退させ、結果として彼女たちを「家庭」という領域に封じ込める動きをも生み出したのである。

廃娼運動史をジェンダーという視点から分析するとき、本章の論じる 1880 年代から 1890 年代にかけての時期は、まさに激動の時代であったといえる。群馬の廃娼建議には反映されなかった女性たちの声が 1886 年の矯風会設立によって表出され、またその設立前後の時期に「廃娼」論は女性解放論としての意味を持つに至っ

たのである。しかし彼女たちは、数年のうちに、廃娼運動の政治運動としての側面からは後退を余儀なくされる。また廃娼運動における女性の位置づけの変化は、矯風会機関誌の執筆者の性別を分析しても明らかになる。『東京婦人矯風雑誌』は、創刊当初、女たちの声を掲載する雑誌として大きな期待が寄せられ、女子教育に関する雑誌は男性が執筆するものが多い中、唯一女たち自身の手によるものだと評せられていた[86]。しかし、たとえば巻頭論文の執筆者について調べてみれば、こうした状況は時代毎に変化していたことがわかる。1888 年 4 月の創刊から浅井柞が辞職する 1891 年 7 月までの約 3 年間は、執筆者名を明らかにした 19 の巻頭論説のうち 13 が浅井によるものであった。その浅井の辞職後 1894 年 1 月までは巻頭の社説の執筆者名および性別は明らかにされず、1894 年から 1896 年までは社説の執筆者に男性名が目立つ。その後、無記名の社説が増え、1899 年 7 月からは社説欄そのものがなくなり、やがて社説をすべて女性が執筆するようになるのは 1915 年からである。また浅井の辞職した 1891 年 7 月から、『東京婦人矯風雑誌』に突如「家政」欄ができたことも興味深い変化であり、以後、矯風会の機関誌においては「家庭」、「調理法」、「家事経済」、「家庭小話」等、名称を変えつつも「家庭」関連記事を掲載するスタイルが定着した。そして『東京婦人矯風雑誌』の紙面にそのような変化が見られる時期は、矯風会の女性たち自身が「家庭」に囲い込まれてゆく時期と重なっている。

矯風会の女性たちにとっての「廃娼」の意味は、とりわけ初期の廃娼運動に関する限り、「衛生」論や「家庭」論との関わりに着目してこそ理解しうるものである。なぜ彼女たちが自ら男女の差異を強調する戦略をとり、いったん廃娼運動の表舞台から退かねばならなかったか――そのわけは、この初期の廃娼運動の「衛生」論との葛藤の過程にこそ見ることができるのである。

第四節　日清戦争前後の矯風会における「衛生」

「戦争」としての廃娼運動の前線から後退させられた女たちに、1894 年、大きな転機が訪れた。それは比喩でなく、現実としての戦争である。そしてこの日清戦争の時期に矯風会機関誌でさかんに論じられたのもまた「衛生」であったが、それが公娼制度批判の論理として用いられることは稀で、「衛生」の名のもとに論じられたのは禁酒・禁煙であり、そのスローガンを具体化するものとしての従軍看護婦であった。以下に詳述するように、従軍看護婦のイメージは戦時下の女性の理想像として、矯風会機関誌に繰り返し描かれた。ただしその書き手は、女性であるとは限らない。以下に引用する記名記事からも明らかなように、この日清戦争期の矯風会機関誌には、男性執筆者による記事が多い。しかしそれが男性の手になる女性論であっても、その表象の力が、やがて女たちを動かしていった。

日清戦争が始まると、「家庭」論と同時に「女子職業の時代」[87]という言説がさかんに登場する。「家庭」論は女性が家庭を守り男性が外で働くという男女分業の

イメージに基づくものであるから、「女子職業の時代」という言説とは相容れないようにも思われるが、実際にそれら両者が同時に論じられた背景には、日清戦争開戦による社会的混乱があった。「家庭」論は家内領域の合理化論でもあったが[88]、女たちの活動領域を家庭内に限るという様式には非合理的な面もあり、そうした論理的矛盾は「家庭」論が論じられ始めた当初から、その「家庭」論を支持する人々自身によって意識されていた。たとえば『婦人矯風雑誌』は「中等社会こそ社会の住民としては、最も安楽に、最も愉快なる社会なり。然るにこの安楽とこの愉快は何時迄続づくかと云ふに悲しむべきは家の主君即ち良人の生存する間のみ」〔傍点原文〕と論じて[89]、男女分業に基づく「家庭の和楽」の限界を指摘している。また日清戦争期の矯風会は軍人遺族の慰問活動を行ったが[90]、矯風会員はそうした活動を通じて、戦時下の女性たちが「家庭」内にその活動領域をとどめられない現実と向き合っていた。そのためか、矯風会機関誌は日清戦争開戦以前から論じてきた「婦人の本分を尽くすべき城とも云ふべき家庭」[91]という主張を継続して説き続けるのと同時に、女性たちに手に職をつけるよう奨励したのである。また同時期の「婦人の職業」の意味は、単に夫の召集にともなう生活難を補うための消極的手段にとどまらず、ある『婦人矯風雑誌』の執筆者は日清戦争に商機さえ見出し、日本人の女医や女性商人が朝鮮に渡航するならば朝鮮人女性たちが羞恥心の強さゆえに男性医師の診察を恥じたり買い物も満足にできない状況を「救くふ」ことになると述べて[92]、日本人女性に朝鮮への渡航を勧めたのであった。

女性も職業に就くべしとの主張は、間接的には「廃娼」にも結びついていた。この時期、矯風会は芸娼妓の存在の背後に貧困の問題があるととらえており、「若し凡べての人が己れに適したる職業を、適宜なる方法によりて務むときは貧苦と云ふ者は世上にはなき筈なり」、「もしその家、その母、にして婦人の職業として生計すべき事を知らざらば、如何でかゝる浅ましき事をなさんや」と述べ、女性にも就業可能な職種を増やすことが肝心だと主張した[93]。『婦人矯風雑誌』は、貧民問題と矯風問題は欧米では不可分だと捉えられているにも関わらず日本においてはその認識がないことを嘆き[94]、海外の諸雑誌を参考に「労働問題なくして婦人問題あるはなく、婦人問題なくして労働問題あるはなし〔中略〕婦人問題の帰着する所、また到底社会主義たらざるを得ず」と論じている[95]。また矯風会は実際に「職業教授所」としての慈愛館を設立したが[96]、娼婦に「職業」を与えることによって「廃娼」を行うという発想は、国内のみならず海外在住の日本人娼婦をめぐる議論の中にも見出すことができる。「〔海外の日本人娼婦たちは――引用者〕悔悟致しましても、帰ることを好まぬので御座いますから、彼地で倶楽部をみた様なものを造つて、悔悟しました婦人を預つで、其内に守女とか、看病人を養成しても宜しいので御座います」[97]。ここに論じられた子守[98]と看護婦、とりわけ後者は、娼婦のみならず、すべての女性たちに矯風会が勧める「職業」であった[99]。

矯風会機関誌はその「婦人職業案内」欄で「都も鄙もおしなべて、一般婦人の職業を求むる時代となれり」との認識を示した上で、看護婦、幼稚園保母、産婆、女

医の順に、それぞれの職に就くための養成校を紹介している。看護婦については、「絶へず雇わるゝことは保証し難けれども。婦人として随分よき職業なり」と推薦している[100]。この記事中には「戦争以来、一層人々の目を注ぐに至たりしは、看護婦なり」とあり[101]、実際、矯風会機関誌においても日清戦争が始まった直後から看護婦関連の記事が増えている。その背景には、日清戦争開戦にともなう看護婦たちの軍隊内での救護活動と、その活動に対する社会的注目がある。

日清戦争の宣戦布告は 1894 年 8 月 1 日で、このときに日本赤十字社が救護班を広島予備病院へ向かわせたのが軍隊内での女性の救護活動の最初であるが[102]、すでにこれより以前、同年 7 月 2 日号の『婦人矯風雑誌』は、戦地への派遣を希望する看護婦たちの動きについて「赤十字社地方社員にして社長に向ひ、朝鮮に赴かんと願ひ出でしもの已に四百余名、出願者の最も多きは兵庫県にして、大坂、福島、群馬の三県之に次き、他に五人十人づゝ出願し来りし所も数県あり」と報じている[103]。従軍看護を志願したのは看護の専門教育を受けた女性だけではなかった[104]。家事の延長線上に「従軍看護」をとらえ、家庭内役割の延長線上に「国家の為めに尽」くす道が探られた。「家庭」と「戦地」を結ぶ回路が「看護」であり、女たちは「看護」役割を通じて戦時下の国家における自らの居場所を確保しようとしたのである。前述のように「衛生」は「家庭」論に組み込まれており、「無学無識なる田舎婦人には何一つとして学ぶべき必要ある事なれど特に目下の急とも云ふべきは此婦人等が衛生法を知らざる事にて候」とも論じられ[105]、その「衛生」の一部として「看護」は位置づけられていた[106]。「凡そ婦人たらん者は、たとひ専門の人に非ざるも一通の看護の方法を心得ざるべからず」[107]。そしてその「看護」こそが、日清戦争開戦という状況下、女性たちを「家庭」の外へと導き出し「戦地」へと動員する糸口ともなったのである。

> 今は古と事かはり、婦人の世界の広くなるに随ひ、世の人々の望み給ふ処も浅からずして、戦争の開くや、人々は直ちに婦人に求めて、ナイチンゲールの如きものはなきや、國のために生命を捨てんとする婦人は無きやと叫けべり。もしその中に立ちて、我等が尽くす所なく、世の希望を満足せしむることなき時は、我等は職分義務を怠たりしものとして、世人よりうとまれ、捨てらるゝの恐れあり[108]。

ここでは、女たちの従軍看護の願い出は、単に彼女たちの自発性のみならず、その背後に「世の人々」の要請があったという認識が示されている。そしてそれが「世の希望」でもあるために、その要請に応えるよう女性たちに促さなければ、矯風会は「世人よりうとまれ、捨てらるゝ」のではないかと危惧した。つまり日清戦争下の「婦人の職業」論においては、女性たち自身の思いと「世の希望」との間で、女性のあるべき姿が探られていたのであり、従軍看護婦についての議論こそは、その女性イメージをめぐるせめぎあいの中心にあったのである。

ところで、日清戦争開始後、従軍を願う女性たちがすべて看護婦として戦地へ赴くことを希望したわけではなく、なかには兵士として参加しようとする動きも見られたことは、『婦人矯風雑誌』における次のような記述から推測できる。

> 日清戦争は一國の人心をして動揺せしむ。動揺は自然に人をして男女の均一を認識せしめて曰く、此国難に際しては、婦人たるものもまた男子と同じく、國に尽くす実なからさるへからずと。多情多感なる我婦人は、固より此の督促を待たずして、已に奮起して繊手國に尽さんとせり。其の兵士を恤みて物を送らんとするが如き、自ら揮つて看護婦たらんとするが如きは是也。然りと雖も往々、狂奔して其の正經を失したる挙動に至ては、吾人容易に首肯する能はず。右川県の某女が鎖鎌を携へて自ら従軍を希ふたりと云うが如きは、即ち是なり〔中略〕婦人もまた決して其職分を忘れて、世の識見なき小新聞の挑発に乗じて、長刀、鎖鎌の従軍を希ふが如き逆性の挙動あるべからず。徐ろに内にありて、國に尽くすを忘るべからず[109]

また同号の別の記事においては「日清戦争につきては、折々婦人にして従軍を願ふものを出すより、歴史上にも此かる事ありやと問ひ合さるゝ人少なからず」と述べて歴史上にみる「女兵」の例を挙げ、「唯だ夢にも忘るべからざるは、婦人の職分は此かる事にはあらずして、他に尽くすべきもの少なからざる事にぞある。吾等今ま、このアポロニア〔女兵の名――引用者〕の事を思ふと、看護婦の業を初めたるナイチンゲールの事を思ふと、何れか人類の為めに善き働らきを為し得たりしかを比較する事を怠るべからず」と付け加えている[110]。次号の巻頭論説においても、ある薄給の巡査が召集された後、その妻が赤十字社の看護婦となった例を美談として挙げ、「婦人はみだりに女軍等を作くりて、からさわぎするより、日常の生計を営むこと、此の夫人の如くなるこそ好ましけれ」と論じている[111]。これらの記述に共通の特徴は、第一に、記事の執筆者が『婦人矯風雑誌』の読者は「女兵」に関心を持っていると捉えていること[112]、第二に、そうした社会的関心をふまえて「女兵」の従軍へ向けた動きを牽制しようとしていること、第三に、従軍する女性像として「女兵」と看護婦を対比させた上で、看護婦を賞賛していることである。

このように従軍看護婦のイメージは「女兵」との対比において表現されたが、別の一面において従軍看護婦と対置させられたのは娼婦たちである[113]。看護婦の従軍をめぐっては、陸軍首脳部において患者と看護婦との間の性的トラブルが懸念され、一時は日清戦争の救護班に看護婦を導入する意見が拒絶されたこともある[114]。この陸軍の拒絶について『婦人矯風雑誌』は、次のように論じている。

> さて陸軍には、如何にして婦人を用いざるの議論ありしやと云ふに、兎角婦人が、男子を看病する時は、少なからぬ弊害を起しかちなるが故なりと云ふにありき、婦人の信用の薄すきこと、如何になげかわしからずや。〔中略〕時

と場合によりては、己が生命にもかゝることを覚悟して、必死の働きを為せる、心雄々しき婦人すら、世間の信用を得ざること、かくの如しとは、なげかわしきかぎりならずや。こはつまり、或る一種の婦人が、我國の信用と面目を傷つけしが故に、引きて一般の不信用を来たせしことにして、これを取り返し、真の婦人の面目を立つるには、此の度選ばれて行き給へる看護の婦人の負へる任なれば〔後略〕[115]

ここで従軍看護婦に対比させられている「或る一種の婦人」とは、この時期の矯風会が「海外醜業婦」問題をくり返し論じていることから推して、海外の日本人娼婦のことを指していると考えられる。そしてここでは娼婦とは異なる存在としての「真の婦人」が「心雄々しき婦人」と表現されていることが重要である[116]。男性兵士とは異なる存在としての女性が論じられるときには「男子には男子の世界、女子には女子の世界あれば、互に他の領分を侵さゝるをよしとす」として、「男子」と「女子」との間に明確な境界線が引かれるのであるが[117]、娼婦との対比においては、むしろ看護婦たちの「雄々しさ」が強調されるのである。「婦人は天性愛情濃かにしていかほど堪え難き処にても能く堪え忍ぶ者なれば、病人に事ふるには尤も適当なる者なり」と看護婦の〈女らしさ〉が強調されたかと思えば、その同じ記事において「事あるの日は弾丸雨飛の間にも進み行くべきものなれば平素の修養こそ大切なれ」と〈男並み〉の「修養」が求められる[118]。こうして〈女らしさ〉と〈男並み〉が同時に求められる従軍看護婦のイメージには、日清戦争開戦にともなう社会の急激な変化によって引きおこされた混乱が、そのまま反映しているのである。

しかしこの看護婦という、困難な社会的要請に応えようとする存在は、矯風会機関誌においては模範的な「真の婦人」として称えられ、理想的女性像として描かれた。「看護」という仕事は、前述のように専門職としての看護婦のみならず、すべての女性たちが担うべき役割とされたために、看護婦は憧憬の対象であると同時に、親しみの持てる存在でもあった。『婦人新報』においては、現役看護婦による記事として、各家庭における伝染病予防等についての解説が掲載されている[119]。矯風会機関誌の読者にとって看護婦とは、日常のくらしに役立つかたちで「衛生」や「看護」についての専門的知識を与えてくれる存在であり、そのように与えられた知識を日常生活に実際に活かすことによって、読者も自ら「衛生」的存在となりうるとされたのである。また「看護の如きは、其初め世人が著しく冷評したるにかゝわらず、日清戦争となるや、多くの婦人はふるつて看護婦たらんとして、矯風会の願は、実行されました。凡そ此等は、社会の人が承知しても、せんでも、矯風会の主義が直接に勝利を得たので〔後略〕」[120]という表現に見られるように、看護婦が女性の理想的姿と捉えられる社会状況こそ「矯風会の主義」の「勝利」であるとも論じられていたのである。

こうして「衛生」という概念は、看護婦という具体的な女性像として呈示されたが、それはまた「文明」という概念とも結びつけて論じられている。また、その「文

明」の対極にあるのは「野蛮」であり、日清戦争は「野蛮」な清と朝鮮を「文明」へと導くための戦いとして正当化された。日清戦争が始まった直後の 1894 年 9 月、矯風会は婦人衛生会に向けて、禁酒・禁煙を「衛生」概念と結びつけるよう進言し[121]、酒や煙草に用いる「冗費」を省き、それを軍費に替えることが「愛国」的行為だと論じた。矯風会はまた自らの組織においても「衛生課」の中に「禁酒、禁煙」を位置づけて[122]、とりわけ「禁酒」を「衛生」論から説明しようとした。「『アルコール』其他の有害物は、真の生命力を滅すものにして、人身を不具廃物となすなり」と論じられ[123]、半ば強引に「飲酒」と「悪疫」を結びつけた説さえ紹介されたのである[124]。

こうして日清戦争期に「禁酒」や「禁煙」という課題がことさらクローズアップされたのは、酒や煙草が阿片に類似するものだと捉えられたためであろう。「酒は阿片の如し」と例えられ[125]、「支那人」が阿片を吸う様が描写されるとき「恰も我国民の酒器を所持するが如く悉く烟器を自宅に置き家族交々之を喫す」と表現されて[126]、そのような阿片とのイメージ上の類似性ゆえ、日本国内における「禁酒」が最重要課題とされたのである。この時期、阿片はまさに「野蛮」の象徴であり、阿片を用いる人々としての「支那人」は、徹底して「野蛮人」として描き出された[127]。

また、清や朝鮮の社会の特徴として、一夫一婦制が確立せずに妾を置いたり、女性が商品のように売買されて「玩弄物」視されているということがくり返し論じられ、それらもまた、「野蛮」と捉えられた。たとえば次のような表現である。

> 支那の婦人は憐れ墓なきは勿論、殆んど父母よりは、子として見られず、社会よりは同胞人類として見られず、等しく一個の商業品として見らるゝものなれば也[128]

> 朝鮮のあり様の浅ましきを見ん人は、其のあさましき原因の一として、男女の道乱れて、女子は男児の玩弄物に過ぎず、男子逸して、女子のみ、労働するを見らるゝなるべし[129]

しかしこの時期、日本国内においても、法律上の妾制度は廃止されていたが[130]、実質的な廃妾には至っていなかった[131]。また、公娼制度下の娼妓たちは廃業さえ自ら決定することができない状況にあったため、「自由廃業」、すなわち娼妓たちの「身体の自由」を求める法廷闘争が始まったのは、ようやく 1899 年のことである（第三章）。つまり女たちを「物品」のように売買し「玩弄」していたのは清や朝鮮だけでなく、日本も同様であった。そしてその日本の状況は欧米でも報じられており、それらの報道に接した日本人は、自分たちもまた「支那人」と同様の「野蛮人」とみなされることに危機感を抱いた[132]。

欧米諸国から日本が「真の文明」ではなく「亜細亜的」、「野蛮的」と見なされるということは、日清戦争を「義戦」とし、日本軍を「文明の義軍」とするための根

拠を揺るがしかねない大問題であった。日清戦争における日本の勝利は「我が国民の品格、先づ支那国民の品格に勝ちたるによりて勝ちしなり」と説明され[133]、その「文明國」であるはずの日本が、国内における女性の地位ゆえに「野蛮的」であり「亜細亜的」であると欧米から評価されることは、避けるべき事態であった。したがって、軍事力という「物質的文明」のみならず、「精神的の仕事」が必要であると論じられ[134]、その「精神的の仕事」こそ「女権拡張」であると論じられたのである[135]。

「女権拡張といふことは婦人の社会に参預すべき、社会の仕事に預かるべき区域を段々広くして行くといふこと」と定義されていたため[136]、日清戦争時の看護婦の活躍は、「女権拡張」の流れ、すなわち日本が「文明國」であることの証明となるはずであった。しかしこの点については、次のように報じられている。

> 嘗て清國との戦争に付て斯う云ふ事を評した外國人がございました、あれは倫敦評論か何かに出て居つた、「日本は支那と戦ひをして支那人は敵であるけれども傷ついた者は赤十字社病院で療治をする又其者に能く憐みを掛けた〔中略〕誠に日本人は徳義を以て仁愛を以て此戦に当たる様に見えるがあれは或はどうだか知らぬ〔中略〕日本人は文明國だと言はれたい、文明の虚名を釣らうといふ様な考から出来て偽善的の仕事をするのでは無からうか」と言つて疑問を下した者があつた、私共は実に此事を以て憤慨に堪えなかつたのであります〔中略〕地体が野蛮であつて夫に文明の鍍金をしたといふものであれば忽ちはげて仕舞ふが今日の世の中のやり方は多く野蛮台の文明鍍金の様である、さう云ふことで無しに是が日本人の中心から起つて例えば亜細亜全州に文明の光を放つ中心は日本であると云ふことにならなければならぬ[137]

つまり、看護婦等、一部の女性が「女権拡張」の流れとして現れるだけでは「野蛮台の文明鍍金(めっき)」のようなものであって、海外においては「文明の虚名を釣」る行為だとみなされかねないため、真に日本が「文明の光を放つ中心」だと評価されるためには、看護婦のみならず、いっそうの「女権拡張」が必要だと論じられているのである。その「女権拡張」は、具体的には「仕事を拡張して行」くことであるとして、小学校教員、郵便電信の事務および書記会計、医者、新聞記者、手芸的業務などへの女性の就業が提案された[138]。すなわち、「婦人の職業」の領域拡大が「文明」の条件だとされた。この時期、「野蛮」としての清や朝鮮と「文明」としての欧米諸国の中間に日本を位置づける主張は珍しくないが、その構図は「女権拡張」論にもあてはめることができると考えられ[139]、それゆえ『婦人新報』には欧米諸国における女性たちの職業進出が報じられている[140]。

このような〈文明／野蛮〉論の構図において、従軍看護婦という存在は、日本を「亜細亜的」「野蛮的」な清や朝鮮と差異化するための最初の足場であった。「わが

文明の曙光は先、兵術に映じ、次いて医術に輝けり」と論じられたように[141]、日清戦争の勝利が兵術による「物質的文明」を示し、その次に重要なのは医術の領域であると考えられた。その医術の世界で働く女性としての看護婦のイメージは、単に医療技術の進歩のみならず、女性としていち早く職業を得た「女権拡張」の先駆けとして、また酒や煙草の有害性を排除し社会を「衛生」化する者として、そして敵味方をわけへだてなく看護するという国際的ルールに則る者としても「文明」の象徴であるとされた[142]。そして、そこを足がかりとした、さらなる「文明」化への課題として、看護婦以外の「婦人の職業」の職種拡大が論じられたのである。

しかし「衛生」化、「文明」化を唱えながらも、この時期の矯風会機関誌中には、国内問題としての公娼制度への言及は少なかった。前述のように慈愛館の設立等、女性たちへの「職業授産」によって娼婦を減らそうとする具体的取り組みはみられるものの、娼妓を実質的に公認している政治のありかたを問う言説はほとんど見られないのである。代わりに頻繁に論じられたのは清や朝鮮の矯風問題と「海外醜業婦」問題である。矯風会会員に向けては「内国の廃娼よりも、外国の醜業婦人を廃することが、尚更此節の時代の必要[143]」「朝鮮の内地に向て廃娼の運動を試むべし[144]」と海外における廃娼運動の必要が説かれた。しかしこの時期、国内においては全国的な廃娼どころか、廃娼県である群馬においてさえ存娼派による遊廓復活運動が続いていたのである[145]。

またもう一つの欠落点は、戦争が国内外の〈弱者〉にもたらした負の側面についての記述である。日清戦争期には、たしかに「女権拡張」が高唱されたが、前述のように、それは「雄々しき婦人」の賛美であった。しかし、男女を問わず「雄々しく」も「勇ましく」もなりえなかった人々が、戦時下どのように扱われたのかという点については、矯風会機関誌は何も説明していない。また「野蛮人」と見なされた人々にどのような残酷な行為が行われたかという点についても、何も書き記していない。

従軍看護婦論は、日本人女性たちに「文明」的で「衛生」的な〈強者〉としての自己イメージを持たせることによって、女性が女性であるために自ら「非衛生的」な存在として管理され配置される側に置かれうるという現実を一時的に忘れさせる巧妙な装置であった。

---

[1] 前掲伊藤『日本廃娼運動史』、群馬県議会事務局編『群馬県議会史　第一巻』群馬県議会、1951年。本文中に引用した「貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議」、「〔娼妓廃絶の〕請願書」、「伊香保温泉場廃娼ノ義ニ付建議」、「娼妓廃絶ノ建議」、「本村限貸座敷同業申立約定書」は、群馬県史編さん委員会編『群馬県史　資料編21　近代現代5』（群馬県、1987年）の資料を用いた。これらの建議が行われた背景については、掛川智子「群馬廃娼運動とその意義」（『上毛民衆史』第2号、1982年5月）、群馬県史編さん委員会（廃娼運動に関する項目の執筆者は石原征明）『群馬県史　通史編7　近代現代1』（群馬県、1991年）、小野沢あかね「帝国議会開設期の廃娼運動――群馬県を中心として――」（『歴史学研究』第637号、1992年10月）を参照した。

[2] 前掲伊藤『日本廃娼運動史』、106 頁。
[3] 前掲『群馬県史　通史編 7　近代現代 1』、242 頁。
[4] 萩原俊彦「群馬県下の廃娼運動　明治末期の高崎と柏木義円を中心に」『福音と世界』、1982 年 11 月。
[5] 前掲伊藤『日本廃娼運動史』、前掲『群馬県議会史　第一巻』、前掲『群馬県史　通史編 7　近代現代 1』は群馬の廃娼運動史を「貸座敷業ヲ更ムルノ建議」から書き出している。
[6] この後の群馬の廃娼運動における賦金をめぐる政治的動向については前掲小野沢「帝国議会開設期の廃娼運動――群馬県を中心として――」が詳しく分析している。
[7] 前掲村上『明治女性史（四）』は、廃娼運動についての章を「廃娼」と「排娼」の区別について論じることから始めている。村上は「おおかたの上流階級の女たちはすべてこの種の排娼論者だった」と述べた上で「男の場合はこれほど単純ではない」と論じているが、本稿の本文中に論じるように、男性の廃娼運動にも「排娼」の域を出ない議論はしばしば見られる。
[8] 前掲伊藤『日本廃娼運動史』、113 頁。
[9] 『明治十五年群馬県布達全書前編』17 頁〔国立国会図書館所蔵、マイクロフィルム〕。
[10] 前掲萩原「群馬県下の廃娼運動　明治末期の高崎と柏木義円を中心に」、久保千一「群馬医学会の父・斎藤寿雄――博愛精神を貫いた生涯――」（高崎経済大学附属産業研究所編『群馬にみる人・自然・思想』日本経済評論社、1995 年）。
[11] 前掲久保「群馬医学会の父・斎藤寿雄――博愛精神を貫いた生涯――」。
[12] 斎藤寿雄「群馬の廃娼　上」『上毛教界月報』1911 年 9 月 15 日。第一章で論じたように、全国的な検黴の制度化は 1876 年、群馬で検黴が開始した翌年である。
[13] 前掲斎藤「群馬の廃娼　上」。
[14] 同前。
[15] 斎藤寿雄「検黴の効幾何」『上毛教界月報』1908 年 11 月 15 日。
[16] 前掲斎藤「群馬の廃娼　上」。
[17] 前掲斎藤「検黴の効幾何」。
[18] 前掲「群馬の廃娼　上」。
[19] 群馬県の貸座敷規則第十四條には「娼妓ノ健康清潔ニ注意し」とあり、また娼妓規則第二十九條にも「自他ノ健康ヲ保ツ為メ身体及ヒ臥具ハ最モ浄潔ヲ要ス」とある（『群馬県布達全書巻之十』〔国立国会図書館所蔵、マイクロフィルム〕59〜60 頁）。つまり、群馬においても検黴は「健康」および「清潔」という観点から正当化されていた。
[20] 前掲久保「群馬医学会の父・斎藤寿雄――博愛精神を貫いた生涯――」。
[21] 「群馬県廃娼略史」『上毛教界月報』1908 年 11 月 15 日、前掲伊藤『日本廃娼運動史』、安部磯雄「廃娼の恩人」（湯浅三郎編『湯浅治郎』〔復刻版、原著は 1932 年発行〕大空社、1992 年）。
[22] 前掲伊藤『日本廃娼運動史』、115〜118 頁。
[23] 前掲瀧澤『健康文化論』、43〜64 頁。
[24] 武昌吉「梅毒の蔓延を防遏するの策」『大日本私立衛生会雑誌』第 6 号、1883 年 11 月 22 日。
[25] 同前。
[26] 「千葉県会員嶋田済君答議」『大日本私立衛生会雑誌』第 19 号、1884 年 12 月 20 日。
[27] 武昌吉「梅毒の蔓延を防遏する策〔前号の続〕」『大日本私立衛生会雑誌』第 7 号、1883 年 12 月 20 日。
[28] 「福島県会員照山貫一君答議」『大日本私立衛生会雑誌』第 19 号、1884 年 12 月 20 日。
[29] 森林太郎「公娼廃後の策奈何」『大日本私立衛生会雑誌』第 80 号、1890 年 1 月 31 日。
[30] 群馬における廃娼運動の創始者については、湯浅治郎説と眞下珂十郎説がある。たとえば海老名弾正は、湯浅治郎本人の発言を根拠に、眞下が最初に廃娼問題を口にした人物であると論じたが（海老名弾正「懐旧談」、前掲『湯浅治郎』所収）、柏木義円は、湯浅本人の証言と斎藤寿雄からの聞き取りの双方を考慮したうえで、創始者は湯浅治郎であるとす

る斎藤寿雄の見解を支持している（柏木義円「群馬県会時代の翁」、前掲『湯浅治郎』所収）。
[31] 久布白落実『湯浅初子』〔復刻版、原著は1937年発行〕大空社、1995年、94〜98頁。
[32] 前掲掛川「群馬廃娼運動とその意義」は、この矯風会の結成について「廃娼運動を推し進めた人たちの中に初めて女性の名前が登場する」と指摘している。
[33]ただし男性も「特別会員」になることは可能であり（「婦人矯風会規約」第三条第二節）、矯風会機関誌の執筆者には男性も多い。「婦人矯風会規約」は、日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、1986年、38〜40頁を参照した。また矯風会の名称は、1893年に全国組織になったときには「日本婦人矯風会」であり、機関誌の文中に「日本基督教婦人矯風会」の名前が登場するのは1905年4月頃からであるとされる（同214頁）。
[34] 矯風会活動における廃娼運動の位置づけをめぐっては、その発会当初から矯風会内部で意見の対立があったことが知られている。宇津恭子『才藻より、より深き魂に——相馬黒光・若き日の遍歴——』日本YMCA同盟出版部、1983年、49〜69頁、および前掲日本キリスト教婦人矯風会『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、37頁、50〜54頁、参照。
[35] 本文中に『東京婦人矯風雑誌』およびその後継雑誌としての『婦人矯風雑誌』、『婦人新報』から引用するにあたっては、復刻版（不二出版、1985〜1986年）を使用した。
[36] 浅井研究として、片野真佐子「浅井柞覚書——忘れられた女性プロテスタント——」（富坂キリスト教センター編『近代日本のキリスト教と女性たち』新教出版社、1995年）、参照。
[37] 浅井柞「矯風会之目的」『東京婦人矯風雑誌』第1号、1888年4月14日。
[38] 「万国婦人矯風会の大要」『東京婦人矯風雑誌』第1号、1888年4月14日。
[39] 「万国婦人矯風会の大要の続き（第二）」『東京婦人矯風雑誌』第2号、1888年5月19日。
[40] 「雑報」『東京婦人矯風雑誌』第6号、1888年9月15日。
[41] 「娼妓公許廃止に就ての諮問」『東京婦人矯風雑誌』第10号、1889年1月19日。
[42] 第一章第一節で論じたように、森林太郎の衛生論においても「衛生」概念は「器械」という表現とともに用いられている。第一章脚註15参照。
[43] 前掲浅井「矯風会之目的」。
[44] 植木枝盛「売淫公許の事を論ず」『国民之友』第19号附録（1888年4月6日）、および第22号（同年5月18日）。
[45] 同前。
[46] 巌本善治および『女学雑誌』についての多くの先行研究が指摘するように、巌本の「吾等の姉妹は娼妓なり」との主張は、「天賦の人権」論に基づき娼妓を「姉妹」とみなすという意味において先駆的な廃娼論であった。ただし巌本の論説においても、「廃娼」は「衛生」と不可分である。彼は次のように述べている。「娼妓は梅毒の原因なり之あるの間は人如何にするも梅毒の病疾を消滅する能はず政府たるもの決してこの伝染病元を放つ可らず」（「妓楼全廃すべし」『女学雑誌』第35号、1886年9月15日）。「梅毒は百害の王なり之に感ずるもの多くハ死せず一生を濛々不眠の躰に送りて国家無用の人となる而も其毒を子孫に遺伝して子孫の心躰ともに天稟の廃物となるべし然るに娼妓は梅毒の元場なり如何の方を尽すも娼妓より梅毒を去んとするは到底望む可らずと云ふ」（同前）。『女学雑誌』と矯風会との関係については、西村みはる「女学雑誌にみる廃娼論とその影響——巌本善治を中心に」『日本女子大学紀要　文学部』31号、1981年、早野喜久江「『女学雑誌』の果たした役割——婦人矯風会の場合を中心に」『白山史学』36号、2000年4月、参照。
[47] 前掲村上『明治女性史（四）』、83頁。
[48] たとえば、『婦人矯風雑誌』に見られる次のような文中には、「同じ」女が「醜業」を行うことに対する強烈な嫌悪感が表現されている。「我等が、同じ国民と呼ばれ、同じ一つの地を踏み、同じ一つの太陽をいたゞきて、生活する同胞婦人にして、実に聞くも耳の汚がれ、見るも目の汚れとなるべき業を、公けの営業となし、尚ほ足らでや、恥を海の外にま

で晒らし、大にしては一国の名を汚し、我が国婦人全体の品格を下げ、小にしては将来事を為さんとする、有為の青年を、泥中に引き込み〔中略〕殆ど人として、人にあらざる挙動を為しつゝある、婦人あり。之れを救ひて、彼等が天より受けたる人としての職分を全ふせしめ、國を内部より喰ひ倒しつゝある、毒虫の害を去ることは、いかに大切なる業に候はずや」(「博愛なる諸兄姉に訴ふ」『婦人矯風雑誌』第9号、1894年7月2日)。

[49]広瀬玲子「荻野吟子研究――明治女性の自己形成――」(『歴史評論』401号、1983年9月)、同「荻野吟子――女医への道を切り拓いて」北海道女性医師史編纂刊行委員会『北の命を抱きしめて　北海道女性医師のあゆみ』ドメス出版、2006年。

[50] 本文中に『婦人衛生会雑誌』から引用するにあたっては、復刻版(大空社、1990年)を使用した。また『婦人衛生会雑誌』発刊の経緯については、亀山美知子「私立大日本婦人衛生会と『婦人衛生雑誌』について」『婦人衛生会雑誌　別巻・索引』復刻版、大空社、1992年、および中嶌邦「近代日本における婦人衛生の位相」前掲『婦人衛生会雑誌　別巻・索引』、参照。

[51] 荻野ぎん子「本会設立の主意」『婦人衛生会雑誌』第1号、1888年1月25日。

[52] 「家庭」論と「衛生」概念とのつながりについては、拙稿「日清戦争前後の『家庭雑誌』――英雄伝を物語る母/膨張する国家――」(西田毅・和田守他編『民友社とその時代　思想・文学・ジャーナリズム集団の軌跡』ミネルヴァ書房、2003年、所収)も参照されたい。

[53] 前掲広瀬「荻野吟子研究――明治女性の自己形成――」。

[54] 矯風会において「衛生」という語の指す内容は、各時期ごとに変化している。たとえば1892年7月の「東京婦人矯風会規則」においては、矯風会の部会は、風俗部、衛生部、政権部、慈善部、禁酒部、教育部の六つに分かれており、「禁酒」と「衛生」は別の扱いである。しかし、1895年4月の「日本婦人矯風会年会広告」においては、衛生課の事業として「禁酒、禁烟」が位置づけられている。

[55] 前掲森「公娼廃後の策奈何」。

[56] 竹村民郎「解説　帝国議会開設期における廃娼運動――雑誌『廃娼』の刊行を中心に」『廃娼』〔復刻版〕不二出版、1993年。

[57] 本文中に『廃娼』から引用するにあたっては、復刻版(不二出版、1993年)を使用した。『廃娼』の発行元である廃娼雑誌社の所在地は廃娼壮年義会の所在地と同一である。

[58] 井上輝子「『女学』思想の形成と転回――女学雑誌社の思想史的研究」『東京大学新聞研究所紀要』17号、1968年。

[59] 前掲西村「女学雑誌にみる廃娼論とその影響――巖本善治を中心に」。

[60] 「男子は女子よりも弱はし」『女学雑誌』第189号、1889年11月30日。また、島田三郎も同様に、次のように論じている。「人間の情欲の発達の場合は男にのみ有つて女にはない者か…、女の人は社会の制裁が強いからして、左様なる方便を設けずして権衡が取れて居るでは御座いませんか」(同「廃娼の精神及其の順序(其二)」『女学雑誌』第210号、1890年4月26日)。

[61] 「政治上の道徳」『女学雑誌』第204号、1890年3月10日。

[62] 春香生「貞潔なる同胞諸姉に告ぐ」『廃娼』第1号、1890年4月5日。

[63] 同前。

[64] 「廃娼=青年」『廃娼』第2号、1890年5月15日。

[65] 同前。

[66] 同前。

[67] 横井時雄「家庭」『廃娼』第4号、1890年7月31日。

[68] 佐々城豊洲(ママ)女「廃娼壮年の熱涙」『廃娼』第2号、1890年5月15日。

[69] たとえば塚越芳太郎「非売淫公許論」『廃娼』第1号、1890年4月5日、前掲植木枝盛「売淫公許の事を論ず」(「第二　黴毒検査の事に就て論ず」、『廃娼』第4号にも転載)。

[70] 佐々城豊寿「自己の志想」『東京婦人矯風雑誌』第1号、1888年4月14日。

[71] 同前。こうした佐々城の主張の思想的背景については、安武留美「婦人言論の自由――

宣教師と WCTU と東京婦人矯風会」(『日本研究』30 巻、2005 年) が詳しく分析している。
[72] 前掲宇津『才藻より、より深き魂に――相馬黒光・若き日の遍歴――』、37〜98 頁、および小檜山ルイ『アメリカ婦人宣教師　来日の背景とその影響』東京大学出版会、1992 年、273〜278 頁。
[73] 斎藤精作「聊か矯風会員に望む所あり」『東京婦人矯風会雑誌』1888 年 6 月 16 日。
[74] 内村鑑三「クリスチャンホーム」『東京婦人矯風会雑誌』1888 年 10 月 20 日。前掲宇津『才藻より、より深き魂に――相馬黒光・若き日の遍歴――』、65〜98 頁、参照
[75] 潮田千勢「回顧と希望」『婦人新報』第 67 号、1902 年 11 月 25 日。
[76] 山川菊栄『日本婦人運動小史〔新装版〕』大和書房、1981 年、74 頁。山川菊栄の姉・佐々城松栄は、佐々城豊寿の息子・佐々城佑の妻である (松尾尊　「解題一」『山川菊栄集　第八巻』岩波書店、1982 年、大島義夫・宮本正男『反体制エスペラント運動史〔新版〕』三省堂、1987 年、84〜108 頁、参照)。管見の限りでは、山川菊栄は佐々城佑について何も書き残していないが、その理由は不明である。
[77] 浅井さく「議員選挙に就て」『東京婦人矯風雑誌』第 27 号、1890 年 7 月 19 日。
[78] たとえば、浅井さく女「婦人改良を論ず」『東京婦人矯風雑誌』第 4 号、1888 年 7 月 2 日。
[79] 前掲日本キリスト教婦人矯風会『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、70 頁。
[80] 金森通倫演説『東京婦人矯風雑誌』第 33 号、1891 年 1 月 17 日。
[81] 同前。
[82] 山口玲子『泣いて愛する姉妹に告ぐ　古在紫琴の生涯』草土文化、1977 年、106〜107 頁。
[83] 古在由重編『紫琴全集』全一巻、草土文化、1983 年。
[84] 同、562〜563 頁。および相馬黒光『明治初期の三女性　中島湘煙・若松賤子・清水紫琴』〔復刻版、原著は 1940 年発行〕不二出版、1985 年、293-309 頁。
[85] 「卓をかこんで――明治廿五年から卅年頃まで――」『婦人新報』370 号、1929 年 1 月。
[86] 『東京婦人矯風雑誌』7 号、1888 年 10 月 20 日。
[87] 『婦人新報』1895 年 4 月 28 日号に掲載された女子授産所の広告中の一節。
[88] 前掲拙稿「日清戦争前後の『家庭雑誌』――英雄伝を物語る母／膨張する国家――」。民友社と矯風会は、その人脈が重なっており、たとえば民友社の『家庭雑誌』の実質的な編集者であった竹越竹代は、1893 年には矯風会の副会頭になっている。そのため『家庭雑誌』と矯風会機関誌とは、執筆者や記事内容に共通点が多い。
[89] 「婦人の職業」『婦人矯風雑誌』第 2 号、1893 年 12 月 2 日。
[90] 軍人遺族の慰問活動については、「日清事件に付き、各自多少の金員を投じ、本邦戦死者、遺族慰問の為め、一小冊子并に矯風雑誌一部宛を、各所に散在する遺族を尋送付す。(官報に附て調らぶ) 已に発したる分、一千五百、内遺族より謝状并に本人の写真を送るもの二葉、其他礼状は数十通なりき」と記録されている (「日本婦人矯風会年会広告」『婦人新報』第 3 号、1895 年 4 月 28 日)。
[91] 「婦人矯風雑誌の志ざし」『婦人矯風雑誌』第 1 号、1893 年 11 月 2 日。
[92] 「朝鮮婦人の風俗」『婦人矯風雑誌』第 12 号、1894 年 10 月 4 日。
[93] 同前。
[94] ひなの女「欧米にては矯風問題は既に政治家の眼に入れり」『婦人矯風雑誌』第 10 号、1894 年 8 月 2 日。
[95] 「労働問題と婦人問題」『婦人矯風雑誌』第 11 号、1894 年 9 月 2 日。
[96] 「職業授産所」としての慈愛館は、1894 年からその設立のための募金活動が活発化し、1900 年に本格的な活動を開始した (社会福祉法人慈愛会編『慈愛寮百年のあゆみ』ドメス出版、1994 年)。
[97] 天野恭太郎「海外に於ける我が國婦人の状態」『婦人矯風雑誌』第 10 号、1894 年 8 月 2 日。
[98] 「子守」もまた、その職業化が試みられていた。矯風会は、1890 年 6 月、「子守学校」

を開校し、修学期間1年、週に3時間の課程で、話し方や唱歌などの実践的課題から生理学・解剖学まで、月謝は無料で教授したとのことである（『東京婦人矯風雑誌』27号、1890年7月19日）。

[99] 1898年、看護婦学校が開校されたが、その設立の経緯には矯風会会員、婦人衛生会会員が数多く関わっていた（亀山美知子『女たちの約束　M.T.ツルーと日本最初の看護婦学校』人文書院、1990年）。熱心な矯風会会員であり東京看護婦講習所の教師・大関和は、1899年、矯風会の姉妹会として大日本看護婦人矯風会を創設し、看護婦たち約200名を組織している（同、298頁）。また、看護婦学校の実習所である衛生園では、前述の慈愛館の入所者の中から、看護婦を志願する者を受け入れ、看護教育を行っていた（同、300頁）。その後、実際に看護婦として働き、看護婦人矯風会の会員となった者もいたという（前掲社会福祉法人慈愛会編『慈愛寮百年のあゆみ』、69頁）。つまり、看護職は娼妓の「更正」後の「正実の職業」として想定されていたが、その職域を拓くこと自体が矯風会の人々によって担われていた。後に看護職は、産婆や裁縫教師、家事奉公などの職とともに、経済的自立を望む女性たちの受け皿となっていく（村尾昭子「派出看護婦のあゆみ」近代女性史研究会編『女たちの近代』柏書房、1978年。早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー　成立期のひとつのロジック』青木書店、1998年。225、254頁）。

[100] 「婦人職業案内（其一）」『婦人新報』第3号、1895年4月28日。

[101] 同前。

[102] 亀山美知子『近代日本看護史Ⅱ　戦争と看護』ドメス出版、1984年、30頁。

[103] 「看護婦戦地に行かんとす」『婦人矯風雑誌』第9号、1894年7月2日。

[104] 「婦人従軍を願う」『婦人矯風雑誌』第10号、1894年8月2日。

[105] 「講義録に就きての注意（附本新報前号の批評）」『婦人新報』第13号、1896年2月29日。

[106] 塚越芳太郎「婦人の衛生的知識」『婦人新報』第7号、1895年8月28日。

[107] 「看病の修行」『婦人新報』第17号、1896年6月15日。

[108] 「婦人の信用と面目」『婦人矯風雑誌』第12号、1894年10月4日。

[109] 竹越与三郎「国難と婦人」『婦人矯風雑誌』第13号、1894年11月2日。

[110] 「東西の歴史に見ゆる軍隊に加はりし婦人（婦人の陸軍少将）」『婦人矯風雑誌』第13号、1894年11月2日。

[111] 「賞むべき婦人」『婦人矯風雑誌』第14号、1894年12月8日。

[112] このことは、日清戦争開始以前の矯風会機関誌において海外における女性の軍隊参加への動きに関する記事がみられることからも裏付けられる。たとえば「開化國の婦人軍」（『東京婦人矯風雑誌』第49号、1892年6月30日）、「娘子の軍隊」（同前）。

[113] 内藤寿子は、太平洋戦争下の従軍看護婦についての論考の中で、従軍看護婦とは〈皇軍の兵隊〉にはなりえなかった〈女の兵隊〉であり、同時に〈慰安婦〉を〈名誉男性〉としての視線によって下位に置くことで自らの矜持を保った女性たちであったと指摘している（内藤寿子「戦争と看護――従軍看護婦の位相――」前掲早川編『戦争・暴力と女性2　軍国の女たち』、吉川弘文館、2005年）。そのように従軍看護婦のイメージが兵士と娼婦との対比において形づくられる構図は、本稿が論じる日清戦争期にも既に見られる。

[114] 前掲亀山『近代日本看護史Ⅱ　戦争と看護』、30〜32頁。

[115] 前掲「婦人の信用と面目」。

[116] この時期の 看護婦に「雄々しき」という形容詞が用いられるのは矯風会機関誌に限った特徴ではない。亀山美知子は『女学雑誌』や『日本赤十字』の記事を分析して、看護婦に対して「雄々しき」「凛々しい」「勇敢にも」といった表現が用いられていることを指摘している（前掲亀山『近代日本看護史Ⅱ　戦争と看護』、49頁）。

[117] 山田寅之助「婦人の世界」『婦人新報』第5号、1895年6月28日。

[118] 前掲「看病の修業」。このことは、村上信彦による元従軍看護婦の女性への聞き取りによっても裏付けられている。村上は、日清戦争時に従軍看護婦だった大塚光という女性から聞き取りをし、彼女たちの下着が当初から腰巻きではなく「パンツ」であったことを明

らかにして、その理由を「当時の看護婦は兵隊なみの訓練を受けたからである」と述べている（村上信彦『明治女性史（三）女の職業』講談社文庫、1977年、272ー278頁）。また亀山美知子は、看護婦たちは兵士同様に「軍人勅諭」「軍人礼式」「読法」などの理解を余儀なくされたと論じている（前掲亀山『近代日本看護史Ⅱ　戦争と看護』、38頁）。

[119] たとえば、林ふみ子「伝染病予防について」『婦人新報』第4号、1895年5月28日、大関和子「婦人と衛生」『婦人新報』第8号、1895年9月28日。

[120] 竹越与三郎「日本婦人の三世相」『婦人矯風雑誌』第14号、1894年12月8日。

[121] 「婦人衛生会に望む」『婦人矯風雑誌』第11号、1894年9月2日。

[122] 「日本婦人矯風会年会広告」『婦人新報』第3号、1895年4月28日。

[123] 「生理学、理学の上より酒を論ず」『婦人矯風雑誌』第3号、1894年1月2日。

[124] 斎藤陸軍中尉「軍隊と酒に就きて」『婦人新報』第8号、1895年9月28日。

[125] 「生理学、理学の上より酒を論ず」『婦人矯風雑誌』第4号、1894年2月2日。

[126] 「阿片烟の嗜好」『婦人新報』第7号、1895年8月28日。

[127] たとえば、次のような表現が見られる。「支那人が諸外国に行きてアクセク働く所を見れば感心する人もあれど扨その儲け溜めたる銭を引ツさらひ本國に持帰りて何に費すやと其使用法を探索すれば爰に全く野蛮人のお里の知れて人をして嘔吐を催さしむるものあり〔中略〕得たる金は悉皆阿片と妾と売薬との購入費に当て阿片と女色とを恣にして終に死に至るを以て無上の快楽とせり」「好む所は唯亜片と妾」（『時事新報』からの転載記事）『婦人矯風雑誌』第10号、1894年8月2日。

[128] 一剣萬里生「支那婦人の生涯」『婦人矯風雑誌』第13号、1894年11月2日。また「腕力あるものが、他人の妻を誘引て帰さゞるなどの風もおびたゞしく、支那に儒教あれども婦人の生涯は実に野蛮人の如くして、憐れはかなきは到底日本婦人の心にては想像の出来ぬ事多しと知るべし」とも論じられている（同「支那婦人の生涯（二）」『婦人矯風雑誌』第14号、1894年12月8日。）

[129] 「朝鮮蓄妾の弊風」『婦人矯風雑誌』第14号、1894年12月8日。また「韓人が一方には女を目して善く働く重宝の道具と為し乍ら、一方には之を己が玩弄物とする也」とも論じられている（「夫は化粧し妻は働らく國」『婦人矯風雑誌』第13号、1894年11月2日）。

[130] 小山静子「明治啓蒙期の妾論議と廃妾の実現」総合女性史研究会編『日本女性史論集9 性と身体』吉川弘文館、1998年。

[131] 黒岩涙香が『萬朝報』で「弊風一斑　蓄妾の実例」を連載し、「紳士」たちの「蓄妾」、すなわち実質的な一夫多妻の実例を次々に暴いたのは1898年のことである（黒岩涙香『弊風一斑　蓄妾の実例』社会思想社現代教養文庫、1992年）。

[132] 望月与三郎「代表的婦人の出づべき時機」『婦人新報』第1号、1895年2月28日。駒場の野守翁「真の文明国を作れ」『婦人新報』第3号、1895年4月28日。

[133] 前掲竹越「国難と婦人」。

[134] 同前。

[135] 同「婦人矯風会にての演説（続）」『婦人新報』第16号、1896年5月28日。

[136] 同前。

[137] 同前。

[138] 同前。

[139] 井深梶之助「一夫多妻主義の弊害」『婦人新報』第13号、1896年2月29日。

[140] たとえば「婦人使用の好成績」『婦人新報』第15号、1896年4月28日、「医師としての婦人」『婦人新報』第26号、1897年3月15日、等。

[141] 別所梅之助「医家に寄す」『婦人新報』第4号、1895年5月28日。

[142] 看護婦のみならず女医もまた「文明国」の象徴であった。「文明国の女医」『婦人新報』第3号、1895年4月28日。

[143] 緒方仙之助（演説内容）「醜業婦に付きての所感」『婦人矯風雑誌』第10号、1894年8月2日。

[144] 増野悦興「時事雑感（特に矯風会員諸君の注意を促す）」『婦人矯風雑誌』第11号、1894

年9月2日。
[145] 前掲伊藤『日本廃娼運動史』、149～150頁。

〔図1〕

廃娼壮年義会の男たちが「正義大道」「妓楼全廃」「廃娼萬歳」等と書かれた旗を掲げ、拳を振りかざし「市中廓内大運動」の行進。廃娼壮年義会は、全国廃娼同盟会（1890年一）の中心団体である。

（『女学雑誌』201号、1890年2月22日）

第三章　男たちの自由廃業運動

第一節　「廃娼」と「自由廃業」の相違

1890 年代後半には低迷しつつあった廃娼運動が再び活気づいたのは、「自由廃業」という新しい概念が導入されたことによる。自由廃業論がそれまでの廃娼論と大きく異なるのは、娼妓を法的主体とした点である。「娼妓稼」を「席貸茶屋ト相対立シテ優劣ナキ独立ノ営業」と位置づけ、その「営業ノ自由」を主張したところに、最大の特徴がある。すなわち、公娼制度を批判する立場からの〈売春の「自由」〉論および〈売春の「権利」〉論が、ここに初めて登場したのである。そしてそれらの言説は、法廷の場で、男たちによって展開された論理であった。

先行研究においては、たとえば吉屋信子が「廃娼運動史」を記した著書のタイトルを『ときの声』と名付けたように[1]、救世軍が行った自由廃業後援のパフォーマンスこそ代表的な廃娼運動だという見方がある。しかし以下に論じるように〈自由廃業運動＝救世軍〉というイメージは一面的であり、また、救世軍の運動だけでなく法廷闘争や新聞報道を含めた総体としての自由廃業運動についても、伊藤秀吉は「廃娼運動としては、些か傍系たる観がある[2]」と評価しており、さらに自由廃業運動が行われた当時は「自由廃業」と「廃娼」は全く別の概念であるとの見方さえ示されていた。『二六新報』は、「自由廃業」と「廃娼」の関係について、1900 年９月の時点で次のように述べている。

> 廃娼論と廃業問題とを混同するものあるを免れず、現に娼妓の自由廃業に反対するもののうち衛生論者の加はれるを見ても知るべきなり／廃娼と自由廃業とは別問題なり、廃娼論の前には寧ろ廃業問題の起るべき閑地なし、自由廃業論は公娼制度の存在を認めたる上の論にて、公娼存廃の利害を以て可否すべき問題にあらざるなり〔中略〕自由廃業の問題は一面に於ては法律解釈の問題なり人権自由の問題なり、娼妓と楼主との間に於る利益分配の問題なり、之が解釈は少くも今の公娼制度の上に一大改良を与ふるものたることを疑はざるなり[3]。

自由廃業運動の担い手の一部は後の廃娼運動に関わりを持ったという点を鑑みれば、「自由廃業論は公娼制度の存在を認めたる上の論」という表現は、現時点からみれば極論のようにも思われるが、当初、このような論法で「廃娼」と「自由廃業」の相違が論じられていたという点は重要である。娼妓の存在を論じるにあたって、それまでの「衛生論」の土俵における存娼論との対立をいったん回避し「法律解釈の問題」として捉えなおしたのが自由廃業論であり、明らかにその裏には公娼制度を骨抜きにする意図があるにもかかわらず、形式上は、公娼制度廃止ではなく「公娼制度の存在を認めたる上」での「一大改良」を主張するものであった。その主張は娼妓の廃業について、娼妓取締を実質的に担ってきた「行政」（警察）に決定権があるのではなく、「私権」の問題であるがゆえに娼妓自身に自己決定権があるのだと論じて、「私権」を論じる場としての司法裁判所において娼妓たち

の「営業ノ自由」を論じるというかたちで展開された。したがって、自由廃業運動は「行政と司法の衝突」という様相を呈した。

廃業の「自由」を唱えるということは、結果的に、その娼妓稼業が「自由」意志によって始められたという近代公娼制のフィクション[4]を、いったんは受け入れるということを意味する。それまでの廃娼運動は、売られた娼妓たちに実質的な「自由」などなく、娼妓たちが「表面は独立の婦女なるが如しと雖も其実ハ貸座敷主人の為め自由を束縛せられ唯々諾々暗黙の間に一種の奴隷となり[5]」、いかに非人間的な扱いを受けているかということを強調し、それゆえ公娼制度そのものの撤廃、すなわち「廃娼」を求めていたのである。かつて娼妓の「営業ノ自由」という主張は、廃娼論ではなく、むしろ廃娼運動に対抗して現れた存娼運動の論理であった。存娼派は、廃娼論が「娼妓の営業権」という「既得権」を「侵害」するものだとして、廃娼派を批判していたのである[6]。しかし自由廃業運動が始まるとその関係は逆転し、公娼制度を批判する側が娼妓たちの「営業ノ自由」を唱え、彼女たちが「自由」に「営業」している以上は廃業も「自由」だと論じて、その「自由」を妨げる楼主たちを訴える法的主体として娼妓たちを位置づけたのであった。

> 言ふ迄もなく娼妓稼業は、政府の規則の上に於て明かに認められたる一種の営業にして、車夫が人力車を曳き、仕之屋が仕立物をするか如く、身過ぎ世過ぎの為めにする職業なれば、自分の思ふがまゝに仕事を為し、止めんと思へば何時でも廃業できる訳なり[7]

こうして自由廃業運動は法廷闘争として開始されたため、運動の牽引役は法律に明るい男たちであった。この時期、女たちに法律を専門的に学ぶ機会は与えられていない。北村兼子が関西大学大学部法律学科で聴講生として入学を許可されたのが 1923 年、その後、彼女が「法律を学ぶ私」という一文を発表して珍しさゆえに話題となったのが 1925 年、女性が弁護士試補になるための受験が許可されたのが 1936 年のことである[8]。法的な観点から近代公娼制の仕組みを逆手に取った自由廃業論の可能性と限界は、この法廷闘争という事柄の性質と、当時の日本の法学教育において女性が排除されていたことを考慮に入れた上で考察されるべきであろう。

自由廃業運動以前、一般的には、娼妓が「廃業」するには前借金を返済するか脱楼するよりほかに方法がなかった。「廃業届」には楼主ならびに三業組合長の同意捺印を必要としたため、前借金返済前の廃業は実質的に不可能だった。娼妓は廓内に居住を制限されているので逃亡しても警察に拘束されるが、もしその目を逃れて、一定期間身を隠すことができたならば、娼妓としての免許は取り消しになる。したがって、たとえその逃亡に失敗すれば残忍な折檻が待ち受けていることを知っていても、危険をおかして脱楼する娼妓は自由廃業運動以前にも存在した。その娼妓の廃業の最も早い例としては、1645 年の吉原遊廓並木屋の佐賀穂の例が知られているが[9]、近代公娼制のもとでの廃業として、先行研究は 1883 年に函館で廃業届捺印請求訴訟が行われていることを確認している[10]。自由廃業運動の中心地・名古屋[11]では、自由廃業運動が本格的に開始されるより 10 年前の 1889 年には、す

でに愛知廃娼会が廃娼運動の一方法として「娼妓廃業に関する談判訴訟等は凡て無謝義無入費にて引受助力すること」を挙げており、同地方においては 1891 年、遊廓内における待遇をめぐって、団結して楼主と談判する娼妓がいたことが報じられている[12]。1899 年に自由廃業運動の方法を考案・実施したユリシーズ・グランド・マーフィー Ulysees Grand Murphy（通称「モルフィ」、以下、モルフィと略記）もまた、当時彼が在住していた名古屋で娼妓脱楼の新聞記事を読み、その娼妓たちの命がけの行動に促されて自らの運動を開始したのであった[13]。

この娼妓の脱楼と廃娼運動および自由廃業論との関係をめぐっては、近年の先行研究において、娼妓たちの脱楼行為には「『自主廃業』への意志が働いて」おり[14]、自由廃業の「決め手」は「なによりも娼妓自身の廃業への意思のあるなしであった」として[15]、娼妓たちの「意志（意思）」を「評価」し、その行為を廃娼運動の一環とみなす見解がある。他方で、そうした「意志（意思）」を示せない（示さない）娼婦の存在をめぐって「自由廃業運動はそれに呼応する勇気ある女性にしか利益のないものであり、自由廃業に踏み切れない女性はどうなるのか〔中略〕勇気をもって踏み出す女性の存在を前面に出すだけなら、結局救世軍を礼賛するのをひっくり返しただけの英雄史観になりはしないか」との指摘もある[16]。娼妓たちが、以下に記す自由廃業の論理に積極的に賛同していたか否かという点については資料不足ゆえに不明だが、自由廃業論者たちの意図とは異なり、廃業を勧められても拒否する娼妓は存在したし[17]、廃業後に再び娼婦や妾になる女たちがいたことは、いくつかの史料から推測できる[18]。つまり、自由廃業という選択をした娼妓の「意志（意思）」を廃娼運動の一部として「評価」し、あるいはその娼妓たちの「勇気」を称えるならば、それは自由廃業論者の側に寄り添った論理である。廃業した当の女たちが必ずしも「正業」に就くために廃業したとは限らないし、むしろ逆に、そうした意思表示のパフォーマンスによって娼妓稼業の待遇改善を求めていたケースも存在したことから[19]、脱楼や廃業を一概に「廃娼運動」ととらえることには問題があろう。

しかし、脱楼や廃業を「廃娼運動」そのものととらえることはできないとしても、自由廃業論に対しては、それまでの廃娼論とは異なり、それに呼応して行動を起こす娼妓たちが数多く存在し、そのことがまた自由廃業論者たちを支える原動力となったことは事実である。そのように自由廃業運動が、少なくとも一部の娼妓たちと連携して進行したことは、それ以前の廃娼運動にはみられない特徴であった。したがって本章のタイトルである「男たちの自由廃業運動」とは、自由廃業の論理的側面に着目した場合の謂であって、社会運動としての自由廃業運動が存在した背後には、当然のことながら、関わりをもった多くの女たちが存在するのである[20]。

本章は、この自由廃業論に特有の可能性と限界について考察するために、まずは自由廃業論を法廷闘争における論理に限定してとらえ（第二節）、それを支持するジャーナリズムの論理を分析し（第三節）、街頭活動において「自由廃業」を広めた救世軍の特徴について論じる（第四節）。時系列的にみても、自由廃業運動はまず法廷闘争として開始され、それを新聞が報じ、後に救世軍の後援活動が始まるからである。先行研究のほとんどは「自由廃業運動」を、法廷闘争、新聞報道、後援活動の三者の総体として幅広く捉えており、そ

れら三者の個々の質的違いには着目していない。しかし、新聞報道は新聞社ごとに立場が異なるものの、おおむね「廃娼」論の延長線上に「自由廃業」をとらえようとする特徴があり、救世軍は自らの活動について「救世軍の主張するところは廃娼論ではなくて、醜業婦救済である[21]」とその独自性を強調しており、それらは法廷闘争における自由廃業の論理とは別個に分析する必要がある。

ところで、自由廃業運動をジェンダーの視点から分析するにあたっては、自由廃業運動に矯風会がどのように関わったかという点は重要である。結論からいえば、この時期の矯風会は、自由廃業運動の賛同者ではあっても、その活動の積極的な担い手ではなかった。このことに関して誤解を招きやすいのは、モルフィが自由廃業運動を開始するにあたって組織した団体名が、同じ「矯風会」という名称であったことである。このモルフィの矯風会は「大日本矯風会」、「日本矯風会」、あるいは当時モルフィが活動していたのが名古屋であったことから「名古屋の矯風会」等と新聞、雑誌には表記されているが、日本婦人矯風会とは別の団体である。日本婦人矯風会の名古屋支部（「名古屋婦人矯風会」）が 1893 年に結成されたのに対し、モルフィの矯風会（以下「モルフィの矯風会」と記述する）は 1900 年4月6日に作られている[22]。

また 1900 年当時の矯風会は、単に自由廃業運動の直接的な担い手でなかっただけでなく、廃娼運動の担い手としての評価さえも決して高かったとはいえない。たとえば島田三郎と木下尚江の共著として出版された『廃娼之急務』では、過去の廃娼運動についての次のような記述がある。

> 〔廃娼に関わる――引用者〕裁判例の尤も旧きは前横浜裁判所長中村元嘉氏が、負債の契約は、娼妓に醜業を強る効力なしと断ぜし者にして、此事二十年前に在り、故植木枝盛氏島田三郎氏が明治会堂に公娼を奴隷なりと断じ、其禁止すべきを公宣せしは、明治二十三年にあり、三宅雄次郎巖本善治松村介石石川和助大儀見元一郎安部磯雄松田順平木下尚江モルフィ等の諸氏が、或は演壇に、或は講堂に、主張せし公娼否認の声は、数年間嘗て絶へざるなり、然れ共社会は冷然として、空論耳を傾くるに足らずとせり、唯之を聴かざるのみならず、却て之を嘲笑し、其設なき地に之を創置し、一旦廃せし所に、再び之を置かんとし、有志の声は、かつて絶えざるも、置娼の勢は猛火の原を燎くが如く、屡々醜迹を露出したり、然るに昨年名古屋地方に矯風会の運動起り、其結果娼妓契約無効の判決となり、此に一般の人心を醒覚するの一新紀元を開けり[23]

1900 年の時点から廃娼運動史を振り返ったこの文中からは、当時の島田や木下の認識において、代表的な廃娼論者として挙げられる人物はすべて男性であったことがわかる。「昨年名古屋地方に矯風会の運動起り」とはモルフィの矯風会のことであるから、1886 年の発会以降の矯風会の廃娼論は、それ独自の意義を特記する必要性さえ感じられていなかったということになる[24]。

名古屋地方裁判所におけるモルフィらの法廷闘争が始まったのは 1899 年 1 月 23 日であ

るが、この闘争について矯風会機関誌『婦人新報』が報じたのは、ようやく同年 12 月 25 日のことであった。その記事は訴訟の経過について報じたものであるが、この訴訟に婦人矯風会が直接関与したか否かについては、何も記していない。ただこの「名古屋事件」に関連し、同年 12 月 12 日、「婦人矯風会総代」として矢島楫子、潮田千勢子、本田貞子の三名の連名で内務・司法両省に「陳述書」を提出したと同号には記されている。その陳述書の内容は、「斯件に付き司法行政の衝突は妾等の深く究むる能はさる所なりと雖も」と前置きした上で、娼妓本人とその両親、および買春する人々と、それを公許している政府等を批判し、「憲法の明文に基き民法の指示す所により人道のために公平慈悲の御所置あらんことを」と願い出るものであった。つまり矯風会の女性リーダーたちは、自由廃業運動が法をめぐる運動であることは認識しながらも、その運動の核心であるところの「司法行政の衝突」については「妾等の深く究むる能はさる所」であるとして、旧来の公娼制度批判を述べるにとどまっていた[25]。ここで矯風会の女性リーダーたちが「司法行政の衝突」は自分たちには理解できないことだと告白しているのは謙遜ではなく、彼女たちの実態についての率直な表現であったと考えられる。なぜなら、自由廃業運動が法的「自由」を追求し、その動きを支持したジャーナリズムが行政警察批判を展開しようとした同時期にも、まさにそれとは逆行するかたちで、矯風会は議会に対し「在外売淫婦」の「取締」とそのための「警察権」の強化を求める請願を行っているからである[26]。法や政治をめぐる彼女たちの状況判断力の欠如が露呈された出来事だといえよう。

そして法廷闘争としての自由廃業運動が一応の終決をみた 1902 年、矯風会機関誌は自由廃業運動に言及して、「法律の力」は「表面上のこと」であって「完全なる方策」ではなく、そのような不完全な「法律の力」より「少女の教育」の方が重要だという見解を発表したのであった[27]。それは、法や政治の領域から実質的に排除され「家庭教育」とその周辺にのみ居場所を限られてきた女たちの、自己の存在意義を賭けた苦しい抵抗の論理であったと思われる。実際、自由廃業運動において矯風会の女たちに期待されていた役割があったとすれば、それは法廷闘争そのものへの関与や街頭活動ではなくて、後方支援としての「教育幇助」と、運動のための資金調達であった。その「教育幇助」の一環としての矯風会が行った慈愛館の活動さえ、不活発さを批判されることがあったし[28]、自由廃業運動が開始された当時の矯風会の女たちは、その会合において男性講師から「婦人は全く家の内に這入て了つたので、世間の事柄にも同じく婦人の尽すべき方面がある事を殆ど考へて居らん様に見える[29]」と叱咤されることもあった。そしてこの男性講師は同時に「男の事は法律的になり雑風景になつて、権力で遣る様になる、けれ共、世を浄める事は権力では出来ません[30]」と、女たちも「矯風」運動に関わるよう促している。すなわち「男子の腕力」による「法律的」改革では不十分で「かよわい婦人の手」によって「品位を高め」ることが必要だという論法によって、この時期、廃娼運動への女たちの関与が再び求められ始めたのである[31]。しかしそのような言説においても、「法律的」改革および「権力」そのものは「男の事」であるという枠組み自体は、いまだ堅固であった。

第二節　法廷闘争としての自由廃業運動

「自由廃業」をめぐる法廷闘争については、一部、裁判の記録が残されている。その限られた史料を用いて、「自由廃業」がどのように論じられ、それに対する被告としての楼主側の対応や、裁判所の判決はいかなるものであったのか、以下、時系列順にたどってみよう。その過程を追えば、原告側の自由廃業論者たちが最初から「娼妓稼」の「営業ノ自由」を唱えていたのではなく、裁判を繰り返す中で徐々に形成されていった論理であったことが確認できる。

1　佐野ふでの事件（小六事件）

佐野ふでがモルフィの裁判闘争の「第一号」となったのは、佐野ふでからの申し出ではなく、モルフィ側からの働きかけによるものであった。モルフィはこの経緯について自著に「私はついに本人に会わずに、佐野ふでを廃娼運動の第一号に選んだ。そして我々の動機と計画を説明すべく、彼女の父親を迎えにやった。最初彼は私共の仕事に協力することを拒んだ。しかし一人のヤソ牧師が陰にいることを知ると、快く訴訟に協力して我々にとって必要欠くべからざる存在となった」と述べている。つまりモルフィと彼の協力者たちは、まずは佐野ふでの父親である佐野末吉と連携して名古屋新地松阪楼の楼主相手に廃業届への裁判闘争を進めようとした。遊廓内の佐野ふで本人を廓外に呼び出すことは難しく、楼主および警察は裁判中も彼女を拘束し続けたからである。父親が娼妓である娘と面会することは法律が認めているため、モルフィらは父親である末吉を通じて佐野ふでと連絡をとった[32]。

この佐野のケースでは、モルフィと弁護士との交渉が難航し、裁判に至るまでに、弁護士の変更を二回行っている[33]。モルフィの記述によれば、最初の弁護士（不破清）が「弁論の始まる数日前に弱腰になった」理由は「娼妓の側が確実に勝訴となるとしても、その結果は日本の合法的な取り引きの一つ（である公娼制度）にとって惨めな敗北であるのみならず、一外国人宣教師に協力して、そのような方法で日本古来の習慣を覆すことは、弁護士である彼自身にとって良い方策ではないこと」を「控訴院の一員で、県会議員である」人物から助言されたためであるという[34]。しかし訴訟の方針はこの最初の弁護士との間で練られ、1899 年 10 月 23 日に名古屋地方裁判所に訴状が出され、同年 11 月 13 日の口頭弁論を経て、同年 11 月 17 日、名古屋地方裁判所民事第二部における第一審の判決は原告の訴えを認めた。

この佐野ふで事件の訴状は、まず佐野ふでが「娼妓トナルハ固ヨリ心底ニ甘セザル」ことだった点、また娼妓稼業を続けても借金返済どころか借金が増加するばかりの状況であるという点を訴え、「原告ハ斯ル不人情即チ一身ノ自由ヲ過度ニ制限スルガ如キ契約ハ恰モ人身ヲ担保トナスモノニシテ最モ善良ノ風俗ニ反シ民法上無効ノモノナリ」という論理、また「原告ハ既ニ丁年以上ナルヲ以テ親権ニ服従スルモノニアラス」という論理によって、貸座敷営業主に廃業届への調印を求めるものであった。「善良ノ風俗ニ反シ民法上無効」というのは、民法 90 条の「公の秩序又は善良なる風俗に反する事項を目的とする法律行為は

無効とする」によるものであり、「親権ニ服従スルモノニアラス」というのは民法 3 条における成年は20歳という規定に基づくものである。

これに対する判決は、「娼妓稼業ハ一種ノ醜業ニシテ素ヨリ嫌悪ス可キ事柄ナルモ〔中略〕行政官庁ヨリ之ヲ公許シ居ル処ナレバ」、ただちにこれを公益に反するものとは認められず、原告側の娼妓稼業契約に対する「攻撃」は「矯激ニ過キタル断言ニシテ採用シ難シト雖モ」、この事件については、債務を完済するまでは終身たりとも廃業を許さないというような無期限の契約であって、「契約ニ基キ終身ノ自由ヲ拘束スル権能ナキハ法律上絶対ノ事柄」であるから、原告の主張を認めるべきである、というものであった[35]。

この裁判中、佐野ふで本人は楼主によって拘束し続けられたため、モルフィらは「差押え」すなわち「当事者たちの何れかを、争いの対象になっている物件の損害から守る」という論理[36]によって仮処分申請を行い、それが名古屋地方裁判所で認められ、「争いの対象になっている物件」すなわち娼妓の身柄の拘束を解くために保証金 100 円を支払ったが、楼主および警察は、娼妓は楼主に従うべきであるとした県令を楯に、裁判所の仮処分命令書を無視し続けた。また愛知県知事も、県令に反する法廷の命令を施行させないとする警察の考えを支持した。つまりこの娼妓の身柄をめぐる争いによって、裁判所の命令と県令のどちらが有力であるかという点が問われ、自由廃業問題は、司法と行政との争いという様相を見せたのである。名古屋地裁の判決が出た後、楼主は佐野ふでに訴訟を取り下げる旨の申請書に予め印を押させたものを用意して直ちに控訴したため、佐野ふで事件は、結果として原告側敗訴となった。佐野ふでは熱田遊廓に転売されたのち逃亡し、楼主が捜索を諦めたため自由の身となった。

2　坂井フタの事件

坂井フタの事件に関しては、モルフィは直接関与していない。坂井フタは北海道・函館の娼妓であり、函館地方裁判所で廃業届捺印請求訴訟を起こしたが敗訴し、控訴したが 1899 年 3 月 1 日に再び敗訴となって上告し、1900 年 2 月 23 日、大審院は原判決を破棄して事件を函館控訴院へ差し戻した。上告人・坂井フタの訴訟代理人は、橋本好正である[37]。

函館控訴院の原判決は、「娼妓営業ハ我邦ニ於テハ公許セラレタル一種ノ営業」であるから「毫モ背法ノ性質ヲ有スルモノニアラサル」ことであって、それゆえ「控訴人」すなわち娼妓・坂井フタは「自由ノ拘束ヲ受クルニ至ルモ此ヲ以テ該契約ハ無効ナリト云フヲ得ズ」というものであった[38]。それに対し「上告論旨」は、「営業ノ自由」は「法律ニ於テ之ヲ制限セサル限リハ各人ノ意思ニ一任スヘキ」ことであるが、この「営業ノ自由」から「身体ノ自由ヲ譲渡スルノ意思アルモノト推定」することはできない、と主張するものであった。娼妓が売春をする「営業ノ自由」と娼妓の「身体ノ自由」とを分けた上で、「身体ヲ拘束スルヲ目的トスル契約ニ至リテハ各人自由ノ範囲外」とし、娼妓が「稼業」を行う上での「身体ノ自由」を守らせようとしたのであり、この「身体ノ自由」の根拠とされたのは「明治五年十二月二日第二百九十五号布告」、すなわち娼妓解放令である[39]。先のモルフィらの訴状が「娼妓トナルハ固ヨリ心底ニ甘セザル」こと、すなわち娼妓となる女たちの存

在の不自由さに言及していたのに対し、この事件においては「営業ノ自由」と言い切って、自由廃業論を廃娼論とは切り離して主張するものであった。

この上告に対し大審院は、「金銭貸借上ノ契約」と「身体ヲ拘束スルヲ目的トスル契約」とは「各自独立スル契約」とみなし、後者は娼妓解放令の「布告ノ精神」に照らせば許しがたいものだとして、上告人が前借金返済のために 30 ヶ月間娼妓営業を為すべきだと諾約して「自由ノ束縛」を受けるにいたったその契約は無効としたのであった。

この判決が佐野ふでのケースと異なる点は、佐野の第一審判決が「終身ノ自由ヲ拘束」することを非として娼妓の勝訴としたのに対し、契約期間にかかわらず「身体ヲ拘束スルヲ目的トスル契約」を不可とした点であり、またその根拠を娼妓解放令とした点である。娼妓稼業の「営業ノ自由」という論理を採用することと引き替えに、より幅広い「身体ノ自由」を大審院で認めさせたのであった。

3　藤原さとの事件（愛之助事件）

モルフィが関わった法廷闘争のうち、自由廃業第二号のケースとして知られる藤原さとは、モルフィらに自ら助けを依頼した[40]。藤原さと本人は遊廓内にいたため、モルフィらは彼女の父親を呼び、必要書類を準備して提訴に備えた。この時、佐野ふで事件の訴訟代理人となった弁護士は「遊廓を訪れるのは、ひどくいらいらさせられることであるに違いないから、その報酬の額にかかわらず別件を引き受けるのはお断りだと言[41]」い、名古屋で他に弁護士を見つけることもできず、三重県の弁護士・岩崎義憲に依頼することになった。岩崎弁護士は三重県出身で、西南戦争の後、鹿児島で警察部長をしていたが、後に検事として島根で在勤中にクリスチャンになり、廃娼運動を弁護する目的で検事の職を辞して郷里の三重に帰り、同県安濃津地方裁判所所属の弁護士となった人物である。彼は 1899 年、名古屋にも出張所を設け、藤原さと事件以降、ほぼ無償で自由廃業事件の弁護を引き受けた[42]。

モルフィらが弁護士の依頼に手間取っているあいだ、藤原さとは、廃業したいという意思を楼主に知られることをおそれ、二人の人物（そのうち一人は彼女の恋人だとされる）の手を借りて遊廓から逃亡し、モルフィ宅に保護を求めた。モルフィは、楼主が警察に逃亡報告書を出す前に藤原さとの廃業届を提出し、名古屋地方裁判所において、1900 年 3 月 26 日、廃業届に楼主の捺印を求める訴訟をおこした[43]。この訴訟は、同年 5 月 7 日、第一審で原告側勝訴となり、楼主側は控訴を断念した。

その訴状の文面は、佐野ふでの事件の訴状の構成と似通っている。藤原さとにとって「醜業ハ固ヨリ心底ニ欲セサル所」であり、借金返済のため「耐忍」して娼妓稼業を続けていたが、借金は減るどころか増えるばかりで「終身束縛ノ身トナリ普通人権ノ自由ヲ全フスル能ハ」ぬ状態であるため、この娼妓稼業の契約は民法 90 条の「善良ノ風俗ニ反スル無効ノモノ」であり、また彼女は丁年以上であるから「親権ニ服スルモノニアラス」（民法 3 条）という理由により、廃業届への楼主の捺印を求めるものであった。つまり、佐野ふでのケースと同様、民法 90 条と 3 条とを根拠に、廃業を認めさせようとするものであった。

藤原さとの事件が佐野ふでの時と異なるのは、その判決の内容である。その判決理由には、次のように記されている。

> 惟フニ売淫ノ所業タル其何等ノ事情ニ出ルヲ問ハス善良ノ風俗ニ反スルハ固ヨリ論ナシ而シテ娼妓稼業ハ即チ売淫ヲ業トスルモノナルカ故ニ其同ク善良ノ風俗ニ反スル亦疑ヲ容レス被告ハ娼妓稼業ヲ以テ国法ノ是認スル所ナリト謂フモ而レトモ法律ハ道徳又ハ宗教ノ条規ニ非ルカ故ニ其許容スル事項モ未タ必シモ善良ノ風俗ニ反スルコトナシト言フヲ得サルノミナラス明治五年第二百九十五号布告ニ依レハ正サニ其禁制タリシコトヲ知ル可シ

判決はこのように、訴状における民法 90 条に基づく訴えを認め、娼妓解放令布告の論理とあわせて「娼妓稼業」は「善良ノ風俗ニ反スル」ものだと論じた。判決は「娼妓稼業」がたとえ「国法ノ是認スル所」であっても「其許容スル事項モ未タ必シモ善良ノ風俗ニ反スルコトナシト言フヲ得サル」と論じ、すなわち「国法ノ是認」と「善良ノ風俗」を別個の問題とみなすことによって、「娼妓稼業」は「善良ノ風俗ニ反スル」ものだと結論づけた。ここで引き合いに出されているのが、(訴状にはない) 娼妓解放令の論理である。つまりこの判決は、娼妓解放令を重視した坂井フタ事件の大審院判決を念頭においたものだと考えられる。この藤原さと事件の判決によって、民法 90 条にもとづく自由廃業の論理は司法の認めるところとなった。ただし、この判決文中には民法3条に関する言及はない。

4　大橋ひさの事件（蓬莱屋事件）

大橋ひさもまた、モルフィに自ら救助をもとめ、岩崎弁護士を訴訟代理人として廃業した娼妓である。この大橋ひさの事件は「日本全国における最も重大な判決例を残したもの」と評価され、その理由として「連著捺印請求の訴訟は地方裁判所の第一審二審とも勝訴になるという二度の例を開き、仮処分を申請して身柄を預かる方法も可能であるという実例を開いたもの」であることが挙げられている[44]。連署捺印請求訴訟の訴状は 1900 年 4 月 24 日付で名古屋地方裁判所に提出され、第一審の判決が 1900 年 6 月 28 日、第二審の判決が 1900 年 10 月 12 日であった。この連署捺印請求訴訟の訴状、答弁書、判決にみられる論理について、前述の事件との比較において検討してみよう。

まず廃業届への連著捺印を求める根拠となっているのが、民法 90 条である。藤原さとの事件の訴状にあった民法 3 条についての言及は、この大橋の事件の訴状にはみられない。これは藤原さとの事件の判決において、民法3条が重視されなかったためだろう。また、「醜業ハ固ヨリ心底ニ欲セサル所」という表現はなく、その代わりに「稼業ノ存廃ハ一己ノ自由ニシテ貸金トハ格別ナルコト明」という表現がみられる。つまりこれは、坂井フタ事件の大審院判決における「金銭貸借上ノ契約」と「身体ヲ拘束スルヲ目的トスル契約」とは「各自独立スル契約」とする論理を踏襲し、藤原さと事件の判決で認められた民法 90 条に基づく論理を加えたものである。ここで重要なのは、モルフィらの自由廃業運動において

「稼業ノ存廃ハ一己ノ自由」、すなわち〈売春の「自由」〉という論理が採用されたという点である。

これに対する楼主らの答弁は、第一に、廃業届の調印に関する愛知県令は「行政命令」であって「私権」の問題ではないため司法裁判所の関与すべきことではなく、第二に、娼妓稼業は国法が公認している以上は民法90条の「善良ノ風俗ニ反スル」ものにはあたらず、第三に、そもそも「契約ニシテ人ノ自由ヲ拘束セサルモノ」などない、と主張するものであった。

これに対し、名古屋地方裁判所の判決は、被告の論理を全面的に否定した。答弁書の第一の論点については、この事件が「私権」の問題であることは「明白」で、「民事ニ属スルモノ」であるから司法裁判所の管轄であると論じた。第二の論点についても被告の訴えを斥け、たとえ娼妓稼業が各府県の取締規則の存在によって是認されているように見えても、その取締規則が娼妓を赤貧者に限ったり、その行動に規制を加えたりしているのは「醜業」であるがゆえのことであって、娼妓稼業が「善良ノ風俗ニ反スル」ものであることは「低度ノ道義心ヲ解スルモノ」であっても異論がないだろうと論じた。第三の論点についてもまた、「債務者ノ全身ヲ制御シ其自由ヲ過度ニ拘束シ独立ノ人格ヲ消滅セシムルニ至ル契約ノ無効ナルコトハ輓近学説ノ一致スル所」であり、娼妓稼業はまさにこの「人ノ自由ヲ過度ニ拘束」して「独立ノ人格ヲ消滅」するものであるとした。

楼主側は控訴したが、その控訴状で強調したのは、上記の第一の論点である。この娼妓の廃業問題は「行政」の問題であり、司法裁判所の管轄ではないというのが控訴状の主張である。また控訴の準備書面は、娼妓稼業は「公許」されているのだから「行政法上ノ問題」であり、「娼妓営業」が「適法」であることは娼妓が警察の監督を受けたり納税したりしていることから「明白」だと論じている。この準備書面は娼妓解放令について「維新過渡ノ時代ニアリテ人身売買ノ性質ヲ有スルモノト有セサルモノトニ論ナク一時解放シタルノ趣旨」であって「人身売買ト性質ヲ異ニスル契約」ならば法令に違反しないと論じている。

これに対する大橋側の答弁書は、「営業ノ存廃ハ各人ノ自由」であるという点を強調し、かつ娼妓稼業は「醜業」であるため廃業の場合には取締法によって楼主の署名捺印を求められているのだから、楼主側は署名捺印を拒むべきではないと論じた。さらに弁護士・岩崎の弁論要旨の控えには、「娼妓稼ハ一種ノ営業ニシテ席貸茶屋ト相対立シテ優劣ナキ独立ノ営業ナリ」とあり、その「営業ノ自由」は「何人モ之ヲ支吾スルノ権ナキナリ」とされている。しかし、その「営業」は「醜業」であるから、娼妓が廃業しようとするときには妨げてはならないというのが弁論要旨の論理である。

この第二審の判決は、上記第一の論点については第一審と同じく、この事件は「私権」の問題であり「司法裁判所ノ管轄」だとした。しかし、娼妓稼業が民法90条の「善良ノ風俗ニ反スル」ものに当たるか否かという点については、第二審はそれには当たらないとして、第一審の判決の主張を否定している。その理由は、「娼妓営業ナルモノハ法令ニ於テ明カニ公認スル事項ナルコトハ双方争ヒナキ処」ということであった。娼妓稼業は「実質ニ於テハ醜汚ノ所業」であるが、法令において「公認」されている以上、「公ノ秩序又ハ善良

ノ風俗ニ反スルモノ」と論じることはできない、というのである。また第二審判決は、大橋の娼妓稼契約は期限を五年に限っているから「人身売買」にはあたらないと論じた。それでも最終的に大橋側が勝訴となったのは、その娼妓稼の契約書に契約期間内には結婚を許さないと定められてあったことが「公ノ秩序」に反するから契約は無効、という論理によるものであった。

5　大熊きんの事件

大熊きんの事件については、最終的に大審院へと持ち込まれ、その判決文が残っている[45]。この事件には、1900 年 12 月 12 日から 1902 年 2 月 6 日まで、約 15 ヶ月を要した。第一審判決が 1901 年 3 月 13 日で原告側（大熊側）敗訴、第二審判決が 1901 年 6 月 13 日で再び大熊側が敗訴、そして大審院でも敗訴した。この事件で争われたのは、自由廃業した娼妓が、その後、前借金を支払う義務が生ずるか否かという点である。そして結果として大審院判決は、娼妓は廃業した後も、借金は返済する必要があるとした。訴訟代理人は、藤原さと事件および大橋ひさ事件の訴訟代理人であった岩崎義憲、および、山田喜之助、鵜沢総明の三名である。山田喜之助は前司法次官であるが、新聞紙上に掲載された彼の主張は「娼妓をして自由に廃業せしむるは明かに司法権と行政命令の衝突なりと然れども行政命令と衝突するも何か有らん司法官たる者は宜しく民法第九十条を楯に取りて娼妓の廃業を許すべし△又娼妓は淫売をなすの権利あるも、他人の楼主が娼妓に向ひて淫売を強ふるの権利なし、淫売をなすと否とは娼妓の権利なり[46]」と、それまでの自由廃業訴訟にみられる岩崎の意見と合致するものであった。

この事件は、1900 年 10 月 2 日に新たに発せられた内務省令第 44 号・娼妓取締規則をふまえて争われた。娼妓取締規則は、それまで 16 歳以下と定められていた娼妓の年齢制限を 18 歳以下に変更し（第一条）、廃業についての規定を定めて（第五条）、自由廃業を認めるものであった。大熊側は、娼妓に前借金の返済義務はないと主張する際、この内務省令第 44 号は（娼妓は牛馬と同様だから借金の返済義務はないとした）「明治五年第二百九十五号布告ト同一ノ立法意思」だと論じて、もしも借金返済を廃業娼妓に要求するならば「人権保護悪風醜俗改善ノ立法精神モ殆ント其効ヲ失フニ至ラン」と主張したが、結果としてこの主張は容れられなかった。

これらの事件への取り組みによって、法廷において「自由廃業」の帰結するところは、以下のような論理であった。すなわち、「自由廃業」すなわち娼妓たちの「営業ノ自由」は「私権」の問題と位置づけられたために、「私権」の外部としての「公ノ秩序」そのものを批判する「廃娼」の論理とは、直接には結びつかなかった。娼妓たちに「営業ノ自由」があることは認められたが、原告側・被告側の主張、および判決に共通して、その「営業」が「醜業」であるという認識が示された。論理上は「営業ノ自由」と「身体ノ自由」が別個のものであることが大審院で認められたが、「営業」と「人身売買」との境界は明確にはならず、それゆえ、たとえ限りなく「人身売買」に近い契約であっても「営業」とみなさ

れるリスクが残った。また「娼妓稼」が「私権」の問題ととらえられた結果、その娼妓稼の契約によって背負った前借金は、廃業後も自己責任において返済されるべきものと位置づけられた。つまり娼妓たちの「営業ノ自由」は、その裏面において、多大な借金を背負うことの「自由」であった。

この法廷闘争の過程で、内務省は自由廃業運動を警戒し、1900 年 6 月 23 日の時点で、内務省訓令訓第 702 号を発している。そこには「廃娼論者就中基督教宣教師及其信者等」の動きが「貸座敷業者ノ反抗ヲ惹起シ」、宣教師たちに「不法ノ行為」を加える者もあって「外交上種々面倒ヲ惹起」するかもしれないので「厳重取締」を行うようにと記されている[47]。つまり、内務省はこの自由廃業運動にモルフィという外国人が関わっていることが「外交上」の問題に発展することを恐れていたのである。また、1900 年 7 月 7 日に内務総務長官・小松原英太郎によって発せられた秘甲第 230 号には、この外交上の問題のほか、坂井フタの大審院判決も考慮にいれて、廃業を妨げることがないようにとの記述がある[48]。娼妓取締規則が定められた翌日の 1900 年 10 月 3 日に内務大臣・西郷従道によって発せられた訓第 940 号は、娼妓取締規則の施行にあたっての「心得」であるが、そこには、娼妓の廃業は自由であって「手続ニ違ハサル限総テ之ヲ受理スヘシ」との記述がある一方で、廃業した娼妓は「密売淫ヲ為スノ恐」があるので「視察」を充分にし、もし密売淫をおこなっていたら「厳重処分」すべきだとも論じられている。また「娼妓廃業ヲ煽動」するような行為に対しては「治安警察法第十六条ヲ適用スル等臨機ノ処置ヲ為スヘシ」とも論じられており[49]、自由廃業運動に対する抑圧が企図されていたことがわかる。1901 年 4 月 2 日の内務大臣・末松謙澄による訓第 222 号は「密売淫取締」についての訓令には「密売淫人員及健康診断結果取調表」が付せられているが、この「表」は「密売淫」を「娼妓廃業者」と「其他」の二種に分けて記述するようになっており、このことからも内務省は、自由廃業が「密売淫」につながることを強く警戒していたことがわかる[50]。1904 年 4 月 18 日には娼妓取締規則が「改正」されたが、第 1 条で定めた娼妓の年齢を 18 歳以上から再び 16 歳以上に戻す理由について内務省警保局長は、娼妓取締規則が娼妓を満 18 歳からと定めた結果、18 歳以下の密売淫婦が増えてしまったこと、また 18 歳になってから娼妓になろうとする者の健康診断の結果、「十中八九マテ梅毒ニ感染セサルモノナキ」状態であるので、16 歳から 18 歳の「妙令ノ女子」には「無監督ノ売淫」をさせるよりは娼妓にしたほうが良い、と説明している[51]。これらの内務省の訓令から読み取れることは、娼妓取締規則が定められた意図は外交上のトラブルの回避にあって、形式上は自由廃業は認めたものの、内務省としては、「娼妓廃業者」が「密売淫」となり梅毒の感染源となることに対する警戒から、できるだけ自由廃業を抑制しようとしていた、ということである。したがって、このような内務省の方針を背景としている以上、娼妓取締規則によって形式上は自由廃業が容認されたにもかかわらず、この後の自由廃業は困難を極めたのであった。

第三節　新聞報道の自由廃業運動観

しかし、どれほどの苛酷な「自由」であっても、それを求めて「自由廃業」を決行する

娼妓は存在した。新聞報道において「自由廃業」を求める娼妓たちの存在が示されたことで、逆説的に、遊廓という場が「自由」とは程遠い場であるということが示されたのである。論理上は「廃娼」と異なるものとして「自由廃業」が論じられながら、自由廃業運動は、その目的と結果において、廃娼運動と軌を一にしていた。

ただし、新聞が自由廃業運動を報じるとき、そこに示された自由廃業運動のイメージと、法廷における言説との間には、ズレが生じていたことに注意すべきである。同じ事件について論じるときにも、法廷闘争において強調された点と新聞報道において強調された点は異なっていた。また、この新聞報道に見られる自由廃業観は、次節で論じる救世軍機関誌『ときのこゑ』の論調とも異なっているのである。そしてこうした相違は、後に、大正期以降の廓清会の廃娼運動において見られる廃娼論の多様性へと結びついてゆく。廓清会の会員中、法律家として廃娼運動に深く関わった布施辰治は、自由廃業運動の流れを受け継ぐ形で『廓清』誌上に廃娼論を展開したし、本節が主として論じる毎日新聞の場合、その社長であった島田三郎が、廓清会の初代会長となっている。次節で論じる救世軍のリーダー・山室軍平もまた、廓清会を支える重要人物の一人であった。廓清会はこの他、政治家、医師等、それぞれに異なる立場から多様な廃娼観を持つ人々の集合としてあらわれるのであるが、そこで展開された多様性の一端は、すでにこの自由廃業運動期に見られるのである。

自由廃業運動を報じた新聞記者のうち、代表的な人物は木下尚江である[52]。当時、木下は『毎日新聞』の記者であったが、1888 年に東京専門学校の法律科を卒業しており、1893 年からは弁護士として活動した経験があった。それゆえ、木下が本文を執筆した先述の『廃娼之急務』(1900 年) は、自由廃業をめぐる法廷闘争中にも見られなかった法に関わる論点が展開されている。木下の自由廃業運動観や廃娼論は『廃娼之急務』が発表される以前から『毎日新聞』紙上に展開されているが、『廃娼之急務』はそれを体系立てて論じた著作である。

『毎日新聞』および『廃娼之急務』に見られる娼妓のイメージは、「女奴」である。この「世界における奴隷中の最大恥辱[53]」としての「女奴」のイメージは、少なくとも建前上は「営業ノ自由」を論じた法廷闘争中の娼妓論とは大きく異なっている。

> 現今我国の女奴は、其人格を禽獣にするのみならず、行為其者は売淫なるが故に、社会の秩序倫常を破壊する醜業に係れり、是れギリシャローマ以来の奴制にすら見ざる所、吾人が古今極醜の者なりと、断言す豈に過当の評ならんや[54]

またこの「女奴」は「制度の作為せし者[55]」、「強者が弱者を誘拐せし者[56]」とも論じられた。娼婦たちはあくまで「弱者」であって、その〈弱さ〉は「一たび強迫せられて醜業者の群に入るときは、最早恢復の望みなきなり[57]」と強調された。また「女奴」を「作為」する公娼制度については、この後の廃娼運動でしばしば見られる「下水」の比喩が既に使われている(本稿第五章第二節参照)。「我国の公娼制度、亦已むを得ずと論ずるは、是れ恰も下水を市街に流溢せしめ、裸体を街頭に横行せしむるの愚と何ぞ異ならんや[58]」とい

った表現である。

こうした娼妓イメージに基づく廃娼論においては、娼妓は「労力者」ではなく「芸人」でもない。それゆえ木下は、娼妓に対する報酬は民法 174 条が論じる労働報酬についての規定（「労力者及び芸人の賃金、並に其供給したる物の代価」）にはあたらず、本来、それを「遊客に対して其報酬を請求すべき法律上の権利」はないと結論づけている[59]。これは前述の法廷闘争における「営業ノ自由」の主張とは正反対の主張であった。『毎日新聞』は、自由廃業をめぐる法廷闘争のうち、特に大橋ひさの事件を大きく論じたが、その報道において強調されたのは第一審判決中の「淫売業が即ち善良なる風俗に背反する営業たることは低度の道義心を解するものと雖も異論なかるべし」という部分であって、原告側の訴状にみられる「稼業ノ存廃ハ一己ノ自由」といった表現は報道されていないのである[60]。

また「女奴」イメージは、「人生最汚辱なる身体の検査」としての検黴と結びつけられている。そしてこの検黴は、木下によれば「人身の自由」を定めた憲法に反する行為だとされている。この木下の検黴論で興味深いのは、それが「徴兵の為めにする人身の検査」との対比で論じられているという点である。「兵役は国民の義務なりと云ふと雖も、徴兵の為めにする人身の検査は、徴兵令の規定を待つて之を施行し得るなり[61]」。これに対して検黴についての国法の規定はなく、検黴は地方行政官が勝手に行っている処置であるから、違憲であるというのである。また「人身の検査」という論点以外でも、以下のように、娼妓は兵士との対比で論じられた。

> 公娼制度を以て社会の必要政策となし、之を以て国民の元気を維持する所以となすの政府及び存娼論者に在りては、決して之を賤業とし軽蔑すること能はざる筈なり。例えば兵士と国家との関係の如し。兵は凶器なり、砲銃軍艦は栄誉の標章に非ず。然れ共未だ俄に之を撤去し能はざるは則ち国家防御の必要に在りと言へり。爰に於てか此の『必要の犠牲』たる軍人に向て、国家は報酬恩給の法を立てたり、今や政府は社会の風俗衛生の為めに公娼を要すと云ふ。故に存娼論の側より見れば、娼妓は社会の恩人にして、社会は彼等に向て篤く感謝報酬なかるべからず[62]。

> 吾人は野蛮時代に於て奴隷の子弟を駆りて戦場に苦役したるを見る。然れ共今や国民の栄誉ある義務として兵役を課するに非ずや。之と同じく、公娼を以て社会の必要欠くべからざる者とする輩に在りては、例令普く之を一般婦女に課役せざるまでも、特に貧民の負担とするを要せざるに非ずや。論者何ぞ勇奮一番、己れが愛嬢を犠牲として志願娼妓先登の名誉を博せざるや[63]

こうして兵士と娼妓との共通点と相違点とを挙げることによって国家の制度の矛盾を突き、「自由廃業」の段階で止まることなく「廃娼」に至らなければならないと彼は主張したのであった。

木下は後に、この自由廃業時代のことを振り返り、自身の「女奴」観を自己批判している。当時、毎日新聞社の二階に逃げ込んできた多くの娼妓たちに対して彼は「差し向いて

飯を食ふ気にどうしてもならなかった」こと、そのような娼妓に対する自分の感情を当時から「内心常に恥ぢて居」たこと、そしてそのような自分を「愛が無い」と責めていたことを告白している[64]。そして仏教とキリスト教の双方にみられる娼妓差別を批判した上で、「仏教も基督教も之に対して何の価値もない〔中略〕本統の救ひといふものは内の閃きに依つて出て来るものである」と述べている。その「内の閃き」とは、人間の〈弱さ〉としての「羞恥心」であった[65]。そして自由廃業時代には廃娼問題の政治的解決を求めていた木下は、1911 年の時点では「此問題は政治問題に依つて解決すべきものでない」と断言している[66]。人は「恥づるといふ心」ゆえに「人が己れを軽蔑して居るわえと思ふから人の前に立つときに傲然とする」ことがある[67]。しかしそれは人間の「弱点」であると同時に可能性でもあると木下は考えた。政治問題として買売春問題を解決しようとすることは「此権力の関係を最高のものとして居るところの迷信」によるもの、すなわち〈強さ〉への「迷信」であるが、それは「迷信」でしかなく、「本統の救い」は「羞恥心」という〈弱さ〉によってもたらされるものであると彼はいう。そして「〔廃娼という――引用者〕此政治問題に興味を持つて居られるところの方は其自己の興味に随つて廃娼運動を何処までもお進みなさい、けれども此の問題は政治問題に依つて解決すべきものでない[68]」と述べて、ついに自らは廃娼運動から身を引くのである。

木下らの『毎日新聞』が、ときに大きく紙面を割いて廃娼論を展開したのに対し、代表的な「小新聞」である『読売新聞』においては、自由廃業運動が遊廓および娼妓たちにどのような影響を与えたのか、その具体的な様相についての報道が中心であった。特に 1900 年 9 月から 11 月にかけての記事が多く、9 月 1 日から 10 月 27 日までに廃業した娼妓の数は 429 名と報じられている[69]。ここに登場する廃娼運動家は、主として街頭活動を行っていた救世軍である。娼妓に廃業の手伝いを依頼された救世軍の男たちが、妓夫らの「破落戸」「無頼漢」に「襲撃」され「棍棒」で「殴打」されて、「負傷」する「血戦」の様子が繰り返し報じられている。その「破落戸」たちは、遊廓近辺で救世軍人を待ちかまえているだけでなく、ときに新聞社を「襲撃」する。あるいは、救世軍人のみならず、一般人を救世軍と間違えて「襲撃」する。こうした事態を警察が「警戒」し、巡査を配置して「襲撃」事件を防ごうとしているとも報じられている。このような報道によって遊客は減ったとされ、それゆえ楼主らは「狼狽」し、娼妓の引き留めのために遊廓内の規則の「改正」を行っていると報じられた。それでも次々と廃業する娼妓は現れ、その廃業娼妓の名前や所属していた貸座敷名、廃業届の提出方法や、廃業手続きが成功したか否か等を記した記事が、連日掲載された[70]。

しかし、その目立った報道に比して、救世軍が「救済」したとされる娼妓の全体数は、決して多いとはいえない。1900 年 8 月以降、1907 年 8 月までの 7 年間に、救世軍の「婦人救済所」に入った元娼妓は 205 名、その後、結婚した人が 59 人、親元に戻った人が 18 人、奉公に出た人が 27 人、看護婦や産婆になった人が 10 人、行方不明者が 34 人、現在員が 6 人と報じられている[71]。そして、いったんは「自由の身」になった娼妓が、再び遊廓に戻ることもあったようである。たとえば 1904 年には、次のような記事が掲載されている。

品川歩行新宿大喜楼の娼妓小藤事金澤八重（二十四年）ハ一昨年花鳥と呼び同楼の娼妓なりしが一旦自由廃業して再び同楼へ現ハれたる女なるより一昨日午後四時頃馴染客なる本所相生町の矢川孝太郎（二十五年）が痴話喧嘩の末自由廃業の仕損ひ奴と罵りしを小藤は痛く口惜がり中庭の井戸に投身し品川署より永田警部出張して引上げたるが投身の際井戸側にて後頭部に長さ二寸左腕に二ヶ所の傷を負ひたりと[72]

「自由廃業の仕損ひ」という表現が、娼妓たちに投身自殺を図らせるほどの「罵り」となりえたという点に、当時の人々の「自由廃業」観を見ることができる。すなわち「自由廃業」を決行できるということがプラスの価値であり、それに失敗し、あるいはいったん廃業した後で再度遊廓に舞い戻るのは無様なことだという価値観が、自由廃業運動が始まって数年のうちに浸透したということである。救世軍の「救済」は、実態としては小規模で、自由廃業者は結局、娼妓五百人に一人の割合にすぎなかったとも伝えられる[73]。しかし、その活動が新聞で報じられたことのインパクトは、きわめて大きかったといえるのである。

第四節　自由廃業を後援する「軍隊」——救世軍の「醜業婦救済」運動

救世軍（The Salvation Army）[74]の「醜業婦救済」運動については、廃娼派の人々の記述においても、その「上品でもなく雄弁でもなく[75]」、太鼓やタンバリンを叩いて「伝道」する派手なパフォーマンスに対し、半ば揶揄するような表現がみられる。そしてイギリスで生まれたプロテスタントの一教派としての救世軍が 1895 年 9 月に日本に上陸してから短期間のうちに人々に周知されたのは、この奇抜なスタイルによるところが大きいと思われるのである。しかし廃娼運動史における救世軍の位置づけについて考えるとき、その「伝道」スタイルよりもむしろ重要なのは、それが「軍隊」を模した組織であるという点であり、また、そのことが「醜業婦救済」の内容とどのように関連しているのかという点である。したがって、まずは救世軍の「軍隊」としての特徴がいかなるものであったのかという点について説明したい。

日本における救世軍のリーダー・山室軍平（1872〜1940）が著した『ブース大将伝』には、救世軍が「軍隊組織」を採用した理由が記されている。「ブース大将」とは、救世軍の創始者であるウイリアム・ブース William Booth（1829〜1912）のことである。山室は次のように述べる。

ブース大将が軍隊組織を、宗教団体に持込みたるは、卓越なる見識にして、又は非常なる英断である。軍隊組織の如き直截、簡明、剛健、質実にして進撃に便なる制度を、唯攻城野戦の、武人のみに委ね置くは、如何にも惜いことである。宜しく基督の血にて洗ひ、聖別して之を神の國の為め、又世の救の為に利用すべきである[76]。

そしてこのブースによれば、この「軍隊組織」には七つの特徴がある。第一に「一致団

結」である。「分離は無能力」、「団結は力」であって「奮然として進んで、英雄の業を成」さなければならない。第二に「同一の指揮の下に置くこと」。「十人が十人、銘々勝手なる行動をなす様では、混雑して、成効はなきものである」。第三に、「訓練」。「訓練なきものは、軍隊ではなくて、烏合の衆である。何んなに敬神愛人の、高尚なる精神を有する人物と雖も、若し之に規律、節度といふものがなくば、到底有力なる運動をなすことは出来ない」。第四に、適材適所。第五に、命令服従。第六に、制裁の必要。第七に、活動。「遊惰は即ち悪魔に魅入られたるの徴候であると、謂ふことが出来る」[77]。

救世軍はこのような「軍隊組織」であるために、その『軍令及軍律』[78]は細かく定められていた。そしてこの『軍令及軍律』にみられる救世軍の軍隊としての特異性は、この「軍隊」が少なくとも建前上は男女平等の「軍隊」だという点である。『軍令及軍律』の「序文」には「救世軍中には、軍人の階級と職権とに、男女の別を認めない。故に此の軍令及軍律は、特に指示してあるか、又は明かに実行不可能なる場合を除き、男女士官に共通のものと心得べきものである[79]」と記されている。また『軍令及軍律』中には「婦人の地位」と題された章が設けられており、そこには「婦人をしてたゞ人目に立たざる所に働かしめ、婦人が当然受くべき名誉と褒賞とを奪うものは、神にも人にも憎まるべき猜疑、嫉妬の卑劣なる精神である[80]」、「婦人が公生涯に入つて活動するに際しては、結婚関係、家政、其の他婦人特有の労苦より幾多の故障が起るもの故、凡てそれらに対し、必要なる寛容と忍耐とを示さねばならぬ[81]」、「母にせよ、妻にせよ、姉妹若くは戦友にせよ、人生に於ける凡ての社会関係に於て、婦人を男子と同様なものと認めて、待遇せねばならぬ。此の点に於て、士官は、若き人々の心に、女児も男児と精神的に斉しいものであるから、其の通りに待遇すべきものであるとの大原則を、注入する様努力すべきものである[82]」といった規定があった。ただし、このように平等を志向していながらも「婦人士官は、男子に類似する如く断髪し、又は理髪してはならぬ。又男子は婦人と紛らはしい様に理髪してはならぬ[83]」といった規定にみられるように、男と女の区別を明確にする必要を説いている。

『軍令及軍律』が、救世軍の目的や起源について述べた後で、まず最初に「政治」という項目を立てて「強固なる政治」の必要を説いている点は重要である。この「強固なる政治」について「救世軍が常に悪の力に対し、進撃的の戦争に従事しつゝある事実は、もし其の努力をして成功せしめんとせば、其の行動に力あり、活気に満ち、敏速に且つ決断的たるべきことを要する[84]」と説明されているように、救世軍は「力」、「活気」、「決断」といった〈強さ〉を人々に求める傾向がきわめて強いのであり、そうした傾向こそ、救世軍が「軍隊組織」であるということの含意であった。その『軍令及軍律』は「個人の自由を尊重する[85]」と述べてはいるが、その「自由」は「指導と服従」の中での「自由」である。また、救世軍人に求められるものは内的なものだけでなく、外見上の「軍人らしさ」も要求された。そして救世軍人に常に制服を着用するよう求める規定は、この外見へのこだわりと表裏一体である。

人は一般に、外見によりて印象を与へられるものであるから〔中略〕凡ての士官は、常に身体を清潔にし、小薩張として、どの方面よりしても見苦しからぬ様にして居ら

ねばならぬ。顔や手は屡々洗ひ、歯をよく磨き、爪を切り、髪を乱さぬやうにせねばならぬ。又制服にも、よくブラシをかけ、又然るべく手入をせねばならぬ[86]。

そしてこの「清潔」な「外見」の要求は、「健康」の要求と結びついている。「良き健康は、士官が有用なる働をなすに多大の助となるものにして、其の間断なき成功ある奉仕に欠くべからざるものである[87]」。そして「健康」ならば人に「好感」を与え、「信仰を助け」、「困難に耐へしめ」、「金銭と時間とに於ける経済」において有利である。これに対して「病弱なる人は、其の周囲の凡ての人に対して煩累となる[88]」。したがって「健康」を維持するよう「衛生に注意」しなければならないと論じられるのである[89]。『軍令及軍律』には、この「衛生」上の観点から、冷水浴の必要、上着の管理の仕方、歯磨きの仕方、肌着の必要、靴の選び方、呼吸の仕方、食物の選び方、運動の方法等、事細かに記されている。

こうして救世軍の「兵士」たちに対して〈強さ〉を求める傾向は、「兵士」のみならず、その「救済」の対象である人々にも向けられた。「慈善」による弱者救済には懐疑的だった安部磯雄も、救世軍の社会事業については高く評価し、その特徴をとらえて次のように評している。

> 余は救世軍を以て慈善事業中の最も弊害少なきものゝ一ならんと信ず。彼等の金言は人は『額に汗せざれば食すること能はず』てふことなるが故に、彼等は自ら助くるものを助くると雖も、手足を働かすことを肯ぜざるものに対しては一銭の助けも与へざるなり。且つ救世軍の組織を全く軍隊的にして、之に加はるものは厳格なる規律の下に服せざるべからず〔中略〕故に其救済的恩恵は唯真実の不幸者にのみ及び、自ら怠惰にして貧困に陥れるものに及ばざるなり。〔中略〕欧米に於て普通行はれつゝある慈善の恩恵は真に之を受くべき人に及ばずして却つて横着なる怠惰者の腹を満たさんとするの恐あり。救世軍が着々成効しつゝあるは実に此等の弊を予防せるが故なり[90]。

「救済」対象としての娼妓に対して救世軍が求めたものは、まず第一に、廃業するという「決心」であった。娼妓たちに向けては「あなた方が唯是非共此の厭らしい仕事を止ると云ふ覚悟を定め、廃業届と云ふものを其筋へ出しさへすれば、其借銭の有無に拘らず、あなた方は直ぐに女郎を止めることが出来る様になつて居ります[91]」と呼びかけて、「決心」「覚悟」が唯一の「救済」の条件であると論じられた。「必竟あなた方も私し共も、天の真の神様の前には、兄弟のようなもの」だと述べ[92]、『ときのこゑ』の一般読者にむけては、次のように説いている。

> 私し共が若し此く堕落れたる婦人と同じ身分に生れ、同じ様に育てられ、同じ様な誘惑に出遇しましたならば、其でも私し共は能く同様の罪を犯すことなくして、潔く其身を保つて居ましたらうか何です。私し共が幸ひにして此堕落たる婦人達の如き罪科を犯して居ないならば、私し共は之が為に神様に御礼申上げねばならぬ。而して人の罪科を批判する代に進んで此う云ふ人々を救い出す為に、尽力せねばなりませぬ[93]。

このように表現された娼妓のイメージは、自由廃業を求める法廷で論じられた「営業ノ自由」を持つ存在とも、新聞報道にしばしば見られた「恢復の望みなき」存在とも異なっている。救世軍の論じる「醜業婦[94]」、「堕落婦人」の「商売」は「苦しくて、悲しくて、恥かしく、又罪の深い仕事」であると論じられたが[95]、廃業の「決心」さえすれば「善人」となりうるとされ、実際、元娼妓が救世軍の女性兵士になり、その後、救世軍の男性兵士と結婚した例も報じられている[96]。しかし廃業の「決心」をしない人々に対しては、容赦なく「進撃的」な非難が向けられるのであった。

救世軍の娼妓「救済」の具体的方法は、新聞報道に見られたように、遊廓近辺を「軍歌」を歌いながら「行軍」し、娼妓たちに『ときのこゑ』を配るという方法である。そして女兵士が『ときのこゑ』の配布を行った記録も見られないわけではないが、『ときのこゑ』や新聞記事に見られる救世軍の「行軍」を表した挿絵に描かれているのは、もっぱら男たちの姿である〔図2、3、4〕。先述のように救世軍は建前上は男女平等の「軍隊」であったが、女兵士には「婦人救済所」の運営のほか、「愛隣隊」という別組織が用意されていた〔図5、6〕。そしてこの「救世軍の娘子軍」であるところの「愛隣隊」の仕事は「貧民労働者の家庭を訪問」することであり、「無職の人に職業を周旋し、病人に医薬を得るの道を開き、飢たる者に食を与へ、盲人の手を曳て病院にかよひ、罪人に救を紹介する」等であるとされた[97]。結局のところ救世軍においても、自由廃業運動期の女たちの役割は戦闘そのものではなく、主として後方支援であった。しかしこの「軍隊」式の社会運動のスタイルは、やがて、救世軍のみならず矯風会にも浸透してゆく。そしてそのことが矯風会と廃娼運動との関係をどのように変えてゆくのかということを、次章で具体的に検討してみたい。

---

[1] 救世軍の機関誌名が『ときのこゑ』であり、吉屋信子は「『ときの声』は傍題を付ければ『日本廃娼運動史』のようなもの」と述べている。(同『ときの声』筑摩書房、1965年、307頁)。

[2] 前掲伊藤『日本廃娼運動史』、156頁。

[3] 「廃娼論と廃業問題」『二六新報』1900年9月5日。

[4] 近代公娼制における娼妓の「自由」がフィクションにすぎないことは、複数の先行研究が指摘している。たとえば若尾典子はこの近代公娼制下の「自由」について「まさしく近代社会に特有な男性的党派制に貫かれた概念として、性業労働の自由が登場した」と説明している（同「女性の身体と自己決定―性業労働をめぐって」『岩波講座　現代の法11　ジェンダーと法』岩波書店、1997年、257頁)。また、早川紀代はこの「個人の主体性のみせかけの設定」を「近代国家編成の巧智」として論じている（前掲早川『近代天皇制国家とジェンダー』206頁)。

[5] 「何故に躊躇せる乎」『廃娼』第8号、1891年2月。

[6] 村山儀七『存娼実際論』8頁〜11頁、(初出は1890年、『買売春問題資料集成〔戦前編〕』第7巻、不二出版、1997年、所収)。

[7] 和田鐵司編『娼妓と人権』開拓社、69頁（初出は1900年、前掲『買売春問題資料集成〔戦前編〕』第1巻、所収)。

[8] 大谷渡『北村兼子　炎のジャーナリスト』東方出版、1999年、31頁〜57頁。

[9] 沖野岩三郎『娼妓解放哀話』〔復刻版、原著は1930年〕、中公文庫、1982年、13〜22頁。

[10] 谷口笙子「函館における公娼制度と廃娼運動―明治期を中心に―」(桑原真人編『北海道の研究』第6巻近・現代篇Ⅱ、清文堂、1983年、所収)。

[11] 名古屋で自由廃業運動が始められたことの背景としては、名古屋は（廃娼運動に否定的な）仏教がさかんな地域であったこと、また濃尾大震災後に人買いが横行したため、当時、全国で愛知・岐阜出身の娼妓が最も多く、東京市内の遊廓にいた6750人の公娼中、2700人までもが愛知・岐阜出身であったことが指摘されている（前掲沖野『娼妓解放哀話』34頁、47頁）。

[12]「豊橋遊廓と娼妓の反発」『新愛知』1891年1月29日（愛知県史編さん委員会編『愛知県史資料編32　近代9社会・社会運動1』愛知県、2002年、所収）。

[13] U.G.Murphy, *Social Evil In Japan and Allied Subjects with Statistics, Social Evil Test Cases, and Progress of the Anti-Brothel Movement,* (Fourth Edition, Methodist Publishing House, 1908), p.63. なお、本書（Third Edition）の翻訳がユリシーズ・グランド・モルフィ著、小川京子訳・解説『石つぶての中で　モルフィの廃娼運動』（不二出版、1984年）に収録されている。モルフィ研究としては、葛井義憲「U.G.モルフィ牧師研究―名古屋の廃娼運動―」（『名古屋学院大学論集：人文・自然科学篇』第25巻第2号、1989年1月）があるが、ここで名古屋の婦人矯風会が「かなり重要な役割を担っていた」と評価されている点に関しては、本稿は異なる見解を示している。

[14]愛知県史編さん委員会「解説」（前掲『愛知県史資料編32　近代9社会社会運動1』）。

[15]鈴木裕子「解説」『日本女性運動資料集成　第8巻』不二出版、1997年。

[16]杉山博昭「救世軍の廃娼運動の評価をめぐって」『純心現代福祉研究』第7号、2002年。

[17]「継母を憎みて自由廃業を拒む」『読売新聞』1901年4月14日。

[18] たとえば「自由廃業娼妓妾となる」『読売新聞』1900年10月7日、「廃業娼妓の逆戻り」『読売新聞』1900年11月16日。

[19] 星玲子は、薄野遊廓において自由廃業が行われるようになった後、娼妓たちが遊廓内での食事などの差別待遇を訴えて、改善されなければ自由廃業すると申し入れた例を紹介している。同「北海道における娼妓自由廃業―1900年前後を中心に―」『歴史評論』第553号、1996年5月。

[20] たとえば、自由廃業という方法について最初にモルフィにアイデアを提供したのは彼の妻であった。前掲沖野『娼妓解放哀話』34頁。

[21] ヘンリー・ブラード編『救世軍戦争記』救世軍本営、1901年、61頁。

[22] Murphy, p.102.

[23]「廃娼之急務序」（島田三郎・木下尚江・合著『廃娼之急務』〔『木下尚江全集』第一巻、教文館、1990年、所収〕）。無記名の「廃娼之急務序」が、島田によるものか木下によるものかという点については、山極圭司「解説」（前掲『木下尚江全集』）が、その書き癖から判断し島田が執筆者であろうと推測している。

[24] ただし『毎日新聞』紙上にも矯風会について言及している廃娼運動史の記述がある。たとえば1900年8月7日の「廃娼軍の大捷　娼妓契約の無効判決」という記事は、「廃娼の説、婦人矯風会員の口に上ぼりしは年久と雖も」という書き出しから始まっている。しかしこの時期、廃娼運動における矯風会の役割を重視する記事は少ない。

[25]「陳述書提出」『婦人新報』第32号、1899年12月25日。

[26]「在外売淫婦取締法制定に関する請願書」『婦人新報』第21号、1899年1月20日。

[27]「廃娼事業と少女の教育」『婦人新報』第64号、1902年8月25日。

[28]「慈愛館」『六合雑誌』第253号、1902年1月。

[29] 小林光泰「社会も亦婦人の手を要す」『婦人新報』第24号、1899年4月20日。

[30] 同前。

[31] 同前。

[32] Murphy, p.65.

[33] *Ibid.*, p.72-73.

[34] *Ibid.*, p.72.

[35] 佐野ふでの事件の訴状および判決の内容については『婦人新報』にその記録が残っている。「名古屋の娼妓廃業事件」『婦人新報』第32号、1899年12月25日。

[36] Murphy, p.68-69.

[37] 吉見周子は「『娼妓解放令』の法理に立脚して自由廃業を法廷で争う着想は、おそらくフタ自身ではあるまい。彼女の背後には人道的な立場から助言をした法律家がいたにちがいない。それは橋本好正その人であったのかもしれない」と論じている（同『売娼の社会史』増補改訂版、雄山閣、1992年、86頁）。本稿もまた、娼妓の法廷闘争は、それを支援する法律家の存在なくしては不可能であったとみなしている。

[38] 「娼妓廃業届書ニ調印請求ノ件」『大審院民事判決録（縮刷版）』第2巻、新日本法規出版、1966年、662〜663頁。

[39] 同前。

[40] Murphy, p.93.

[41] *Ibid.*, p.93-94.

[42] 前掲沖野『娼妓解放哀話』42〜45頁。

[43] 同、255〜257頁。本文中に引用した藤原さと事件の裁判の記録は、同、255〜269頁に収録されている。

[44] 同、66頁。本文中に引用した大橋ひさ事件の裁判の記録は、同、269〜317頁に収録されている。

[45] 同、74〜77頁、317〜324頁。

[46] 「娼妓廃業と民法（山田喜之助氏の所見）」『毎日新聞』1900年8月10日。

[47] 「貸座敷営業者等取締方ニ関シ通牒ノ件〈訓第702号〉」1900年6月（前掲『買売春問題資料集成戦前編第Ⅱ期』第14巻、所収）。

[48] 「廃娼問題に関し矯風会并貸座敷営業者取締の件通牒〈秘甲第230号〉」1900年7月、前掲書。

[49] 「娼妓取締規則施行方に付訓令〈訓第940号〉」1900年10月、前掲書。

[50] 「密売淫取締に関する件〈訓第222号〉」1901年4月、前掲書。

[51] 「娼妓取締規則中改正の件〈秘〉」1904年4月、前掲書。

[52] 『毎日新聞』は代表的な廃娼派の新聞であるが、『毎日新聞』1900年9月8日の一面は、木下尚江について「氏又廃娼軍の勇者として自ら埼玉の野に転戦し、此問題に関する本紙の論文報告、氏の筆に成る者多し」と紹介している。

[53] 前掲『廃娼之急務』（『木下尚江全集』第一巻、84頁）。

[54] 「公娼否認論（四）」『毎日新聞』1900年8月26日。

[55] 「公娼否認論（九）」『毎日新聞』1900年9月13日。

[56] 同前。

[57] 「社会外之社会！！！海外に於ける我姉妹の醜辱（五）」『毎日新聞』1900年5月1日。

[58] 「公娼否認論」『毎日新聞』1900年8月19日。

[59] 前掲『廃娼之急務』（『木下尚江全集』第一巻、98〜101頁）。

[60] 「廃娼軍の大捷」『毎日新聞』1900年8月7日。

[61] 前掲『廃娼之急務』、96頁。

[62] 同、142頁。

[63] 同、143頁。

[64] 木下尚江「誠実なきの事業は生命なし」『婦人新報』第174号、1911年12月25日。

[65] 同前。また、すでに自由廃業時代から木下は「羞恥心」を重視している。前掲『廃娼之急務』、89頁。

[66] 前掲木下「誠実なきの事業は生命なし」

[67] 同前。

[68] 同前。

[69] 「自由廃業娼妓の総数」『読売新聞』1900年11月2日。

[70] ただし詳しい報道は最初だけで、しだいに「自由廃業娼妓一束」というタイトルのもと、廃業娼妓の名前だけ、あるいは各遊廓ごとの廃業娼妓の人数だけが記されるようになった。

[71] 「救世軍過去七年間の成績」『読売新聞』1907年8月20日。

[72] 「投身娼妓」『読売新聞』1904年8月19日。
[73] 氏原佐蔵「我國に於ける公娼の真相」『東京医事新誌』第2450号、1925年。
[74] 日本救世軍が行った社会事業の概略については、室田保夫「日本救世軍と社会事業」『キリスト教社会福祉思想史の研究　「一国の良心」に生きた人々』不二出版、1994年、参照。
[75] 前掲沖野『娼妓解放哀話』、88頁。
[76] 山室軍平『ブース大将伝』救世軍本営、1906年、144頁。
[77] 同、146〜149頁。
[78] 同『救世軍大将制定　軍令及軍律　士官の巻（上）』救世軍日本本営、1903年。
[79] 同、4頁。
[80] 同、94頁。
[81] 同前。
[82] 同、95〜96頁。
[83] 同、184頁。
[84] 同、10〜11頁。
[85] 同、19頁。
[86] 同、179頁。
[87] 同、186頁。
[88] 同、188頁。
[89] 同、189頁。
[90] 安部磯雄『社会問題解釈法』東京専門学校出版部、1901年、120〜121頁。
[91] 「女郎衆に寄る文」『ときのこゑ』第112号、1900年8月1日。
[92] 同前。
[93] 大佐ブラート「堕落婦人」『ときのこゑ』第112号、1900年8月1日。
[94] 「醜業婦救済所」という表現については、「余り露骨である」という理由から「婦人救済所」と言い換えられている。『ときのこゑ』1901年6月15日号。
[95] 前掲「女郎衆に寄る文」。
[96] 「廃業娼妓の結婚式」『ときのこゑ』128号、1901年6月15日。
[97] 「愛隣隊の事業」『ときのこゑ』174号、1903年3月15日。

〔図 2〕

娼妓を「救済」する
救世軍の「兵士」(男)
(『ときのこゑ』1900年8月1日)

〔図 3〕

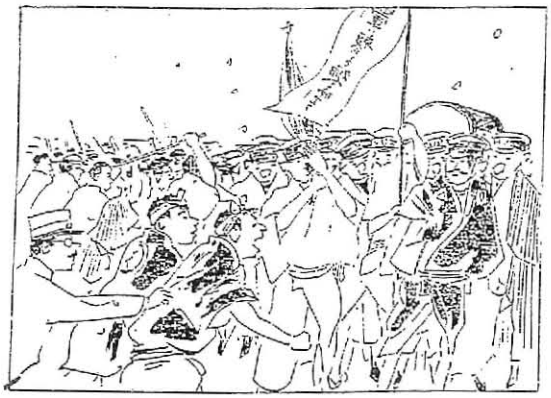

救世軍の男たちの「行軍」に「無頼漢」が棍棒を手に襲いかかる。後ろで巡査がそれを止めようとする。
(『ときのこゑ』1902年9月1日)

〔図 4〕

救世軍の男たちは集団で「行軍」
(『ときのこゑ』1901年9月1日)

〔図 5〕

娼妓を「救済」する救世軍の「女兵士」
(『ときのこゑ』1901年4月15日)

〔図 6〕

荷車の老女も、背中に乳児を背負って荷車を引く若い女も、ともに救世軍の「女兵士」。彼女たちはこれから救世軍の集会に向かう。
(『ときのこゑ』1901年1月15日)

第四章　女性廃娼運動団体の確立

第一節　矯風会軍人課と日露戦争

禁酒運動を活動の中心に据えていた矯風会が、再び廃娼運動に熱意を傾けるようになったきっかけは、日露戦争であった。その戦中および戦後に矯風会が向き合った問題は「軍隊衛生」であり、最初は軍隊内に禁酒主義を広めるべく始められた慰問袋運動が、やがて軍隊へ矯風主義を広める動きへと変化してゆく。日露戦争は、新興の愛国婦人会と矯風会との間に対抗関係を生みだし、その結果、矯風会は自らの主義を先鋭化させ、廃娼運動団体としての色彩を再び強めていく（第二節）。また慰問袋運動の社会的成功は矯風会の女たちに自信を持たせ、それが彼女たちの内に廃娼運動を担う戦闘者としての自己イメージを生み出すことになる（第三節）。折しも、戦後の兵営所在地において置娼運動がおこり、それに対抗することを迫られた廃娼運動において、女たちに活動の場が与えられたのであった（第四節）。

この日露戦争中の矯風会の軍隊への働きかけは、主として会の軍人課が担っていた。矯風会には複数の分課があって、時代毎にその分課の数や名称、各分課が分担する業務内容は変化している。日清戦争が一応の終決をみた 1895 年の 4 月ごろには、いまだ分課の名称として「軍人」を付したものは見られないが[1]、1897 年には、16 の分課の内の一つとして「軍人風俗ノ部」が設定されている[2]。これがやがて「軍人慰問課」「軍人課」と名称を変えて存続してゆくのであるが、その初代の課長は、佐藤（山室）機恵子（1874ー1916 年）であった。

佐藤が「海陸軍人を慰藉する事業」を実行しようと考えるようになったのは、日清戦争時だという。そのころの彼女の心境についての語りを、後に夫となった山室軍平は、次のように書き記している。

> 時は恰も日清戦争の最中にて、男子ならば軍隊に加はり、弾丸雨飛の間に奮闘して居るべきものを。女子なればこそ、安閑として机に向ふて居るのであるが。それにしても、何とか国家の為めにお役に立ちたいものと、或時庭に出で、三時間程熱心に神に祈りました。而して思ひ付いたのは、軍人慰藉の事業でありました。といふわけは、当時海陸軍人の間に、何等慰藉の設備がないため。さもなくば無垢の良民たるべきものが、唯軍隊に加はつた為に酒色に溺れ、恐るべき病に罹つて、国家の厄介者となる向も少なくないと聞き。國の中堅となるべき多数の壮丁が、そんな有様では真に一大事である。如何にもして之が救済の道を講ぜねばならぬと、此様に考へたのであります[3]。

佐藤機恵子と同時期に婦人矯風会の役員の一人であった松本荻江（1851ー1899 年）もまた日清戦争に刺激され「深く国民の責を尽さんことを期し上州地方に遊説して軍事公債応募の件を勧誘し神戸に於ては婦人奉公会を起ししばしば広島に来住して将卒の家族を慰問

する等実に身を国家の為に捧げ[4]」たと伝えられるが、佐藤と松本の両者は意気投合し、一時は同居して、ともに軍人慰藉事業を興すべく動いていた[5]。しかし戦時には軍事公債応募を勧誘し軍人慰藉事業を企てた松本は、1899 年、「人類の不幸社会の禍害蓋し戦争に過ぐる者あらず」として万国婦人平和会に参与していた人物でもあった[6]。こうした傾向、すなわち軍人と直接に親交を深め、軍隊内部に入り込むことによって力を行使しようとする志向を持ちながら、同時に「平和」を積極的に論じるというスタイルは、この後の矯風会の戦争および軍隊への対応に、継続的にみられる特徴である。

1899 年の「日本基督教徒婦人矯風会規則」には 15 の分課のうちの一つとして「軍人課」の名称が記されているが、佐藤の次に軍人課の課長となった清水富貴子によれば、実質的な活動は 1903 年頃、清水の所属する相州婦人矯風会（横須賀）において開始されたとのことである[7]。相州婦人矯風会の軍人課は、清水自身の発議により 1899 年 7 月に設置されている[8]。

日露戦争開戦のころ、矯風会軍人課の活動目的は「我陸海軍人間に神の福音を伝へ禁酒の美習を教へ依て以て凡百の悪風を矯正し、且又軍人を慰撫するの処置をなし、更に進んで各国軍人にして我国に在る者をも風化」することと規定されていた[9]。つまり、軍人相手のキリスト教伝道と禁酒運動がその主要な目的である。1890 年代後半から日露戦争開戦にかけての時期には、矯風会の主要な活動は廃娼運動ではなく禁酒運動であり[10]、各分課も、禁酒運動を中心に構成されていた。例えば「少年課」は「少年に対し酒の害を教ふる事業」であり、「遺伝課」は「飲酒の遺伝的危険を警告する事業」であって[11]、その他、「教育課」「通信課」「文書課」「衛生課」等も、禁酒運動を中心として活動していたと考えられる。軍人課においても同様に、いかにして軍人たちに禁酒主義を広めるかということが中心的課題であった。軍人課が主導した矯風会の具体的活動としては、以下に述べる慰問袋運動のほかに、出征軍人の送迎、陸海軍病院の訪問、軍人遺族の慰問がある。これらの活動の際に、矯風会の主義を記した小冊子を手渡すのが、彼女たちの「伝道」であった。

日露戦争の開戦時の矯風会機関誌『婦人新報』は主戦論を基調としつつ、同時に非戦論も掲載している。日露戦争開戦時の『婦人新報』社説は、次のように論じている。

> 昨年以来日一日と切迫しつゝありし日露の関係は本月に至り遂に破裂して、今や砲煙弾雨の間に両国相見ゆるに至りしは誠に悲しむ可きことなりと雖ども、彼れ頑冥なる露国にして徒らに平和を無視し他国の独立を蹂躙し我国の存立を危くせんとする以上は、我国が東洋平和の為め将又自衛の為め刃を執つて起つは已を得ざる次第なり〔中略〕矯風会はどこ迄も矯風会なり、戦争始まるも地震来るも矯風会は矯風会の精神を以て働かざる可らず〔中略〕戦争と云へば一般に人気荒立ち所謂細瑾を顧みず的の傾向を生じ、風俗は頓に頽廃を極むるものなり、之れ豈矯風会の一層力を用ふ可き所ならずや、聞く所によれば廿七八年の日清戦役に際し大本営を広島に移されたる結果は同地に無慮四千人の私生児を出したりと云ふ、此一事を以てしても当時の風俗の如何を察するに余りあり〔中略〕山村僻邑に至るまで勝利の戦報至る毎に祝杯と称しては鯨飲し、鯨飲しては風俗を紊るは今よりして予想するに難からず、之を防ぎ社会の風

紀を維持するは豈我等の使命にあらずや、我等は敢て献金恤兵を蔑しむものにあらず、遺族の救護を軽んずるものにあらず、然れども我等の任務は其以上に存し此等は其手段にして一部に過ぎず、願くは此際方針を誤ることなく矯風会の使命を全ふせんことを希望す[12]。

ここでは戦争を「已を得ざる次第」とした上で、戦争であろうと地震であろうと、いかなる機会をもとらえて「矯風主義」を広めるべきだと論じている。また軍都・広島の「風俗」[13]を問題視し、禁酒および矯風運動が最重要課題であると説いている。

この社説を受けて非戦論を執筆したのは、伊藤（城）のぶ（1872〜1959 年）である。彼女はこの後も矯風会で活動し続けた人物であるが、日露戦争開戦に際して、次のように論じている。

恐るべきは戦争なる哉、肉を割き血を流しあたら貴重の心命を賭して迄戦はねば、吾人の望む平和は来らざるにや、戦争の結果如何なる利益あるや、義のため戦ふとせば如何なるものが義であらふ？不幸我国は露国と鋒を交ゆ、国の上下為に挙って熱狂せり、去れど真に国の行末を憂ふもの何ぞ静かに考へざる、戦争の結果に於ける幾多の憂ふべき事のあらざるかを。前号の婦人新報は報ぜり、日清戦争当時広島に於てのみ四千人の私生児ありしと、アゝ何ぞ風俗紊乱の甚しきや、先日某師団兵の上京するや、此等の兵士の多くは吉原に咽喊せしと聞く、之れ勇士として許すべき事なるか、戦争の結果として吾人の大に恐るべきは、多くの寡婦孤児の出来ると共に。如何に風俗の腐敗を来すか、私生児を出すか、可憐の離縁婦人を見るかにあり、アゝ婦人が戦争に於ける地位如何に危きか、人道の為め心を置くものゝ大に考慮研究すへきものならずや。此の時に当り矯風会の同志姉妹、彼等の終極の目的を誤られぬ様勉められん事を望む、焉[14]。

ここで彼女は戦争によって「離縁婦人」や「私生児」が増えることを問題視しているが、その「離縁婦人」および「私生児」とは、彼女自身とその妊娠中の子のことでもあった。伊藤のぶの父親は西洋医学の医師である。松山女学校に入学し、キリスト教信者となって、伝道師として松山近辺で活動していたが、後、伊藤友二郎と結婚した。友二郎は『横浜新報』の主筆であり、社会主義者としての彼の考えに、のぶも共鳴していたとされる。友二郎は、非戦論者・幸徳秋水[15]の親友であったため、日露戦争時に官憲の追求するところとなり、海外に亡命した。当時のぶは妊娠中で、友二郎の兄宅に身を寄せたが、その後、離婚し、1904 年 10 月、息子を出産した[16]。

この伊藤のぶの論説のように、『婦人新報』には「義戦」という考え方そのものを疑う視点も示されていたが、『婦人新報』の基調は、「義戦」が存在しうるか否かといった問題を問うことなく、戦争さえも「風俗」をめぐる自らの主義を広めるための「機会」ととらえるものであった。その矯風会の主義は女権論とも結びつき、「我等婦人は戦時に於て女性は無用の長物なりとの観念を打破し、婦人の真価を表彰するの覚悟なかるべからず[17]」と論

じられた。そのような意味において、矯風会にとっての慰問袋とは、目的ではなく「手段」であった。

日本における慰問袋の軍隊への寄贈は、この日露戦争期の矯風会の活動が最初である。千人針を軍人に手渡す行為も日露戦争期に始まったが、この時期の矯風会は千人針には関与していない。慰問袋は 1930 年代に人々に身近な存在となるが[18]、慰問袋を日本で最初に配布したのが、矯風会軍人課であった。ただし矯風会内に軍人課を設置することや、慰問袋運動という運動方法は、日本の矯風会の創意とはいえない。『婦人新報』には「軍人課」設置の経緯に関して次のような記述がある。

> 抑も此事業は三十年前に初めて英国プリモスのアグネスイーウエストン嬢が起されたのでありまして、同嬢は其後永年本会此課の課長として非常に尽力せられ居るのであります。嬢は自身が禁酒の必要を認めて禁酒してより直に其身を斯事業に投じ、其手初めとして軍人の為め娯楽室読書室の様な者を設け、熱心と忍耐とを以て力を尽されし結果多くの軍人が禁酒するに至り嬢の名は軍人社会では神の如く敬慕されて居ります〔中略〕米国のサッチャー夫人も副課長として功労ある働きをなされ、多くの軍人に『我等の朋友』として敬愛せられて居られます。英国より起りし軍人課の事業は追々米国へ広まり、其より矯風会の設ある各国へ設けらるゝ様になり〔後略〕[19]

また、慰問袋については、アメリカにおいて米西戦争の際に出征軍人に贈られたものに倣った、との記述がある[20]。アメリカの矯風会軍人課課長であるサッチャー夫人によって「彼地の運動方法に就て申送られた」紹介文の中に「会員となりし軍人にはカンフォルト袋とて美しき袋の中に鋏、糸、針、ナイフ、聖書、賛美歌、禁酒誓約書其他種々便利なる者を贈ること」と記されている[21]。「カンフォルト袋」は最初「慰め袋」と訳され、『婦人新報』は、アメリカ婦人矯風会が用いた更紗の巾着状の袋の形状を、図入りで紹介している。その大きさは、長さ七寸、幅六寸、ヒダ一寸くらい、とのことである[22]。「慰め袋」は、「軍人袋」「便利袋」とも呼ばれたが[23]、やがて「慰問袋」という名称が用いられるようになった。この慰問袋は、日本においては矯風会の会員（男性の場合は「特別会員」）となった人に限らず、日本軍の軍人たちに広く配布されることになった。

慰問袋には、上記の聖書や禁酒誓約書、鋏、糸、針の他にも、様々なものが入れられた。矯風会が日本軍に寄贈した慰問袋に対しては、矯風会軍人課あてに軍人たちから次々礼状が送られ、それが『婦人新報』に一部掲載されたため、当時の『婦人新報』を見れば、慰問袋を受け取った軍人たちの感想を知ることができる。またその礼状の中には、自分が何を受け取り、その物品一つ一つが戦地でどのように役だったかということを記しているものも多い。それらの礼状の記述によれば、慰問袋に入れられたのは、聖書や矯風会趣意書、禁酒誓約書（入会勧誘書）、書簡の他、日本手ぬぐい、ハンカチ、靴下、手帳、半紙、巻紙、鉛筆、鉛筆削り、筆、封筒、ハガキ、軍歌写、包帯、褌、綿花、ちり紙、石けん、爪楊枝、歯磨楊子、「即功紙」、「寶丹」、「ライオン印歯磨粉」、梅干し、福神漬け、豆、スルメ、チョコレート菓子、毛糸のきんちゃく等の日用品のうち、数品であった。慰問袋を寄贈する

場合には、自分で縫製した更紗や木綿の袋の中に、こうした品々を詰め込んで送付したのである。また、袋そのものは、矯風会の取扱事務所に申し込めば、一個六銭で購入することもできた[24]。「慰問状」は、最初、羽仁もと子が起草し[25]、寄贈された慰問袋の中に矯風会が投入した。

最初、この慰問袋は『婦人新報』誌上で募集されたため、矯風会関係者や（矯風会会頭の矢島楫子が校長である）女子学院の生徒たちから、寄贈されることが多かった。慰問袋の送付先は、麹町区上二番町女子学院、横須賀中里七十一清水富貴子宛、または軍隊への直接送付である[26]。そのように集められた慰問袋の発送は、第1回目（1904年3月5日）、佐世保病院へ100個、第2回目（同日）、水雷駆逐艦および水雷艇へ150個、第3回目（同年5月17日）、東郷司令官および幕僚ならびに駆逐艦へ350個、第4回目（同年6月4日）水雷艇および駆逐艦および八島へ230個、第5回目（同年6月28日）、水雷艇および駆逐艦へ200個、第6回目（同年7月12日）陸軍要塞砲兵へ215個、といった規模であった[27]。しかし、後に述べるように、1904年9月に慰問袋の募集方法が変わり、矯風会の慰問袋運動は急激に拡大する。それまで数百個単位であった慰問袋の数が、突如、17,150個という規模になるのである[28]。衛生課課長・大関和子がその慰問袋運動の規模拡大の牽引役であったが、その転換期までの間、慰問袋運動のほとんど唯一のリーダーは、軍人課課長の清水富貴子であった。

軍人課初代課長の佐藤機恵子の兄は海軍士官であったが[29]、清水富貴子の夫も海軍士官で矯風会特別会員でもある清水侯忠という人物である[30]。軍人課と海軍とのこうした人的つながりは、軍人課の活動のありかたにも影響を及ぼしていると考えられる。たとえば『婦人新報』第82号の記事では、矯風会の女性たちが1904年2月16日、日本海軍が買い取った軍艦「日進」号および「春日」号が横須賀港に到着した際、歓迎のために小蒸気船で近づき感謝状を手渡したとある[31]。この記事だけを見れば、女たちが単独で歓迎式典を主催したように読めるのだが、次号の『婦人新報』における相州婦人矯風会の活動記録では、流行感冒に罹った富貴子に代わって海軍士官である夫の侯忠がこの歓迎式典の模様を「目に見る如く話され」「軍人課の働きの必要なるを奨励」したと記されている[32]。この後、『婦人新報』に清水侯忠の名前が表立って見られることはなく、もっぱら妻の富貴子が代表者となって軍人課の活動が進められていくのであるが、治安警察法により女性の政治的活動が制限されていた当時、女たちが軍隊に深く関与してゆく行為に対して軍から苦情を寄せられることもなく、その活動がスムーズに進んだことの背景には、そもそもそうした活動自体に軍の意向が反映している可能性がある。

日露戦争開始前には、戦時における軍隊慰問や軍への金品寄贈に対し「難有迷惑の四字は、戦士が慰問使に対する普通語なりしなり」と論じた陸軍歩兵少佐もいたのである[33]。陸軍省は、1902年12月2日、軍人送迎の催しを廃止するよう訓令を出している[34]。『婦人新報』にはこの件についての記事があり、この陸軍省の訓令は「此等の慣習〔軍人送迎―引用者〕は日清戦争の時より起りしことにて、初めの中こそ兵士を奨励し或は慰労するの精神ありたれ、年を経月を閲するに従つていつしか其精神抜け去り、今は只お義理の如くなり、甚だしきに至りては僅ばかりの出捐にて幟でも贈り、其代りに酒の振舞にでも与ら

んとの意地きたなき精神よりなすものさへあるに至り弊害云ふ可らざるにより」出されたもので、「誠に宜しきを得たる処置」だと評している[35]。しかし日露戦争が始まると、女たちに軍艦や陣中に入って慰問するよう求める声が同じ陸軍の中から出されている[36]。つまり、たとえ女たちが軍隊に「慰問」や「送迎」というかたちで働きかけることを希望したとしても、それが実現するか否かは、軍がそうした行為を歓迎するかどうかにかかっていたのである。

慰問袋に対しても、日露戦争開戦当初、陸軍にはその必要性に懐疑的な姿勢がみられた。慰問袋の寄贈は最初、海軍に対してのみ許され、陸軍出征地には「戦地は荷物の加重は厳禁なれば送るを得ず[37]」、ようやく 1904 年 8 月 13 日になって陸軍恤兵部へ送付することが許された[38]。しかし新聞報道によれば、日露戦争にあたって、矯風会が最初に慰問袋の送付について交渉したのは、海軍ではなく陸軍恤兵部であるという。しかし陸軍からは断られたため、軍人課課長の清水富貴子の夫の「縁故」によって海軍恤兵部に交渉し、慰問袋の送付が始まったのだと報じられている[39]。後に陸軍恤兵部から慰問袋の送付が許可された時には、10,000 個以上のまとまった数であれば受け入れるという条件がついており[40]、それは、矯風会の慰問袋発送の規模から考えれば、きわめて厳しい条件であった。前述のように 1904 年 9 月に慰問袋募集の方法に変化が見られるのは、この陸軍の条件と無関係ではあるまい。

こうした経緯から考えられることは、この日露戦争の時期には、〈女たちの矯風会〉が〈男たちの軍隊〉の外部にあったのではなく、矯風会の活動そのものが、ジェンダーをめぐる駆け引きの場となっていたということである。軍への「慰問」が実現しうるかどうかは、当時、政談集会への参加すら許されていなかった女たちにどの程度まで軍への関与を許すかという問題であった。実際、前述の佐藤機恵子が最初に軍人慰藉事業を思い立ったころ、彼女は紹介状を持たずに大蔵平蔵、長岡外史、村田順等の「名士」たちを尋ねていって彼女の計画について語ったが受け入れられず、彼女に対して初めて丁寧に対応をしたとされる村田順も「貴女の年頃では結婚という問題も起らふし。殊に女子であれば兵士の間に働かずとも、他に相応に国家に尽す道もありませうから」と諭したのだという[41]。佐藤は結局この時には、軍人慰藉事業を断念せざるをえなかった。つまり当時は「女子」が「兵士の間に働」くことをめぐる決定権は、むしろ男たちの側にあったといえるのである。したがって、慰問袋運動を単に女たちの自主性にのみ基づく運動とみなすならば、軍と矯風会との入り組んだ関係を見落とすことになる。

さらに、慰問袋に入れられた入会勧誘書を介して、矯風会に新たに多数の軍人が「特別会員」として入会したのであるが[42]、そもそもそのように軍人たちが矯風会の内部にさえ入り込み得たのは、婦人矯風会という団体の性質が軍隊と親和性を持つものであったからとも考えられる。たとえば日露戦争開戦前から、婦人矯風会のあり方について、その機関誌には「矯風会は一種の軍隊なれば其兵士の訓練も亦忽にす可らず、唯々名義を名簿に存するのみならず実際其働きをなすに耐ふる丈けの訓練を要するなり[43]」と論じられていたのであった。したがって、特にこの日清・日露戦争期については、婦人矯風会を一枚岩的な「女性団体」としてではなく、団体内部に入り込んでいる男たちと、少なくとも表向き

はリーダーとして活動している女たち、および一般の女性会員との関係に着目し、その団体内における女たちの位置づけについて考察する必要がある。

日露戦争期の矯風会における戦争への関与は、結果として、慰問袋運動を中心に行われた。これより以前、日清戦争期には、矯風会による軍隊および軍人への直接的働きかけとしては従軍看護婦の養成と軍人遺族の慰問に限られ（第二章第四節）、矯風会の軍人遺族の慰問に対する反響は少なく、届いた礼状はわずか数十通であった[44]。矯風会の活動が広がりにくかった背景には、キリスト教そのものに対する人々の嫌悪感があったと考えられる。しかし日露戦争期にとられた慰問袋運動という方法に対しては「時節柄非常の同情を博し平生宗教上の嫌悪より吾等の企ては何事に依らず忌避する人々も今回は宗教的感情を離なれて賛同したる[45]」という状況であったため、矯風会は、キリスト教に縁遠い人々にも心理的抵抗の少ない慰問袋運動に活動を集中させることになった。

第二節　婦人矯風会の愛国婦人会への対抗意識

日露戦争の開始以前、北清事変をきっかけとして、1901 年に愛国婦人会が設立された[46]。内務省および陸軍省から公然と支援を得ているこの新興の女性団体の動きに矯風会は注目し、その動向について『婦人新報』に頻繁にレポートしている。1902 年 4 月の時点で、創立から 16 年が経過した矯風会の会員数は全国で約 2,500 名[47]、それに対し、発足 1 年後の愛国婦人会は、1902 年 3 月末には会員数約 14,000 名を獲得していた。日露戦争が始まると愛国婦人会の会員はさらに飛躍的に増え、1904 年 4 月末には 132,440 名となった[48]。

そもそも愛国婦人会と矯風会はその発会の目的が異なり、愛国婦人会は「世の博愛慈善に富み給へる婦人方の力を戮せて、戦死者と準戦死者との遺族、及び重き傷を負ひて廃人となれる兵士を救護するを目的とせる[49]」戦争後援団体であった。「婦人は兵役に就かざる身なれば[50]」、代わりに軍人遺族と「廃兵」を「救護」すべきだと論じられた。また女性たちは母として「各々自ら其身体を健全にして、其が分身たる子女の体格を完全ならし」め、主婦として「家を整へて国の富を発達せしむる」べきだと『愛国婦人』は主張している[51]。矯風会は、発会の経緯も活動目的も異なるこの愛国婦人会の動向を常に意識し、それとの対抗関係において自己を規定し、時に差異化をはかることで自らの存在意義を主張しようとしていたように思われる。

愛国婦人会の発会当時、矯風会は、次のように愛国婦人会の活動目的に対する賛同の意を表明した。

> 愛国婦人会といふは、戦死及び準戦死者の遺族を救護するの目的をもて、奥村五百子女史の主唱設立せられたるものなり。女史と我等とは、元来宗教上その他の点に見解を異にするものもなきにあらねど、国難に殉じて、日本の名誉を中外に輝かせたる同胞の遺族が、見るに堪えざる惨況にあるを救はんとの志に争で不同意の是あるべき。干戈を執りて、自ら戦場に臨むを得ざる我等女性に取りては、寧ろ愛国当然の義務として、満腔の賛同を表せざるべからず[52]。

愛国婦人会もまたその活動の初期には、機関誌『愛国婦人』の社説において、妾をもつ選挙候補者に対して婦人矯風会員が「今日限り蓄妾の醜行を断念さるれば兎も角も若しも然らざるに於ては婦人の名誉に掛けても大に反対せざるを得ず御決心如何」と迫り妾をもつことを断念させたという時事新報の記事を紹介し「余輩は此記事を読み、いよいよ婦人方の力を以て、社会の制裁を、充分に効力のあるように、拡充せられむことを祈る」と述べて[53]、矯風会に対する友好的な姿勢を示していた。

しかし、愛国婦人会が矯風会とはくらべものにならない規模に拡大していくなかで、両団体がめざす方向性も異なるものとなった。愛国婦人会の会員数増大の陰には、この会を主唱した奥村五百子の精力的な遊説活動があったことが知られているが、それを意識してか『婦人新報』には、矯風会の会員を増やすために「巡回遊説員派遣」を行うという案が掲載されている[54]。他方で、愛国婦人会と同様の拡大路線を歩むのではなく矯風会の独自性を際だたせることに意義を見出す立場からは、矯風会への加入は「精神と覚悟」が必要な狭き門であるとして、次のような少数精鋭主義が論じられた。

> 貧民に於ては子女の教育などには頓着無く、子女の行末に就て考慮するの遑を有せず〔中略〕此等の者は終に醜業婦仲間に流れ込む者多し。故に此根本に注目して貧民の間に働くことは今日の急務なるが、此時に当りて徒らに会員の多からんよりは、寧ろ少数会員の深き熱き精神の多からんことを要するなり。要は矯風会の精神に乏しき会員の多からんよりは、眞に其精神を奉ずる少数の会員のあらんことを希望す。我等は此種の会員の増加を祈るなり[55]。

こうして「会員の数寡ければとて決して失望落胆す可きにあらず[56]」と論じながらも、矯風会は、会の拡張を諦めたわけではなかった。それまでは矯風会内部で禁酒運動の陰に隠れていた観のある廃娼の問題についても「時事相応の時事問題」として「其機会に乗じて運動せば、自ら矯風会の盛大を来し自ら勢力を得るに至るべし[57]」ととらえられるようになったのである。官製団体である愛国婦人会とは規模の上では対抗できない矯風会は、その独自の存在意義を主張するため、愛国婦人会との差異を論じる際には廃娼論を前面に押し出した。

矯風会は1904年7月25日号の『婦人新報』で、愛国婦人会を次のように批判している。いわく、愛国婦人会京都支部では祇園・島原の芸者 50 余名に入会を許可した。そしてその入会した芸妓たちが愛国婦人会会員の肩書によって軍人送迎に出かけたところ、愛国婦人会の「純良なる会員」はそれを「一大恥辱」と受けとめ会の方針を批判している。矯風会としては「所謂紳士紳商にして公会の席上醜業婦を近けて恥ざる今日柄先づ婦人団体より此陋習を破り、彼等醜業婦をして自ら其業の賤しきを自覚せしむると同時に、社会をして彼等を近くることの如何に恥づ可きを覚らしめんことを希望致候[58]」。これに続いて同年 8 月 1 日号の『婦女新聞』も、愛国婦人会が芸妓の入会を認めていることについて「其会の神聖を保つ所以にあらざるなり」と批判的に評している[59]。

このような廃娼派の愛国婦人会批判に対し、奥村五百子は「自分等が最初発起する際は苟も日本の婦人たる以上は貴賤となく貧富となく入会せしむるの精神で其間には毫も区別を置かぬのである」「今日は穢多の息子でさへ其器であれば如何なる高位高官にも就くことが出来るじゃないか而も今日の如き時局に際し芸妓がどうの斯うのと云ふ様な眼光ではマア仕方ないね」と反論した[60]。「愛国」の前には「貴賤」も「貧富」もなく、「国民」として平準化されるというのが奥村の考えであった[61]。

この奥村の反批判に対し、『婦女新聞』が愛国婦人会を再び批判した。「(奥村) 女史の眼中、たゞ軍隊のみありて道義も品性もなきが如し[62]」。また『婦女新聞』は「いかにも今日上流にある婦人中にも、前身いかゞはしき人なきにあらねど、其は今更咎め立てして排斥するに及ばず。否排斥するは寧ろ事理を弁ぜざるものといふべし。何となれば、今日と維新前後とに於ては、婦徳の標準に大なる差違あればなり。凡そ道徳上の善悪は、時代によりて標準を異にするものなり[63]」と論じた。つまりここで争われているのは、社会における女のありかたの「標準」、すなわち「婦人」のイメージ戦略なのである。この愛国婦人会批判の列には、毎日新聞も加わった。

このような廃娼派の愛国婦人会批判に対抗して、愛国婦人会の相談役であった谷干城が、1904年9月20日の『愛国婦人』において、持論を展開した。

> 日本の社会に芸娼妓なるものか存在するのを以て国光一点の汚辱となし、世に所謂る廃娼論なるものが起つて居るが、一国行政の目より見れば、寧ろ其存在が必要であつて、彼等の為に日本の社会の風儀が維持されて居ると云ふてもよい程である。欧州では、独逸のベルリンでも仏国の巴里でも、其大部分の婦人は不潔なる婦人である。若し芸娼妓を廃止したならば、其弊は欧州のそれと異なる事なきに至るであらう〔中略〕芸娼妓の存在を許して置くのは、一国の行政上、適当な処置であるが、而し社会がこれを歓迎すべきものでないのみならず、婦人社会に於いても、之を排斥し、彼等をして潔白なる婦人と同席せしめぬ位の見識は婦人にもなくてはならぬ〔中略〕歓迎してまで会員には入れぬやうするがよかろふ[64]〔引用文中の句読点は筆者〕

この谷の主張は、芸娼妓を差別しつつも衛生行政上必要な存在とみなす存娼論の典型的パターンを踏襲したものである。このような廃娼派と存娼派の論争において、芸娼妓に会のメンバーシップを与えるか否かという問題は、社会の中に芸娼妓たちの居場所を保持すべきか否かという問いと同義であった。しかし両派の主張は、メンバーシップをめぐる議論においては対極にあったが、芸娼妓を「不潔分子」とみなして排除し「健全なる社会」をめざすという点において共通していた。矯風会の谷に対する反論は、次のようなものであった。

> 敢て問ふ、婦人の生命たる節操を蹂躙し、人身売買の如き蛮的行為公行せられ堕落せる似非紳士横行し、婦人の品位は泥靴の下に踏附けられても尚一国行政の美果を収め得べしとなすか。吾人は信ず濁流を都会の中央に横溢せしめつゝ市街の美観を見る能

はざるが如く、此等の不潔分子を排除し去らずして健全なる社会の存立を見るを得ず[65]

婦人矯風会に対しては、かねてから軍人自身によって「軍隊の利益」のための「醜業婦退治と軍人倶楽部設置[66]」、性的「慰安」に代わる「婦人の慰藉」を求める声[67]が寄せられており、慰問袋運動の社会的成功もあって、一時は後景に押しやられた廃娼論が、日露戦争期から再び、頻繁に見られるようになってくる。こうした自身の変容について『婦人新報』は、次のように表現している。

由来我等は世と相容れざるを託ち、徒らに自ら社会の一隅に割拠して社会の外より社会を改良せんとするの観ありき、然るに端なくも慰問袋は我等を社会に駆り出して斯くの如く多数の人に紹介し、最早隠れんとして、隠るゝ能はざる地位に立たしめたり、故に此際此機に乗じ思ひ切つて社会に切つて出て、思ふ存分に活動を試むべし[68]〔傍点引用者〕。

しかし矯風会にとって重要な意味を持つこの慰問袋運動は、やがて愛国婦人会の系列団体である日本橋婦人会等によって模倣される。しかも矯風会の慰問袋送付が 1,000 個程度の単位であったのに対し、1904年10月頃までに日本橋婦人会が軍隊に寄贈した数は100,000個という規模であった[69]。愛国婦人会側にこうした動きが見られるちょうどその同時期、矯風会は、それまで主として矯風会関係者に呼びかけていた慰問袋の寄贈を、町へ出て一般市民に呼びかける方針へと転換している。矯風会衛生課課長である大関和子をリーダーとして、看護婦人矯風会の会員たちが「衛生隊」として「裏通りを戸毎に叩て」、あるいは商店や役所をめぐり、慰問袋を募集してまわるのである[70]。そうした努力の結果、矯風会には、東京市中の各女学校、大森婦人会、諸教会の婦人会、看護婦会、その他、多くの個人から慰問袋が寄贈され[71]、中にはハンセン病治療のための病院から送られたハンセン病患者からの慰問袋寄贈もあり[72]、それらを合わせた慰問袋の数は 30,000 個程度にまで増えたとされている[73]。それでも結局、愛国婦人会系列の慰問袋運動の量的規模には遠く及ばなかったのであるが、矯風会は「我等の慰問袋は恤兵の外に重要なる目的を有すること」を強調し、慰問袋の中身を一つ一つ点検し[74]、その内容に特色を持たせるよう腐心したのであった。

たとえば慰問袋に必ず入れるべきだとされたのは、「封鍼葉書並に聖書若くば宗教上に関する小冊子」である[75]。その小冊子の内訳として、年月の記録としては「風俗課用リーフレット四万三千三百部／誓約書一万六十枚／禁酒小冊子四万八千五百部／四福音書四万部／基督教小冊子四万部／四ページ刷讃美歌一万三千二百枚」とある[76]。禁酒だけでなく、風俗課、すなわち廃娼運動を担っていた分課のリーフレットが含まれている点に着目すべきであろう。そして、矯風会が慰問袋から排除しようとつとめたものは、主として煙草[77]や美人絵はがき[78]であった。矢島楫子は後に慰問袋に言及して「婦人の贈り物としては、煙草を入れたり、快くない印刷物、猥りがはしい女の絵葉書等を入れる事は、くれぐれも戒めたいものであります」と述べている[79]。

こうして矯風会の慰問袋運動は、愛国婦人会との対抗関係において自らの主義を先鋭化させ、かつ矯風会の社会的活動範囲を広めて、もっぱら禁酒運動に傾いていた矯風会において、再び廃娼運動を活発化させる結果をもたらしたのである。

第三節　「軍人」化する女たち

矯風会の慰問袋運動が禁酒運動や廃娼運動の「手段」であったことを考えれば、この運動は、結果的に見れば失敗であった。日露戦争期には、煙草が慰問品として戦地に送られた。また慰問袋に美人絵葉書を入れることが流行し、裸体写真が流通し、なかには政府によって兵士たちに配布された半官製の慰問用裸体写真もあったのではないかと推測されている[80]。しかしそれでも当時の矯風会は、慰問袋運動によって自らが「勝利」したと信じて疑わなかったのである。

矯風会が慰問袋運動の結果を「成功」だったと判断したその理由は、矯風会の慰問袋に対する軍人たちの熱烈なまでの歓迎が、彼らからの礼状によって確かめられたからであった。矯風会は、それら軍人からの礼状を『婦人新報』に掲載し、また矯風会と関係の深い看護婦人矯風会は日露戦争時の従軍看護婦の働きを『婦人新報』誌上で報じたため、日露戦争前後の『婦人新報』は日露戦争関連の記事で溢れ、血塗られた戦場を記述する表現で充ち満ちている。そこで表現されたのは抽象的な概念としての戦争ではなく、リアルな兵士の惨状であった。

> 頭骨破滅せられ頭脳挫滅し砕肉状を呈せるもの彼は人事全く不肖に陥り現在其身の救護せられて病室の一隅にあるのを知らぬので只酔ふたる如き昏迷の中に〔中略〕喃々語絶えず彼曰く「オイ安藤サン（戦友？）弾丸が無い早く早く」と叫び〔中略〕朗々として歌ふて曰く「私の隣の兵隊さんの嬶は弾丸がドンと来りや若後家じゃ」と沈痛なる音声を以て節面白く歌い出した嗚呼何等の悲惨ぞ酸鼻の極ぞ歌ふもの無心なりと雖も聞くもの誰か断腸の思ひなからんや〔中略〕遂に彼は永き眠りに入ったのである。彼の妻は遂に若後家となつたであろう[81]。

> 首山堡役に於ては蠅軍群集し創囲に卵子を生み付けて夫れが短時間に蛆蟲と化し為めに創口の肉芽をして不潔悪臭ある化膿創とならしめしも沙河役に於ては之に反し創口の経過は佳良であつた[82]。

> 親類縁者の誰一人付き添ふ者もなく、此世の別れも今しばしと見ゆるも憐れなり。或は精神病にて床上に布団一枚にて恰も牢獄の如き囲ひの中に横臥せる不憫さ、千種万態一々枚挙の暇なし[83]

> 萬嶽も崩れんばかりの大音響と共に全林中は砲煙の裡に葬られ天柱折れ地維将に砕くるかと疑はれ白砂の地上は瞬時にして戦友が流したる鮮血もて唐紅の蓆と成り実に筆

舌に難き悲惨極まる混沌たる一大修羅場と化し了りたるが時に松沢喇叭手も不幸にして敵弾命中し一は左大腿を貫通し一は右肺上部を貫通したり〔中略〕地下より諸君の成功を祈ります、て…… 天皇陛下、ば…… 萬ざーいと血を吐きつつ絶叫すると共に君の芳魂は天に帰りて〔後略〕[84]

兵士からの慰問袋に対する礼状は、このような死と隣り合わせの戦場において慰問袋が兵士たちに歓迎される様子を、次のように伝えている。

大隊より明日は（四月九日）各兵に慰問袋一個宛分配すべく達せられ候、さても各兵の喜びは如何斗り此夜は各々種々の想像に忙殺せられて碌々寝ねもせず夜を明かすに至り候[85]

丁度大激戦も一と先づ勝つて休んで居る所でしたから何れも大喜び「ソラ慰問袋を分配するぞ、みんな集まった」「僕の知つて居る人はありませんかね」「あるともあるとも皆んな君の知て居る人だ、故郷の優しい人ばかりだ」と大混雑、そこで名々戴いてバラツクへ帰つてサー大騒ぎ、大賑ひ、忙かしいの何のつて此日位嬉しくつて忙がしい日はなかつたのです、袋の口を開くに大事そうに大事そうに一つづゝ取り出して喜ぶのです、僕もドレ——実は僕は何だか惜しくつて暫く袋を開けないで置いたのです——聖書が出たぞ、今度はシヤボン、オー好い香ひだこと、十ヶ月余りもシヤボンの香ひを嗅がなかつたのですもの、今度は手拭だぞ、オヤ糸が、針が、釦も出るぞ、戦争中破れた戒衣の大修理が出来るワイと丁度クリスマスの時の小供の様でした。然し僕は独り涙を下したのです、此様に出征の人々を思つて下さる優しい方は何処の御方でせうと、戦友のには皆御名前が書いてあるから、若しや僕のもと思つて種々調べて見ましたが〔中略〕どうしても御名前は分らない、然し僕がどれ程嬉しかつたかを御知らせ申して御礼を申すは僕の義務と考へまして矯風会の矢島様に御伝達を願います云々。未知なる優しき御方へ[86]

慰問袋に対する兵士たちの喜びの表現の中には、矯風会のねらいどおり、聖書への親しみの感情を記しているものもある。しかし上に引用した礼状からも読み取れるように、彼らの関心は、宗教的な事柄よりもむしろ女たちの「優しさ」にあった。そして彼らは、女たちの中でも特に「幼女将た妙齢の処女」の手による慰問袋を歓迎した[87]。送られた慰問袋を若い女性によるものと誤解した兵士が送り手の「老夫人」に求婚したという事件も、当時の新聞では報じられている[88]。戦場の兵士たちは、日々死と向き合い、絶対的に日用品が不足している状況のもと、その精神的、物質的飢えを満たしてくれるのが〈「優しい」女たち〉であるという点を最も重視し、それを礼状の中でも強調していた。

全く女性の春のやうな温い優しい情に接しては、いかな荒武者も破顔一笑して其気を迎へずには居られぬ。殊に無味単調な荒原に単調の生活を続けて居る時、筆の蹟も床

しう慰問、何の何子、凱旋を祈るなどゝ書かれては（中略）其驕らず飾らず、瀬戸釦を十個糸針を少しばかりなどは、細かい所に気のつく所謂眞の女性美ではあるまいか[89]。

そしてこのような「女性美」のイメージは「美しきものは美人はがきと補充兵の帽子[90]」と表現されたように、矯風会が批判する「美人」すなわち芸妓のイメージとも重なっていた。戦場の無聊を慰めるものとして、また死をもって恩に報いるに値する相手として[91]〈「優しい」女たち〉のイメージが求められ、慰問袋にその女性イメージが投影されていたのである。

しかし皮肉なことに、慰問袋に対する兵士たちの礼状は女たちの日常に戦場の空気を持ち込み、慰問袋を送付した当の女たちは、この慰問袋運動の「成功」によって「女性美」とは相反する戦闘者としての自己イメージを強化するに至った。兵士たちが慰問袋に投影する「女」のイメージと、その慰問袋を送付した女たちの自己イメージは、当の慰問袋を介して、すれ違ってゆくのである。日露戦争後、女たちの慰問袋運動は高く評価され、その「勇気」と軍隊への影響力の大きさが、次のように称えられた[92]。

婦人の意志と婦人の行為の清潔なるといふことは、社会の認めらるる所の知識を励ます根底となって反対論を挫く強い大軍と思ひますが、この婦人矯風会は今申した一点をお考えになりましたから、総て悪と戦い善を責めることを以て、真面目として居るに違いない、矯風会が〔中略〕此の如く勢力を強からしめることは、一の好き援兵であらうと思いますから〔後略〕[93]

ここで、女たちのあり方が「大軍」「援兵」にたとえられている点は重要である。そして矯風会機関誌では、「婦人の勢力」が、次のように称えられた。

途々の歓迎を受けた兵士は異口同音に云って居る『今度の戦争は我々軍人がしたのではない国民がやつたのだ』と、実に我軍の勝利は全国皆兵の精神に基くと思はれます[94]

由来我国の婦人は余りに婦人の勢力を認めざるの傾きあるが、実際三千の婦人而も一定の固き主義の上に立つ婦人が、全国各地で叫ぶとせば、その勢力は驚くべきものであります[95]

このような女たちへの賛辞は、女たち自身の論調をも勇ましく自信に満ちたものに変えることになった。日露戦争時の活動を通じて社会に対する自らの影響力を確信した女性たちは、廃娼運動においても、廃娼「戦争」のサポート役としてではなく、自分たちこそその戦闘を戦い抜く「軍人」であると認識するようになったのである。

社会的戦争に勝ちて名誉の戦死者として我等の敬慕して已まざる幾多の婦人の言動を見るに、彼らはまた敬虔の念深く、霊的修養をつとめし人々にあらずや[96]

人類の敵、社会の罪悪と闘ふには、先づ第一に、敵に隙を窺はれる様なる落度のある準備では、到底月桂冠を得られません。私共は先づ、時々刻々、我が心の中のあるあらゆる罪悪と戦ひ、之に勝ちて、而してのち外部の敵にあたらねばなりません。〔中略〕真理を武器として行きますならば、健全なる武夫〔もののふ〕となつて社会の大敵に打ち勝つ事が出来ると思ひます[97]〔句読点は引用者〕

これらの表現には、女たちの戦闘者としての自己イメージがあらわれている。そしてこの「武夫」としての女性たちにむかって「敵を能く研究して然る後に戦ふよき軍人の如く矯風会の諸姉は社会の敵をよく研究して後賢く働かるるならば勝ちを得るや必せり[98]」、「私共は犬死をいたしてはなりません私共の討死は尤も有益なるものでなければなりません[99]」、「無形の戦国時代たる今日の社会に小は家の事大は国の為めに盡しますならば必ず私共の目指す敵に打ち勝つ事が出来ると思ひます[100]」といった奮起を促す言葉がなげかけられた。

このような女たちの戦闘者としての自己イメージは、この後、1910 年代に入っても受け継がれ、「道徳上の常備軍とは即ち、婦人矯風会の如き団体です[101]」、「先づ第一に現今の国状を知悉して、戦闘の準備を調ふる必要がありませう。戦闘は実に将来に有りです。新年は我等の奮起を待つて居ります[102]」といった勇ましいかけ声が女性たち自身によって発せられることになったのである。

第四節　日露戦争後の「軍隊衛生」と廃娼運動の再燃

日露開戦にともない、矯風会が最もその「風俗」について警戒したのは、前述のように軍都・広島であり、軍港であった。その各地の様子について『婦人新報』は次のように伝えている。

警視庁の健康診断励行　同庁にては佐世保、門司、呉、広島其他軍港付近に散在する酌婦は勿論客に接する者に対して大いに健康診断を為すべきことを各府庁に通達し、同時に近来市内に於ける軍隊並に宿舎付近の軍人を相手にする商店の婦人等に就きても厳重の内偵を遂げ如何はしき挙動ある者は容赦なく之れが健康診断をなす事に決したりとの噂、情なき次第に御座候[103]

また、矯風会は日露戦争中に佐世保海軍病院、小倉予備病院、広島予備病院、松山病院臨時救護所を訪ねて、その「所感」として、「軍人中三等症即ち不潔病の多き事実により益々救の道の大切なるを感ず[104]」と述べ、性病が広まりつつある広島の軍人に対する「伝道」が必要、と書いている[105]。軍港や軍都、とりわけ広島に矯風会が着目したのは、実際に広島が最も兵士たちによる買春が盛んに行われた場所だからである[106]。

他方、軍隊においては軍都・軍港での兵士たちの買春行為がどのようにとらえられていたか。日露戦争期に陸軍第二軍軍医部長であった森林太郎は、小池正直・野戦衛生長官、および奥保鞏・第二軍司令官にあてた報告書の中で、広島県令第 24 号、すなわち当地における「待客営業者傭女ノ身体検査」を定めた県令に言及し、「該身体検査ハ地方官ノ熱心督励セルニ拘ラズ県令第二十四号ノ特殊ナル性質上深ク依頼スベキモノニ非ザルハ明白ナリ[107]」と述べ、「各人ニ於テハ主トシテ各人ノ自衛心ニ愬ヘ花柳病予防ノ功ヲ収ムルコトヲ期セザルベカラズ又軍医ハ頻回下士以下ノ身体検査ヲ施行スルヲ要ス[108]」「軍隊ニ於テハ衛生講話、身体検査ヲ励行シ其他相当ノ取締ヲ為シ既往ノ実績ニ鑑ミ特ニ花柳病ノ予防ニ努メ意見ヲ司令官ニ具申シ舎営区域内ノ遊廓ニ出入スルコトヲ黙許セリ[109]」と報告している。ただし「花柳病患者中当地ニ於テ感染シタルモノハ極メテ少数ニシテ慢性ノモノ或ハ再発ノモノ其大部分ヲ占ム[110]」とも論じている。つまり森は、広島県令第 24 号によって当該土地の娼婦たちの身体検査が行われているが、その検査はあまり信用できないため、兵士たちの性病予防のために軍が独自に兵士たちに対して衛生講話を行って兵士たちの「自衛心」にうったえたり、また娼妓側だけでなく兵士たちの身体検査を行わなければならないと論じているのである。また、「衛生」上の観点から区域内の遊廓への兵士たちの出入りは「黙許」されたのであった。兵士たちの広島での性病感染がまだ少数だととらえていることから、広島における娼婦と兵士の身体検査は、予防的措置として位置づけられていたと考えられる。

しかし日露戦争の最中には、このように兵営近辺での買売春が軍医たちの関心を引くことがあったとはいえ、銃創の手当てや急性感染症への対応の方が、より優先的な課題であった。『軍医学会雑誌』では、性病やトラホーム等の慢性感染症への対応は、「戦後」の課題として持ち上がったのだといえる。またその際、兵士たちの性病は、広島に限らず全国各地の軍医学会で論じられており、その論じられ方に地域的な偏りはみられない[111]。

この日露戦争後の「軍隊衛生」問題は、置娼運動、すなわち遊廓のない兵営所在地に新たに遊廓の設置を求める公娼設置運動としても現れた。そしてこの動きが、従来、廃娼県とされてきた群馬、和歌山等で見られたために、それらに対抗する動きとして廃娼運動が再燃したのである。この時期、群馬、旭川、和歌山、大阪での廃娼運動が盛んになった[112]のは、そこでの性病問題が他の地域よりも深刻だったからというよりも、それらの地域では廃娼派の力が強く、運動を率いるリーダー的人物が存在したためであろう。また、廃娼という観点からはきわめて重要な地域だったと考えられる広島で、当時、廃娼派による地域的な運動が見られないのは、そこで強力な運動を展開しうるだけの準備をなしえなかったためではないかと推測できる。

矯風会が戦後の国内の兵営近辺における買売春に対して最初に警戒を強めたのは「凱旋歓迎」の催しの際である。島田三郎はその様子について「歓迎会に醜業婦を招く、酒を飲む、その結果迎へるのか迎へらるゝのかわからぬと云ふ有様のも随分あるようです」と表現している[113]。『婦人新報』は、兵士らを迎える歓迎会がそのように酒席における芸妓らの接待という形式になりがちなのは「地位あり見識なる婦人」が芸妓たちを「唯だ排斥するのみ、議論するのみ」で「自ら進んで交際場裏に立たぬから」であるとして、慰問袋運動

の実績のもと、その運動の締めくくりとして凱旋の軍隊を進んで歓迎すべきだと読者に呼びかけている[114]。そして、このように矯風会が凱旋歓迎会への対策を会員たちに呼びかけた同時期に、群馬、旭川、和歌山における兵営地への置娼運動とそれに対抗する廃娼運動が始まった。中でも、矯風会が深く関わりを持ったのは群馬および旭川である。

群馬・高崎の歩兵第 15 連隊をめぐっては、1905 年 12 月、高崎市会が遊廓設置の建議を行い、1906 年 10 月 5 日、高崎市会議長・岡田謹吾が「遊廓設置ノ儀ニ付具申書」を群馬県知事宛に提出した[115]。この遊廓設置を求める「具申書」は、群馬では遊廓の公許がないため「密売淫」が「跋扈」したとして、その「密売淫」を「飯上ノ蒼蠅」にたとえ、彼女らの「取締」のために公許遊廓の設置を求めるものであった。「密売淫」によって「花柳病ノ蔓延」となり、それが「独リ普通市民ニ止マラズ、延テ兵営ノ壮丁ヲ侵シ、其影響ハ遂ニ軍隊衛生ノ上ニ波及シ、加之毎年千数百ノ帰郷兵ガ病毒ヲ郷里ニ伝播スルガ如キ」状態であり、このことは「当局軍人ノ深ク憂慮セラルヽ処」であるから、速やかにその「救済ノ道」として遊廓を設置しなければならないという論理である[116]。このように「軍隊衛生」を理由に、廃娼地である群馬での公娼設置が求められたのであった。

この新たな遊廓設置への動きに、当の軍隊がどの程度関与していたのかは明らかでない。廃娼派の一部の人々からは、兵営の為の遊廓の必要という主張は「口実」に過ぎず、公娼設置運動が起こった真の原因は「公娼設置の暁には必ず遊廓地と指定せられたる地所の直段騰貴すべきは明なる所なれば其地所売買の間に巨利を博せんとするの欲張り根性なり」という見方が示されていた[117]。つまり廃娼地における公娼設置の必要を首唱しているのは軍隊ではなく土地業者であるという説である。しかし同じく廃娼派の『上毛教界月報』の記事（1906 年 6 月 15 日）には「兵営と遊廓此れ公娼論者が唯一の武器として聲言する所で陸軍側に亦之に唱和するものがあると云ふに至ては実に帝国陸軍の大汚辱[118]」「軍隊に於ける克己節制の教練を等閑に附し乍ら梅毒の蔓延に驚て風紀壊乱の基いなる保険付（其実当てにならぬ怪しき保険）の売淫婦を兵営附近に置いて益々其淫欲を煽揚し之に由て僅に梅毒を防止せんと欲するなど果して之が陸軍側の首唱とせば甚だ哀しむ可きことである[119]」という表現があることから、当時、高崎での置娼運動に陸軍が関与していると疑われていたことがわかる。『上毛教界月報』はまた、もしも兵営のために遊廓が必要だと軍当局が考えているとすれば、それは「兵士を単に殺人の器械と見て道義的人類と見ない」ことだと論じ、また「兵営の為と称して戦勝の余威を借て所在に遊廓の新設を見るが如きあらば此れ戦争が愈々文明の破壊者であることを示すので戦争罪悪の永き紀念である」と痛烈な軍隊批判を展開したのであった。

しかしこうした置娼反対の声は、軍隊外部からだけでなく、その内部からも挙がることになった。1907 年 4 月、高崎市下和田町に遊廓設置の県令が発布されるという風聞が持ち上がると[120]、高崎第 15 連隊の連隊長が公に公娼反対の意志を表明し、もしも公娼を置くとしても兵営から隔絶した場所にすべきだと論じた[121]。この後、群馬では高崎だけでなく前橋においても公娼設置を求める運動が起こったが、結果としては、各方面からの批判によって、群馬は廃娼県として保たれることになった。この時期の群馬の廃娼運動においては、前橋婦人矯風会の女たちも積極的に活動していることが『婦人新報』122 号の記事から確

かめられる。たとえば1907年5月21日に開催された「矯風大演説会」は1000名の聴衆を集めたが、その司会者は堀愛子という女性であった。

旭川の置娼運動とそれに対抗する廃娼運動も、同時期に起こっている。旭川の場合、既存の曙遊廓が河川の合流低地にあって水害に見舞われやすかったことから、すでに1903年頃、新たに水山村（後、中島）に遊廓を設置しようとする動きが見られた。日露戦争でこの置娼運動は一時中断されたが、戦後になって、あらためてこの問題が再燃した。当地の第7師団は、兵営に近い中島に遊廓を設置する計画を強く支持した。矯風会の女たちを含め地域住民の反対運動が起こったが、結果として、1907年3月28日、道庁告示第161号で中島遊廓設置が公示された[122]。この公示によって中島付近では「一反歩の畑地は遊廓の許可と同時に暴騰して千円の価格となれり[123]」と報じられている。また、この旭川の中島遊廓設置が問題化されたのは、その指定地が学校に近接しているという点にあった。「北海道庁長官河島醇氏は〔中略〕遊廓指定地が中学校及び小学校に接近して教育上に悪影響あるをも顧慮せず既に定り居たる高等女学校の敷地さへ遊廓新設の為に他に変換せしめ支庁長にも計らず突如遊廓の増設を認可し而して識者が之を非とし中央の時論が之を難するに及び周章増設を移転と偽り遊廓が学校に接近し居らずと弁琉し天下の耳目を欺かんと試み〔後略〕[124]」。こうして遊廓設置の問題が地域の子供たちの「教育」に関わる問題だとされたことにより、男たちだけでなく女たちもまた廃娼運動に積極的に参加すべきだととらえられ始めた。しかしまだ廃娼運動の担い手の性別に関わる価値観が転換してゆく過渡期であったこの時期には、次の記録に見られるように、女が廃娼運動を行うことに対して冷ややかな視線が向けられることも多々あったようである。

> 旭川婦人矯風会の姉妹達が遊廓問題に就て河島長官に面会して陳情した時も〔河島長官は――引用者〕矢張婦人の分際として何かと云て叱つたそうである〔中略〕此間上川の中学校長に逢つたら談旭川遊廓問題に及んだ末同校長は旭川では基督教の婦人連が該問題に就て何か騒いで居ますよと聊か冷笑の口調で云つたから此れは同情に関する重大事だから婦人が最も憂慮して尽力するの当然である斯る問題には知事夫人、郡長夫人、校長夫人等は率先して尽力しなければならないのである然るに騒いで居ますよとは何う云ふことであるかと曰つてやつたが今日の教育家が人を人間として尊重するの観念のないのは実に慨嘆す可きである〔傍点引用者〕[125]。

ここに記された旭川婦人矯風会の河島長官への陳情は最初、1907年4月10日、「子弟の教育と風教維持の為」として行われたが長官側は「一顧だにも値せざりき」という状況であった[126]。旭川婦人矯風会はさらに、同年4月19日、5月17日、5月18日に坂本しか子、杉浦信子らを札幌に派遣して長官に面会を求めたが拒否されたため、5月19日、「遊廓問題のため」ではなく「高等女学校問題」のためとして長官に面会を求めたところ「渋々承諾せられ」たという。その時の様子を『婦人新報』は次のように報じている。

> 事務員の冷眼に送られて、応接室に入る。待つ事多時。戸を排して、出で来れる大漢

あり。大躯人を圧し、眼光鋭く、銀針口を囲み、怒声を上げ叱して曰く、婦人の政治問題に奔走するは奇怪なりと。二夫人戦々たり〔句読点、傍点——引用者〕。

この報告は「長官をして我会に対する誤解を解かしめたる」と結論づけられ、また旭川中学校の生徒の父兄 190 名によって文部大臣宛の陳情もなされたが[127]、結局、旭川遊廓問題は、旭川中島遊廓の設置、存続という結果に終わった。しかし、結果からみれば失敗であったこの旭川の廃娼運動は、女たちが「子弟の教育」という回路を通じて「政治」的運動としての廃娼運動に取り組んでゆくという新たなスタイルを打ち出したという点において、画期的であった。矯風会の女たち自身は公娼設置問題を「政治問題とは認めず人権問題と観るのであります」と論じ、「公娼制度は即ち社会衛生の名の下に罪なき婦人を殺すものであります」とあくまで「政治」より「人権」という立場を表明していたが[128]、このような論じ方そのものが、一部の人々の目には、女性が「政治問題に奔走する」姿と映っていたのである。この女たちの運動の新たなスタイルは、すでに大阪の遊廓移転問題において、その萌芽が見られる。

大阪婦人矯風会は 1904 年の時点で、日本婦人矯風会の支部のうち会員数は東京支部より多く、全国最大であり[129]、日露戦争以前から遊廓問題に取り組んでいた[130]。大阪婦人矯風会が遊廓を市内の中央から移転させるべく提出した「請願書」には、「子弟を教育する学校」の近辺に遊廓が設置されることが「前途悠遠なる少年青年の心術を茶毒し腐敗せしむる」として「教育」問題を前面に打ち出していた[131]。そもそも「家庭教育」の領域こそが本来の居場所だとされてきた女たちにとって、「子弟の教育」を楯に運動を進めることが、最も周囲の人々の理解が得やすく、また当人たちにとって最も取り組みやすい方法だったためであろう。

この後、大阪婦人矯風会は、1909 年の「北の大火」をきっかけとした曾根崎遊廓移転運動、1912 年の「南の大火」をきっかけとした難波新地遊廓全廃運動、1916 年以降の飛田遊廓設置反対運動等に取り組んでゆくが[132]、この大阪の廃娼運動に特徴的なことは、林歌子という女性リーダーが運動を牽引していたという点である。飛田遊廓設置反対運動においては、次章で詳述する久布白落実も次世代のリーダーとして現れるのであるが、それまでもっぱら男性が中心となって活動してきた廃娼運動において、新たな女性リーダーが現れたということは、廃娼運動史における一つの「事件」であった。伊藤秀吉の『日本廃娼運動史』は「若し日本に於けるジョセフィン・バトラーを求むるならば、何人も容易に矢島楫子、林歌子、久布白落実の三女史を挙げて、而もその一人を得るに苦しむるであらう」と述べ、曾根崎遊廓移転運動における林歌子を「此の運動に於ける婦人側の中心」と評したのであるが、このように林歌子に高い評価が与えられたのは、彼女の登場が、それまで廃娼運動において補佐役でしかなかった女たちが「婦人側」の勢力を形成したという「事件」を象徴しているためであろう。

1911 年、吉原遊廓の全焼をきっかけとして廃娼を目的とする廓清会が結成されると、矯風会の会長である矢島楫子もその副会頭となるが、次章に述べるように、廓清会は実質的には男性中心の団体となり、矯風会が廃娼運動を行う女性団体となったことによって、こ

れら二団体によって廃娼運動が性別編成されることになる。

---

[1] 「日本婦人矯風会年会広告」『婦人新報』第3号、1895年4月28日。
[2] 『婦人新報』第2号、1897年6月20日。
[3] 山室軍平『山室機恵子』救世軍日本本営、1906年、17頁。
[4] 下田歌子「松本荻江女史」『婦人新報』第30号、1899年10月25日。
[5] 前掲山室『山室機恵子』31頁。
[6] 前掲下田「松本荻江女史」。万国婦人平和会は、軍備制限を最大の目的とする「万国平和会議」を賛助する女性団体で、ドイツからの誘いにより日本の矯風会も参加するようになったと『婦人新報』には記されている（「万国婦人平和会」『婦人新報』第26号、1899年6月20日、「平和会議」『婦人新報』第27号、1899年7月25日）。
[7] 清水富貴子「軍人課に就て」『婦人新報』第82号、1904年2月25日。
[8] 「相州婦人矯風会年会報告」『婦人新報』第28号、1899年8月25日。
[9] 同前。
[10] たとえば、1902年4月25日の『婦人新報』の記事には、「矯風会の事業の内で一番重大なものと見るのは、禁酒禁煙の事業でございます」と書かれてある（潮田千勢子「婦人矯風会事業の現状」『婦人新報』第60号、1902年4月25日）。また同記事には、矯風会発会直後の状況をふりかえって「其初め矯風会は大に誤解せられまして、何だか余程お転婆の様に思はれ、或人の如きは矯風会は狂風会であらふなどと云はれた位でございました」との記述がある。このように「お転婆」ぶりを非難されていた時期、その批判の矛先は主として矯風会の女たちが女でありながら政治的事柄に口をはさみ、廃娼という性的事柄について議論しているという点にむけられており、そうした批判を背景として、矯風会の女性たちは廃娼運動よりも禁酒運動に活動の重心を移していったのである。この経緯に関しては第二章に詳述した。
[11] 山田弥彦「矯風会の分課に就て」『婦人新報』第81号、1904年1月25日。
[12] 「戦争と矯風会」『婦人新報』第82号、1904年2月25日。
[13]広島は第5師団司令部所在地であり軍事輸送拠点であったため、陸軍出征兵士の大部分がそこに集結した。広島における娼妓数は、1903年に644人であったのが翌年には1801人に、芸妓数もまた169人から381人に増えたとされ、貸座敷客数は1903年に106,814人だったのが翌年には401,979人に増えた。これほどの急激な客数の増加により、娼妓不足が生じ、一日に20数名の客をとる娼妓もいて、倒れる娼妓もいたという（荒川章二「地域史としての日露戦争」、小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊國屋書店、2004年）。広島県における公娼制度と廃娼運動について分析した先行研究として、今中保子「一九二〇年代―一九三〇年代の廃娼運動とその歴史的意義――広島県を中心にして――」（『日本女性史論集9　性と身体』吉川弘文館、1998年、所収）を参照した。
[14]伊藤のぶ「我等の終局の目的」『婦人新報』第83号、1904年3月25日。
[15] 幸徳秋水は日露戦争に際し、日清戦争時に従軍看護婦として負傷兵を世話したいと希望したり「男なれば妾は真先に出陣しますのに」と嘆いたりしていた女性について言及し、次のように批判的に論じた。「成程勇ましい考である。若し戦争なるものが世の中の婦人に利益を与えるものであるなれば、それはもうあらゆる手段を講じて戦争を奨励する必要があろう。併し乍ら不幸にして其戦争が婦人に害悪を持来すならば、一瞬の遅速を争うてもこれを遠く人生の外に放逐してしまはねばならぬ〔中略〕先づ昔時からの歴史に就て見よ。戦争は婦人に些の利益をも寄与しては居らぬ。〔中略〕若し昔時に於て戦争と云ふものがなかつたならば、婦人の地位は斯程迄に低くなつて居らぬ筈。即ち知る、戦争は婦人に一つの幸福をも運ばなかった」。彼は続けて論じる。戦争は「殺風景な女子」としての「女豪傑」は出したかもしれないが、乱世にあっては「優美なる紫式部」のような「才媛」の出た例はない。今日の日本婦人の「戦争に対する気丈な覚悟は成程勇しからう」。「妻は良人が出征の首途にまづ注文して曰く、『沢山敵の首を取つて来て下さいよ』と。果然戦争てふ殺伐の空気は、終に世の女性迄も同化し去つたのである。併し、この殺伐の気を社会では持囃す」。「戦争なき世には男子の腕力ばかりが左程に必要とも思はれまい。婦人の天賦の性情は、此時に至つて初めて尊重

せられ、渇仰せられ、そこに爛漫たる花は開くであらう」と（幸徳秋水「婦人と戦争」『軍国之婦人』〔復刻版、原著は1904年〕大空社、1992年）。現時点においてこの幸徳の女性論を読めば、「優美」さを女性の「天賦の性情」としている点など、あまりに単純な本質主義であるようにも思われる。しかし「男子の腕力」を優劣の判断基準とする「殺伐の空気」に、女性たちもまた「同化」されるという点は、当を得た指摘といえよう。

[16] 城一男『マザー・オブ・マザーズ　社会事業家・城ノブの生涯』文芸社、2003年。

[17]本田貞子「軍国の婦人」『婦人新報』第82号、1904年2月25日。

[18] 町田忍『戦時広告図鑑　慰問袋の中身はナニ？』WAVE出版、1997年、参照。日露戦争時の慰問袋と日中戦争時の慰問袋の相違については、山川菊栄が日中戦争開始直後に発表した「慰問袋の思ひ出」と題するエッセイの中で論じている。日露戦争時と比べて「今のは倍の大きさ」であり、その中身は「大抵デパートの既製品をつめ込む」ようなものだが、日露戦争時、府立第二高等女学校の三年生だった山川は、当時まだミシンも普及していなかったため手縫いで兵隊のシャツをつくり、学校でつくったはがきに絵を描いて、慰問状とともに慰問袋に入れて送ったのだという。彼女は、その慰問袋に対する戦地からの礼状の中に、敵弾の欠片でつくった文鎮や、満洲の野菊の押し花や、ロシア兵の肩章が入っていたこと等を書き記している（山川菊栄「慰問袋の思ひ出」『読売新聞』1937年7月24日。）

[19] ガントレット夫人「軍人課の働き」『婦人新報』第84号、1904年4月25日。

[20] 「慰め袋」『婦人新報』第83号、1904年3月25日。

[21] 前掲清水「軍人課に就て」。

[22] 同前。

[23] 「慰問袋とその礼状」『婦人新報』第84号、1904年4月25日。

[24] 「慰問袋彙報」『婦人新報』第89号、1904年9月25日。

[25] 「婦人矯風会記事　本部委員会」『婦人新報』第83号、1904年3月25日。

[26] 「本部委員会」『婦人新報』第83号、1904年3月25日。

[27] 「軍人課報告」『婦人新報』第87号、1904年7月25日。

[28] 大関和子「東京に於ける慰問袋募集（前号の続）」『婦人新報』第90号、1904年10月25日。

[29] 佐藤機恵子の兄・佐藤皐蔵については、次のような記録がある。「明治四年生まれ。海軍兵学校から海軍大学に進んだが、入学試験の成績は抜群で首位であった。イギリス大使館付武官、『浅間』、『扶桑』の艦長を歴任し、第一次世界大戦には、少将であり、地中海派遣艦隊司令官として出征し、マルタ島を根拠地として連合国艦船の護衛に功があった。作戦会議の席上『日本は最も困難な任務を引き受けましょう』と申し出て、連合諸国の感謝を集めた。イギリスの一代男爵とオックスフォード大学の名誉法学博士の称号をうけたと聞いている〔中略〕中将で軍縮時代に退役し、昭和二十三年に七十八歳で亡くなった」（山室武甫『山室軍平にふさわしき妻　機恵子』玉川大学出版部、1967年）。

[30] 「相州婦人矯風会」『婦人新報』第83号、1904年3月25日。

[31] 「矯風会の日進春日回航員歓迎」『婦人新報』第82号、1904年2月25日。

[32] 前掲「相州婦人矯風会」。

[33] 伊豆凡夫「如何にせば戦士を慰むるを得べき」『愛国婦人』第20号、1903年1月1日。以下、本稿本文中の『愛国婦人』からの引用には、マイクロフィルム版（国会図書館所蔵）を使用した。

[34] 「軍人送迎の禁止」『婦人新報』第68号、1902年12月25日。

[35] 同前。

[36] 「時局に対して会員達に望む」『愛国婦人』第46号、1904年1月25日。

[37] 前掲「軍人課報告」。

[38] 「慰問袋彙報」『婦人新報』第88号、1904年8月25日。

[39] 『読売新聞』1904年12月25日。

[40] 「今後の慰問袋」『婦人新報』第93号、1905年1月25日。

[41] 前掲山室『山室機恵子』18〜19頁。

[42] 日露戦争期には、この「特別会員」制度を活用することが奨励され、「男子の応援を必要とするは明にして、その主権を男子に奪れざる限りに於ては男子の応援を求む可きものなり」と論じられた（「男女の協力」『婦人新報』第88号、1904年8月25日）。

[43] 「機会」『婦人新報』第62号、1903年6月25日。

[44] 前掲「日本婦人矯風会年会広告」。

[45] 「室蘭婦人矯風会」『婦人新報』第85号、1904年5月25日。

[46] 愛国婦人会については、佐治恵美子「軍事援護と家庭婦人――初期愛国婦人会論」（近代女性史研究会編『女たちの近代』柏書房、1978年）、千野陽一『近代日本婦人教育史――体制内婦人団体の形成過程を中心に』ドメス出版、1979年、石月静恵『戦間期の女性運動』東方出版、1996年、片野真佐子「初期愛国婦人会考――近代皇后像の形成によせて」（大口勇次郎編『女の社会史　17-20世紀――「家」とジェンダーを考える』山川出版社、2001年）、飯田祐子「婆の力――奥村五百子と愛国婦人会」（前掲小森・成田編『日露戦争スタディーズ』、2004年）、伊藤康子「愛国婦人会と女性の社会的活動」（早川紀代編『戦争・暴力と女性2　軍国の女たち』吉川弘文館、2005年）参照。愛国婦人会の構成メンバーについては、千野が上流階級の女性たちであったと論じたのに対して、佐治が疑問をなげかけ、むしろ中流階級の女性が中心であり、女工や左官の女房ら下層の人々も含まれていたことに注目すべきだと論じている。矯風会の『婦人新報』には、「下町の所謂お神さん連は、開戦以来慰問婦人会又は愛国婦人会などいふ上品なる会合をなす事多く〔中略〕之に反して上流婦人は互いに責任を譲り合ひ、所属団体の事に関しても無責任極まり〔後略〕」と書かれてあり、当時の愛国婦人会が上流階級ではなく中産階級の女性たちに担われた団体としてイメージされていたことが確認できる（『婦人新報』第97号、1905年5月25日）。

[47] 前掲日本キリスト教婦人矯風会『日本キリスト教婦人矯風会百年史』196頁。

[48] 「愛国婦人会会員現在数表」『愛国婦人』第55号、1904年6月5日。

[49] 山澤俊夫「愛国婦人発行の辞」『愛国婦人』第1号、1902年3月27日。

[50] 同前。

[51] 同前。

[52] 「愛国婦人会」『婦人新報』第47号、1901年3月25日。

[53] 「婦人団体の勢力」『愛国婦人』第11号、1902年8月25日。

[54] 「矯風会振起策に就て」『婦人新報』第63号、1902年7月25日。

[55] 「責任ある会員」『婦人新報』第63号、1902年7月25日。

[56] 同前。

[57] 「機会」『婦人新報』第62号、1902年6月25日。

[58] 「愛国婦人会と醜業婦」『婦人新報』第87号、1904年7月25日。

[59] 先行研究において『婦女新聞』と愛国婦人会との意見の対立に言及したものとして、前掲飯田「婆の力――奥村五百子と愛国婦人会」、婦人矯風会と愛国婦人会との意見の対立に言及したものとして、前掲片野「初期愛国婦人会考――近代皇后像の形成によせて」がある。

[60] 『婦女新聞』第224号、1904年8月22日。

[61] 村岡伊平治の自伝には、1902年、当時マニラで「女郎屋」を経営していた彼のもとに長崎県知事夫人を介して愛国婦人会から会員募集の依頼があったと記されている。翌年6月、日本の南洋艦隊三隻がマニラへ入港すると、村岡は250名の女たちを引き連れ「愛国婦人会から参観に参りました」と報告して軍艦内にも入り込んだ。それをマニラの領事に咎められた際、村岡は「日本国民なればこそ、一致して歓迎するのです」と答えたという（『村岡伊平治自伝』南方社、1960年、143ー145頁）。この『村岡伊平治自伝』は内容の信憑性が疑問視されており（前掲山崎『サンダカン八番娼館』16ー22頁）、全面的にその記述を信用することはできない。しかしたとえ作り話であるにせよ、女衒であり「女郎屋」経営者であった村岡が愛国婦人会と関わりを持っていたというストーリーが成立しえたということは、愛国婦人会が会員の募集にあたってその資格を厳密に定めない団体であるというイメージが持たれていたことの裏付けになろう。村岡が軍艦の「参観」をとがめられた際に、彼もまた「国民」であるという点を強調したことは興味深い。

[62] 『婦女新聞』1904年9月5日。
[63] 『婦女新聞』1904年9月12日。
[64] 谷干城「男女交際論及芸娼妓廃止論に反対す」『愛国婦人』第62号、1904年9月20日。
[65] 「谷子爵と醜業婦問題」『婦人新報』第89号、1904年9月25日。
[66] 貝川（貝水漁士）「『我国の兵士』を読んで所感を述ぶ」（『婦人矯風雑誌』第10号、1894年8月2日）、同「兵営新設地に於ける矯風事業」（『婦人新報』第3号、1897年7月20日）。この論説の執筆者である「貝川（貝水漁士）」は婦人矯風会の女性会員ではなく、軍人（男性）である。この「貝川（貝水漁士）」が矯風会とどのような関係にある人物なのかは明らかでない。
[67] 岩室哲次郎「婦人の慰藉」『婦人新報』第58号、1902年2月25日。
[68] 「当に乗ずべき好機会」『婦人新報』第92号、1904年12月25日。
[69] 仁杉歌子「軍隊寄贈袋について」『愛国婦人』第64号、1904年10月20日。
[70] 大関和子「東京に於ける慰問袋募集」『婦人新報』第89号、1904年9月25日。
[71] 「矯風会の慰問袋現況」『婦人新報』第91号、1904年11月25日。
[72] 「癩病患者の厚意」『婦人新報』第91号、1904年11月25日。
[73] 前掲「当に乗ずべき好機会」。
[74] 「本部役員並びに課長会」『婦人新報』第90号、1904年10月25日。
[75] 同前。このうち聖書に関しては、長野や甲府で市長が聖書を恤兵品としてはならないと命じて慰問袋から除くことがあったと『婦人新報』は報じている（「出征軍人慰問と聖書」『婦人新報』第96号、1905年4月25日）。
[76] 『婦人新報』第94号、1905年2月25日。
[77] 「各華族家の寄贈」『婦人新報』第87号。他の婦人会の慰問袋には、煙草や煙管が入れられることがあった。たとえば浅草婦人会の慰問袋は紙袋の中に書簡箋、封筒、絵はがき、鉛筆、半紙、塵紙、歯磨、楊枝、煙草、煙管、半巾、手拭、靴下、手袋が入れられたとのことである（『読売新聞』1904年10月26日）。
[78] 明治期には「美人絵はがき」の「美人」とは主として芸妓のことを指していた（ポーラ文化研究所編『幕末維新・明治・大正　美人帖〈愛蔵版〉』新人物往来社、2004年、佐伯順子『明治美人帖（NHK知るを楽しむ　歴史に好奇心）』日本放送出版協会、2006年4月、参照）。1900年10月に私製はがきの使用が認められると、業者が「絵はがき」を販売するようになる。日露戦争開戦後、軍事郵便の需要と「戦役記念絵はがき」の発行により、「絵はがき」ブームが起こった。「美人絵はがき」も、この日露戦争期に大量に発行された（橋爪紳也『絵はがき100年　近代日本のビジュアル・メディア』朝日新聞社、2006年、細馬宏通『絵はがきの時代』青土社、2006年）。この美人絵はがきを、矯風会は慰問袋から除こうとしたが、実際には矯風会が送付する慰問袋からも、すべての美人絵はがきを取り除くことはできなかったようで、兵士からの礼状中には美人絵はがきについての記述がある（たとえば「早速洗濯を」『婦人新報』第97号、1905年5月25日）。日露戦争から10年後の1914年には「百万円を貰ふに勝る　戦場に開く慰問袋　一番悦ばれるは絵美人」と報じられている（『読売新聞』1914年9月8日）。
[79] 矢島楫子「戦場へ贈物」『読売新聞』1914年8月30日。
[80] 下川耿史「日露戦争とエロ写真」『日本エロ写真史』ちくま文庫、2003年。
[81] 『婦人新報』第94号、1905年2月25日。
[82] 同前。
[83] 武田淑子「姫路予備病院慰問記」『婦人新報』第99号、1905年7月25日。
[84] 島川菊寿童「剛気の伝令」『婦人新報』第101号、1905年9月25日。
[85] 中村熊太郎『婦人新報』第97号、1905年5月25日。
[86] 原忠道『婦人新報』第97号、1905年5月25日。
[87] 志賀矧川「感動すべき慰安」『読売新聞』1905年2月25日。
[88] 「岩佐夫人結婚を求めらる」『読売新聞』1905年8月14日。
[89] 『婦人新報』第98号、1905年6月25日。

[90] 『婦人新報』第98号、1905年6月25日。
[91] たとえば、慰問袋に対する礼状中には「乙女子が誠をこめし便利袋　死出の旅路の守とやせむ」という歌が詠まれている（「慰問袋とその礼状」『婦人新報』第84号、1904年4月25日）。
[92]島田三郎「婦人矯風会の事業（上）」『婦人新報』第114号、1906年10月25日。
[93]同「婦人矯風会の事業（下）」『婦人新報』第116号、1906年12月25日。
[94] 「全会員の醒覚」『婦人新報』第106号、1906年2月25日。
[95] 「先づ準備せよ」『婦人新報』第106号、1906年2月25日。
[96]横倉秀子「我等の理想とする所謂婦人の生涯」『婦人新報』第108号、1906年4月25日。
[97] 「主義と勇気と」『婦人新報』第124号、1907年8月25日。
[98]横倉秀子「救済課」『婦人新報』第123号、1907年7月25日。
[99] 「健全なる国体の基礎」『婦人新報』第126号、1907年10月25日。
[100]同前。
[101]久布白落実「道徳上の常備軍」『婦人新報』第213号、1915年3月28日。
[102]同「立て戦闘は将来にあり」『婦人新報』第223号、1916年1月28日。
[103] 『婦人新報』第85号、1904年5月25日。
[104]清水たね子「陸海軍病院歴訪記」『婦人新報』第85号、1904年5月25日。
[105] 同前。
[106] 荒畑寒村の『平民社時代』には、日露戦争の影響として「尾張の有名な機業地中島郡太徳村でも女工の解雇が続出し、生活に困じて広島や朝鮮に娼妓として送られる者が多い。娼妓の行先が朝鮮や広島なることに注意せよ、これ軍隊の駐留地および出征地なることに注意せよ。／名古屋や大垣地方にも同じ影響が見られ、名古屋市内で毎夜捕えられる売淫婦四、五十人は、いずれも失業女工の成れの果てだといわれる」との記述がある（荒畑寒村『平民社時代　日本社会主義運動の揺籃』中央公論社、1973年、153頁）。
[107] 森林太郎「第二軍軍医部長臨時報告」、前掲『鴎外全集』第34巻、297頁。
[108] 同前。
[109] 前掲書300頁。
[110] 前掲書301頁。
[111] 日露戦争前後の『軍医学会雑誌』では、性病関連の記事は主として「各地軍医学会記事」として見られる（『軍医学会雑誌』146号以前は「各地軍医学会講話」欄）。しかし、1903年末から1905年5月までは、性病関連の記事は見られない。性病関連の「講話」を行ったとされる地域は全国に散らばっており、特定の地域には集中していない。またその「各地軍医学会」の所在地は、台北や基隆、平壌、旅順、奉天等にまで及んでいる。1903年に合計11件だった性病関連記事は、1905年に5件、その後、1906年に27件、1907年に27件になっている。
[112] 日露戦争後のこれらの地域の支部の活動に関する先行研究として、楊善英「日本キリスト教婦人矯風会の廃娼運動――1900年代における支部の活動を中心に――」（『言語・地域文化研究』2003年3月）を参照した。和歌山の置娼運動については、前掲沖野『娼妓解放哀話』31〜32頁、および武内善信「地域（熊野）における明治社会主義」（西田毅編『近代日本政治思想史』ナカニシヤ出版、1998年、270頁）。
[113] 「島田三郎氏談片」『婦人新報』第103号、1905年11月25日。
[114] 「婦人と交際」『婦人新報』第102号、1905年10月25日、「凱旋歓迎に就て」『婦人新報』第103号、1905年11月25日、「凱旋軍隊の歓迎」『婦人新報』103号、1905年11月25日。
[115] 前掲『群馬県史　通史編7　近代現代1』、258頁。前掲『群馬県史　資料編21　近代現代5』、723〜724頁。
[116]前掲『群馬県史　資料編21　近代現代5』、723〜724頁。
[117] 松宮武雄「群馬県の公娼再設運動に就て」『婦人新報』第103号、1905年11月25日。
[118] 「兵営と遊廓」『上毛教界月報』1906年6月15日。
[119] 同前。

[120] 「前橋婦人矯風会」『婦人新報』第122号、1907年6月25日。
[121] 「特筆大書す可き高崎聯隊の美挙」『上毛教界月報』1907年6月15日。
[122] 旭川市史編集委員会『旭川市史』第三巻、旭川市役所、1959年、843〜844頁。「旭川遊廓問題に対する報告」『婦人新報』第123号、1907年7月25日。
[123] 「公娼問題に関する県当局者の責任」『上毛教界月報』1907年6月15日。
[124] 「公娼問題雑記」『上毛教界月報』1907年7月15日。
[125] 江原素六「公娼問題に就て」『上毛教界月報』1907年8月15日。
[126] 前掲「旭川遊廓問題に対する報告」。
[127] 「公娼問題雑記」『上毛教界月報』1907年8月15日。
[128] 「公娼設置の計画」『婦人新報』第107号、1906年3月25日。
[129] 前掲楊「日本キリスト教婦人矯風会の廃娼運動——1900年代における支部の活動を中心に——」【表2】参照。また大阪婦人矯風会については、前掲石月『戦間期の女性運動』第二章に詳しい。
[130] 「大阪に於ける遊廓移転の運動」『婦人新報』第68号、1902年12月25日。
[131] 同前。
[132] 同前。また大阪の遊廓の形成史としては、加藤政洋『花街　異空間の都市史』(朝日新聞社、2005年) 第六章、参照。

第五章　性別編成される廃娼運動

第一節　啓蒙される女たち

矯風会の女たちが女の立場からの廃娼運動を展開しようとしても、長らく「家庭」に居場所を限られ、また自らそうすべきだと信じてきた彼女たちにとって、それは容易なことではなかった。そもそも廃娼について論じるためには、公娼制度や過去の廃娼運動史についての知識が不可欠だが、そのような知識に接すること自体が彼女たちを「侵す」行為だとして警戒され、それゆえにこそ彼女たちの廃娼運動への参加は困難だったからである。したがって、1911 年 4 月 9 日からの吉原大火をきっかけとして廃娼問題への社会的関心が高まりつつあった時期、廃娼についての意見をもとめられた山脇房子は、その論説を、次のような一節から始めなければならなかった。

> 全体娼妓と申します様なことは、私共婦人の口に致しますのも汚らはしいと存じます。又其者に付て彼是れ考へたり致しますことも、不潔であるといふ考を持つて居つたのであります。所が先年此の憫む可き者を斯うして置いてはならないものであるといふ事から、矯風会の方々が色々御寄合になつて、救済法をお講じになりました。其時色々私共もお話を伺ひまして、斯ういふ哀れな人達の内情を能く承りまして、それから以来は誠に可愛想なものだ、どうかして救ひ度いものだ、斯ういふ考を絶えず持つて居りましたのであります[1]。

つまり、女たちが廃娼を論じるためには、まずは、女だてらに娼妓について考えたり論じたりするのは「汚らはし」く「不潔」な行為だというような認識から脱することが必要だった。この山脇でさえ、当時、廃娼について公の場で論じることができた数少ない女性の一人だったのであり、大多数の女たちは、娼妓について社会問題として語ることはおろか、それを論じるための前提となる基本的な知識に欠けていたのである。それゆえ女たちが自ら廃娼運動に乗り出すためには、その前段階として、男たちによる教化が不可欠の条件であった。

1911 年、吉原全焼とそれをきっかけとする廓清会の設立によって廃娼運動は活気づいたが、その前後の時期の『婦人新報』において、男女の言説の配置がいかなるものであったのかを示すために作成したのが、表 1ー表 4 である。1910 年から 1913 年の矯風会機関誌『婦人新報』において発表された論説[2]を、表 1 と表 2 として男女別にリストアップし、表 3 は、それらを掲載欄ごとに分類した男女別リストになっている。表 4 は表 1 と表 2 に示した論説の数とその男女比を数値化したものである。表 1 と表 2 を比較する上で、まず指摘したいのは敬称に関する点で、1913 年末までは、男性名の後ろには必ず「君」「氏」「翁」等の敬称が付き、女性名には、まれに「女史」「夫人」「嬢」と記載されることがあっても、基本的には敬称がつか

なかった。このように『婦人新報』において一見して論者の性別が分かるような記名方法が採られているのは、1897 年から 1900 年までと 1907 年から 1913 年までの時期に限られており、その理由は『婦人新報』誌上には明らかにされていないが、それらがともに日清・日露戦争からしばらく経った後の一時期だったことを指摘しておきたい。前章までに論じたように、廃娼運動における男女の位置づけは、日清・日露戦争と深く関わりながら変化してきた経緯があるからである。

表 1 の「肩書き・敬称」欄を見ると、『婦人新報』で論説を発表している男性には、医学博士等、「博士」の称号を持つ者が少なくないことに気付く。その「博士」たちの主張の内容については後述するが、彼ら男性知識人によって、女性読者を対象とする啓蒙的論説が展開されたのであった。ただし、1911 年 7 月に廓清会が設立され、その機関誌『廓清』が刊行されるようになると、廃娼運動の中心が廓清会に移り、『婦人新報』紙上での廃娼論はいったん減少する。またそれと前後して 1912 年 3 月に『婦人新報』に「をしへの庭（教の庭）」欄（牧師による説教の記録を中心に構成）が設定されると、宗教談が増えて、廃娼論の比重は低くなる。

しかし、表 4 およびグラフに明らかなように、廓清会の設立と『廓清』の刊行は、男たちの廃娼運動をその新設の場に移し、それまで男性執筆者の論説が中心を占めていた『婦人新報』において、女たち自身の意見を掲載する余地を生み出したのであった。表 4 に示したように、1911 年には女性による論説は 2 割強だが、1912 年には 45%を女性が占めている。また、論説数だけでなく、誌上の位置づけからみても、1914 年 5 月以降は女性が巻頭論説を執筆することが増え、1915 年からの巻頭論説はほぼ毎回女性が執筆するようになるなど、『婦人新報』における女性執筆者の地位は、格段に向上するのである。グラフは、論説だけでなく分課の報告書の類も含めた記名記事の数について表したものだが、ここに示されたデータからは、1910 年代に『婦人新報』が名実ともに女性の雑誌だと言えるほどに女性執筆者による記事が増えていったことがわかる。しかし同時に、1920 年代以降も『廓清』における女性執筆者の割合に比較すれば『婦人新報』における男性執筆者の割合は決して低くはなかったこともわかる。

表 2 を見れば、廃娼関連記事は、男性だけでなく女性執筆者によっても書かれていたことが確認できるが、それらの中身を検証してみると、その多くは内容に乏しい。たとえば矯風会風俗課長・名出昱子による「和歌山公娼設置問題再興に付きて」という論説（『婦人新報』第 161 号）は、半分が活動日誌風の記録で、残りの半分は『和歌山新報』の記者による記事の転載であり、名出自身の意見といえば「全国同志の兄弟姉妹に御熱祷と御助力を切に仰ぐ」という部分くらいなのである[3]。また記名記事以外においても、他新聞、他雑誌からの転載記事が多いというのが、当時の『婦人新報』の特徴であった。つまり当時の矯風会には独自の調査を行ったり女の立場からのオリジナルな社会評論を展開するだけの能力は未だ無かったのだと考えられる。表 2 に示した論説のタイトルからも明らかなように、女性が執筆した論説の多くは、女性の家庭内役割や矯風会活動に関する内容に限られていた。

そのような限界を自覚してか、矯風会の女たちは、自らの主張を述べようとするよりも、まず男性講師を招いて女たちの教化の場を設定することに腐心した。『婦人新報』に掲載された論説の多くは講演録であるが、中には、その最初に長々と、講演依頼を繰り返し断ろうとしたにもかかわらず矢島らの熱意に押されて断り切れなかった経緯を記しているものがある。たとえば大隈重信は廃娼についての講演の前置きとして「私は非常に忙しくして、一両日の内に上方に旅行しなくてはならぬ為に、再三〔講演依頼を――引用者〕お断はりを致したが、中々矢島林の両御婦人は気強いお方で、一旦事を始めると、一歩も退かぬお方で、トウトウ私も両御婦人の御熱心に余儀なくされて、皆さんの前に現はれたのである」と述べている[4]。男たちによる女たちへの啓蒙は、男たちの自発性のみならず、女たちの要請にもとづいて行われることもあったのである。これら男たちの講演活動においては、矯風会の会頭であった矢島楫子でさえ、調整役として裏方で働くことが多かった。たとえば廃娼運動における女たちの力が比較的強かったとされる大阪で、難波新地遊廓廃止運動として講演活動が行われる際、矢島は東京から大阪まで一晩かけて汽車で向かったが、その理由は「島田、阿部〔ママ〕両先生の御出張を願へとの趣きなりしも種々なる事情の為に御来阪出来ぬ事となりし御わびの為に一通の電報を以て報ゆるは忍びざる処と信じ老躯を以て電報に替りし迄なり[5]」というものであり、つまり演説そのものは矢島ではなく島田三郎や安部磯雄に期待されていたのであって、矢島は彼らが講演活動を行う際の潤滑油にすぎなかったのである。そして大阪から東京へ戻る際にも彼女は、今度は江原素六に来阪と講演の依頼しておいてほしいと頼まれたので、そのような自らの立ち位置について「来阪の時も御使、此度帰東の時もお使」と言って笑ったという[6]。矯風会会頭という立場の矢島が「お使」としての位置づけだったのだから、大阪の現地の矯風会員に期待されていたのは、もとより言論活動ではなく、廓清会のための資金集めや会員募集等、裏方の作業であった[7]。

そのような男女の関係性を背景としているため、『婦人新報』に掲載された男性執筆者による論説（講演録）の内容的特徴は、第一に、主として女性読者（聴衆）に対する働きかけであるという点であり、第二に、廃娼運動への参入に不可欠の知識としての衛生論について、基礎的な事柄を解説するものが多かったという点である。たとえば土肥慶蔵（医学博士）による「衛生と道徳」と題された講演録には、その特徴がはっきりとあらわれている。土肥は「衛生といふことは、詰る所、病をば未発に防ぐにある」と定義し、「医者の方の智識を普及すると同時に、一般公衆が幾分たりとも、其予防方法を講ずるのが目下の急務である」と論じた上で、淋病および梅毒の病症について、次のように説明している。

> 此処に一人の青年があつたと仮定しまして、其青年が学校を卒業しまして〔中略〕兼て一家を形造るの境遇にまで至つたとしたならば〔中略〕健全にして無垢な花の如き少女を娶るといふことになり〔中略〕此青年が仮りに誤つて、友

人の誘惑に偶ふて一二度足を狭斜の地に踏入れたと考へて見る、さうして其間に図ずも不幸にして病を受けたとしたならば、その結果はどうでありませうか。青年は自分の病を知つて、医者に行つて治して貰ふ、けれども、其病気といふものは二日や三日で治るものではない。其中に結婚の時期が段々迫つて来る。終に両親に此事を話し切れず、又危険の大なることを知らずして結婚したとしたならば、若し其病毒が痳病であつたとしたならば、此花の如き新婦は僅か結婚後数日に於て必ず病に臥するに相違ない。さうして熱を発し、身体は衰弱して、痛む、それから益々熱が高くなつて〔中略〕甚だしきに至ると、其熱の為めに終には生命までも失ふやうな事にも屢々なるのである。それが為めに婦人の子宮内膜炎といふものに罹つたり、或は喇叭管炎とか、卵巣炎と云ふものに罹る。それから、尚ほ黴菌が進んで腹膜に這入ると、腹膜炎を起すのである。之は実に危険なもので屢々命を取るものである[8]。

其の青年が結婚前に梅毒に罹つて居つたとする。さうして其新らしく迎へた嫁は健康に妨げはない、一月二月は健康上何等の異常もなく〔中略〕間も無く新婦の身体に異状を起した。即ち緑の如き黒髪を持つて居つたにも拘らず、段々髪が薄くなり、終には此頃の秋の林のやうに稀疎となり、或はモツと進んで冬枯のやうな頭になつてしまつて、其間につひ咽喉が痛くなり、屢々風を引く、若くは身体に赤い薔薇のやうなものが出て来る、其間に顔を見ると面皰のやうなものが出てくる、さうして、それは痛くも痒くもないから、つひ其儘にして居ると、どうも余りに新婦の身体が弱いものであるから、舅が心配して媒酌人に口を利いて、嫁は初めは達者だといふことで貰つたのにアヽ弱くては困る、恐らく嫁に来る前から弱かつたのであらうと云う疑念を抱く[9]〔後略〕

このようにたとえ話を用いながら、性病についての知識が噛んで含めるように伝えられてゆく。また、このたとえ話の特徴として着目すべき点は、性病の病症が女の身体の病症として説明されているという点である。梅毒や淋病への感染によって、いかにして女の身体が弱く醜く損なわれ、家族からも疎まれるに至るのかという形で、性病がもっぱら女の不幸として表現されるのである。上記のたとえ話においては、最初に淋病や梅毒にかかったのは夫の側だとされているのに、その男性の身体にどのような症状が現れるのかという点については全く描かれず、女性の身体上の変化については、髪の毛が抜ける様子まで事細かに記述されて、時には死に至るという設定になっているのである。さらに「病身の為めに主人の愛も段々衰へて来るといふ間に居つて始終苦痛に堪へないから、自然にヒステリー性を起して益々夫には嫌はれる[10]」というストーリーも付加されて、女たちの恐怖心を煽るようにして、病の予防の重要性が説かれる。

土肥のみならず、大澤謙二（医学博士）の論説においても同様に、性病は女の身体の病として描かれている。大澤の論説は「男子の不品行」を主題として掲げてい

るのにもかかわらず、その「恐るべき害毒」の表象は、男性ではなく、女性の身体において表現される。彼は次のように述べる。

> この病毒が身体の内部に侵入して居る婦人の著しき特徴を申せば、頬落ち眼凹み、蒼白き顔面には黄斑さへ出来て如何にも醜く、そのひょろひょろとして室内に歩行すら自由ならざる有様は、恰も末期に近いて居る肺病患者の様であつて、見るものをして如何にも同情堪へざらしむるのであります[11]

このように性病がもっぱら女の身体の問題として表象されることは、本稿第一章にも論じたように、性病は女の病だからこそ女の性器を検査しなければならないという、黴毒検査の根底にある発想と同一である。そしてそのような発想と不可分の衛生論の言説が、廃娼を支持する『婦人新報』にも流れ込み、それが性病のイメージとして多くの読者の脳裡に焼き付いたであろうことは想像に難くない。大澤はこうして、女の病、女の不幸としての性病について解説した上で、そうした悲惨な境遇に陥らないための女性側の方策として、婚約時に「健康證の交換」を行うことを提案している。

> 結婚せんとするものは、信用ある専門の医師に就て健康診断を求め、医師としては責任を以て認められたる健康證といふのを請ひ受け、之を男女互いに交換して十分に研究した上で婚約を結ぶといふことにしたならば遺伝素質の善悪を判知し得るのみならず、前記の如き戦慄すべき不品行病を予防することが出来るであらうと思ひます。されば此の健康證を利用して、仮りにも不品行の形跡ある男子に対しては、如何なる事情ありとも一切婚約を結ばないといふ位の見識を、女子の側から示すことが出来たならば、男子の不品行に決して今日の如く甚しきものにはならないであらい[ママ]と思ひます[12]。

こうした主張において「男子の不品行」問題は、男の不幸や、男自身が解決すべき問題としてではなく、女の不幸であり、またそれゆえに女の行動によって解決されるべき問題として論じられている。安部磯雄は「日本の婦人は今日では其夫に人形ほども愛せられて居りません、而して人間と云ふものを無視した男子の慕に対して、また自覚して男子の反省をも促さうといたして居りません」と述べている[13]。「男子の不品行」を飲酒との関わりから論じた片山國嘉（医学博士）もまた、男を非難するのではなく「女は一家の主婦となると家政のことばかり身を入れ過ぎて、夫に対する愛の方は、動もすれば疎になり勝ちで〔後略〕」と女たちを批判し、「夫に禁酒さする位は決して困難なことはありますまい」と女たちに問題解決への行動を求めている[14]。そしてこの「男子の不品行」問題における女の責任については「日本は今や民族の滅亡に迫つて居る、これは国家の病気である、是に於て婦人の運動

が必要である[15]」（大隈重信）と、個々人のみならず、民族および国家の未来にかかわる事柄として論じられたのである。

このように「男子の不品行」までもが女の問題として論じられているのは、『婦人新報』という媒体が当時、女たちへの啓蒙のために用いられようとしていたという事情と無関係ではなかったと考えられる。つまり、語りかけるべき読者（聴衆）は主に女たちなのであるから、女自身の問題として把握されるように、女の責任を強調しているのだとも考えられる。実際、後述するように、同じ論者が『婦人新報』とは異なる読者を持つ『廓清』に投稿する場合、その廃娼論が男性論として展開されている場合がある。しかし『婦人新報』に掲載された論説の中にも、女性に対する要求だけではなく、男性の自己変革を求める主張は見られる。「己れ自らを重んぜしめ、種々の弱点に克つて心身を純潔に保つことは、男子たるものゝの義務[16]」（鎌田栄吉）、「男子の貞操と云ふことも、要するに是等の道徳問題が根本[17]」（江原素六）、「男子は女子に貞潔を求める以上先づ貞男たるべきであると思ふ[18]」（高島米峰）といった主張がそれである。またそのように男性を変えるため、「今日日本多くの女学校は良妻賢母の主義を要求するが、男子の方に向て、良夫賢父の要求はなし、由て諸姉は婦人に希望するが如く、男子にも之を望み得るまでに矯風会より御尽力願たい[19]」と「良夫賢父」主義[20]を広めるための女たちの役割に対する期待が表明された。このような男性論としての廃娼論は、当時の日本社会全体からみれば少数派であったのはもちろんのこと、『婦人新報』誌上においても主流であったとは言えない。しかし『婦人新報』の社説もまた「今日の社会が節操問題に於て婦女を責むるの甚だ厳しく、しかも男子を俟つの甚だ緩寧ろ無頓着であるのを見て、一般道徳心の高からざるを私共は嘆じて居る事であります」と述べ、「婦女子に対する制裁を男子にも施こして欲しいと思ひます」と論じている[21]。少なくとも一部の矯風会員は、女性側ばかりに批判と要求が集中する状況に対し、苛立ちを隠せなかったのである。

第二節　男たちの『廓清』の刊行

廓清会の発会式は、1911 年 7 月 8 日、東京市神田区美土代町三丁目三番地、東京基督教青年会館において開催された。聴衆は千数百名[22]。この〈神田の青年会館〉は「明治・大正期の文化の殿堂」とも言われた建物で[23]、日本基督教青年会（YMCA）が同年 4 月 9 日正午に始まる吉原遊廓大火後の廃娼運動の中心であったことは『婦女新聞』の記事によって確認できることから[24]、同会は廓清会の母体の一つであったと考えられる[25]。その他、救世軍や矯風会の重要メンバーが廓清会の発起人（評議員）になっていたことが確認できる[26]。矯風会が廃娼のみならず禁酒や伝道や婦人教育等さまざまな活動目的を持つ「婦人団体」であったのに対して、廓清会は「公娼制度の廃止」に焦点を定め、「男女を問はず、老少を論ぜず」会員を募集した。会費を集めないかわりに、機関誌『廓清』の購読料をもって運営費にあて、『廓清』

は依頼原稿のみならず、寄稿を受け付けた。廓清会本部は上記の青年会館に置かれ、設立時の顧問は大隈重信、会長が島田三郎、副会長が安部磯雄と矢島楫子、会計が山本邦之助、理事に矢吹幸太郎、山田弥十郎、益富政助、小崎千代子、島貫兵太夫が着任した。この廓清会の機関誌『廓清』は発会と同時に創刊され、1945 年 3 月まで刊行され続けた。『廓清』創刊号の目次の両脇には、次のように大書されている。

起てよ、憂世愛國の士、起つて此人道の為に起せる軍隊の大運動に馳せ参ぜよ！
奮へよ、正義博愛の人。奮つて此人身売買の蛮風を廓清せんが為に勇戦せよ！

この一節に見られるモチーフ、すなわち廃娼運動は「軍隊の大運動」であり、そこにおける廃娼派のイメージは「士」すなわち男性であって、この運動は「蛮風を廓清」する文明化の運動なのだという自己イメージは、既にこれより約 20 年前の全国廃娼同盟会において形成された廃娼運動のイメージ（本稿第二章第三節）を継承するものである。そして廓清会は、表向きは「男女を以て組織す」（「廓清会規則」第六條）と表明していたのにもかかわらず、全国廃娼同盟会が「青年男児」の運動であったのと同様、その内実は〈男たちの廃娼運動〉であった。

機関誌『廓清』における女性執筆者の割合は本章末尾のグラフに示した通りであり、また表 5 は『廓清』への執筆数順のリストであるが、これらから分かるように、『廓清』における記名記事の大半は男性によって執筆されたものであった。また記名記事の数のみならず、記名される場合の順序やその記名方法について分析するならば、『廓清』において女性執筆者が周縁化されていることが、さらに明確になる。たとえば『廓清』の創刊号の目次には（廓清会趣意書や廓清会会則等を除き）12 の記事のタイトルが並べられているが、女性の名前が見あたらない。しかし、その内容を検討すれば、12 の記事のうち最後尾に掲載された記事（目次では記名がなく執筆者の欄は「記者」とのみ記されている）は、矢島楫子によるものであることが分かる。矢島は名目上、廓清会の副会長であったが、ここでは「記者」としての扱いである。また、女性が書いた記事に関しては執筆者欄に「婦人記者」とのみ記される例も見られる。

会員の構成について見れば、その男女比は約 7：3 であり、女性が排除されているとまではいえない。『廓清』に掲載された会員名簿から推定できる女性会員の割合は、正会員、賛助会員ともに、約 2〜3 割である[27]。矯風会の『婦人新報』では矯風会の会員全員に対して廓清会へ入会するよう呼びかけており、『廓清』の広告が『婦人新報』に掲載されることもあったため、矯風会の会員が廓清会の会員を兼ねることも多かったのではないかと推測できる。また『廓清』の記事中に「本会の経費に関しては、矢島楫子〔中略〕其他の有志諸氏の助力に負ふ所大なり[28]」との記述が見られることから、すでに全国組織となっている矯風会は、廓清会の会員集めや資金集めにおいては、その組織力を発揮していたことがわかる。そのような女

たちの全国組織のまとめ役である矢島を廓清会の副会長として据えることの廓清会側のメリットは大きかったと考えられる。しかし廓清会の運営における事実上の貢献にもかかわらず、『廓清』の言論活動において女たちが力を発揮することは少なかった。

そして、男性読者を多く抱え、男性執筆者による論説を中心に構成された『廓清』では、男自身の問題として「廃娼」を捉えようとする主張が数多く見られることになった。廓清会発会式で登壇した田中正造は、廓清会に対して次のように要求している。

> 私は廓清会の主旨には大賛成であるが、廓清会の趣意書を見ると「男女の貞操を進め云々、」とありながら次の細目の方には殆ど婦人の貞操に関することのみで、男の貞操の事は書いて無いのは頗る遺憾とする所である。どうか男子の貞操に就いても之を進むる事に骨折つて貰ひたい〔中略〕男子が病気にかゝるのは予防せねばならぬが娼妓が病気に罹るのは少しも構はないとは甚だ乱暴な談である。要するに大なる人権問題である[29]

そしてこうした批判に応えるように、『廓清』誌上において「文明の社会は単に貞操ある女子をのみ要求せず、又実に貞操ある男子を要求す。而して男子をして此要求に副ふの紳士たらしむること、之れ総て本会の目的の一である[30]」と、廓清会は男性を変革するための会であると論じられた。そして廓清会が最大の目的とする「公娼制度の廃止」についても、次のような男性論として論じられた。

> 公娼廃止の方法は決して彼の現在の制度を破るといふことのみでない事である。否最も善き公娼廃止法は現代の男子、分けて青年男子の中に、一人にでも彼等娼婦を要求する者の無くなる事である。而して実は其時こそ始めて公娼廃止最終の目的を達したものと言つてよい。〔中略〕此問題をば単に貞潔の問題、風紀の問題として考ふるならば、制度を破壊するよりも男子の徳操を高めて娼婦等に近いたり、之に触れたりする事を、此上もなく恥づるやうにするより善きはない[31]。

こうして廃娼問題において男性に議論の焦点を定めることにより、娼婦は批判対象としてのみならず、男たちによって生み出された被害者として表現されることになる。それは単に「男子の不品行」の被害者であるばかりではなく「男子が職業を独占して居た結果」としての、経済上の被害者である。

> 売淫婦となるには、種々の原因がありませうが、私は貧困が主なる原因であると思ふ。即ち社会の経済状態が多くの婦人をして、売淫婦たらしむるに至ると思ふのである〔中略〕従来男子が職業を独占して居た結果、容易に其職を得る

事が出来ない。出来ないから貧困になる、貧困になるから売淫婦になるといふ事で、是は寧ろ社会が彼等をして、売淫婦たらしむるのであるといふても宜しいのであります[32]

一体吾々が今日彼等娼妓といふやうなものを呼ぶに、醜業婦醜業婦と云つて居るのは間違であつて、彼等の多くは醜業婦といふよりも寧ろ一種の罹災者といふ方が適当である。〔中略〕彼等は又単に生活問題の罹災者であるのみならず、例へば図らずも窃盗に遭ひ、詐欺に罹り、或いは強盗に脅かされたといふ如き意味に於ての罹災者である[33]。

このように、男性問題に焦点を当てた廃娼論は、それまでの公娼制度をめぐる論争が「道徳上の二重標準」に基づき女性批判に集中していたことへの反省から論じられる場合もあった。また小松武治（廓清会理事）は、次のような海外の論説を『廓清』誌上で紹介している。

茲に注意すべきは花柳病撲滅法を講ずる者概ね婦人を以て主たる邪魔者と目し、責任ある原因と見なす事である。国家が害毒撲滅手段として執れる所、悉く婦人を目的物としてゐる。悖徳から起る疫病を除き去らうとする衛生上の條例は、皆婦人のみに適用さるべき者である。社会の空気を清めむとする道徳的十字軍は悉く婦人丈を敵としてゐる。〔中略〕けれども等しく罪ある男の仲間は大手を振つて歩いてゐる〔中略〕売淫婦は伝染病の賄方に過ぎぬ。彼れは男が売淫から受けた伝染病を他の男に写してやる丈の事だ。結局の所男が主たる犯人である。売淫の最も重要なる原因すなわち原因の原因は、男が貞節を守らぬ事にある。即ち一夫多妻の傾向や、何時何処でも相手さへあれば性欲を満足しやうとする男の仕打にある[34]。

こうして「衛生」概念のジェンダーバイアスを批判する言説が、男性翻訳者によって『廓清』誌上に紹介されたのである。さらにこの論説は男性批判に止まらず、「奥様」批判へと展開されていく。

女といふものは一度堕落した他の女に対して最も無慈悲で残酷なものである。己が娘を堕落した姉妹から感染させぬ様にと交際を禁ずる有徳な奥様でも、娘を堕落させぬとも限らぬ男に対しては馬鹿気切つた程慈悲深くなつて微笑んで居る。〔中略〕この道徳上の二重標準の結果として社会は実際的に女を二種に分類する。而して第一種の女には貞操を要求し第二種の女を以て男の性欲を満足する道具となす。

しかし、ここに紹介されたような「衛生」批判および「道徳上の二重標準」批判

は、「衛生」という発想を根本から覆すものであったとはいえないし、むしろ衛生論に依拠して廃娼論を展開する者は多かった。たとえば、『廓清』において最も精力的な執筆活動を行っていた安部磯雄は、その衛生論者の一人である。彼の廃娼論は、一言で要約するならば買売春＝下水論である[35]。「下水」（＝買売春）は汚いが、なくすことはできない。しかし表の世界から排除し、地下に流すことはできる。「下水」のようなものが公の場に堂々とあるのが問題なのであり、「公娼」ではなく「密淫売」であれば黙認する。「私共は決して女郎を廃し、密淫売を廃してしまうと云う様な事が今日の世の中に於て出来やうとは思つては居ない[36]」というのが、彼の基本的な立場であった[37]。

安部は「芸妓の如きは社会を堕落せしむるバチルス中の尤なるもの[38]」と述べ、公娼制度を是認する風潮を「精神界のペストやコレラ[39]」と呼んでいるが、別の箇所では「軽薄男子をして再び世に立つことの出来ぬ様にせねばならぬ。ペストや虎列刺は決して隠蔽すべきものではない。社会衛生の為にはこれを公にして他の人が同じく此の黴菌に罹らぬ様警告を与ふべき必要がある[40]」と述べており、ここでも廃娼論は、男性論として論じられている。そして上の引用文中にも見られるように、この男性論としての廃娼論は「社会衛生」という概念によって説明されている。

買売春＝下水論は、安部のみならず、廓清会会長である島田三郎の論説にも見られる。島田もまた、「下水は不潔なものであるが、廃する事は出来ない。併し此の不潔なもの汚ないものを上水と同様に大道に溢れしめたならば、どうであらうか。遊廓をして若し眞に余儀なく存在せしむるのであらば、宜しく之を裏面のものとして、下水の土管が地下に伏せられてある如く、成るべく人の目に触れないやうにしなければならぬ[41]」と述べた上で「眞の衛生は各自が自分の身を大切にするより外に道はない[42]」として、廃娼こそ「眞の衛生」への道であると論じた。このように廃娼論が衛生論を強く意識し、しばしばそれに依拠して論じられたのは、前述のように、公娼制度の近代化が衛生思想と不可分であり、その近代公娼制度を正当化する言説が衛生論に基づいていて、廃娼運動はそれらの言説との対抗関係にあったからである。そして「廃娼」が「人道」にかなうだけでなく「眞の衛生」への道でもあることを立証しようとし、また「日本には衛生学の訓練がないために、男女間の性の問題は少しも徹底的に理解されて居ない[43]」との認識から、廃娼運動は自ら医学知を動員した。

初期の『廓清』において廃娼論に医学知に基づく根拠を与えた人物としては、松浦有志太郎（京都大学医科大学皮膚黴毒科長・医学博士）が挙げられる。松浦は、検黴制度や駆黴制度には全く性病予防の効果が期待できず、それは「恰も太平洋の水に、一瓶の昇汞水を入れ、依つて以て大洋の海水を消毒せんとするに等しき企て[44]」だと論じた。文明が進めば医学が進歩し性病患者も減るはずなのに実際には減っていないと論じ、「娼婦必要論者」が性欲は食欲と同様に「自然」なものだと論じているのは間違いで、むしろ「性欲を抑制して居ればそれ丈の働きを外に向ける事が出来るから脳の働き、身体の働きが一層増すわけである[45]」と論じている。そ

してこのように「制欲」は「衛生」上全く問題がないという立場から廃娼を支持し、廃娼後の取締としては、娼婦が自身の性病について知りながらそれを広めている場合にのみ強制治療をおこなうべきだと主張した。この松浦の説は廃娼論に医学的裏付けを与えるものとして「今や斯道の大家、其深奥なる学術研究の結果と、動かすべからざる多年の実験的事実によりて明言し断定する処斯の如く、吾人の運動は百万の援兵を得たるの感あると同時に眞に公娼制度に止めを刺すものといふべし矣[46]」と歓迎され、島田三郎も「此現行検黴法に最後の止めを刺したのは、京大教授松浦博士で〔中略〕博士が其専門の立場より匙を投じ、鋭利なるメスを奮つて物の見事に最後の動脈を切断してしまはれたので、最早一点論難の余地もない事となつた[47]」と高く評価している。しかし、島田はこの松浦の制欲無害論と自身の買売春＝下水論の違いについては何らコメントしていないが、買売春を「廃する事は出来ない」ものとしての「下水」にたとえた島田と、制欲無害論の松浦との間には、かなりの距離があるといえる。そして『廓清』誌上に掲載された論説における性欲抑制についての論じ方は、必ずしも松浦のように抑制可能性ばかりを論じるものではなく、むしろそれがいかに難しいかを強調するものもあった。

たとえば海軍軍医少監である大貫安三の「海軍兵と花柳病との関係」と題する論説は、国家医学会における講演の記録であるが、長期にわたって海上で生活する海軍兵は陸地を踏んで外泊するのを渇望していること、外泊をさせないと士気が下がるため「職務の関係上止むを得ざるもの」であること、それゆえ軍港には性病が蔓延すること、それに対する海軍側の対策として月一回の身体検査や衛生講話、軍港での私娼取締と性病予防具の販売をおこない、帰艦後の兵士の体の消毒をしていること等を論じている[48]。この論説のように、その主張がどのように廃娼論と結びつくのか明確にされていない衛生論も『廓清』には多数掲載されている。同紙は土肥慶蔵について「我松浦博士と共に東西両大学の斯学のオーソリチーであつて、娼婦に対する衛生的監視を如何にすべきかに就ては、吾人の最も耳をそばだてゝ聞かんとする処である」と紹介しているが[49]、その土肥の『廓清』誌上の論説には「我々の願ふ処は公娼の外に私娼迄も検査して防止の方法を講ぜなければならぬのであるが。乍併こは今日の処行はれない事であるならば、せめて行ふ事の出来る公娼だけでもして其範囲を大海の一粟としても予防の点に於ていゝ事であるから、やつて欲しいと私共は思ふてゐる[50]」と書かれてあって、内容的には松浦の主張と正反対の存娼論であり、それが無批判で掲載されている。山田弘倫（陸軍省衛生課長・医学博士）は『廓清』誌上で「今日の検梅なるものは廓清会で説く程無効ではないと思ふ」、「貴会に於ても、私娼に対しての此方面に充分の監視を行はれるやうにされるなら、我々は何を苦しんで公娼制度のやうな売淫公認に左担する必要があらう」と述べている[51]。

また『廓清』で論じられた娼婦観も一様ではない。前述のように「醜業婦」という表現にみられる娼婦差別を批判する論説がある一方で、富士川游（医学博士・文学博士）は「私は元来売娼なるものを人間並に取扱ひたくないのである」と述べ、

娼婦について新聞に書くことは「便所の戸を開放するやうなもの」だと論じた[52]。富士川は、娼婦が売春を続けていると羞恥の観念が減り、精神的肉体的に「変性」が起こって「身体が男子的にな」り、その結果として「同性欲〔同性愛―引用者〕」と「マソヒスムス」が見られるようになると論じている[53]。そしてこの富士川の説を受けて、内ヶ崎作三郎（廓清会理事・早稲田大学教授）は買売春によって「変性」が起こるのは女性側だけでなく「男子も亦然り」だと述べて「道楽をする人は内分泌がない為め良心の刺激が鈍り、人の金を持ち逃げしたり、物を盗んだり、嘘をつくなどは平気でやる」のだと論じ、「道楽が道徳的に善いか悪いかは倫理学の問題ではなく立派に生理学の問題で。宗教家、道徳家でなく生理学者、医学者の問題である」と主張している[54]。

これらの『廓清』の論説の中には、互いに相矛盾するものも少なくなかったが、その矛盾が問題化されることはなく、多様な主張が同時並行で論じられていた。しかし、概して男性論としての廃娼論、なかでもとりわけ男性の性欲に対して関心が集中し、それが衛生論として論じられる傾向にあったといえよう。そこでは医学知が重視され、男たちを社会および国家がいかにして管理するかという観点から、廃娼論が「社会衛生」にかなうものだと論じられていた。

第三節　女たちの廃娼運動の独立

廓清会が設立され、『廓清』において男たちが自ら男性論としての廃娼論を論じ始めたことで、矯風会に対する社会的評価もまた、少しずつ変わりはじめた。廓清会はその廃娼運動を矯風会と合同で行うことがあり、矯風会員は『廓清』の配布に協力しており[55]、矯風会の女たちにとって、そのような廓清会との協働の経験は、たとえそこでの役割が補佐的なものにすぎなくても、社会運動の実行方法について学ぶ絶好の機会となった。さらに、女たちの廃娼運動にとってのもう一つの追い風は、1914 年 4 月、矯風会の名誉会員であった大隈重信が首相に就任したことである。大隈の妻もまた会の名誉終身会員である[56]。第二次大隈内閣は 1916 年 10 月まで続き、その間も、大隈とその妻は矯風会活動に協力的だった。毎年開かれる矯風会の大会には、首相である彼から「婦人矯風会ノ活動ハ国家ノ為大ニ喜バザルベカラズ、尚益々健全ナル発展ヲ希望ス[57]」「予ハ矯風会ノ活動ニ対シ敬意ト感謝トヲ表スルモノナリ[58]」と記された祝辞が届いている。

大隈の首相就任直後に発行された『婦人新報』には、益富政助（廓清会理事）による「大隈内閣と矯風会」と題された論説が掲載されている。そこで益富は矯風会の女たちに対し、イギリスにおいて公娼制度の廃止が可能だったのは、ジョセフィン・バトラーら「人道の戦ひに熱心なる姉妹達の大なる奮闘努力の結果」であるのと同時に、その成功のもう一つの要因は「英国に於ける該運動者が、常に当局者と相提携してやつた処」であったと論じて、大隈内閣という「大なる同情者、又強力なる援兵を有し」たこの時にあたって矯風会が発展できないようであれば、矯風会

員は「弱兵」に過ぎず「矯風会は到底なすあるに足らないものだといふ事を社会に向つて告白するものだ」と、廃娼運動に邁進するよう発破を掛けた[59]。

そしてこれらのことは、矯風会の女たちを大いに刺激したのであろう。『婦人新報』は、この翌月の 1914 年 5 月号から、その内容と構成とを大きく変えている。4 月号までの社説欄は長らく無記名であったのに、5 月号からは、巻頭の論説が記名記事となり、それらは女性によって執筆されているのである。また、4 月号までは、社説欄、講話欄、矯風欄、家庭欄、はたらき欄等、項目ごとに記事が分類されていたが、5 月号からは、そのような項目分けが廃されている。まずは、1914 年の 5 月号以降の巻頭論説について、執筆者と題目を以下に記してみよう。

1914 年 5 月、小崎千代子「時代の趨勢と祈祷の精神」
1914 年 6 月、本多貞子「大会近づく」
1914 年 7 月、広岡浅子「目覚めよ」
1914 年 8 月、小橋三四子「刃を出さん為に我来れり」
1914 年 9 月、杉本鍼子「若き婦人に望む事ども」
1914 年 10 月、矢島楫子「國の法律と婦人」
1914 年 11 月、小橋三四子「我が工女課の働き」
1914 年 12 月、矢島楫子「新年の歌」

これらの論説のほとんどは、廃娼運動における女たちの奮起を促すような内容であったり、具体的提案を伴う社会評論であったりと、女たちの行動や主張を前面に押し出す姿勢が見られるものになっている。たとえば、6 月号の本多貞子の論説は、矯風会活動の意義について、次のように説明している。

> 矯風会は、会務の凡てが全く婦人の手になつて居る点に於ても、我が日本には珍らしい異彩ある団体でございます。例えば某婦人会などについて見ましても、其重なる人々―実際会務を掌握して居る人は多く男子でありまして、婦人は唯総会などに於ける接待の任務を尽す位の事でありますが、我が矯風会は、演説会などに男子の方々を御願いする事は無論でございますけれども、本部支部共に会務はすべて婦人自らの手に処理さるゝのであります[60]

このように本多は、矯風会が女たちの会であることを「一歩先に進んだ私共」と誇らしげに強調しながら、その女たちに向かって「自分の信ずるところは、人の前だからと遠慮をせず、ズンズンお述べになる覚悟が欲しいのでございます。尤も矯風会の大会は他の婦人会と比べると華々しい論戦のある方ですが、まだまだ御遠慮なさってる方もあらうとの老婆心から申添えておきます」と、女もまた論戦に参加するよう促している。

また 8 月号の小橋三四子の論説は、さらに好戦的である。彼女は「人の世は戦ひでございます」と述べ、「今の女子は戦ふには誠に不利な立場」ではあるけれども戦ひに参加すべきだとして、次のように論じる。

私共女子の生涯も、男子の裏に保護されて居る間は、いかに幸福にまた安全でございませう。〔中略〕さりながら男子に保護さるゝ事によつて、私共が神様の子としての人格をも智識をも傷つけられなければならぬ場合には、奮然と起つて戦はねばなりませぬ。堕落した男にも夫なるが故に従ひ、不正を喜ぶ人をも男なるが故に主人と仰がねばならぬと云ふ事はありますまい〔中略〕私共はたとへ一人であつても、主義の為には勇ましく起ち、叫び、斃れたいのでございます[61]

そして小橋は 11 月号の論説においては、女工のおかれた悲惨な境遇について述べ、工場法の改正や工場伝道の必要を論じて、寄宿舎の設備の改善、女工が既婚者である場合の授乳時間の確保の必要、労働時間の短縮や賃金アップの必要について論じている[62]。これに関連して『婦人新報』の他の記事では、「貧民救済」の手段として託児所の必要性が論じられ[63]、また「婦人の堕落を予防する第一の手段は婦人の最低賃金を定めることである[64]」とも述べられている。そして、「男子の為めの法律」を根本的に変えるためには、「法律の智識を一般婦人界に普及することに務むる」ことが矯風会法律課の使命であると論じられた。

1914 年から 1915 年にかけての『婦人新報』の記事全体の内容的変化に加え、この時期の『婦人新報』で注目したい点は、この後の女たちの廃娼運動のリーダーとなる久布白落実が『婦人新報』に投稿を始めているということである。彼女の投稿は、1914 年に 2 本、1915 年に 3 本に過ぎなかったが、1916 年 3 月からは、ほぼ毎号投稿している。1920 年代に入ると、『婦人新報』の巻頭論説を久布白が担当することが増え、この後の彼女は、表 6 に明らかなように矯風会で最も精力的な執筆者となった。つまり久布白は矯風会の廃娼運動史において最も中心的な存在であったといえるのだが、興味深いことに、1915 年頃、矯風会の若手の主要メンバーである守屋東が矯風会中央の委員たちに久布白を幹事として招こうと提案したとき、誰一人としてその提案に賛成しなかったのだという[65]。その理由が、久布白が既婚の子持ちであるからだったという点に、当時の矯風会中央の家庭観や廃娼運動観をうかがい知ることができる。つまり、本来「家庭を守るべき」子育て中の女が矯風会の活動家として、とりわけ廃娼運動に関わってゆくということには、当時の矯風会の主要メンバーからは強い抵抗感が示されたのである。矯風会は「婦人」の会だと表明していても、すべての女性に活動家としての活動が期待されていたわけではなかったのである。しかし結局、守屋はこの抵抗を「強引に押しきり[66]」、矯風会幹事として久布白を迎えたのであった。1916 年、久布白が 34 歳のときで、すでに彼女は 3 人の息子を生み、そのうち 2 人目の息子（3 歳）を疫痢で亡くした直後だった。彼女はこのころの自分の体験をふまえてか、次のように論じている。

新婚の婦人を会に誘はんと致します時に、第一に反対を称ふるは娘善かれと祈

る母親です、外出は禁物です、良人の素行も之れが為めに損はれ、一家の不整理も之れが為めに来る、外出を頻繁にする会にはむしろ遠からねばならぬと云ふは心ある母親の叫びです、生気溌剌たる新婚の若夫人等が、この退嬰主義、引籠思案をせねばならぬ社会に、婦人と社会事業の活発なる発展が望まれませうか[67]

新人の彼女が、このような矯風会批判とも取れる大胆な主張を為しえたのは、彼女が矢島楫子の姪という特殊な立場にあったからだとも考えられる。久布白は矢島が院長をしていた女子学院を卒業しているが、その後、牧師である父にともなってアメリカへ移住しており、長らく日本から離れていたためか、矯風会には幹事として入っているにもかかわらず、会の内情には詳しくなかったようで、矯風会設立当初からあった「風俗課」（廃娼運動を担う分課）は彼女が矯風会入りをした後に設立されたと誤認している[68]。しかしそうした誤解を招くほどに、久布白が幹事に就任した当時の矯風会中央において、風俗課の活動は低迷していたのであろう。

久布白の廃娼論の特徴は、それが一貫して男性批判として展開されているという点にある。最初は1916年6月に「貞操」論として論じられ[69]、1921年頃からは「純潔」論へ、1926 年頃からは「男女道徳標準の平等」論へとキーワードは変化していくが、その内容の中心は男性批判である。また、久布白は「公娼全廃運動」を「教育運動」と「直接運動」の二本柱によって成立するものと図解しているが[70]、前者の「教育」については、男性に対しての「貞操」教育と、女性に対する「市民」教育（および「政治」教育）の必要を説いていた。男性に「貞操」および「父たり良人たる義務」を求め、すでに一方的に「貞操」が強いられている女性には「憤りを発し得る」ための「識見」を求めるというのが、彼女の主張である。

貞操は女のもの、女は家のものと、長い長い習慣で定まつたことのやうに考へて居りますが、是れが抑も間違ひの源と申さねばなりませぬ〔中略〕女子のみの貞操なるが故に、男子としては芸娼妓に戯るゝは当然のことゝなつて参ります〔中略〕今日までの貞操は屈従の別名では御座いますまいか[71]

私共は実に新時代の開拓者とならねばなりませぬ〔中略〕婦人が正しき憤りを発し得る見識と力を養うことです、社会の与論、過半数の与論をして男子の父たり良人たる義務を、婦人の母たり妻たる義務と同等に神聖なるものとして認むるに到らしむることです〔中略〕不良の父は子女の敬愛を受くることは出来ませぬ[72]

また彼女は「我等の敵」を「社会」と「男子」に定め[73]、「解放は教育にあり」と論じて、「男子」の「無知」に対する「性の教育」の必要性を強調した。

日本の男子が自己の神聖を守ると云う事に無知なるは驚くの外は有りませぬ、大学生甚だしきは高等学校生の間から、妻帯せねば遣り切れぬなど、と云う国民が何処に有りませう、公娼を歓待するの危険は実に此処に有ることを知らねばなりませぬ。即ち国民中、上下挙って、男子の性欲否獣欲は、これを制する必要なきもの、又制し能はざるものとの誤信を与ふる事で御座います[74]

男子に対する性の教育と云ふ事は、先づ絶無と云つてよいと思ひます、公娼制度は、取りも直さず、男子の性欲の為めには何等かの設備を為さねばならぬと云ふことを社会が認めて居る姿です、之れが真理であるとすれば、日本全国の婦人は徴兵の如く、悉く抽選ででも公娼と為らねばならぬ仕宜です、然し、男子の性欲は決して特殊なものでなく又之れを制する事は決して衛生上不可能なことも有害な事もなく、却而、之れが為めに、男性美を発揮し其事業技能の発展等には大なる力を与ふると云ふ事は、現実、科学の上に、医術の上に証明さるゝ事実となつて来て居ります〔中略〕中学高等学校は勿論商店、工場の如き、軍隊の如き有らゆる男子の団体に於て之の問題に関する健全なる知識を与ふる事は最も必要な事では有りますまいか[75]

単なる「男子の醜行」批判ならば、すでに過去の矯風会において、一夫一婦の建白運動（1891 年 11 月 30 日開始）として行われていた。そしてこの一夫一婦の請願書は、矢島楫子の回想によれば、巖本善治からアイデアを得て、徳富蘇峰が起草したのだという[76]。この矯風会の請願は「在外売淫婦取締法制定に関する請願書」と同時に提出されたことに現れているように、「一夫一婦」の枠からはみ出た存在としての「売淫婦」に対する批判が強調され、男性批判の色は薄められていたが、その「一夫一婦」論が、この時期にあらためて「男子の貞操」論として論じ直されたのだといえる。そして、公娼制度は「男子の獣欲」という「誤認」に基づいてつくられた「制度」なのだと、廃娼論の男性論としての側面が強調されることによって、この「制度」の下で売春を行う芸娼妓は「階級」であり「奴隷」であると論じられた。久布白の廃娼論においては、その最も初期の論説（1915 年）においても、すでに「芸娼妓と云ふ階級」という表現がみられる[77]。この「階級」としての芸娼妓という認識は、後に、無産階級論とも結びつけて論じられた[78]。また、廃娼問題が「階級」問題である以上、貧困の解決が廃娼運動の最大のテーマであるとの認識が示された[79]。

この久布白の廃娼論は、前節に述べたように『廓清』誌上で同様の男性論がすでに男性論者によって論じられていたことも考え合わせると、それがとりたてて斬新な主張であったとは言い難い。男性の「貞操」を論じる際に彼女が「性の教育」の可能性を強調していることは、「教育」が長らく女性の役割だとされてきたこととも無関係ではないと考えられるが、上記の引用文中の「男子の性欲は決して特殊なものでなく又之れを制する事は決して衛生上不可能なことも有害な事もなく」とい

う主張の根拠は、すでに『廓清』で松浦有志太郎らによって示された見解である。しかし、そのような男性論としての廃娼論が女性論者によって説かれ始めたということ自体には、新しさがあった。そして久布白自身もその立場を自覚していたようである。彼女は、女たちが男たちに臆せず社会活動を為しうるようにするためには、男たちとは明確に組織を分けて女たちだけの団体を作り、そこで女たちの「訓練」をおこなうべきだと主張している。

> 矯風会が男女を別つて活動する処には一つの理由が有ります〔中略〕男子には数十世紀に渡る訓練があるのに比して女子には僅かに数年十数年の訓練しか有りませぬ、一堂に混じて事を共にする時には勢、有力なる男子に其処を譲つて婦人としての発達をすることが困難で御座います[80]

また彼女は「婦人として同性を保護するために、私共は是非とも今一層婦人としての団体意識を持つに到らねばなりませぬ[81]」と、〈女たち〉を「団体」としてとらえることの必要性を強調している。そして娼妓は「同性」であり「女」として自分たちと同じ立場であるという点が強調され、公娼制度に対しては「女なる私共が之れを黙視するは女性として之れを是認すること[82]」だと論じて、〈女たちの廃娼運動〉の必要性が説かれたのである。

このように〈女たちの廃娼運動〉を意識的に形成していくという戦略は、この後の矯風会の方針となったようである。たとえば 1926 年、公娼廃止のために男性たちとの共同行動を取る必要があるという理由から矯風会は廓清会とともに廃娼連盟を結成したが、それは廓清会と融合した新たな一団体ではなくて、あくまでも矯風会と廓清会という独立した団体の「連盟」であった。こうして〈女たちの廃娼運動〉は、男たちと相提携しておこなわれることはあっても、かつてのように〈男たちの廃娼運動〉に埋没することなく、独自の道を歩みはじめたのである。

---

[1] 山脇房子「廃娼問題に対する意見」『廓清』第 1 巻 3 号、1911 年 9 月。
[2] ただし、これらの表には矯風会の分課の報告書は含めていない。他方、グラフは、分課の報告を含む記名記事もすべて含めた数である。したがって、表 4 の数値とグラフの数値は一致していない（分課の報告記事を含めたグラフの方が、女性執筆者の割合が高くなっている）。
[3] 名出昱子「和歌山公娼設置問題再興に付きて」『婦人新報』第 161 号、1910 年 11 月 15 日。
[4] 大隈重信「眞の愛国者」『婦人新報』第 167 号、1911 年 5 月 25 日。
[5] 守屋東「大阪難波新地遊廓廃止運動」『婦人新報』第 176 号、1912 年 2 月 25 日。
[6] 同前。
[7] たとえば益富生「覚え帳の中より」（『婦人新報』第 178 号）には、「熱心に廃娼運動に尽力」の内容について「廓清会の為に一心不乱に働き同会の事業の為に資金を集むることや会員を募集することに一生懸命に働かれる事は感謝すべき事である」と記されている。

[8] 土肥慶蔵「衛生と道徳（第一）」『婦人新報』第151号、1910年1月15日。
[9] 同「衛生と道徳（第二）」『婦人新報』第152号、1910年2月15日。
[10] 前掲「衛生と道徳（第一）」。
[11] 大澤謙二「医学上より見たる男子の不品行」（『婦女界』からの転載記事）、『婦人新報』第164号、1911年2月15日。
[12] 同前。
[13] 安部磯雄「地獄の家」『婦人新報』第172号、1911年10月25日。
[14] 片山國嘉「不品行は多く酒より来る」（『婦女界』からの転載記事）、『婦人新報』第164号、1911年2月15日。
[15]前掲大隈「眞の愛国者」。
[16] 鎌田栄吉「男子に自尊心を与へよ」『婦人新報』第164号、1911年2月15日。
[17] 江原素六「根本より改めよ」『婦人新報』第164号、1911年2月15日。
[18] 高島米峰「吉原遊廓善後策に就て」『婦人新報』第166号、1911年3月25日
[19] 「京都教会牧師牧野君演説の大要」『婦人新報』第170号、1911年8月25日
[20] 「良夫賢父」主義については、前掲海妻『近代日本の父性論とジェンダー・ポリティクス』参照。
[21] 「男子の品行問題と婦女界」『婦人新報』第164号、1911年2月15日。
[22] 「廓清会発会式」『廓清』第1巻第2号、1911年8月。
[23] 「東京基督教青年会」『日本キリスト教歴史大事典』教文館、1988年。
[24] 「公娼廃止論」『婦女新聞』第571号、1911年4月28日。
[25] 『廓清』編集人であり廓清会理事の益富政助は、日露戦争中、日本基督教青年会の軍隊慰問部主事として中国東北部に滞在し、1906年4月、満洲における日本人娼婦の「救済」のため、仲間とともに満洲婦人救済会を大連に設けた（満洲婦人救済会は後に救世軍に移管）。廓清会理事の一人である山田弥十郎は、満洲婦人救済会の監理者である。益富や山田のみならず、伊藤秀吉（元満鉄社員、廓清会理事）も廃娼運動を大連で始めた。廓清会の設立に至る一過程として、この大連の廃娼運動は重要である。大連の廃娼運動、およびその廓清会との関係については、前掲竹村『廃娼運動』25〜35頁、同『大正文化　帝国のユートピア　世界史の転換期と大衆消費社会の形成』三元社、2004年、173〜194頁。
[26] 「廓清会発起人」『廓清』第1巻第1号、1911年7月。
[27]廓清会の発起人（評議員を兼ねる）は44名の内、31名が男性、13名が女性であり、女性会員の割合は、第1回会員名簿（77名）で27%、第4回会員名簿（94名）で21%、第5回会員名簿（571名）で24%、第6回会員名簿（331名）で34%、第7回会員名簿（275名）で19%。
[28] 前掲「廓清会発会式」。
[29] 田中正造「改良の余地なき悪制度」『廓清』第1巻第4号、1911年10月。
[30] 「廓清会とは何ぞや（其二）男女貞操会」『廓清』第2巻第2号、1912年2月。
[31] 「廓清会支部の設立を望む」『廓清』第1巻第2号、1911年8月。
[32] 浮田和民「公娼問題の三要点」『廓清』第2巻第1号、1912年1月。
[33] 益富政助「此罹災者を救へ」『廓清』第1巻第1号、1911年7月。
[34] 小松武治「健康と性欲」『廓清』第2巻第5号、1912年5月。
[35] 阿部恒久は安部の立場を「『公娼＝下水』論」としているが、これは「買売春＝下水論」と修正されるべきである（同「安部磯雄と婦人問題」『安部磯雄の研究』早稲田大学社会科学研究所、1990年）。「下水」というレトリック、すなわち表に出すべきではないが無くすことはできないものとして論じているのは、買売春そのものなのであって、公娼制度というシステムではない。安部は公娼制度というシステムについては、無くすことができると考えていたし、無くすべきだと論じていた。
[36] 安部磯雄「公娼制度と社会の風儀」『廓清』1911年7月。
[37] 安部が買売春の問題を「下水」というレトリックで論じたことは、彼のオリジナリティではない。荻野美穂は、イギリスにおけるCD法の娼婦と性病の管理が、1840年から60

年代末くらいにかけての都市衛生改革の動きに接続する形で登場していると論じ、またパリの衛生学者であるパラン＝デュシャトレは、下水や汚水溜め問題の専門家であり、彼にとっては娼婦の存在も「もう一つの下水」と捉えられていたことを指摘している（前掲『ジェンダー化される身体』、305〜309 頁、324〜326 頁）。安部は 1891 年から約 3 年間のアメリカ留学の間に社会主義者となり、その後ドイツへ留学するが、彼の自伝においては、ドイツ留学の前に立ち寄ったイギリスへの滞在と、その都市を視察した体験について、一章を割いて詳しく記述していて、そのイギリス滞在についての記述の中で「私は社会主義を奉じたる後殊に都市問題に興味を有つやうになつた」と書いている（安部磯雄『社会主義者となるまで』改造社、1932 年、218 頁）。よって「下水」論のアイデアは、イギリスにおける議論の模倣として、すでにこのイギリス滞在前後に得られている可能性が高い。しかし、安部がヨーロッパにおける娼婦管理についての議論をどの程度まで知り得ていたかということについての検討は、今後の課題である。

[38] 安部磯雄「文明の進歩と自由権の制限」『廓清』第 3 巻第 10 号、1913 年 10 月。
[39] 同「風紀取締に関する政府の矛盾」『廓清』第 3 巻第 12 号、1913 年 12 月。
[40] 同「男子に欺かるゝ勿れ」『世界婦人』1907 年 3 月。
[41] 島田三郎「空論に非ず実地の問題也」『廓清』第 1 巻第 1 号、1911 年 7 月。
[42] 同前。
[43] 内ヶ崎作三郎「生れざる者に対する義務」『廓清』第 4 巻第 7 号、1914 年 7 月。
[44] 松浦有志太郎「衛生上より娼妓を必要とするや」『廓清』第 3 巻特別号、1913 年 8 月。
[45] 同前。
[46] 「時代の休徴」『廓清』第 2 巻第 4 号、1912 年 4 月。
[47] 島田三郎「社会の基礎（二）」『廓清』第 2 巻第 6 号、1912 年 6 月。
[48] 大貫安三「海軍兵と花柳病との関係」『廓清』第 3 巻第 4 号、1913 年 4 月。
[49] 「娼婦と花柳病」『廓清』第 3 巻第 7 号、1913 年 7 月。
[50] 同前。
[51] 山田弘倫「陸軍兵と花柳病との関係」『廓清』第 3 巻第 4 号、1913 年 4 月。
[52] 富士川游「人間並に扱ひ度くない」『廓清』第 5 巻第 9、10 号、1915 年 10 月。
[53] 同「売笑の研究」『廓清』第 5 巻第 8 号、1915 年 9 月。
[54] 内ヶ崎作三郎「文明とは何ぞや」『廓清』第 5 巻第 8 号、1915 年 9 月。
[55] たとえば「各課一年間の活動　軍人課」（『婦人新報』第 205 号、1914 年 7 月 28 日）にはその記録が残されている。
[56] 『婦人新報』第 157 号、1910 年 8 月 15 日。
[57] 大隈重信「祝辞」『婦人新報』第 205 号、1914 年 7 月 28 日。
[58] 同『婦人新報』第 214 号、1915 年 4 月 28 日。
[59] 益富政助「大隈内閣と矯風会」『婦人新報』第 202 号、1914 年 4 月 25 日。
[60] 本多貞子「大会近づく」『婦人新報』第 204 号、1914 年 6 月 28 日。
[61] 小橋三四子「刃を出さん為に我来れり」『婦人新報』第号、1914 年 8 月 28 日。
[62] 同「我が工女課の働き」『婦人新報』第 209 号、1914 年 11 月 28 日。
[63] 一記者「貧民救済の根本策　託児所参観」『婦人新報』第 206 号、1914 年 8 月 28 日。
[64] 松本雲舟「婦人の最低賃金と貞操」『婦人新報』第 212 号、1915 年 2 月 28 日。
[65] 久布白落実『廃娼ひとすじ』中公文庫、1982 年、112 頁。
[66] 同前。
[67] 同「苦労」『婦人新報』第 249 号、1918 年 4 月 20 日。
[68] 同「五十年来廃娼の歩み」『婦人新報』第 370 号、1929 年 1 月 1 日。
[69] 久布白はすでに 1915 年 3 月の論説（「道徳上の常備軍」『婦人新報』213 号）において「男子の姦淫」問題を論じているが、男性「貞操」論として持論を展開したのは 1916 年 6 月の論説（「寄つて以て立つ処を与えよ」『婦人新報』228 号）からである。
[70] 久布白落実「回顧と希望」『婦人新報』第 238 号、1917 年 5 月 10 日。
[71] 同「貞操の観念と国家の将来」『婦人新報』第 231 号、1916 年 10 月 5 日。

[72] 前掲久布白「苦労」。
[73] 同「立て戦闘は将来に有り」『婦人新報』第223号、1916年1月28日。
[74] 前掲久布白「寄つて以て立つ処を与へよ」。
[75] 同「婦人の権利と公娼制度」『婦人新報』第268号、1919年11月10日。
[76] 矢島楫子「貞操問題の淵源」『婦人新報』第233号、1916年12月5日。矢島によれば、彼女らが矯風会の発会時に禁酒禁煙を称えだしたとき、巖本が「それよりも男女間の貞操問題を匡す方がよい、現今の法律は甚だ不完全であつて、女子の姦淫は重い罪科に問ふが、男子の姦淫は何の罰する処がない」と助言したとのことである。
[77] たとえば「矯風漫録」(『婦人新報』第219号、1915年9月)、前掲「立て戦闘は将来に有り」。
[78] 久布白落実「時の兆」『婦人新報』第342号、発行日不明。
[79] 同「東洋労働物語(三) 日本」『婦人新報』第387号、1930年6月1日。
[80] 同「全国の教会に訴ふ」『婦人新報』第227号、1916年5月28日。
[81] 同「婦人と人権」『婦人新報』第267号、1919年10月15日。
[82] 同「基督教婦人矯風会の過去と将来」『婦人新報』第266号、1919年9月15日。

〔表1〕『婦人新報』に掲載された男性執筆者による論説のリスト

掲載号	年月日	氏名	性別	肩書き・敬称	論説の題名	掲載欄	内容
151	1910年1月15日	新渡戸稲造	男	農学・法学博士	分福主義	社説	
151	1910年1月15日	土肥慶蔵	男	医学博士・君	衛生と道徳	社説	衛生
151	1910年1月15日	武藤無聲	男	君	禁煙実験談	社説	禁煙
151	1910年1月15日	石川哲	男	君	下婢教育法につきて主婦に望む	家庭欄	家事
152	1910年2月15日	土肥慶蔵	男	医学博士・君	衛生と道徳		衛生
153	1910年3月15日	北里柴三郎	男	医学博士・君	禁煙実験談		禁煙
153	1910年3月15日	江原素六	男	翁	家庭の勢力		家庭
153	1910年3月15日	久留島武夫	男	君	破損した人形の処置	家庭欄	家事
154、5	1910年5月15日	大隈重信	男	伯爵	文明の源泉	社説	家庭
154、5	1910年5月15日	大澤謙治	男	医学博士・君	酒害の大要	社説	禁酒
154、5	1910年5月15日	キング	男	博士	親は子供の人格を重すべし		教育
154、5	1910年5月15日	上畠益太郎	男	弁護士・君	婚姻観念発展の曙光		家庭
154、5	1910年5月15日	山室軍平	男	君	如何にして例会に興味あるものとなすべき		所感
154、5	1910年5月15日	上野陽一	男	文学士・君	習慣の話	家庭欄	所感
156	1910年6月15日	上畠益太郎	男	弁護士・君	婚姻観念発展の曙光		家庭
156	1910年6月15日	乙骨千授	男	高師教授	底脳児の取扱法	家庭欄	教育
157、8	1910年8月15日	大隈重信	男	伯爵	不健全なる社会の戦士	社説	
160	1910年10月15日	江原素六	男	君	家族制度に対する観念	社説	家庭
160	1910年10月15日	北里柴三郎	男	医学博士・君	生命を重んずるものは宜しく禁煙すべし	社説	禁煙
160	1910年10月15日	松野恵蔵	男	君	酒は米の水に非らず	社説	禁酒
160	1910年10月15日	大隈重信	男	伯爵	未成年者の禁酒禁煙につきて	家庭欄	禁酒、禁煙
160	1910年10月15日	島田三郎	男	君	禁酒の励行は法律の力よりも婦人の力を俟つや大なり	家庭欄	禁酒
160	1910年10月15日	北里柴三郎	男	医学博士・君	誤りたる衛生法	家庭欄	衛生
161	1910年11月15日	大澤謙治	男	医学博士・君	飲酒の害	社説	禁酒
161	1910年11月15日	巌谷小波	男	先生	子女の教育について	家庭欄	教育
161	1910年11月15日	江原素六	男	先生	家庭の小事務と知徳の修養	家庭欄	家庭
163	1911年1月15日	片山國嘉	男	医学博士・君	ビールは将して無害の飲料水なるか	社説	禁酒
163	1911年1月15日	高橋喬松	男	郁文館学監	誤まりたる教育の意義	教育	教育
164	1911年2月15日	植村	男	牧師	たうげ	教壇	宗教
164	1911年2月15日	大澤謙治	男	医学博士	医学上より見たる男子の不品行	社説	廃娼
164	1911年2月15日	片山國嘉	男	医学博士	不品行は多く酒より来る	社説	廃娼、禁酒
164	1911年2月15日	向軍治	男	氏	靈の宮殿、趣味の生	社説	廃娼
164	1911年2月15日	江原素六	男	君	根本より改めよ	社説	廃娼
165	1911年3月15日	大隈重信	男	伯爵・君	眞の道徳は婦人問題の解決によつて全ふせらる	社説	廃娼
165	1911年3月15日	田川太吉郎	男	君	婦人の尽力を要する二点	家庭欄	教育
165	1911年3月15日	小林富次郎	男	君	一家存亡の源因は晩酌一杯の酒故	家庭欄	禁酒
166	1911年3月25日	福島四郎	男	氏	廃娼論	与論の声	廃娼
166	1911年3月25日	高島米峯	男	君	吉原遊廓善後策に就て	与論の声	廃娼
166	1911年3月25日	斯波貞吉	男	君	吉原遊廓善後策に就て	与論の声	廃娼
166	1911年3月25日	宮田修	男	君	吉原遊廓善後策に就て	与論の声	廃娼
166	1911年3月25日	山室軍平	男	君	公娼全廃論	与論の声	廃娼
166	1911年3月25日	島田三郎	男	君	之れ実地の問題也（概略）	与論の声	廃娼
166	1911年3月25日	桑木巖翼	男	文学博士・君		家庭欄	家庭
166	1911年3月25日	谷本富	男	文学博士・氏	昔の女と今の女	家庭欄	
167	1911年5月25日	大隈重信	男	伯爵・君	眞の愛国者	社説	廃娼
167	1911年5月25日	山室	男	大佐	公娼全廃論		廃娼
168	1911年6月25日	島田三郎	男	君	公娼制度の否認（上）	社説	廃娼
168	1911年6月25日	安部磯雄	男	君	世に斯の如き公娼制度ありや	社説	廃娼
169	1911年7月25日	大森	男	京都府知事	時代の先駆者たれ		
169	1911年7月25日	谷本梨庵	男	文学博士・君	常に婦人たるを記憶せよ		家庭
169	1911年7月25日	桑木巖翼	男	文学博士・君	因循姑息より脱せよ		所感
169	1911年7月25日	山路愛山	男	君	廓清会設立に就きての所感		廃娼
171	1911年9月25日	島田三郎	男	君	公娼制度の否認（下）		廃娼
171	1911年9月25日	ジョルダン	男	スタンホード大学総長・博士	平和に関する講演		平和
171	1911年9月25日	三輪田元道	男	君	国民の品性		廃娼
172	1911年10月25日	三輪田元道	男	君	国民の品性（続）		廃娼
172	1911年10月25日	安部磯雄	男	君	地獄の家		家庭
172	1911年10月25日	大隈重信	男	伯爵・君	婦人は獣なりや人なりや		廃娼

172	1911年10月25日	下田次郎	男	君	高等教育を授くべし		教育
172	1911年10月25日	三宅雪嶺	男	君	男女の優劣は見方にあり		
172	1911年10月25日	海老名弾正	男	君	男女に根本の優劣なし		
173	1911年11月25日	島田三郎	男	君	是れ実地の問題也	社説	廃娼
173	1911年11月25日	福田錠二	男	君	信仰	宗教	宗教
173	1911年11月25日	木下尚江	男	君	誠実なきの事業は生命なし		廃娼
173	1911年11月25日	田村直臣	男	君	子供の力の標準	家庭欄	教育
173	1911年11月25日	江原素六	男	君	子供の前にて言語を慎しむべし	家庭欄	教育
174	1911年12月25日	島田三郎	男	君	是実地の問題也		廃娼
174	1911年12月25日	外村義郎	男	君	宗教キリスト教者の喜		宗教
174	1911年12月25日	木下尚江	男	君	誠実なきの事業は生命なし		廃娼
175	1912年1月25日	島田三郎	男	君	是れ実地の問題也（続）		廃娼
176	1912年2月25日	斎藤宇一郎	男	代議士	内務省と宗教	談叢	宗教
176	1912年2月25日	田島	男	牧師	宗教と婦人	宗教	宗教
177	1912年3月25日	田島	男	牧師	婦人と宗教	教の庭	宗教
178	1912年4月25日	井深梶之助	男	神学博士・氏	罪の赦	をしへの庭	宗教
178	1912年4月25日	田島進	男	牛込教会牧師・氏	婦人の宗教	をしへの庭	宗教
178	1912年4月25日	小崎弘道	男	霊南坂教会牧師・氏	本田監督を悼む	もしほ草	
178	1912年4月25日	岸邊福雄	男	東洋幼稚園長・氏	母親は勿体ないが騙しよい	ホーム	家庭
178	1912年4月25日	益富	男	氏	覚え帳の中より	はたらき	廃娼
179	1912年5月25日	宮川経輝	男	大阪教会牧師	家庭と宗教	をしへの庭	宗教
179	1912年5月25日	益富政助	男	廓清会理事	約翰伝講話、道・生・光	をしへの庭	宗教
179	1912年5月25日	山田寅之助	男	青山学院院長	基督教と結婚	ホーム	家庭
180	1912年6月25日	植村正久	男	氏	聖名を崇めさせ玉へ	をしへの庭	宗教
180	1912年6月25日	久留島武彦	男		お伽噺進君のはなし	ホーム	
181	1912年8月10日	山室軍平	男	救世軍大佐・氏	感化の力	講演	
181	1912年8月10日	安部磯雄	男	早大教授・氏	矢野氏の芸妓論を読む	講演	廃娼
181	1912年8月10日	益富政助	男	廓清会理事・氏	時事雑感		
182	1912年8月25日	安部磯雄	男	早大教授・氏	矢野氏の芸妓論を読む	講演	廃娼
182	1912年8月25日	山室軍平	男	救世軍大佐・氏	感化の力	講演	
182	1912年8月25日	益富政助	男	廓清会理事・氏	時事雑感	もしほ草	
183	1912年9月25日	高田畊安	男	南湖院長・氏	矯風会員の御大葬奉送御大葬奉送の歌	社説	
183	1912年9月25日	宮川経輝	男	大阪教会牧師・氏	新約書の婦人達	をしへの庭	
183	1912年9月25日	三井芳太郎	男	文学士・氏	品性と姿勢美	をしへの庭	
183	1912年9月25日	島田三郎	男	代議士・氏	社会の基礎	講演	
183	1912年9月25日	益富政助	男	廓清会理事・氏	乃木大将婦人	講演	
184	1912年10月25日	山室軍平	男	救世軍大佐・氏	ダビデとゴリアテの物語	をしへの庭	宗教
184	1912年10月25日	スペンサー	男	氏	神の前に貴きキリスト信徒の生涯	をしへの庭	宗教
184	1912年10月25日	島田三郎	男	衆議院議員・廓清会会長・氏	社会の基礎（二）	講演	
184	1912年10月25日	藤田寛太郎	男	氏	信仰の余恵	講演	
184	1912年10月25日	佐野佳三	男	在米国	子供の取扱	ホーム	家庭
185	1912年11月25日	古門林太郎	男	牛込教会長老	明治天皇の御誕辰	社説	
185	1912年11月25日	クローソン	男	女子聖学院教授	聖別せられたる婦人の使命	をしへの庭	
185	1912年11月25日	島田三郎	男	衆議院議員・廓清会会長	社会之基礎	講演	
185	1912年11月25日	小崎弘道	男	霊南坂教会牧師	聖餐	講演	
185	1912年11月25日	藤田寛太郎	男		信仰の余恵	講演	
185	1912年11月25日	小崎道雄	男	在米国	米国通信	ホーム	
186	1912年12月25日	小崎弘道	男	霊南坂教会牧師・氏	良心の聲	をしへの庭	
186	1912年12月25日	山室軍平	男	救世軍大佐心得・氏	ガルバリ山の十字架	をしへの庭	宗教

186	1912年12月25日	三井芳太郎	男	早稲田教会牧師・氏	神の恵は無条件にて受くべし	講演	宗教
186	1912年12月25日	藤田寛太郎	男	氏	信仰の余恵	講演	宗教
186	1912年12月25日	宮田修	男	成女高等女学校長・氏	廃娼問題と婦人	講演	廃娼
187	1913年1月25日	小崎弘道	男	霊南坂教会牧師・氏	信仰の万能力	をしへの庭	宗教
187	1913年1月25日	大谷虞	男	氏	信仰の進境	をしへの庭	宗教
187	1913年1月25日	宮川経輝	男	氏	聖潔之徳	講演	宗教
187	1913年1月25日	長坂鑑次郎	男	氏	楽天の歌	講演	
187	1913年1月25日	佐々醒雪	男	文学博士・氏	貞節の変遷	講演	廃娼
187	1913年1月25日	藤田寛太郎	男	氏	少年少女に寄す	もしほ草	
187	1913年1月25日	小崎道雄	男	氏	オベリン大学に於る男女の規則	ホーム	
188	1913年2月25日	安部磯雄	男	氏	現今の婦人問題	をしへの庭	
188	1913年2月25日	小崎道雄	男	在米国・氏	米国よりの書翰	ホーム	
189	1913年3月25日	ゴルドン	男	氏	婦人の友イエスキリスト	をしへの庭	
189	1913年3月25日	小崎弘道	男	霊南坂教会牧師・氏	エゼキエルの預言	をしへの庭	
189	1913年3月25日	安部磯雄	男	氏	男女平等論	講演	
189	1913年3月25日	釘宮	男	牧師	新しき女旧き女理想の女	講演	
189	1913年3月25日	小崎道雄	男	オベリン大学・氏	米国よりの書翰	ホーム	
190	1913年4月25日	小崎弘道	男	霊南坂教会牧師・氏	天ひらげて	をしへの庭	
190	1913年4月25日	モット	男	万国青年会総幹事・博士	道徳上及霊性上の委縮	をしへの庭	
190	1913年4月25日	山崎黙堂	男	氏	健全なる家庭は富国強兵の基	講演	
190	1913年4月25日	ケールン	男	博士	家庭に就て	講演	
190	1913年4月25日	小崎道雄	男	氏	米国よりの書翰	ホーム	
191	1913年5月25日	山崎黙堂	男	台南	良心の聲	をしへの庭	
191	1913年5月25日	益富政助	男	廓清会理事	米国排日問題に付て	講演	
192	1913年6月25日	田島	男	牧師	基督教より見たる新らしき婦人	教の庭	宗教
194	1913年8月25日	伊賀駒吉郎	男	夕陽丘高等女学校長・氏	婦人と文明	講演	
194	1913年8月25日	林翁	男	氏	生命の水	家庭	
194	1913年8月25日	井上達二	男	医学博士	近視に就て	家庭	
194	1913年8月25日	小崎道雄	男	氏	米国たより	家庭	
195	1913年9月25日	安藤太郎	男	日本禁酒会長・氏	未婚の娘に対する母親の心得	講演	
195	1913年9月25日	伊賀駒吉郎	男	夕陽丘高等女学校長・氏	婦人と文明（二）	講演	
195	1913年9月25日	笹尾	男	氏	所感	講演	
195	1913年9月25日	山鹿	男	牧師	宗教と婦人	講演	
195	1913年9月25日	三浦	男	牧師	子女の教養に就て	家庭	
195	1913年9月25日	小崎道雄	男	氏	北米オベリン通信	家庭	
196	1913年10月25日	山崎黙堂	男	台南・氏	献身的精神	論議	
196	1913年10月25日	伊賀駒吉郎	男	夕陽丘高等女学校長・氏	婦人と文明	論議	
196	1913年10月25日	益富政助	男	廓清会理事・氏	感想其折り折り	論議	
196	1913年10月25日	小崎道雄	男	在オベリン・氏	米国オベリン通信	家庭	
197	1913年11月25日	江原素六	男	貴族院議員・翁	新しい女	論議	
197	1913年11月25日	小崎弘道	男	霊南坂教会牧師・翁	一致協力	論議	
197	1913年11月25日	山室軍平	男	救世軍大佐・氏	汝らは地の塩なり	論議	
197	1913年11月25日	伊賀駒吉郎	男	夕陽丘高等女学校長・氏	婦人と文明（四）	論議	
198	1913年12月25日	高島平三郎	男	女子高等師範学校教授	矯風の原理と実際	論議	
198	1913年12月25日	久布白	男	大阪・牧師	活ける貞潔	論議	
198	1913年12月25日	藤田寛太郎	男		神聖基地	論議	

〔表2〕『婦人新報』に掲載された女性執筆者による論説のリスト

掲載号	年月日	氏名	性別	肩書き・敬称	論説の題名	掲載欄	内容
151	1910年1月15日	ガントレット恒	女		新年を迎へて	青年欄	所感
152	1910年2月15日	大関和子	女		心の祈りに応答へ給ふ	心の花	所感
152	1910年2月15日	守屋東子	女		子供なればこそ	少年欄	禁酒
153	1910年3月15日	烏山辰子	女	此花看護婦会長	乳の話	家庭欄	衛生
153	1910年3月15日	三谷民子	女		偉人の面影	青年部欄	所感
156	1910年6月15日	安井哲子	女	女史	児童と家庭	家庭欄	家庭
156	1910年6月15日	宮川すみ子	女	女史	改良したいと思ふ点	家庭欄	家庭
157、8	1910年8月15日	矢島楫子	女		矯風会の道	社説	所感
160	1910年10月15日	嘉悦孝子	女		都鄙女学生の特長	家庭欄	教育
161	1910年11月15日	名出豊子	女		和歌山公娼設置問題再興に付きて	社説	廃娼
163	1911年1月15日	矢島楫子	女		新年の所感	社説	所感
163	1911年1月15日	ヘンデルソン	女	夫人	幸福と健康	社説	衛生
163	1911年1月15日	渡邊常子	女		不良学生の犠牲となりし健児	教育	教育
163	1911年1月15日	大関和子	女		如何にせば全き人になるか	教え草	
165	1911年3月15日	安中花子	女		彼等は母の愛を知らず	家庭欄	家庭
167	1911年5月25日	山脇房子	女		噫可憐なる人の子		廃娼
169	1911年7月25日	矢島楫子	女		愛は吾等の生命なり	新説	廃娼
171	1911年9月25日	根本徳子	女		ニコチン退治		禁煙
173	1911年11月25日	矢島楫子	女		女子教育と家庭問題	社説	教育
174	1911年12月25日	安井哲子	女		周囲の人に対する同情		
174	1911年12月25日	矢島楫子	女		婦人用名刺の由来	家庭欄	
174	1911年12月25日	戸川秀子	女		故小林富次郎氏の伝を読みて		所感
175	1912年1月25日	三谷民子	女		新年の覚悟	社説	所感
175	1912年1月25日	安井哲子	女		周囲の人に対する同情		
175	1912年1月25日	安中花子	女		偶感		
175	1912年1月25日	矢島楫子	女		講話		
176	1912年2月25日	井深	女	夫人	虚栄について	談叢	
176	1912年2月25日	三谷	女	女史	清泉	談叢	
176	1912年2月25日	守屋	女	女史	難波新地遊廓廃止運動	活動	廃娼
177	1912年3月25日	安井哲子	女		をりをりの所感	教の庭	
177	1912年3月25日	矢島楫子	女		すぎこしかた	もしほ草	
177	1912年3月25日	本田貞子	女		ひさびさにて故郷に帰りて	もしほ草	
177	1912年3月25日	デビス	女	ミス	ヘーグに於ける矯風大会	はたらき	
177	1912年3月25日	清水たね	女		大阪の廃娼運動	はたらき	廃娼
177	1912年3月25日	渡邊常子	女		朝鮮旅行記	はたらき	
178	1912年4月25日	矢島楫子	女		すぎこしかた	もしほ草	
178	1912年4月25日	大関ちか子	女	大関看護婦会長	看護婦となりし動機	もしほ草	
178	1912年4月25日	安中花子	女		動物愛護について	もしほ草	
178	1912年4月25日	三輪田真佐子	女		家庭も亦学校なり	ホーム	家庭
178	1912年4月25日	渡邊常子	女	神戸矯風会長	朝鮮旅行記	はたらき	
178	1912年4月25日	守屋東子	女		入峡の記	はたらき	
179	1912年5月25日	久布白落実子	女	在米	子供は救ふ価値ありや	もしほ草	教育
179	1912年5月25日	安中花子	女		我魂と我心と	もしほ草	
179	1912年5月25日	サッチャー	女	万国矯風会軍人課長、夫人	日本訪問雑感	はたらき	
179	1912年5月25日	ウィラード	女	嬢	矯風会の起源	はたらき	
180	1912年6月25日	ルース、エフ、デビス	女	嬢	酒精中毒患者に同情し其救助策を講ずるは現今社会の急務なり	社説	禁酒
180	1912年6月25日	宮川すみ子	女		日英婦人の長所	もしほ草	
180	1912年6月25日	矢島楫子	女		すぎこしかた（続）	もしほ草	
180	1912年6月25日	大関ちか子	女		如何にして健康を維持すべきか	ホーム	衛生
182	1912年8月25日	河井道子	女	女史	男女の交際	もしほ草	
182	1912年9月25日	嘉悦孝子	女	女史	眞の倹約の仕方	もしほ草	
183	1912年9月25日	林歌子	女	女史	喪章を付くる白リボンの会員	社説	
183	1912年9月25日	北村美那子	女	ハチエラーオフアーツ	米国家庭に於ける児童の躾方	もしほ草	
184	1912年10月25日	ルイス	女	ミス	土産話	もしほ草	
186	1912年12月25日	矢島楫子	女		すぎこしかた	もしほ草	
186	1912年12月25日	清水きよ子	女	女子学院	諒闇の年の暮	ホーム	
187	1913年1月25日	三谷民子	女		旅行中の雑感	社説	
187	1913年1月25日	矢島楫子	女		すぎこしかた	もしほ草	

187	1913年1月25日	ガントレット	女	夫人	煙草の害	ホーム	禁酒
188	1913年2月25日	本多貞子	女		婦人矯風会の歴史	をしへの庭	
188	1913年2月25日	大澤常子	女		女子服装改良論	講演	
188	1913年2月25日	矢島楫子	女		すぎこしかた	もしほ草	
188	1913年2月25日	河口あい子	女		過去十年間の思出	もしほ草	
189	1913年3月25日	林歌子	女		奮闘努力	社説	
189	1913年3月25日	井深花子	女		主及其力によりて強くなるべし	をしへの庭	
189	1913年3月25日	矢島楫子	女		すぎこしかた	もしほ草	
189	1913年3月25日	ルース、エフ、デビス	女	嬢	台湾紀行	はたらき	
189	1913年3月25日	渡邉常子	女		台北よりの書翰	はたらき	
191	1913年5月25日	三谷民子	女		現今婦人の取るべき覚悟	社説	
191	1913年5月25日	久布白	女	在米・夫人	単純なる思想	をしへの庭	
191	1913年5月25日	山脇ふさ子	女		学校教育と家庭	講演	教育
191	1913年5月25日	矢島楫子	女		九州旅行につき	はたらき	
192	1913年6月25日	広岡あさ子	女		信者になりし経験	教の庭	宗教
192	1913年6月25日	小向きん子	女		学齢前の幼児と家庭	家庭	家庭
192	1913年6月25日	粟屋栄子	女		母の会の目的	家庭	
194	1913年8月25日	塚本はま子	女		婦人と経済	社説	
194	1913年8月25日	本多てい子	女		明治天皇御一週年奉悼式にて	講演	
194	1913年8月25日	矢島楫	女	会頭	矯風会の主義	講演	
194	1913年8月25日	根本とく	女		文相の一夫一婦説	講演	廃娼
194	1913年8月25日	和久山わさ子	女		壁の影画	家庭	
195	1913年9月25日	広岡浅子	女		婦人と信仰	社説	
196	1913年10月25日	塚本はま子	女		小児の衣服	家庭	家事
196	1913年10月25日	守屋東子	女		サヨナラからの教訓	雑録	
197	1913年11月25日	デビス	女	万国本部派遣員・嬢	過去の一年	論議	
197	1913年11月25日	林歌子	女	大阪	徽章を離さぬ社会の妻と社会の母	論議	
197	1913年11月25日	矢島楫子	女		思出の僅を	藻塩草	
197	1913年11月25日	ガントレット恒	女		青年部諸愛婦人	藻塩草	
197	1913年11月25日	城のぶ子	女	神戸	再び喫煙の害毒に就て	藻塩草	禁煙
198	1913年12月25日	河井道子	女		求道者のために	論議	
198	1913年12月25日	大久保音羽子	女		加州に於ける同胞	藻塩草	

〔表3〕『婦人新報』の論説を掲載欄ごとに分類した男女別リスト

掲載号	年月日	氏名	性別	肩書き・敬称	論説の題名	掲載欄	内容
151	1910年1月15日	新渡戸稲造	男	農学・法学博士	分福主義	社説	
151	1910年1月15日	土肥慶蔵	男	医学博士・君	衛生と道徳	社説	衛生
151	1910年1月15日	武藤無聲	男	君	禁煙実験談	社説	禁煙
154、5	1910年5月15日	大隈重信	男	伯爵	文明の源泉	社説	家庭
154、5	1910年5月15日	大澤謙治	男	医学博士・君	酒害の大要	社説	禁酒
157、8	1910年8月15日	大隈重信	男	伯爵	不健全なる社会の戦士	社説	
160	1910年10月15日	江原素六	男	君	家族制度に対する観念	社説	家庭
160	1910年10月15日	北里柴三郎	男	医学博士・君	生命を重んずるものは宜しく禁煙すべし	社説	禁煙
160	1910年10月15日	松野恵蔵	男	君	酒は米の水に非らず	社説	禁酒
161	1910年11月15日	大澤謙治	男	医学博士・君	飲酒の害	社説	禁酒
163	1911年1月15日	片山國嘉	男	医学博士・君	ビールは将して無害の飲料水なるか	社説	禁酒
164	1911年2月15日	大澤謙治	男	医学博士	医学上より見たる男子の不品行	社説	廃娼
164	1911年2月15日	片山國嘉	男	医学博士	不品行は多く酒より来る	社説	廃娼、禁酒
164	1911年2月15日	向軍治	男	氏	霊の宮殿、趣味の生	社説	廃娼
164	1911年2月15日	江原素六	男	君	根本より改めよ	社説	廃娼
165	1911年3月15日	大隈重信	男	伯爵・君	眞の道徳は婦人問題の解決によつて全ふせらる	社説	廃娼
167	1911年5月25日	大隈重信	男	伯爵・君	眞の愛国者	社説	廃娼
168	1911年6月25日	島田三郎	男	君	公娼制度の否認（上）	社説	廃娼
168	1911年6月25日	安部磯雄	男	君	世に斯の如き公娼制度ありや	社説	廃娼
173	1911年11月25日	島田三郎	男	君	是れ実地の問題也	社説	廃娼
183	1912年9月25日	高田畊安	男	南湖院長・氏	矯風会員の御大葬奉送御大葬奉送の歌	社説	
185	1912年11月25日	古門林太郎	男	牛込教会長老	明治天皇の御誕辰	社説	
157、8	1910年8月15日	矢島楫子	女		矯風会の道	社説	所感
161	1910年11月15日	名出星子	女		和歌山公娼設置問題再興に付きて	社説	廃娼
163	1911年1月15日	矢島楫子	女		新年の所感	社説	所感
163	1911年1月15日	ヘンデルソン	女	夫人	幸福と健康	社説	衛生
173	1911年11月25日	矢島楫子	女		女子教育と家庭問題	社説	教育
175	1912年1月25日	三谷民子	女		新年の覚悟	社説	所感
180	1912年6月25日	ルース、エフ、デ	女	嬢	酒精中毒患者に同情し其救助策を講ずるは現今社会の急務なり	社説	禁酒
183	1912年9月25日	林歌子	女	女史	喪章を付くる白リボンの会員	社説	
187	1913年1月25日	三谷民子	女		旅行中の雑感	社説	
189	1913年3月25日	林歌子	女		奮闘努力	社説	
191	1913年5月25日	三谷民子	女		現今婦人の取るべき覚悟	社説	
194	1913年8月25日	塚本はま子	女		婦人と経済	社説	
195	1913年9月25日	広岡浅子	女		婦人と信仰	社説	
177	1912年3月25日	田島	男	牧師	婦人と宗教	教の庭	宗教
178	1912年4月25日	井深梶之助	男	神学博士・氏	罪の赦	をしへの庭	宗教
178	1912年4月25日	田島進	男	牛込教会牧師・氏	婦人の宗教	をしへの庭	宗教
179	1912年5月25日	宮川経輝	男	大阪教会牧師	家庭と宗教	をしへの庭	宗教
179	1912年5月25日	益富政助	男	廓清会理事	約翰伝講話、道・生・光	をしへの庭	宗教
180	1912年6月25日	植村正久	男	氏	聖名を崇めさせ玉へ	をしへの庭	宗教
183	1912年9月25日	宮川経輝	男	大阪教会牧師・氏	新約書の婦人達	をしへの庭	
183	1912年9月25日	三井芳太郎	男	文学士・氏	品性と姿勢美	をしへの庭	
184	1912年10月25日	山室軍平	男	救世軍大佐・氏	ダビデとゴリアテの物語	をしへの庭	宗教
184	1912年10月25日	スペンサー	男	氏	神の前に貴きキリスト信徒の生涯	をしへの庭	宗教
185	1912年11月25日	クローソン	男	女子聖学院教授	聖別せられたる婦人の使命	をしへの庭	
186	1912年12月25日	小崎弘道	男	霊南坂教会牧師・氏	良心の聲	をしへの庭	
186	1912年12月25日	山室軍平	男	救世軍大佐心得・氏	ガルバリ山の十字架	をしへの庭	宗教
187	1913年1月25日	小崎弘道	男	霊南坂教会牧師・氏	信仰の万能力	をしへの庭	宗教
187	1913年1月25日	大谷虞	男	氏	信仰の進境	をしへの庭	宗教
188	1913年2月25日	安部磯雄	男	氏	現今の婦人問題	をしへの庭	
189	1913年3月25日	ゴルドン	男	氏	婦人の友イエスキリスト	をしへの庭	

189	1913年3月25日	小崎弘道	男	靈南坂教会牧師・氏	エゼキエルの預言	をしへの庭	
190	1913年4月25日	小崎弘道	男	靈南坂教会牧師・氏	天ひらげて	をしへの庭	
190	1913年4月25日	モット	男	万国青年会総幹事・博士	道徳上及靈性上の萎縮	をしへの庭	
191	1913年5月25日	山崎黙堂	男	台南	良心の聲	をしへの庭	
192	1913年6月25日	田島	男	牧師	基督教より見たる新らしき婦人	教の庭	宗教
177	1912年3月25日	安井哲子	女		をりをりの所感	教の庭	
188	1913年2月25日	本多貞子	女		婦人矯風会の歴史	をしへの庭	
189	1913年3月25日	井深花子	女		主及其力によりて強くなるべし	をしへの庭	
191	1913年5月25日	久布白	女	在米・夫人	単純なる思想	をしへの庭	
192	1913年6月25日	広岡あさ子	女		信者になりし経験	教の庭	宗教
181	1912年8月10日	山室軍平	男	救世軍大佐・氏	感化の力	講演	
181	1912年8月10日	安部磯雄	男	早大教授・氏	矢野氏の芸妓論を読む	講演	廃娼
182	1912年8月25日	安部磯雄	男	早大教授・氏	矢野氏の芸妓論を読む	講演	廃娼
182	1912年8月25日	山室軍平	男	救世軍大佐・氏	感化の力	講演	
183	1912年9月25日	島田三郎	男	代議士・氏	社会の基礎	講演	
183	1912年9月25日	益富政助	男	廓清会理事・氏	乃木大将婦人	講演	
184	1912年10月25日	島田三郎	男	衆議院議員・廓清会会長・氏	社会の基礎（二）	講演	
184	1912年10月25日	藤田寛太郎	男	氏	信仰の余恵	講演	
185	1912年11月25日	島田三郎	男	衆議院議員・廓清会会長	社会之基礎	講演	
185	1912年11月25日	小崎弘道	男	靈南坂教会牧師	奮闘	講演	
185	1912年11月25日	藤田寛太郎	男		信仰の余恵	講演	
186	1912年12月25日	三井芳太郎	男	早稲田教会牧師・氏	神の恵は無条件にて受くべし	講演	宗教
186	1912年12月25日	藤田寛太郎	男	氏	信仰の余恵	講演	宗教
186	1912年12月25日	宮田修	男	成女高等女学校長・氏	廃娼問題と婦人	講演	廃娼
187	1913年1月25日	宮川経輝	男	氏	聖潔之徳	講演	宗教
187	1913年1月25日	長坂鑑次郎	男	氏	楽天の歌	講演	
187	1913年1月25日	佐々醒雪	男	文学博士・氏	貞節の変遷	講演	廃娼
189	1913年3月25日	安部磯雄	男	氏	男女平等論	講演	
189	1913年3月25日	釘宮	男	牧師	新しき女旧き女理想の女	講演	
190	1913年4月25日	山崎黙堂	男	氏	健全なる家庭は富国強兵の基	講演	
190	1913年4月25日	ケールン	男	博士	家庭に就て	講演	
191	1913年5月25日	益富政助	男	廓清会理事	米国排日問題に付て	講演	
194	1913年8月25日	伊賀駒吉郎	男	夕陽丘高等女学校長・氏	婦人と文明	講演	
195	1913年9月25日	安藤太郎	男	日本禁酒会長・氏	未婚の娘に対する母親の心得	講演	
195	1913年9月25日	伊賀駒吉郎	男	夕陽丘高等女学校長・氏	婦人と文明（二）	講演	
195	1913年9月25日	笹尾	男	氏	所感	講演	
195	1913年9月25日	山鹿	男	牧師	宗教と婦人	講演	
188	1913年2月25日	大澤常子	女		女子服装改良論	講演	
191	1913年5月25日	山脇ふさ子	女		学校教育と家庭	講演	教育
194	1913年8月25日	本多てい子	女		明治天皇御一週年奉悼式にて	講演	
194	1913年8月25日	矢島楫	女	会頭	矯風会の主義	講演	
194	1913年8月25日	根本とく	女		文相の一夫一婦説	講演	廃娼
196	1913年10月25日	山崎黙堂	男	台南・氏	献身的精神	論議	
196	1913年10月25日	伊賀駒吉郎	男	夕陽丘高等女学校長・氏	婦人と文明	論議	
196	1913年10月25日	益富政助	男	廓清会理事・氏	感想其折り折り	論議	
197	1913年11月25日	江原素六	男	貴族院議員・翁	新しい女	論議	
197	1913年11月25日	小崎弘道	男	靈南坂教会牧師・翁	一致協力	論議	

197	1913年11月25日	山室軍平	男	救世軍大佐・氏	汝らは地の塩なり	論議	
197	1913年11月25日	伊賀駒吉郎	男	夕陽丘高等女学校長・氏	婦人と文明（四）	論議	
198	1913年12月25日	高島平三郎	男	女子高等師範学校教授	矯風の原理と実際	論議	
198	1913年12月25日	久布白	男	大阪・牧師	活ける貞潔	論議	
198	1913年12月25日	藤田寛太郎	男		神聖基地	論議	
199	1914年1月25日	小崎弘道	男	靈南坂教会牧師	汝等腰に帯し灯火を灯して居れ	論議	
199	1914年1月25日	小崎道雄	男	在オベリン大学	ヘレンケラー嬢の講演を聴く	論議	
199	1914年1月25日	大森平蔵	男	氏	児童運動場設置期成同盟会	論議	
197	1913年11月25日	林歌子	女	大阪	徽章を離さぬ社会の妻と社会の母	論議	
198	1913年12月25日	河井道子	女		求道者のために	論議	
199	1914年1月25日	エツチ、エフ、パ	女	在松山市	日米問題に関して日本国民の反省を促す	論議	
199	1914年1月25日	矢島楫子	女		すぎこしかた	論議	
199	1914年1月25日	久布白落実	女		万国婦人矯風会大会につきて	論議	
199	1914年1月25日	野村俊子	女		矯風会と児童教育	論議	家庭

〔表 4〕　表１および表２に示した論説の数とその男女比

	男		女		総計
１９１０年	26	72.2%	10	27.8%	36
１９１１年	43	78.2%	12	21.8%	55
１９１２年	42	55.3%	34	44.7%	76
１９１３年	43	55.8%	34	44.2%	77
総　　計	154	63.1%	90	36.9%	244

〔グラフ〕

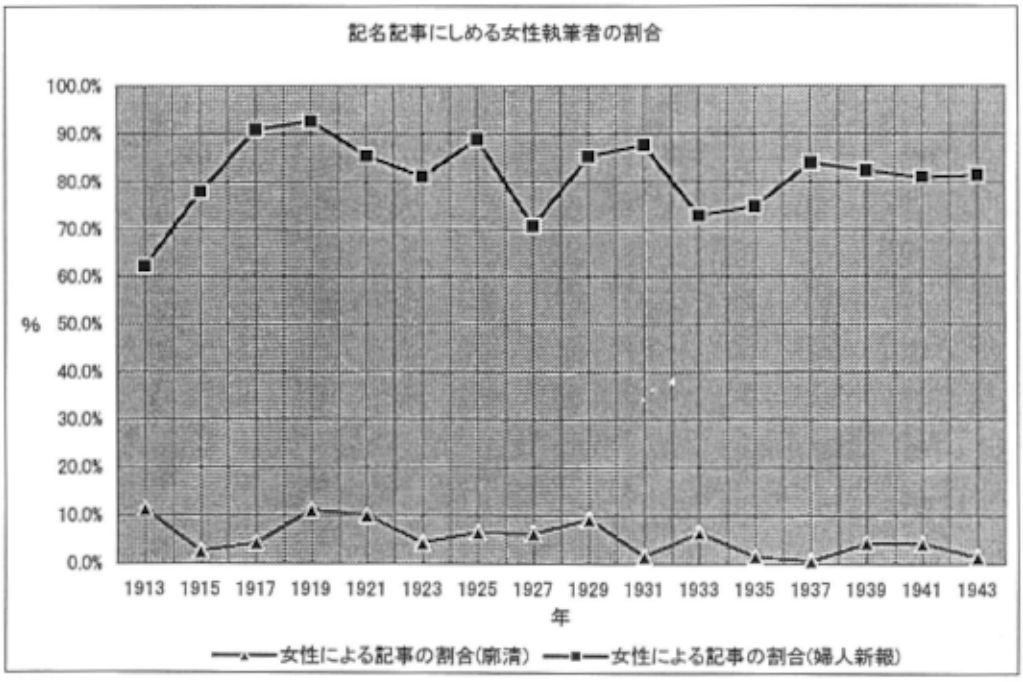

（グラフの「記名記事」には分課の報告書も含む）

〔表 5〕『廓清』への執筆数順のリスト

（『廓清　解説・総目次・索引』（不二出版、1995 年）の索引から作成）

順位	氏名	回数
1	安部磯雄	338 回
2	村上雄策	250 回
3	家田作吉	183 回
4	山室軍平	154 回
5	布施辰治	153 回
6	伊藤秀吉	146 回
7	高島米峰	141 回
8	木藤冷剣	127 回
9	油谷治郎七	115 回
10	島田三郎	88 回

〔表 6〕『婦人新報』への執筆数順のリスト

（『婦人新報　解説・総目次・索引』（不二出版、1986 年）の索引から作成）

順位	氏名	回数
1	久布白落実	711 回
2	ガントレット恒子	617 回
3	守屋東	476 回
4	千本木道子	421 回
5	林歌子	202 回
6	矢島楫子	165 回
7	竹上正子	143 回
8	小畑ため子	122 回
9	村岡花子	101 回
10	城ノブ	98 回

終章　廃娼運動――「衛生」と「人権」のはざま

本稿を終えるにあたって、廃娼運動をジェンダー史としてとらえることによって何が明らかになったのか、まとめておきたい。

先行研究において、廃娼運動史は「女性史」として記述されてきた。「明治の廃娼運動の主体は女ではなく男であった[1]」と書いた村上信彦の著作さえも『明治女性史』と名づけられている。しかしそのように「女性史」として論じられながらも、実際、廃娼運動という一つの社会運動において、その担い手としての女たちがどのように位置づけられていたのかということは、明らかにされてこなかった。本稿は、廃娼運動の担い手の性差について、「女」や「男」がどのように位置づけられてきたのか、その変遷をたどったものである。

また、先行研究が廃娼運動の言説について記述するときには、主として娼婦という女の身体をめぐる論議に焦点があてられ、廃娼運動における男性身体をめぐる語りについては、分析のメスが入れられることがなかった。したがって本稿は、廃娼論において論じられた対象としての〈売春する／しない女〉すなわち〈娼婦／母（主婦）〉の問題のみならず、廃娼運動が〈買春する／しない男〉をどのように論じてきたのかという点にも着目し、廃娼論のなかの女性論および男性論について分析した。

廃娼論を、その論者の性差に着目して分析するにあたって、本稿は、その変容を5つの時期に分けて論じた。第一章では開国から1876年の全国的な検黴の制度化まで、第二章では群馬の廃娼建議（1880年ー）から日清戦争まで、第三章では自由廃業運動期（1899年ー1902年頃）、第四章では日露戦争前後、第五章では廓清会設立（1911年）前後から1916年頃まで、それぞれ論じている。廃娼運動の開始時期について先行研究は、伊藤秀吉の『日本廃娼運動史』（1931年）以降、群馬における廃娼請願（本稿第二章）をその本格的始動の時期として記述することが多かったが、本稿は公娼制度が近代的に再編されてゆく時期の廃娼論にも着目し（第一章）、その頃の廃娼論も廃娼運動史に含めるべきだととらえている。また、伊藤は廃娼運動が約10年周期で「白熱期」を迎えたと論じ、1880年前後の群馬の廃娼運動、1890年の全国廃娼同盟会前後、1900年前後の自由廃業運動、1911年の廓清会設立前後、そして最後は廓清会と矯風会の廃娼連盟（1926年ー）の5つの時期に分けて論じているが[2]、この伊藤の時期区分は〈男たちの廃娼運動〉にのみ当てはまる区分であったにすぎない。したがって〈女たちの廃娼運動〉にも着目する場合には、これらの「白熱期」以外の時期にも焦点を当てる必要がある。よって、本稿が伊藤の時期区分とは異なる形で上記の五章に分けて論じた理由と、各章の内容の概略について、以下に記したい。

第一章では、開国以降、1876年の全国的な検黴制度化の時期にかけての廃娼論から論じ始めている。先行研究においては、この最も初期の廃娼論はあまり注目さ

れず、断片的に津田真道の「廃娼論」が論じられる程度であった。しかし本稿は、この初期の廃娼論を重視している。この時期には、廃娼派の人々も検黴制度を支持し、その衛生上の必要性を説いていた。また廃娼論は行政の担い手である人々によっても主張され、その検黴を支持する言説によって、廃娼派の人々もまた公娼制度が近代化してゆく過程に深く関与したのであった。そして廃娼論において検黴批判が行われるようになった後も（第二章以降）、それ以前の検黴支持の廃娼論と同様、「廃娼」と「衛生」は、たえず結びつけて論じられることになったのである。こうした経緯からわかることは、廃娼運動とは、「政治論」の対極にある「純粋の理想」[3]などではなくて、まさにそれ自体が〈政治〉の技術であったということである。そしてこの「衛生」の〈生―政治学〉は、近世的な知のありかたとしての「養生」とは異なる近代的な〈権力〉の形なのであり、衛生論に依拠し、それを普及した廃娼運動は、近代化の現象としてとらえられるべきなのである[4]。

第二章では、群馬の廃娼建議（1880 年ー）から日清戦争後までを論じた。この時期は、廃娼運動史をジェンダーという視点から分析するとき、激動の時代であったといえる。群馬の廃娼建議には反映されなかった女たちの声が 1886 年の矯風会設立によって表出され、またその設立前後に廃娼論は女性解放論としての意味を持つに至ったのである。しかし彼女たちは数年のうちに、廃娼運動の政治運動としての側面からは後退を余儀なくされる。1890 年に結成された全国廃娼同盟会においては男性が廃娼運動の直接的な担い手であるとされており、女たちは主に「家庭」づくりを行うべきだと論じられていた。「廃娼」が性的事柄についての議論であり、廃娼運動が政治的活動であることから、女が廃娼運動に直接的に関わることが忌避されて、日清戦争前後には、矯風会における「衛生」論は「廃娼」ではなく「禁酒」論として論じられることになった。先行研究においては、全国廃娼同盟会が結成された 1890 年前後は「廃娼運動が最高潮にたっした段階[5]」だとされているが、この時期を〈女たちの廃娼運動〉に焦点を当てて見る場合、「最高潮」どころか、運動そのものからの後退を余儀なくされた敗北の年であったということになる。そしてこの頃から、しだいに女たちが娼妓や遊廓等の性的事柄を論じることが困難になり、矯風会における廃娼運動は、早くも、長い低迷の時期を迎えるのである。

第三章では、自由廃業運動（1899 年ー）前後について論じた。本稿は全体として、廃娼運動が一枚岩ではなく、いかに多様な廃娼論を展開したかを示すことを一つの目的としているが、その廃娼論の多様性は、特にこの自由廃業運動期の廃娼運動に見ることができる。たとえば「廃娼論」には「絶娼」論（買売春根絶論）から「営業ノ自由」論（売春の自由論）まで幅広く含みこまれていたという一例を挙げるだけでも、その多様性の一端を示すことができるだろう。しかし先行研究においては、廃娼運動がそのような多面体であるのにもかかわらず、廃娼運動のある一面だけを取り上げて、あたかもその一面が廃娼運動全体の本質であるかのように論じられることが多かった。廃娼運動を「人権闘争」としてのみ描くことが一面的であったのと同様に、そうした旧来の廃娼運動観を批判する近年の廃娼運動論が、しば

しば現代の恣意的な基準から廃娼運動を断罪し、その否定的側面のみを切り取り並列する、その記述の仕方もまた一面的である[6]。廃娼運動は、内部に数々の亀裂を含みこんだまま進行する多様な言説の集合なのであって、私たちはその亀裂にこそ着目し、廃娼運動の言説を〈歴史化〉しなければならないのである。自由廃業運動期に限らず、その亀裂の最たるものは〈女たち／男たち〉の分断であったが、とりわけ自由廃業運動期に顕著にあらわれたことは、女たちの法や政治の領域からの排除と、廃娼運動に女たちが参入することの困難とが、密接に関わっていたということである。

第四章は、日露戦争前後について論じた。この時期は、廃娼運動全体から見れば、活動が低迷していたといえる。しかし第五章で論じる〈女たち／男たちの廃娼運動〉について、矯風会の女たちが再び廃娼運動を開始し、その後、廃娼運動が性別に編成されるにいたった経緯を記述しようとする際には、この日露戦争期の矯風会活動における「女」のイメージの変容についての説明が不可欠である。本稿において一貫して論じるように、廃娼運動は「戦争」のイメージによって表現され、廃娼派の人々は「兵士」として表象された。第二章で論じた全国廃娼同盟会の時期には、廃娼運動における「義兵」は、男性のイメージであったが、日露戦争後には、女たちもまた廃娼運動という「戦争」を担う「兵士」となった。日露戦争期、矯風会の女たちは禁酒運動としての慰問袋運動を介して軍隊との関わりを深め、やがて新興の戦争援護団体である愛国婦人会への対抗意識から、慰問袋運動において「廃娼」の主義を前面に押し出し、この慰問袋運動の「成功」が、彼女たちのうちに戦闘者としての自己イメージを抱かせるようになったのである。こうした「女」のイメージの変容が、女たちを再び廃娼運動へと導いたのであった。

第五章では、女たちが女の立場からの廃娼論を論じ始める過程として、廓清会の設立前後に男たちによる女たちの啓蒙の時期があるととらえ、1910 年代前半の矯風会機関誌『婦人新報』と廓清会機関誌『廓清』の論説を分析して、廃娼運動が性別編成されるにいたった経緯について論じた。また『婦人新報』と『廓清』を、女性論のみならず男性論にも着目して論じ、その内容から、〈女たちの廃娼運動〉が〈男たちの廃娼運動〉から独立した理由を探った。

以上が、第一章から第五章までの本稿の全体構成であり、開国以降、1910 年代半ばまでの廃娼論の変遷をたどることによって、廃娼運動が性別に編成されていった過程を記述するものである。その記述においては廃娼論と衛生論との関わりを重視した。前述のように廃娼論の内容は多様であったが、それが衛生論を常に意識したものであったという点においては一貫していたといえる。廃娼運動は、「衛生」の論理によって正当化されている公娼制度を批判する際に、衛生論そのものを覆すのではなく、廃娼こそ「眞の衛生」への道だと主張し、自らも衛生論に依拠して廃娼論を展開したのだった。しかし、その衛生論が人々をしばしば「器械視」するものであり、性病との関わりにおいては専ら女の身体が隔離と監視の対象となったため、それゆえに生じる「人権」問題とのはざまで、廃娼運動の内部にさまざまな亀

裂が生じたのである。廃娼運動において女たちが周縁化され、その後〈女たちの廃娼運動〉にいたるまでの長い道のりをたどらなければならなかった理由は、この「廃娼」と「衛生」の関わりにおける「人権」問題に着目してこそ、理解できるのである。

また、廃娼論がそのように衛生論と結びつけて論じられていたことと、廃娼運動のイメージが常に「戦争」や「兵士」の比喩によって語られたことは、密接につながっている。衛生の論理は富国強兵政策と不可分であり、廃娼運動はその時代を背景として、また時にはそうした時代思潮を自ら形成するものとして現れた社会運動であった。そしてその廃娼運動に参入する際に女たちが「軍人」の自己イメージを持ったことにも象徴されるように、廃娼運動は、富国強兵策と不可分である衛生論との関わりにおいて「女」や「男」のイメージを造り出し、変容させてきたのである。またそのイメージは、イメージのみにとどまらず、人々の〈生きられた身体の経験〉へと結びついていたのだった。すなわち、廃娼運動史をジェンダー史ととらえることによって見えてくるのは、「衛生」の〈生―政治学〉が「女」や「男」のイメージを常に動員してきたという事実であり、そのイメージに促されて、女たちや男たちがたどった経験の変容である。したがって〈性の近代化〉の歴史は、何よりもまずジェンダー史として記述されるべきなのである。

---

[1] 前掲村上『明治女性史（四）』、108 頁。

[2] 前掲伊藤『日本廃娼運動史』、23～33 頁。

[3] 前掲村上『明治女性史（四）』、86 頁。

[4] 小野沢あかねは「近年の女性史・ジェンダー史の傾向」について「九〇年代以降の女性史研究は、『近代家族』意識を最も内面化していたとみられるキリスト教徒の女性や、都市中間層家族の言説のみを抽出して観念的に論ずる傾向が強」いと述べて、片野真佐子、荻野美穂、川村邦光、牟田和恵、藤目ゆき、藤野豊の著作をその具体例として挙げて批判し、それらのように「近代」を問題化するのではなく「『家』の秩序のなかに生きていた圧倒的多数の当時の人々」の「民衆生活の実態」に焦点を当てるべきだと論じている（前掲小野沢「戦間期日本における公娼制度廃止問題の歴史的特質―地域と国際関係の視点から―」）。しかしそのように述べながら、小野沢が長野における講演として引用するのは矯風会幹部の城のぶ（城は「キリスト教徒の女性」である）の言説であり、城が講演で述べたとされるのは「先天的病毒の感染により治療の見込みなきを欠ける者〔中略〕等の家庭的社会的の欠陥」である。つまり城が論じたのは、衛生論および家庭論で、それらはまさに近代の言説なのであって、小野沢の主張は矛盾しているのである。また小野沢が着目すべきだとする「禁酒会・婦人会・青年会の論理」もまた言説であって、それをそのまま「民衆生活の実態」だとみなすことはできない。本稿は、廃娼運動史を言説史ととらえ、その近代性に着目する必要について論じるものである。

[5] 前掲竹村「解説　帝国議会開設期における廃娼運動――雑誌『廃娼』の刊行を中心に」。

[6] 藤目ゆきは「〔廃娼論者には――引用者〕公娼制度は下層社会に生きる民衆からの収奪機構であるという認識はまったく存在しない」（前掲藤目『性の歴史学』104 頁）等と述べて、そのイメージに一致する言説だけを引用し、それが廃娼運動全体に見られる傾向であるかのように論じているが、本文中に例証したように、そのような藤目の説への反証は、数多く挙げることができる。しかし重要なことは、廃娼論の中に階級論が見られるか否かとい

った個別の論点に関する見解の違いではない。「廃娼論者は‥‥」と論じるときの、その非歴史的な見方が問題なのである。藤目はその著書のタイトルを『性の歴史学』と名付けていながら、その実、そこに論じられた廃娼運動は、全く歴史化されていない。藤目の描く廃娼運動は、藤目自身が定めた「娼婦の真の救いになったかどうか」(同25頁)という基準から断罪されて、まるで金太郎飴のように、どこを切り取っても「醜業婦観」のオンパレードである。しかし、いったい誰に他の誰かの「真の救い」の内容を決定する権利があるのだろう?——本稿は、そのような見方の根底にある方法、すなわち「底辺女性」や「下層階級」との距離の近さをアピールしつつ「真の救い」という不動の一点から自らの主張に合致する史料のみを切り取ってゆくような非歴史的な記述を批判するものである。

資　料

『愛国婦人』1903-1905 年，マイクロフィルム，国立国会図書館所蔵.
『買売春問題資料集成戦前編』不二出版, 1997-1998 年.
『買売春問題資料集成戦前編第Ⅱ期』不二出版, 2002-2004 年.
『大審院民事判決録（縮刷版）』第 2 巻, 1966 年，新日本法規出版.
『大日本私立衛生会雑誌』1883-1890 年．同志社大学図書館所蔵.
『太政類典』マイクロフィルム，国立公文書館所蔵.
『衛生局第一第二報告』明治 8-10 年，マイクロフィルム，国立公文書館所蔵.
『衛生門』国立公文書館内閣文庫所蔵.
『群馬県布達全書巻之十』マイクロフィルム，国立国会図書館所蔵.
『婦人衛生会雑誌　復刻版』大空社, 1990 年.
『婦人矯風雑誌　復刻版』不二出版, 1985 年.
『婦人新報　復刻版』不二出版, 1985-1986 年.
『婦女新聞　復刻版』不二出版,1982-1985 年.
『軍医学会雑誌』1902-1907 年．大阪大学図書館所蔵.
『廃娼　復刻版』不二出版，1993 年.
『法令全書』明治 4-5 年.
『女学雑誌 複製版』臨川書店, 1966-1967 年.
『上毛教界月報　復刻版』不二出版, 1985 年.
『廓清　復刻版』不二出版, 1995 年.
『公文録　明治四年』第 38 巻，マイクロフィルム，国立公文書館所蔵.
『毎日新聞　復刻版』不二出版, 1993-1999 年.
『明治十五年群馬県布達全書前編』マイクロフィルム，国立国会図書館所蔵.
『明六雑誌 復刻版』立体社, 1976 年.
『民部省日誌　明治四年』マイクロフィルム，国立国会図書館所蔵.
『二六新報　復刻版』不二出版, 1992-1994 年.
『六合雑誌　復刻版』不二出版, 1986-1988 年.
『世界婦人　復刻版』龍渓書舎, 1981 年.
『新聞集成明治編年史』第 1 巻．財政経済学会, 1934 年.
『ときのこゑ　復刻版』不二出版, 1987-1989 年.
『東京医事新誌』第 2450 号，第 2499 号，第 2749 号．大阪大学図書館所蔵.
『東京婦人矯風雑誌 復刻版』不二出版, 1985 年.
『東洋日の出新聞』1907 年 3 月 18 日．国立国会図書館所蔵.
『中外医事新報』第 1160 号．大阪大学図書館所蔵.
『読売新聞　CD-ROM 版』読売新聞社メディア企画局データベース部編, 1999-2002 年.

参考一次文献

安部磯雄 1901 『社会問題解釈法』東京専門学校出版部.

――― 1907「男子に欺かるゝ勿れ」『世界婦人』3 月.

――― 1911a 「公娼制度と社会の風儀」『廓清』

――― 1911b 「地獄の家」『婦人新報』第 172 号, 10 月 25 日.

――― 1913a 「文明の進歩と自由権の制限」『廓清』第 3 巻第 10 号 10 月

――― 1913b 「風紀取締に関する政府の矛盾」『廓清』第 3 巻第 12 号 12 月.

――― 1932a 『社会主義者となるまで』改造社.

――― 1932b→1992 「廃娼の恩人」湯浅三郎編『湯浅治郎』〔復刻版〕大空社.

天野恭太郎 1894 「海外に於ける我が國婦人の状態」『婦人矯風雑誌』第 10 号, 8 月 2 日.

荒畑寒村 1973 『平民社時代　日本社会主義運動の揺籃』中央公論社.

浅井　柞 1888a 「矯風会之目的」『東京婦人矯風雑誌』第 1 号, 4 月 14 日.

――― 1888b 「婦人改良を論ず」『東京婦人矯風雑誌』第 4 号, 7 月 2 日.

――― 1890 「議員選挙に就て」『東京婦人矯風雑誌』第 27 号, 7 月 19 日.

別所梅之助 1895 「医家に寄す」『婦人新報』第 4 号, 5 月 28 日.

Booth, William. 1890 *In Darkest England and the Way Out* = 1987 山室武甫訳 岡田藤太郎監修『最暗黒の英国とその出路』相川書房.

ブラート 1900 「堕落婦人」『ときのこゑ』第 112 号, 8 月 1 日.

土肥慶蔵 1910a 「衛生と道徳（第一）」『婦人新報』第 151 号, 1 月 15 日.

――― 1910b 「衛生と道徳（第二）」『婦人新報』第 152 号, 2 月 15 日.

海老名弾正 1932→1992 「懐旧談」湯浅三郎編『湯浅治郎』〔復刻版〕大空社.

江原素六 1907 「公娼問題に就て」『上毛教界月報』8 月 15 日.

――― 1911 「根本より改めよ」『婦人新報』第 164 号, 2 月 15 日.

富士川游 1915a 「人間並に扱ひ度くない」『廓清』第 5 巻第 9、10 号.

――― 1915b「売笑の研究」『廓清』第 5 巻第 8 号.

ガントレット夫人 1904 「軍人課の働き」『婦人新報』第 84 号, 4 月 25 日.

林ふみ子 1895 「伝染病予防について」『婦人新報』第 4 号, 5 月 28 日.

ひなの女 1894 「欧米にては矯風問題は既に政治家の眼に入れり」『婦人矯風雑誌』第 10 号, 8 月 2 日.

本田貞子 1904a 「軍国の婦人」『婦人新報』第 82 号, 2 月 25 日.

――― 1914b 「大会近づく」『婦人新報』第 204 号, 6 月 28 日.

井深梶之助 1896 「一夫多妻主義の弊害」『婦人新報』第 13 号, 2 月 29 日.

一剣萬里生 1894a 「支那婦人の生涯」『婦人矯風雑誌』第 13 号, 11 月 2 日.

――― 1894b「支那婦人の生涯（二）」『婦人矯風雑誌』第 14 号, 12 月 8 日.

石黒忠悳 1936 『石黒忠悳　懐旧九十年』博文館.

巖本善治　1886　「妓楼全廃すべし」『女学雑誌』第35号, 9月15日.
――― 1889 「男子は女子よりも弱はし」『女学雑誌』第189号, 11月30日.
岩室哲次郎 1902 「婦人の慰藉」『婦人新報』第58号, 2月25日.
伊豆凡夫 1903 「如何にせば戦士を慰むるを得べき」『愛国婦人』第20号, 1月1日.
城（伊藤）のぶ　1904　「我等の終局の目的」『婦人新報』第83号, 3月25日.
鎌田栄吉 1911 「男子に自尊心を与へよ」『婦人新報』第164号, 2月15日.
柏木義円 1932→1992 「群馬県会時代の翁」湯浅三郎編『湯浅治郎』〔復刻版〕大空社.
片山國嘉 1911 「不品行は多く酒より来る」『婦人新報』第164号, 2月15日.
木下尚江 1900→1990 （島田三郎との合著）『廃娼之急務』（『木下尚江全集』第一巻、教文館、所収）
――― 1911 「誠実なきの事業は生命なし」『婦人新報』第174号, 12月25日.
小橋三四子 1914a 「刃を出さん為に我来れり」『婦人新報』第号, 8月28日.
―――1914b 「我が工女課の働き」『婦人新報』第209号, 11月28日.
小林光泰 1899 「社会も亦婦人の手を要す」『婦人新報』第24号, 4月20日.
駒場の野守翁 1895 「真の文明国を作れ」『婦人新報』第3号, 4月28日.
小松武治 1912 「健康と性欲」『廓清』第2巻第5号.
幸徳秋水 1904→1992 「婦人と戦争」『軍国之婦人』〔復刻版〕大空社.
久布白落実 1915 「道徳上の常備軍」『婦人新報』213号, 3月.
――― 1916a 「立て戦闘は将来に有り」『婦人新報』第223号1月28日
――― 1916b「全国の教会に訴ふ」『婦人新報』第227号, 5月28日.
――― 1916c「寄つて以て立つ処を与えよ」『婦人新報』228号6月
――― 1916d 「貞操の観念と国家の将来」『婦人新報』第231号10月5日.
――― 1917 「回顧と希望」『婦人新報』第238号5月10日.
――― 1918 「苦労」『婦人新報』第249号, 4月20日.
――― 1919a 「基督教婦人矯風会の過去と将来」『婦人新報』第266号, 9月15日.
――― 1919b 「婦人と人権」『婦人新報』第267号、10月15日.
――― 1919c「婦人の権利と公娼制度」『婦人新報』第268号, 11月10日.
――― 1929 「五十年来廃娼の歩み」『婦人新報』第370号, 1月1日.
――― 1930 「東洋労働物語（三）日本」『婦人新報』第387号, 6月1日.
――― 1937→1995 『湯浅初子』〔復刻版〕大空社、1995年
――― 1982 『廃娼ひとすじ』中公文庫.
黒岩涙香 1898→1992 『弊風一斑　蓄妾の実例』社会思想社現代教養文庫.
増野悦興 1894 「時事雑感（特に矯風会員諸君の注意を促す）」『婦人矯風雑誌』第11号、9月2日.
益富政助 1911 「此罹災者を救へ」『廓清』第1巻第1号.
――― 1914 「大隈内閣と矯風会」『婦人新報』第202号, 4月25日.
松宮武雄 1905 「群馬県の公娼再設運動に就て」『婦人新報』第103号, 11月25日.
松本恒吉 1912→1992 『日露戦役　婦人の力』〔復刻版〕, 大空社.

松本良順 1864→1965「養生法」『日本科学技術史体系第24巻　医学1』所収,第一法規出版.
――― 1980 『松本順自伝・長与専斎自伝』平凡社東洋文庫.
松本雲舟 1915 「婦人の最低賃金と貞操」『婦人新報』第212号,2月28日.
松浦有志太郎 1913 「衛生上より娼妓を必要とするや」『廓清』第3巻特別号8月
森林太郎 1889→1974「陸軍衛生教程」『鴎外全集』第28巻所収, 岩波書店.
――― 1890 「公娼廃後の策奈何」『大日本私立衛生会雑誌』第80号,1月31日.
――― 1891→1974「衛生学大意」『鴎外全集』第30巻所収, 岩波書店.
――― 1897-1899→1974「兵役篇」『鴎外全集』第33巻所収, 岩波書店
――― 1901→1974「大戦学理」『鴎外全集』第34巻所収, 岩波書店.
――― 1904-1906→1974「第二軍軍医部長臨時報告」『鴎外全集』第 34 巻所収, 岩波書店.
――― 1914→1974『衛生新編』第五版,『鴎外全集』第32巻所収,岩波書店.
守屋東 1912 「大阪難波新地遊廓廃止運動」『婦人新報』第176号,2月25日.
望月与三郎 1895 「代表的婦人の出づべき時機」『婦人新報』第1号,2月28日.
Murphy, U.G. 1908 *Social Evil In Japan and Allied Subjects with Statistics, Social Evil Test Cases, and Progress of the Anti-Brothel Movement* (Fourth Edition) Methodist Publishing House. 神戸大学図書館所蔵.
村岡伊平治 1960 『村岡伊平治自伝』南方社.
村山儀七 1890→1997 「存娼実際論」『買売春問題資料集成〔戦前編〕』第 7 巻所収, 不二出版.
名出昱子 1910 「和歌山公娼設置問題再興に付きて」『婦人新報』第161号,11月15日.
永見文太郎 1932→2003 「検黴制度の沿革」『買売春問題資料集成〔戦前編第II期〕』第 26 巻所収, 不二出版.
仁杉歌子 1904 「軍隊寄贈袋について」『愛国婦人』第64号,10月20日
緒方仙之助 1894 「醜業婦に付きての所感」『婦人矯風雑誌』第10号, 8月2日.
荻野ぎん子 1888 「本会設立の主意」『婦人衛生会雑誌』第1号,1月25日.
大隈重信 1911 「眞の愛国者」『婦人新報』第167号,5月25日.
大貫安三 1913 「海軍兵と花柳病との関係」『廓清』第3巻第4号4月.
大澤謙二 1911 「医学上より見たる男子の不品行」『婦人新報』第164号,2月15日.
大関和子 1895 「婦人と衛生」『婦人新報』第8号,9月28日.
――― 1904a 「東京に於ける慰問袋募集」『婦人新報』第89号,9月25日。
――― 1904b 「東京に於ける慰問袋募集（前号の続)」『婦人新報』第90号,10月25日.
Pompe van Meerdervoort, Jhr. Johannes Lijdius Catharinus. 1867-1868 *Vijf Jaren in Japan (1857-1863): Bijdragen tot de Kennis van het Japansche Keizerrijken Zijne Bevolking*, 2dls, Leiden =1968 沼田次郎・荒瀬進訳『ポンペ日本滞在見聞記』雄松堂書店.
斎藤寿雄 1908 「検黴の効幾何」『上毛教界月報』11月15日.
――― 1911 「群馬の廃娼　上」『上毛教界月報』9月15日.
斎藤精作 1888 「聊か矯風会員に望む所あり」『東京婦人矯風会雑誌』第3号,6月16日.

斎藤陸軍中尉 1895 「軍隊と酒に就きて」『婦人新報』第8号, 9月28日.
佐々城豊寿 1888 「自己の志想」『東京婦人矯風雑誌』第1号, 4月14日.
――― 1890 「廃娼壮年の熱涙」『廃娼』第2号, 5月15日.
志賀矧川 1905 「感動すべき慰安」『読売新聞』2月25日.
志賀亮 1926 「遺伝黴毒ノ発生トソノ定義ニ就テ」『東京医事新誌』第2499号, 11月.
島田三郎 1890 「廃娼の精神及其の順序（其二)」『女学雑誌』第210号, 4月26日.
――― 1900→1990「廃娼之急務序」島田三郎・木下尚江・合著『廃娼之急務』(『木下尚江全集』第1巻所収, 教文館.
――― 1906a 「婦人矯風会の事業（上)」『婦人新報』第114号, 10月25日.
――― 1906b 「婦人矯風会の事業（下)」『婦人新報』第116号, 12月25日.
――― 1911a 「空論に非ず実地の問題也」『廓清』第1巻第1号, 7月.
――― 1911b 「是れ実地の問題也」『婦人新報』第173号, 11月25日.
――― 1912「社会の基礎（二)」『廓清』第2巻第6号, 6月.
島川菊寿童 1905 「剛気の伝令」『婦人新報』第101号, 9月25日.
清水富貴子 1904 「軍人課に就て」『婦人新報』第82号, 2月25日.
清水たね子 1904 「陸海軍病院歴訪記」『婦人新報』第85号, 5月25日.
下田歌子 1899 「松本荻江女史」『婦人新報』第30号, 10月25日.
春香生 1890 「貞潔なる同胞諸姉に告ぐ」『廃娼』第1号, 4月5日.
高島米峰 1911 「吉原遊廓善後策に就て」『婦人新報』第166号, 3月25日.
武昌吉 1883 「梅毒の蔓延を防遏するの策」『大日本私立衛生会雑誌』第6号, 11月22日.
武田淑子 1905 「姫路予備病院慰問記」『婦人新報』第99号, 7月25日.
竹越与三郎 1894a 「国難と婦人」『婦人矯風雑誌』第13号, 11月2日.
――― 1894b「日本婦人の三世相」『婦人矯風雑誌』第14号, 12月8日.
――― 1896 「婦人矯風会にての演説（続)」『婦人新報』第16号, 5月28日.
田中香涯 1931 「鴨の羽根掻き（十八)」『東京医事新誌』第2749号.
谷干城 1904 「男女交際論及芸娼妓廃止論に反対す」『愛国婦人』第62号, 9月20日.
津田真道 1869→1990 「人ヲ売買スルコトヲ、禁ズベキ議」ひろたまさき校注『日本近代思想体系22 差別の諸相』所収, 岩波書店.
――― 1875「廃娼論」『明六雑誌』第42号、1875年10月。
塚越芳太郎 1890 「非売淫公許論」『廃娼』第1号, 4月5日.
――― 1895 「婦人の衛生的知識」『婦人新報』第7号, 8月28日.
内ヶ崎作三郎 1914 「生れざる者に対する義務」『廓清』第4巻第7号7月
――― 1915 「文明とは何ぞや」『廓清』第5巻第8号.
植木枝盛 1888 「売淫公許の事を論ず」『国民之友』第19, 22号, 4月6日, 5月18日.
氏原佐蔵 1925 「我國に於ける公娼の真相」『東京医事新誌』第2450号.
浮田和民 1912 「公娼問題の三要点」『廓清』第2巻第1号.
潮田千勢子 1902a 「婦人矯風会事業の現状」『婦人新報』第60号, 4月25日.
――― 1902b 「回顧と希望」『婦人新報』第67号, 11月25日.

内村鑑三 1888 「クリスチャンホーム」『東京婦人矯風会雑誌』第7号, 10月20日.
和田鐵司編 1900→1997 『娼妓と人権』開拓社, 『買売春問題資料集成〔戦前編〕』第1巻所収, 不二出版.
ウィリス, ウィリアム (Willis, William.) 1974 中須賀哲朗訳『英国公使館員の維新戦争見聞記』校倉書房.
矢島楫子 1916 「貞操問題の淵源」『婦人新報』第233号, 12月5日.
山田弘倫 1913 「陸軍兵と花柳病との関係」『廓清』第3巻第4号4月.
山田寅之助 1895 「婦人の世界」『婦人新報』第5号, 6月28日.
山田弥彦 1904 「矯風会の分課に就て」『婦人新報』第81号, 1月25日.
山川菊栄 1937 「慰問袋の思ひ出」『読売新聞』7月24日.
山室軍平 1903 『救世軍大将制定 軍令及軍律 士官の巻 (上)』救世軍日本本営.
――― 1906a 『ブース大将伝』救世軍本営.
――― 1906b 『山室機恵子』救世軍日本本営.
山脇房子 1911 「廃娼問題に対する意見」『廓清』第1巻3号.
山澤俊夫 1902 「愛国婦人発行の辞」『愛国婦人』第1号, 3月27日.
横井時雄 1890 「家庭」『廃娼』第4号, 7月31日.
横倉秀子 1906 「我等の理想とする所謂婦人の生涯」『婦人新報』第108号, 4月25日.
――― 1907 「救済課」『婦人新報』第123号, 7月25日.

参考二次文献

愛知県史編さん委員会編 2002 『愛知県史資料編32 近代9社会・社会運動1』愛知県.
阿部恒久 1990 「安部磯雄と婦人問題」『安部磯雄の研究』早稲田大学社会科学研究所.
赤川学 1999 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房.
荒川章二 2004 「地域史としての日露戦争」小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊國屋書店.
旭川市史編集委員会 1959 『旭川市史』第3巻、旭川市役所.
ヘンリー・ブラード編 1901 『救世軍戦争記』救世軍本営.
Bullough, Vern and Bullough, Bonnie. 1987. *Woman and Prostitution: A Social History*, Prometheus Books. = 1991 香川檀ほか訳『売春の社会史 古代オリエントから現代まで』筑摩書房.
千野陽一 1979 『近代日本婦人教育史――体制内婦人団体の形成過程を中心に』ドメス出版.
Cortazzi, Hugh. 1987 *Victorians in Japan: In and around the Treaty Ports*, the Athlone Press =1988 中須賀哲朗訳『維新の港の英人たち』中央公論社.
伊達一男 1974 「衛生学者森鴎外をめぐって―ホフマン教授―」『鴎外全集 月報 29』岩

波書店.
江原由美子編 1995 『性の商品化』勁草書房.
Foucault, Michel. 1976. *La Volonté De Savoir :Volume 1 de Histoire de la Sexualité*, Éditions Gallimard . = 1986 渡辺守章訳『性の歴史Ⅰ　知への意志』新潮社.
藤目ゆき 1997 『性の歴史学　公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版.
藤野豊 2001 『性の国家管理　買売春の近現代史』不二出版.
Mosse, George L. 1985 *Nationalism and Sexuality: Respectability and Abnormal Sexuality in Modern Europe*, Howard Fertig inc.= 1996 佐藤卓己・佐藤八寿子訳『ナショナリズムとセクシュアリティ　市民道徳とナチズム』柏書房.
群馬県議会事務局編 1951 『群馬県議会史　第一巻』群馬県議会.
群馬県史編さん委員会編 1987 『群馬県史　資料編21　近代現代5』群馬県.
群馬県史編さん委員会 1991 『群馬県史　通史編7　近代現代1』群馬県.
萩原俊彦 1982「群馬県下の廃娼運動 明治末期の高崎と柏木義円を中心に」『福音と世界』.
函館市編 1980 『函館市史　通説編』第1巻、第一印刷.
橋爪紳也 2006 『絵はがき100年　近代日本のビジュアル・メディア』朝日新聞社.
早川紀代 1998 『近代天皇制国家とジェンダー　成立期のひとつのロジック』青木書店.
早野喜久江 2000 「『女学雑誌』の果たした役割――婦人矯風会の場合を中心に」『白山史学』36号.
林　葉子 2001 「『市民』が『国民』になるとき――久布白落実における『ホーム』論の転回」『キリスト教社会問題研究』第50号.
――― 2003 「日清戦争前後の『家庭雑誌』――英雄伝を物語る母／膨張する国家――」西田毅・和田守他編『民友社とその時代　思想・文学・ジャーナリズム集団の軌跡』ミネルヴァ書房.
――― 2006a 「廃娼論と産児制限論の融合―安部磯雄の優生思想について」『女性学』第13号.
――― 2006b 「平塚らいてうにおける性と衛生の近代」『国際会議 "New Women/ Modern Girls and the Colonial Modernity in East Asia"報告集』梨花女子大学（韓国）.
平田由美 1999 『女性表現の明治史　樋口一葉以前』岩波書店.
平塚らいてう 1992 『平塚らいてう自伝　元始女性は太陽であった③』大月書店国民文庫.
ひろたまさき 1990 「解説　日本近代社会の差別構造」『日本近代思想体系 22　差別の諸相』岩波書店.
――― 1998 『差別の視線　近代日本の意識構造』吉川弘文館.
広瀬玲子 1983「荻野吟子研究――明治女性の自己形成――」『歴史評論』401号.
――― 2006 「荻野吟子――女医への道を切り拓いて」北海道女性医師史編纂刊行委員会『北の命を抱きしめて　北海道女性医師のあゆみ』ドメス出版.
星玲子 1996 「北海道における娼妓自由廃業―1900年前後を中心に―」『歴史評論』第553号.

細馬宏通 2006 『絵はがきの時代』青土社.
兵庫県 1998 『兵庫県史　史料編　幕末維新2』兵庫県.
兵庫県警察史編さん委員会 1972 『兵庫県警察史　明治・大正編』兵庫県警察本部.
飯田祐子 2004 「婆の力――奥村五百子と愛国婦人会」小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊國屋書店.
今中保子 1998 「一九二〇年代―一九三〇年代の廃娼運動とその歴史的意義――広島県を中心にして――」『日本女性史論集9　性と身体』吉川弘文館.
井上清　1948 『日本女性史』三一出版.
井上輝子 1968 「『女学』思想の形成と転回――女学雑誌社の思想史的研究」『東京大学新聞研究所紀要』17号.
石月静恵 1996 『戦間期の女性運動』東方出版.
伊藤秀吉　1931a→1982『日本廃娼運動史』〔復刻版〕不二出版.
――― 1931b→1982 『紅灯下の彼女の生活』〔復刻版〕不二出版.
伊藤康子 2005 「愛国婦人会と女性の社会的活動」早川紀代編『戦争・暴力と女性 2　軍国の女たち』吉川弘文館.
城一男 2003 『マザー・オブ・マザーズ　社会事業家・城ノブの生涯』文芸社.
海妻径子 2004 『近代日本の父性論とジェンダー・ポリティクス』作品社.
掛川智子 1982 「群馬廃娼運動とその意義」『上毛民衆史』第2号.
亀山美知子 1984 『近代日本看護史Ⅱ　戦争と看護』ドメス出版.
――― 1990 『女たちの約束　M.T.ツルーと日本最初の看護婦学校』人文書院.
――― 1992「私立大日本婦人衛生会と『婦人衛生雑誌』について」『婦人衛生会雑誌　別巻・索引』〔復刻版〕，大空社.
鹿野政直 1989 『婦人・女性・おんな――女性史の問い――』岩波新書.
――― 2001 『健康観にみる近代』朝日新聞社.
――― 2005 『兵士であること　動員と従軍の精神史』朝日新聞社.
片野真佐子　1995 「浅井柞覚書――忘れられた女性プロテスタント――」富坂キリスト教センター編『近代日本のキリスト教と女性たち』新教出版社.
――― 2001 「初期愛国婦人会考――近代皇后像の形成によせて」大口勇次郎編『女の社会史　17-20世紀――「家」とジェンダーを考える』山川出版社.
加藤政洋 2005 『花街　異空間の都市史』朝日新聞社.
加藤千香子 2004 「〈男性性の歴史〉研究の可能性」『現代のエスプリ』第446号.
川上武 1982 『現代日本病人史――病人処遇の変遷――』勁草書房.
川村邦光 1994 『オトメの身体』紀伊國屋書店.
――― 2004 『性家族の誕生　セクシュアリティの近代』ちくま学芸文庫.
神戸市役所編 1971 『神戸市史　資料三』神戸市.
小玉亮子 2004 「今、なぜ、マスキュリニティ／男性性の歴史か」『現代のエスプリ』第446号.
古賀十二郎　1942→1972『西洋医術伝来史』〔復刻版〕、医事通信社.

――― 1968 『長崎洋学史　続編』長崎文献社.
小檜山ルイ 1992 『アメリカ婦人宣教師　来日の背景とその影響』東京大学出版会.
小山静子 1998 「明治啓蒙期の妾論議と廃妾の実現」総合女性史研究会編『日本女性史論集 9　性と身体』吉川弘文館.
――― 1999 『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房.
小谷野敦 2007 『日本売春史　遊行女婦からソープランドまで』新潮選書.
久保千一 1995 「群馬医学会の父・斎藤寿雄――博愛精神を貫いた生涯――」高崎経済大学附属産業研究所編『群馬にみる人・自然・思想』日本経済評論社.
久布白落実 1937→1995 『湯浅初子』〔復刻版〕大空社、1995 年.
黒川みどり 2006 「男性の自己変革への模索」、阿部恒久ほか編『男性史 1　男たちの近代』日本経済評論社.
葛井義憲 1989 「U.G.モルフィ牧師研究―名古屋の廃娼運動―」『名古屋学院大学論集：人文・自然科学篇』第 25 巻第 2 号.
曲淵優子 2002 「芸娼妓のエクリチュール―近代日本における『女の書く行為』を問う」『千葉大学社会文化科学研究』.
牧英正 1961 『日本法史における人身売買の研究』有斐閣.
――― 1971 『人身売買』岩波新書.
正木慶文 1930 「日本に於ける最初の検黴に就て」『中外医事新報』第 1160 号.
町田忍 1997 『戦時広告図鑑　慰問袋の中身はナニ？』WAVE 出版.
松尾尊兊 1982 「解題一」『山川菊栄集』第 8 巻, 岩波書店.
三井光三郎 1912 『愛国婦人会史』博文館.
宮本忍 1975 『医学思想史Ⅲ　日本における近代医学の成立』勁草書房.
宮崎千穂 2005 「日本最初の梅毒検査とロシア艦隊―幕末の長崎港における『ロシア村』形成の端緒―」福田眞人・鈴木則子編『日本梅毒史の研究――医療・社会・国家』思文閣出版.
森崎和江 1980 『からゆきさん』朝日新聞社.
――― 1993 『買春王国の女たち　娼婦と産婦による近代史』宝島社.
村上信彦 1977a『明治女性史（三）女の職業』講談社文庫.
――― 1977b 『明治女性史（四）愛と解放の胎動』講談社文庫.
村尾昭子 1978 「派出看護婦のあゆみ」近代女性史研究会編『女たちの近代』柏書房.
室田保夫 1994 「日本救世軍と社会事業」『キリスト教社会福祉思想史の研究　「一国の良心」に生きた人々』不二出版.
牟田和恵 1996 『戦略としての家族　近代日本の国民国家形成と女性』新曜社.
内藤寿子 2005 「戦争と看護――従軍看護婦の位相――」早川紀代編『戦争・暴力と女性 2　軍国の女たち』吉川弘文館.
中原英典 1980 『明治警察史論集』良書普及会.
中嶌邦 1992 「近代日本における婦人衛生の位相」『婦人衛生会雑誌　別巻・索引』復刻版、大空社.

成田龍一 1990 「衛生環境の変化のなかの女性と女性観」女性史総合研究会編『日本女性生活史4 近代』東京大学出版会.
――― 1995 「身体と公衆衛生―日本の文明化と国民化」歴史学研究会編『講座世界史4 資本主義は人をどう変えてきたか』東京大学出版会.
日本科学史学会編 1965 『日本科学技術史体系第24巻 医学1』第一法規出版.
日本キリスト教婦人矯風会編 1986 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版.
西川祐子・荻野美穂編 1999 『共同研究 男性論』人文書院.
西村みはる 1981 「女学雑誌にみる廃娼論とその影響――巌本善治を中心に」『日本女子大学紀要 文学部』31号.
沼田次郎 1968 「解説」『ポンペ日本滞在見聞記』雄松堂書店.
大日方純夫 1993 『警察の社会史』岩波新書.
―――1998 「日本近代国家の成立と売娼問題」総合女性史研究会編『日本女性史論集 9 性と身体』吉川弘文館.
――― 2000『近代日本の警察と地域社会』筑摩書房.
小川京子 1984 『石つぶての中で モルフィの廃娼運動』不二出版.
荻野美穂 2002 『ジェンダー化される身体』勁草書房.
大川由美 2000 「近代検黴制度の導入と英国『伝染病予防法』――英国海軍医官 G.B.ニュートンを中心に――」『日本歴史』第623号.
――― 2005 「近代検黴制度の導入と梅毒病院――英国公使館から見た日本の梅毒――」福田眞人・鈴木則子編『日本梅毒史の研究――医療・社会・国家』思文閣出版.
沖野岩三郎 1930→1982 『娼妓解放哀話』中公文庫.
大久保利謙 1997 「津田真道の著作とその時代」同編『津田真道 研究と伝記』みすず書房.
小野芳朗 1997 『〈清潔〉の近代』講談社選書メチエ.
小野沢あかね 1992 「帝国議会開設期の廃娼運動――群馬県を中心として――」『歴史学研究』第637号.
――― 2004 「戦間期日本における公娼制度廃止問題の歴史的特質――地域と国際関係の視点から――」歴史学研究会編『性と権力関係の歴史』青木書店.
大江志乃夫 1976 『日露戦争の軍事史的研究』岩波書店.
――― 1988 『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』朝日選書.
大濱徹也 2003 『庶民のみた日清・日露戦争』刀水書房.
大島義夫・宮本正男 1987 『反体制エスペラント運動史〔新版〕』三省堂.
大谷渡 1999 『北村兼子 炎のジャーナリスト』東方出版.
ポーラ文化研究所編 2004 『幕末維新・明治・大正 美人帖〈愛蔵版〉』新人物往来社.
佐伯順子 2006『明治美人帖 (NHK知るを楽しむ 歴史に好奇心)』日本放送出版協会.
佐治恵美子 1978 「軍事援護と家庭婦人――初期愛国婦人会論」近代女性史研究会編『女たちの近代』柏書房.
酒井シヅ 2002 『病が語る日本史』講談社.

————編 1999 『疫病の時代』大修館書店.
Scott, Joan W. 1988 *Gender and the Politics of History* , Columbia University Press = 1992 荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学』平凡社.
渋谷知美 2003 『日本の童貞』文春新書.
清水紫琴 1983 古在由重編『紫琴全集』全1巻, 草土文化.
下川耿史 2003 『日本エロ写真史』ちくま文庫.
相馬黒光 1940→1985『明治初期の三女性 中島湘煙・若松賤子・清水紫琴』〔復刻版〕不二出版.
曽根ひろみ 2003 『娼婦と近世社会』吉川弘文館.
杉山博昭 2002 「救世軍の廃娼運動の評価をめぐって」『純心現代福祉研究』第7号.
鈴木則子 2005 「江戸時代の医学書に見る梅毒観について」福田眞人・鈴木則子編『日本梅毒史の研究——医療・社会・国家』思文閣出版.
鈴木裕子 1997 「解説」『日本女性運動資料集成』第8巻、不二出版.
社会福祉法人慈愛会編 1994 『慈愛寮百年のあゆみ』ドメス出版.
高群逸枝 1966 『高群逸枝全集 女性の歴史 二』理論社.
竹村民郎 1982 『廃娼運動 廓の女性はどう解放されたか』中公新書.
———— 1993 「解説 帝国議会開設期における廃娼運動——雑誌『廃娼』の刊行を中心に」『廃娼』〔復刻版〕不二出版.
———— 2004 『大正文化 帝国のユートピア 世界史の転換期と大衆消費社会の形成』三元社.
竹内智恵子 1990 『鬼追い 続昭和遊女考』未来社.
———— 1992 『娑婆恋どり 廓女いま、むかし』未来社.
武内善信 1998 「地域（熊野）における明治社会主義」西田毅編『近代日本政治思想史』ナカニシヤ出版.
瀧澤利行 1998 『健康文化論』大修館書店.
田中聡 1994 『衛生展覧会の欲望』青弓社.
谷口笙子 1983 「函館における公娼制度と廃娼運動—明治期を中心に—」桑原真人編『北海道の研究』第6巻近・現代篇Ⅱ, 清文堂.
鄭暎惠 2003 『〈民が代〉斉唱 アイデンティティ・国民国家・ジェンダー』岩波書店.
上野千鶴子 2002 『差異の政治学』岩波書店.
宇佐美ミサ子 2000 『宿場と飯盛女』同成社.
宇津恭子 1983 『才藻より、より深き魂に——相馬黒光・若き日の遍歴——』日本 YMCA 同盟出版部.
若尾典子 1997 「女性の身体と自己決定—性業労働をめぐって」『岩波講座 現代の法 11 ジェンダーと法』岩波書店.
Weil, Simone. 1957. *La Condition Ouvrière*. Gallimard. = 1967 黒木義典・田辺保訳『労働と人生についての省察』勁草書房.
山極圭司 1990 「解説」『木下尚江全集』第1巻、教文館.

山口玲子 1977 『泣いて愛する姉妹に告ぐ　古在紫琴の生涯』草土文化.
山川菊栄 1928 『無産者運動と婦人の問題』白揚社.
――― 1972 『おんな二代の記』平凡社東洋文庫.
――― 1981『日本婦人運動小史〔新装版〕』大和書房.
山本俊一 1983 『日本公娼史』中央法規出版.
山室武甫 1967 『山室軍平にふさわしき妻　機恵子』玉川大学出版部.
山崎朋子 1975 『サンダカン八番娼館　底辺女性史序章』文春文庫.
楊善英 2003 「日本キリスト教婦人矯風会の廃娼運動――1900 年代における支部の活動を中心に――」『言語・地域文化研究』第 9 号.
安武留美 2005 「婦人言論の自由――宣教師と WCTU と東京婦人矯風会」『日本研究』30 巻.
横浜市役所編 1932 『横濱市史稿風俗編』丸善.
横井勝彦 2004 『アジアの海の大英帝国―19 世紀海洋支配の構図―』講談社学術文庫.
吉見周子 1992 『売娼の社会史』〔増補改訂版〕雄山閣.
吉屋信子 1965 『ときの声』筑摩書房.